

八重瀬町地域防災計画

(平成 27 年度修正)

八重瀬町防災会議

《目 次》

第1部 総則

第1章 総 則

第1節 目 的	総則-1
第2節 用 語	総則-2
第3節 町の概況	総則-3
第4節 災害の想定	総則-7
第5節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	総則-17
第6節 町民及び事業者等の責務等	総則-25

第2章 基本方針

第1節 災害の想定と防災計画の基本的考え方	総則-26
第2節 防災対策の基本理念及び施策の概要	総則-29
第3節 防災計画の見直しと推進	総則-32

第2部 災害予防計画

第1章 地震・津波災害予防計画

第1節 地震・津波災害予防計画の基本方針	予防-1
第1項 災害予防計画の基本的な考え方	予防-1
第2項 災害予防計画の推進	予防-2
第2節 地震・津波に強い人づくり	予防-4
第1項 防災訓練計画	予防-4
第2項 地震・津波知識の普及・啓発に関する計画	予防-7
第3項 自主防災組織育成計画	予防-9
第4項 消防職・団員の充実	予防-12
第5項 企業防災の促進	予防-12
第6項 地区防災計画の普及等	予防-13
第3節 地震・津波に強いまちづくり	予防-14
第1項 地盤・土木施設等の対策	予防-14
第2項 都市基盤の整備	予防-19
第3項 建築物の対策	予防-22
第4項 危険物施設等の対策	予防-24

第4節 地震・津波災害応急対策活動の準備	予防-26
第1項 初動体制の強化	予防-26
第2項 活動体制の確立	予防-28
第3項 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実	予防-35
第4項 災害ボランティアの活動環境の整備	予防-39
第5項 要配慮者の安全確保計画	予防-40
第6項 観光客・旅行者・外国人等の安全確保	予防-43
第5節 津波避難体制等の整備	予防-45
第1項 津波避難計画の策定・推進	予防-45
第2項 津波危険に関する啓発	予防-46
第3項 津波に対する警戒避難体制・手段の整備	予防-47
第4項 津波災害警戒区域の指定等	予防-49

第2章 風水害等災害予防計画

第1節 風水害等に強い人づくり	予防-50
第1項 台風・大雨等の防災知識普及計画	予防-50
第2項 防災訓練計画	予防-51
第3項 自主防災組織育成計画	予防-52
第4項 災害ボランティア計画	予防-53
第2節 風水害等に強いまちづくり	予防-54
第1項 風水害予防計画	予防-54
第2項 土砂災害予防計画	予防-55
第3項 高潮等対策計画	予防-57
第4項 建築物等災害予防計画	予防-57
第5項 火災予防計画	予防-58
第6項 林野火災予防計画	予防-59
第7項 危険物等災害予防計画	予防-60
第8項 上・下水道施設災害予防計画	予防-60
第9項 ガス、電力施設災害予防計画	予防-61
第10項 災害通信施設整備計画	予防-61
第11項 不発弾等災害予防計画	予防-62
第12項 火薬類災害予防計画	予防-64
第13項 文化財災害予防計画	予防-64
第14項 農業災害予防計画	予防-64
第15項 道路事故災害予防計画	予防-65
第16項 海上災害予防計画	予防-65
第3節 風水害等応急対策活動の準備	予防-67
第1項 気象観測体制の整備計画	予防-67

第2項	水防、消防及び救助施設等整備計画	予防-67
第3項	避難誘導等計画	予防-68
第4項	要配慮者安全確保体制整備計画	予防-69
第5項	食糧等備蓄計画	予防-70
第6項	交通確保・緊急輸送計画	予防-70

第3部 災害応急対策計画

第1章 地震・津波災害応急対策計画

第1節	組織計画	応急-1
第1項	組織計画	応急-1
第2項	動員計画	応急-11
第3項	関係機関との連携・協力	応急-13
第2節	地震情報・津波警報等の伝達計画	応急-14
第1項	緊急地震速報	応急-14
第2項	地震情報等の種類及び発表基準	応急-14
第3項	津波警報等の種類及び発表基準	応急-15
第4項	津波警報等の伝達	応急-20
第5項	近地地震・津波に対する自衛措置	応急-21
第6項	警報等の受領及び記録	応急-21

第2章 風水害等災害応急対策計画

第1節	組織計画	応急-22
第1項	組織計画	応急-22
第2項	動員計画	応急-32
第3項	関係機関との連携・協力	応急-34
第2節	気象警報等の伝達計画	応急-35
第1項	警報等の種類及び発表基準	応急-35
第2項	警報等の発表及び解除等の発表機関	応急-38
第3項	気象警報等の伝達	応急-39
第4項	異常気象発見時の措置	応急-40
第5項	警報等の受領及び記録	応急-41
第3節	台風災害対策計画	応急-42
第1項	台風災害事前対策	応急-42
第2項	暴風警報発表時等の組織計画	応急-43

第3章 共通の災害応急対策計画

第1節 災害通信計画	応急-47
第1項 通信の協力体制	応急-47
第2項 各種通信施設の利用	応急-47
第2節 災害状況等の収集・伝達計画	応急-49
第1項 災害発見時の情報収集	応急-49
第2項 災害報告の種類と連絡系統	応急-50
第3項 災害報告	応急-52
第3節 災害広報計画	応急-55
第1項 被害写真の収集	応急-55
第2項 報道機関に対する情報等の発表	応急-55
第3項 町民に対する広報	応急-56
第4項 報道機関への要請	応急-57
第5項 住民からの問い合わせに対する対応	応急-57
第6項 要配慮者等に配慮した広報	応急-57
第7項 被災者の安否に関する情報の提供	応急-57
第4節 自衛隊災害派遣要請計画	応急-58
第1項 災害派遣を要請する場合の基準	応急-58
第2項 災害派遣要請等	応急-58
第3項 災害派遣部隊の活動等	応急-61
第5節 広域応援要請計画	応急-64
第1項 応援協定に基づく応援要請	応急-64
第2項 町の応援要請	応急-64
第3項 県が実施する支援との連携	応急-65
第4項 応援受入れ体制	応急-65
第6節 避難計画	応急-67
第1項 避難勧告・指示等の発令等	応急-67
第2項 避難誘導の実施	応急-72
第3項 避難所の開設及び運営管理	応急-73
第4項 広域一時滞在	応急-75
第7節 観光客等対策計画	応急-77
第1項 避難情報の伝達及び避難誘導	応急-77
第2項 避難収容	応急-77
第3項 帰宅困難者対策	応急-77
第8節 要配慮者対策計画	応急-78
第1項 避難行動要支援者の避難支援	応急-78
第2項 避難生活への支援	応急-78
第3項 学校、社会福祉施設及び医療施設における避難対策	応急-79

第4項	外国人への支援	応急-79
第9節	水防計画	応急-80
第1項	水防対策本部の設置	応急-80
第2項	水防対策非常配備と出動	応急-81
第3項	水防対策巡視	応急-81
第4項	避難のための立退き	応急-81
第10節	消防計画	応急-82
第1項	消防体制・出動の確立	応急-82
第2項	救助・救急活動	応急-82
第3項	火災原因及び被害調査	応急-83
第4項	相互応援要請	応急-83
第5項	消防の応援要請	応急-83
第11節	救出計画	応急-84
第1項	被災者の救出	応急-84
第2項	救出用資機材の調達	応急-84
第3項	惨事ストレス対策	応急-84
第12節	医療救護計画	応急-85
第1項	医療救護及び助産の実施	応急-85
第2項	医薬品・衛生材料等の調達	応急-88
第3項	被災者の健康管理とこころのケア	応急-89
第13節	交通輸送計画	応急-90
第1項	交通規制	応急-90
第2項	緊急輸送	応急-94
第3項	応急対策	応急-97
第14節	治安警備計画	応急-98
第1項	警察への協力・出動要請等	応急-98
第2項	警察による災害警備	応急-99
第15節	災害救助法適用計画	応急-100
第1項	災害救助法適用後の救助の実施	応急-100
第2項	災害救助法の適用基準	応急-100
第3項	災害救助法の適用手続	応急-101
第16節	給水計画	応急-102
第1項	飲料水の供給	応急-102
第2項	水道施設の応急復旧	応急-103
第17節	食糧供給計画	応急-104
第1項	食糧の調達	応急-104
第2項	食糧の供給活動	応急-104
第18節	生活必需品供給計画	応急-106
第1項	生活必需品物資等の調達	応急-106

第2項	生活必需品物資等の給与及び貸与	応急-106
第3項	生活必需品物資等の集積及び輸送	応急-107
第4項	救援物資の受入れ	応急-107
第19節	感染症対策、し尿の処理、食品衛生監視及び動物の保護収容計画	応急-108
第1項	感染症対策	応急-108
第2項	保健衛生	応急-109
第3項	し尿の処理	応急-110
第4項	食品衛生監視活動	応急-110
第5項	犬等及び特定動物（危険動物）の保護・収容計画	応急-111
第6項	ペットへの対応	応急-111
第20節	行方不明者の捜索、遺体処理及び埋葬計画	応急-112
第1項	行方不明者の捜索	応急-112
第2項	行方不明者の発見後の収容及び処置	応急-113
第3項	遺体の安置及び処理	応急-113
第4項	遺体の埋葬	応急-114
第5項	行方不明者の捜索等の費用及び期間等	応急-114
第21節	障害物の除去・災害廃棄物処理計画	応急-116
第1項	障害物の除去	応急-116
第2項	災害廃棄物の処理	応急-117
第3項	ごみの収集・処理	応急-117
第22節	住宅応急対策計画	応急-118
第1項	応急仮設住宅の設置等	応急-118
第2項	住宅の応急修理	応急-119
第3項	公営・民間住宅の確保	応急-119
第4項	住宅の被災調査	応急-119
第23節	二次災害の防止計画	応急-121
第1項	応急危険度判定	応急-121
第2項	被災宅地の危険度判定	応急-122
第3項	降雨等による水害・土砂災害の防止	応急-122
第4項	高潮、波浪等の対策	応急-122
第24節	教育対策計画	応急-123
第1項	応急教育対策	応急-123
第2項	学校給食対策	応急-124
第3項	社会教育施設等の対策	応急-125
第4項	被災児童・生徒の保健管理	応急-125
第5項	文化財の保護	応急-125
第25節	労務供給計画	応急-126
第1項	職員の派遣・斡旋（相互応援協力計画）	応急-126
第2項	一般労働者の供給	応急-126

第3項	従事命令、協力命令	応急-127
第26節	民間団体の活用計画	応急-130
第1項	民間団体への協力要請	応急-130
第27節	ボランティア受入れ計画	応急-131
第1項	ボランティア受入れ体制の整備	応急-131
第2項	ボランティアへの協力要請と活動内容	応急-131
第3項	ボランティアの活動支援	応急-132
第28節	公共土木施設応急対策計画	応急-134
第1項	公共土木施設応急対策計画	応急-134
第2項	土砂災害応急対策計画	応急-135
第29節	危険物等災害応急対策計画	応急-137
第1項	石油類に関する応急対策	応急-137
第2項	高圧ガス類に関する応急対策	応急-137
第30節	海上災害応急対策計画	応急-139
第1項	災害対策連絡調整本部との連携	応急-139
第2項	海上災害防止対策	応急-140
第3項	海上災害時の対応	応急-141
第4項	流出油汚染事故等対策	応急-141
第5項	災害復旧・復興対策	応急-141
第6項	海上保安本部による災害応急対策	応急-142
第31節	航空機事故災害応急対策計画	応急-146
第1項	事故発生 of 通報	応急-146
第2項	県への応援要請	応急-146
第32節	ライフライン等施設応急対策計画	応急-147
第1項	電力施設災害応急対策計画	応急-147
第2項	ガス施設災害応急対策計画	応急-147
第3項	上水道施設災害応急対策計画	応急-148
第4項	下水道施設災害応急対策計画	応急-149
第5項	電気通信施設応急対策計画	応急-150
第33節	農林水産物応急対策計画	応急-151
第1項	災害事前・事後対策	応急-151
第2項	農産物応急対策	応急-151
第3項	家畜応急対策	応急-152
第4項	水産物応急対策	応急-152
第34節	道路事故災害応急対策計画	応急-153
第1項	発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	応急-153
第2項	救助・応急、医療及び消火活動	応急-153
第3項	道路、橋梁等の応急措置	応急-153

第 35 節	林野火災対策計画	応急-154
第 1 項	異常気象時の警戒	応急-154
第 2 項	林野火災の発生（発見時）、拡大時の通報連絡	応急-154
第 3 項	林野火災の消火活動	応急-155

第 4 部 災害復旧・復興計画

第 1 章 災害復旧・復興計画

第 1 節	公共施設災害復旧計画	復旧-1
第 1 項	災害復旧事業計画の作成	復旧-1
第 2 項	施設災害復旧事業の実施	復旧-2
第 2 節	被災者生活への支援計画	復旧-3
第 1 項	住民サポートセンターの開設	復旧-3
第 2 項	罹災証明書の発行	復旧-4
第 3 項	被災者台帳の作成	復旧-5
第 4 項	住宅復旧計画	復旧-5
第 5 項	生業資金の貸付	復旧-6
第 6 項	被災世帯に対する住宅融資	復旧-7
第 7 項	災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給	復旧-7
第 8 項	災害義援物資・義援金の募集及び配分	復旧-8
第 9 項	町税の徴収猶予及び減免	復旧-9
第 10 項	職業の斡旋	復旧-9
第 11 項	被災者生活再建支援法の適用計画	復旧-9
第 12 項	地震保険や共済制度の活用	復旧-12
第 13 項	その他の被災者支援	復旧-12
第 3 節	農漁業及び中小企業等への支援計画	復旧-13
第 1 項	農業関係	復旧-13
第 2 項	水産関係	復旧-13
第 3 項	中小企業関係	復旧-13
第 4 節	復興の基本方針	復旧-15
第 1 項	復興計画の作成	復旧-15
第 2 項	がれき処理	復旧-15
第 3 項	防災まちづくり	復旧-15
第 4 項	特定大規模災害時の復興方針等	復旧-16

第5部 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章 総則

- 第1節 計画の目的 南海トラフ-1
 - 第1項 計画策定の背景 南海トラフ-1
 - 第2項 計画の目的 南海トラフ-1
- 第2節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱.. 南海トラフ-1

第2章 関係者との連携協力の確保

- 第1節 資機材、人員等の配備手配 南海トラフ-2
- 第2節 物資の備蓄・調達 南海トラフ-2
- 第3節 自衛隊の災害派遣 南海トラフ-2
- 第4節 帰宅困難者への対応 南海トラフ-2

第3章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

- 第1節 津波からの防護 南海トラフ-3
- 第2節 津波に関する情報の伝達等 南海トラフ-3
- 第3節 避難指示等の発令基準 南海トラフ-3
- 第4節 避難対策等 南海トラフ-3
 - 第1項 地域住民等の避難誘導 南海トラフ-3
 - 第2項 避難場所及び避難所の運営・安全確保 南海トラフ-4
- 第5節 関係機関がとるべき活動 南海トラフ-4
- 第6節 迅速な救助・救急活動 南海トラフ-4

第4章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

- 第1節 建築物、構造物等の耐震化 南海トラフ-5
- 第2節 避難場所の整備 南海トラフ-5
- 第3節 避難経路の整備 南海トラフ-5

第5章 防災訓練計画

- 第1節 総合防災訓練 南海トラフ-6
- 第2節 個別目標別の防災訓練 南海トラフ-6
- 第3節 防災訓練の評価等 南海トラフ-6

第6章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

第1節	町職員に対する教育	南海トラフ-7
第2節	地域住民等に対する教育・啓発	南海トラフ-7
第3節	学校等における防災教育	南海トラフ-8
第4節	防災上重要な施設管理者に対する教育	南海トラフ-8
第5節	相談窓口の設置	南海トラフ-8
第6節	観光客等に対する広報等	南海トラフ-8

第1部 総則

第1章 総則

第2章 基本方針

第1章 総則

第1節 目的

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づいて、八重瀬町の防災対策に関し、概ね次の事項を定め、もって総合的かつ計画的な防災行政の推進を図り、防災の万全を期するものである。

- 1 八重瀬町の防災対策に関する指定地方行政機関、県、町、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱並びに町民等の責務
- 2 治山、治水、砂防及び海岸保全事業、緊急防災・減災事業、地震防災緊急事業五箇年計画の推進に係る事業、防災教育及び訓練、災害用食糧、物資及び資材の備蓄及び防災施設の整備その他の災害予防に関する計画
- 3 防災に関する組織、気象警報等の伝達、災害情報等の収集、避難、水防、消防、救助、衛生、文教及び交通輸送その他の災害応急対策に関する計画
- 4 災害復旧・復興に関する計画
- 5 その他の必要な事項

なお、本計画の構成、対象災害は次のとおりである。

■計画の構成・対象災害

部構成	対象災害
第1部 総則	本計画の目的、想定する災害、防災関係機関等の役割分担、防災対策の基本方針及び計画の見直し・推進体制等の基本事項
第2部 災害予防計画	地震・津波対策及び風水害等対策に関する予防計画
第3部 災害応急対策計画	地震・津波、台風や大雨による洪水・高潮・土砂災害・風害（竜巻を含む）、大規模火災、林野火災、危険物等災害、不発弾等災害、道路事故災害、航空機事故災害及び海上災害に関する応急対策計画
第4部 災害復旧・復興計画	地震・津波対策、台風や大雨による洪水・高潮・土砂災害・風害（竜巻を含む）、大規模火災、林野火災、危険物等災害、不発弾等災害、道路事故災害、航空機事故災害及び海上災害に関する復旧・復興計画
第5部 南海トラフ地震防災対策推進計画	南海トラフ地震に関する地震防災対策の推進計画（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条第2項の規定に基づく）
参考資料	各部に係る資料・様式

参考資料 4-1 八重瀬町防災会議条例

第2節 用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 基本法：災害対策基本法（昭和36年法律第223号）をいう。
- 2 救助法：災害救助法（昭和22年法律第118号）をいう。
- 3 町防災計画：八重瀬町地域防災計画をいう。
- 4 町本部：八重瀬町災害対策本部をいう。
- 5 町本部長：八重瀬町災害対策本部長をいう。
- 6 県防災計画：沖縄県地域防災計画をいう。
- 7 県本部：沖縄県災害対策本部をいう。
- 8 県本部長：沖縄県災害対策本部長をいう。
- 9 県地方本部：沖縄県南部地方本部をいう。
- 10 県地方本部長：沖縄県南部地方本部長をいう。

第3節 町の概況

1 自然的条件

(1) 気象

本町を含む沖縄本島地域は、亜熱帯海洋性気候に属し、年間を通して温暖で四季の変化に乏しい地域である。

年平均気温は23.1度、年間降雨量は2040.8mm、年平均湿度は74%となっている。降雨は、5～6月の梅雨期と台風の多い8月～9月の二つのピークがある。

また、台風銀座と呼ばれるように年平均3.5個の台風が接近し、その強い風と雨は災害を生じさせる一方、台風による降雨は恵みの雨ともなる。

(2) 位置及び地形

本町は、沖縄本島の南端にあり、南は太平洋に面している町である。

町域は、南北に長く、長堂川、饒波川、報得川、雄樋川の四つの河川が東西に流れ、その合間に緩やかな丘陵地帯が広がっている。丘陵地帯の大部分はサトウキビ畑で、その畑の中に小さな集落が点在しており、丘陵地帯の南端部には八重瀬岳がある。

八重瀬の台地は、琉球石灰岩が残されてできたもので、海拔140～160mの高さの平坦な台地で、そのまわりを断層涯が画し、台地と丘陵地帯を分けている。また、この台地は二つの断層が走っていることや、断層涯の石灰岩と接する下部の泥岩（クチャ）は急な斜面となることがあり、地滑りを起こしやすい地形として注意を要する。

本町の最長幅は、東西6.5km、南北9.1kmで、総面積が26.90km²の南北に細長い地形をしている。そのうち農耕地が大部分で、総面積に占める割合は、畑13.69km²で50.9%、宅地4.58km²で17.0%、原野3.59km²で13.4%、その他5.03km²で19.0%（平成16年度土地概要調査）となっている。

(3) 地質・土壌

地質は、泥岩（クチャ）を主体とする島尻層群と琉球石灰岩から構成され、土壌は、泥岩の風化土壌であるジャーガルと琉球石灰岩の風化土壌である島尻マーヅから成っている。

ジャーガルは北部一帯に分布し、粘性があり、肥沃で保水性に富む農業生産性の高い土壌であるが、透水性が悪いため、排水不良になりがちで、乾燥すると固結・亀裂を生じやすい欠点がある。

島尻マーヅの多くは南部一帯に分布し、取り扱いやすい土壌ではあるが、やせていて保水性に欠けるうえ、層も全体的に薄いため、早魃の害を受けやすい欠点がある。

(4) 水系

本町には、長堂川、饒波川、報得川、雄樋川の河川が流れ、水系はこの四つの河川を含む五つの流域から成っている。

長堂川は、南風原町との境界となって北西方向に流下し、饒波川は南城市から豊見城市に向けて町内を東から西に流下し、報得川は南城市から糸満市に向けて南西方向へ流れている。

また、本町南部は雄樋川、白水川の流域となっている。

以上のように五つの流域に分かれているが、長堂川や饒波川では大雨時に増水・氾濫を起こすことがあるため、地形改変などの際には注意を要する。

■八重瀬町における主な気象要素の平年値（年・月ごとの値）

要素	気温 (°C)			降水量 (mm)	相対湿度 (%)	風向・風速 (m/s)		日照時間 (時間)
	平均	最高	最低	合計	平均	平均風速	最多風向	合計
統計 期間	1981 ～ 2010	1981 ～ 2010	1981 ～ 2010	1981 ～ 2010	1981 ～ 2010	1981 ～ 2010	1990 ～ 2010	1981 ～ 2010
1月	17.0	19.5	14.6	107.0	67	5.4	北北東	94.2
2月	17.1	19.8	14.8	119.7	70	5.3	北	87.1
3月	18.9	21.7	16.5	161.4	73	5.2	北	108.3
4月	21.4	24.1	19.0	165.7	76	5.1	東南東	123.8
5月	24.0	26.7	21.8	231.6	79	5.0	東	145.8
6月	26.8	29.4	24.8	247.2	83	5.4	南南西	163.6
7月	28.9	31.8	26.8	141.4	78	5.3	南東	238.8
8月	28.7	31.5	26.6	240.5	78	5.2	南東	215.0
9月	27.6	30.4	25.5	260.5	76	5.4	東南東	188.9
10月	25.2	27.9	23.1	152.9	71	5.4	北北東	169.6
11月	22.1	24.6	19.9	110.2	69	5.5	北北東	123.0
12月	18.7	21.2	16.3	102.8	66	5.2	北北東	115.6
年	23.1	25.7	20.8	2040.8	74	5.3	北北東	1774.0

■八重瀬町における観測史上1～5位の値

要素名／順位	1位	2位	3位	4位	5位	統計 期間
日最低海面 気圧(hPa)	936.3 (1956/ 9/8)	939.7 (2007/ 7/13)	940.0 (1954/ 8/15)	940.5 (1961/10/ 2)	940.6 (1930/ 7/17)	1890/ 7 2016/3
日降水量(mm)	468.9 (1959/10/16)	427.5 (2007/ 8/11)	427.0 (1906/ 11/12)	411.5 (1999/ 9/22)	351.8 (1891/ 4/11)	1890/ 7 2016/3
日最大10分間 降水量(mm)	29.5 (1979/ 6/11)	27.5 (1980/ 4/11)	26.5 (1988/ 7/16)	26.5 (1981/ 4/19)	26.0 (1998/ 2/18)	1941/ 1 2016/3
日最大1時間 降水量(mm)	110.5 (1998/ 7/17)	102.5 (1992/10/11)	95.0 (1985/ 8/13)	94.0 (1986/ 9/24)	92.6 (1910/ 8/ 8)	1900/ 1 2016/3
月最大24時間 降水量(mm)	477.0 (1999/ 9/22)	431.0 (2007/ 8/11)	369.0 (2014/ 7/ 8)	353.0 (1998/10/ 5)	345.0 (2002/ 9/ 5)	1971/ 1 2016/3
年降水量の多 い方から(mm)	3322.0 (1998)	3190.9 (1941)	3176.2 (1966)	3042.0 (1975)	2983.8 (1959)	1890年 2016年
日最大風速・ 風向(m/s)	49.5 東北東 (1949/ 6/20)	47.0 南西 (1957/ 9/26)	46.4 北北東 (1949/ 7/23)	45.2 北 (1959/11/13)	45.1 西北西 (1948/10/ 4)	1927/ 5 2016/3
日最大瞬間 風速・風向 (m/s)	73.6 南 (1956/ 9/ 8)	61.4 南 (1957/ 9/26)	61.2 西北西 (2012/ 9/29)	58.9 南南東 (1999/ 9/22)	58.2 北 (1961/10/ 2)	1953/ 8 2016/3

(沖縄気象台(那覇)での観測値、2016年3月現在)

2 社会的条件

(1) 人口

本町の人口は、国勢調査によると平成17年が世帯数7,424戸、人口25,121人（旧町村合計）であったが、その後確実な増加を続け、平成22年には世帯数8,139戸、人口26,681人となっている。

(2) 居住状況

本町の家屋総数は、平成26年度で8,762棟となっており、そのうち木造家屋は781棟（8.91%）、木造以外の家屋（コンクリート等）が7,981棟（91.09%）となっており、台風銀座という環境の影響から鉄筋コンクリート造りの家が大部分である（数値は平成26年11月総務課資料）。

(3) 交通

本町の道路網は、国道507号が那覇市から南風原町を抜けて本町へ向かって南下し、国道331号が南城市から糸満市へ向かって延びている。また、町の中心部を主要地方道77号線が南西方向に延びている。

さらに、国道507号と並行するように、町道西部線が本町北部から南部を縦断し、その他の町道についても主要幹線を補う道路網となっている。

しかし、現在、朝夕の通勤ラッシュ時には、東風平交差点や外間一帯を中心に交通渋滞やバス停付近での交通障害がみられることや、今後予想される人口増加を考慮して早急な交通対策が必要である。

(4) 上下水道

本町の上水道事業は、南部水道企業団によって運営され、給水区域内の全世帯で水道の利用が可能である。今後も安全で良質な水道水を安定的に供給していくため、水質管理の徹底、老朽化施設の計画的な更新を進めている。しかし、これらの更新には多額の費用を要するため財源の確保が課題である。

本町の下水道事業は、生活環境の改善と河川等水域の水質保全を目的に、農業集落排水事業（字後原・字新城）、漁業集落排水事業（字港川・字長毛）が進められている。

それ以外の集落では、下水道事業に着手していないため、住宅地の多くは個別浄化槽を利用し、生活排水等の放流水は道路側溝から河川へ排水されている状況にある。こうした集落においては、生活環境の改善を図るうえでも早期対策が課題である。

また、浸水対策については、本町の中心市街地である伊覇・屋宜原土地区画整理事業区域を中心に都市下水路事業により雨水管渠を整備したため、大雨時における側溝の排水不良は解消しているが、それ以外の地区についての整備が課題である。

(5) 消防・防災体制

本町では今後、都市化が進むと建物の集積や自動車交通の増大及び人々の生活様式の変化など、様々な面で規模が拡大し複雑化することが予想される。それとともに災害の規模も大きく多様化することが懸念される。

消防体制については、本町及び南城市の2市町で「島尻消防、清掃組合」を結成し、消防

本部（署、具志頭出張所、佐敷出張所）において、平成27年は消防職員数83人、消防ポンプ車4台、はしご車（15m級）1台、消防タンク車3台、救急車5台、その他10台（指揮車、救助工作車、水難救助車、資機材運搬車等）で消防及び救急活動が行われている。また、本町には23名の消防団員がおり、消防防災業務の一端を担っている。

本町の火災発生状況を見ると平成26年は年間で16件発生している。消火対策として本町には消防用消火栓は、平成26年度現在では158基に増設されており、消防体制のより充実が図られている。しかし、今後、都市化とともに災害の危険性の拡大が予想されることから、消防職員や消防団員の消防活動の強化、消火施設の整備や近代化、連絡体系の充実を図る必要がある。

(6) 医療施設・社会福祉施設

本町の医療施設としては、平成27年現在、合計14の病院、歯科診療所等があり、医療施設整備の進行が伺える。

また、社会福祉施設等としては、老人福祉施設が4施設、児童福祉施設が20施設、障がい者支援施設が22施設あり、その他社会福祉施設として2施設、地域保健施設として1施設が設置されている。

(7) 公用・公共施設等

本町の教育施設として、町立の幼稚園4園、小学校4校、中学校2校が立地している。

幼稚園は平成27年現在東風平、白川、具志頭、新城幼稚園の4園があり、約320名の園児が在園している。小学校は東風平、白川、具志頭、新城小学校の4校があり、約1,940名の児童が在籍している。また、中学校は、東風平、具志頭中学校の2校があり、約940名の生徒が在籍している。その他、県立の高等学校3校、特別支援学校1校が立地している。

公共施設としては、中央公民館、具志頭歴史民俗資料館、具志頭農村環境改善センター、観光・地域交流宿泊施設、町営陸上競技場、町営体育館、野球場、ソフトボール場、町営プール、サッカー場、運動公園テニス場等がある。各行政区（字・自治会）には自治公民館（集会施設等）があり、多くの町民の集会等に利用されている。

第4節 災害の想定

本計画は、本町の気象、地勢及び地質等の地域特性によって起こる災害を検討した結果、次に掲げる規模の災害を想定の基本として策定した。

ただし、平成23年（2011年）に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）、明和8年（1771年）の八重山地震津波（明和大津波）の教訓から、歴史に学ぶ最大クラスの地震・津波からの避難についても、町内全域で可能な限り対策を講じる必要がある。

1 風水害

(1) 台風

ア 昭和32年台風第14号（フェイ）

襲来年月日	昭和32年9月25日、26日
最大風速	47.0m/s
最大瞬間風速	61.4m/s
降水量	70.7mm
死傷者・行方不明者	193名（沖縄県下）
住宅全半壊	16,091戸（沖縄県下）

イ 第2宮古島台風

襲来年月日	昭和41年9月5日
最大風速	60.8 m/s
最大瞬間風速	85.3 m/s
降水量	297.4 mm
傷者	41名（沖縄県下）
住宅全半壊	7,765戸（沖縄県下）

ウ 平成15年台風第14号（マエミー）

襲来年月日	平成15年9月10日、11日
最大風速	38.4m/s（宮古島）
最大瞬間風速	74.1m/s（宮古島）
降水量	470.0mm（宮古島、9～12日）
死傷者	94名（うち死者1名）
住宅全半壊	102棟（うち全壊19棟）

(2) 高潮（浸水想定）

県は、本県に来襲する台風の特徴をもとに、大きな被害をもたらすおそれがある台風の経路及び中心気圧（最低中心気圧870hPa）を想定して、波浪と高潮による浸水区域を予測している。調査は平成18年度に本島沿岸域を対象に実施しており、本町に関する予測結果の概要は次のとおりである。

■高潮浸水想定概要

対 象	想定台風の経路	浸水予測
本島沿岸域	①沖縄本島西側を北上 ②沖縄本島南側を西進 ③沖縄本島東側を北上	本島南部では海岸に沿って広がっている低地、本島北部や周辺諸島では海岸や河川に沿って点在する低地が浸水。

参考資料 1-3 海岸保全区域

(3) 土砂災害（危険箇所・区域）

本町におけるがけ崩れ、地すべりへの警戒避難等が必要な土砂災害危険箇所は次に示すとおりである。いずれの危険箇所も土砂災害警戒区域に指定されている。

■町内の土砂災害危険箇所一覧

種 別	がけ崩れ	土石流	地すべり	合 計
土砂災害危険箇所 (平成 27 年度 沖縄県水防計画)	2	0	1	3

参考資料 1-1 急傾斜地崩壊危険箇所

参考資料 1-2 地すべり危険箇所

2 地震及び津波の被害想定

地震防災・減災対策の数値目標の基礎となる大規模地震・津波による物的・人的被害量等について、「沖縄県地震被害想定調査」（平成 25 年度）に基づき、本町に関係する被害予測の概要を次にまとめる。

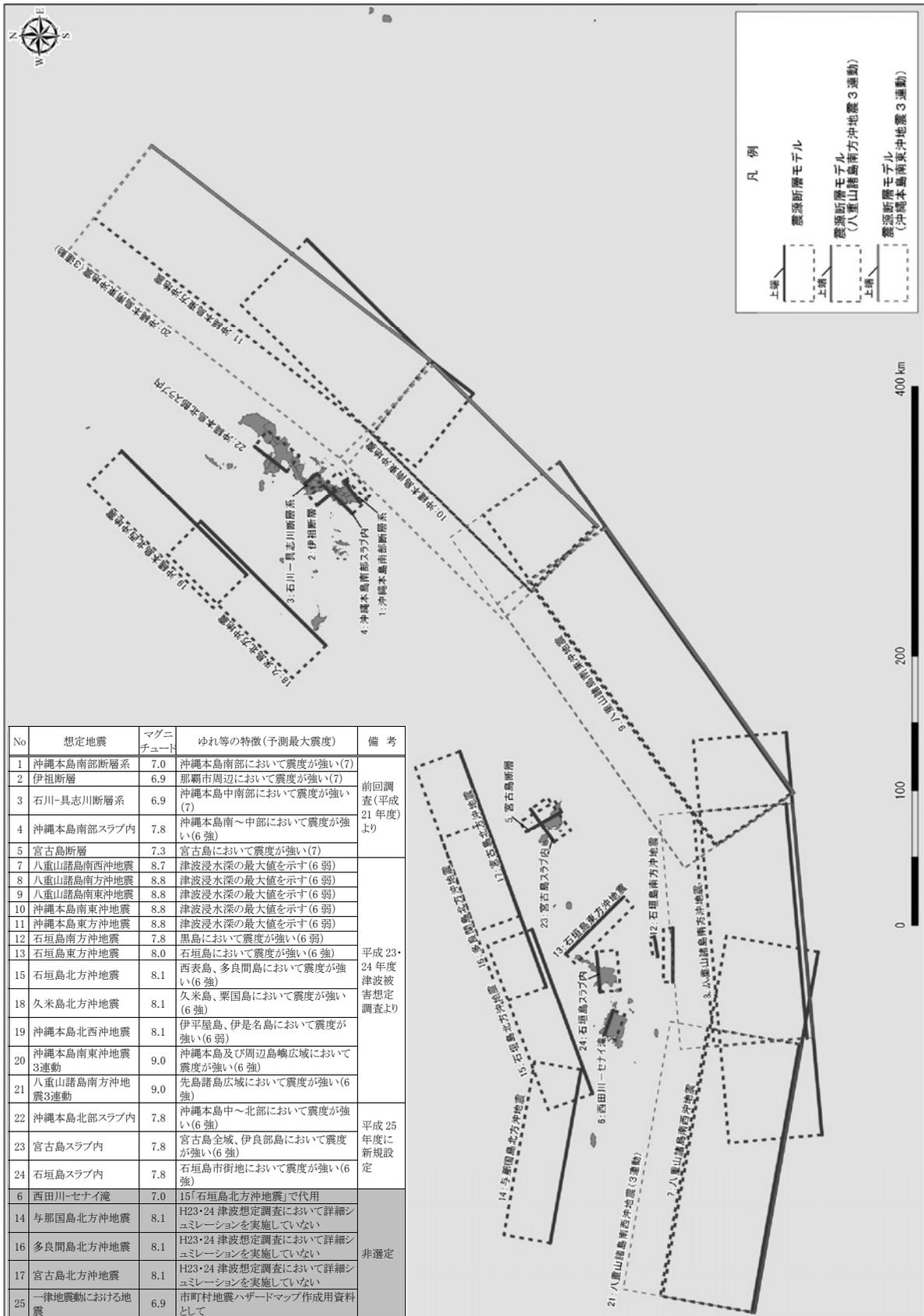
(1) 想定地震

県が想定した 20 地震のうち、本町において相対的に大きな被害が予測された地震の特徴は、次に示すとおりである。

■地震・津波被害予測の想定地震一覧

想定地震	タイプ	マグニチュード	最大震度	ゆれ等の特徴
沖縄本島南部断層系地震	内陸型	7.0	6 強	沖縄本島南部において震度が強い
沖縄本島南部スラブ内地震	内陸型	7.8	6 強	沖縄本島南～中部において震度が強い
沖縄本島南東沖地震	海溝型	8.8	6 弱	津波浸水深の最大値を示す
沖縄本島東方沖地震	海溝型	8.8	6 弱	津波浸水深の最大値を示す
沖縄本島南東沖地震 3 連動	海溝型	9.0	6 強	沖縄本島及び周辺島嶼広域において震度が強い

■被害想定対象地震の震源位置



(2) 被害想定概要

県による被害想定項目のうち、建物被害、人的被害、ライフライン被害、避難者、要配慮者被害(調査報告書では災害時要援護者被害と記載されている)は、次に示すとおりである。

被害想定は、季節・時刻について冬・深夜、夏 12 時、冬 18 時の季節・時刻の3シーン、それぞれについて風速条件として強風時・平常時の2ケースを設定しているが、ここでは各シーン・ケースの最大値を記載した。

■町域における地震・津波被害量予測一覧

				沖縄本島 南部断層 系地震	沖縄本島 南部スラ ブ内地震	沖縄本島 南東沖 地震	沖縄本島 東方沖 地震	沖縄本島 南東沖地 震3連動
建物被害	全壊	地震	棟	1,173	803	211	189	503
		津波	棟	0	0	389	233	382
	半壊	地震	棟	1,816	1,554	636	594	1,148
		津波	棟	0	0	54	64	62
人的被害	死者数	地震	人	19	11	2	2	6
		津波	人	0	0	274	69	298
	負傷者数	地震	人	510	399	133	121	274
		津波	人	0	0	825	657	834
	要救助者数	地震	人	404	273	60	52	163
		津波	人	0	0	11	11	12
津波に伴う要捜索者数		人	0	0	1,099	726	1,132	
ライフライン被害	上水道	断水人口	人	27,161	26,693	24,783	24,060	26,995
	下水道	支障人口	人	1,126	1,038	1,665	1,652	1,670
	電力	停電軒数	軒	8,126	6,544	4,377	3,493	6,563
	通信施設	不通回線数	回線	2,307	1,835	1,367	1,064	1,966
避難者	避難所内		人	1,136	853	1,139	835	1,539
	避難所外		人	757	568	615	459	862
要配慮者被害			人	7	5	7	5	9

※建物被害の「地震」：揺れ、液状化、土砂災害、地震火災の合計

※人的被害の「地震」：建物倒壊、土砂災害、地震火災、ブロック塀の合計

※ライフライン被害は発災直後の被害想定

※避難者及び要配慮者被害は地震1日後の被害想定

※数値は各シーン等における最大値

3 津波の浸水想定

本県の避難計画等の基礎となる津波の浸水想定区域、津波到達時間等について、概要を次にまとめる。

(1) 切迫性の高い津波

これまでの地震被害想定調査などで対象とされてきた本県に将来発生すると予想される地震津波の波源を想定して、浸水区域等を予測した。「沖縄県津波・高潮被害想定調査」（平成18・19年度）の想定モデル、予測結果等の概要は次のとおりである。

■「沖縄県津波・高潮被害想定調査」（平成18・19年度）津波浸水想定モデル一覧

	波源位置（モデル名）	マグニチュード	断層長さ(km)	断層幅(km)
1	沖縄本島南東沖（D01W）	7.8	80	40
2	沖縄本島南西沖（H9RF）	7.8	80	40
3	久留米南東沖（C02W）	7.8	80	40
4	久留米南東沖（C02W）	7.8	80	40
5	久留米北方沖（B04W）	7.8	80	40
6	久留米北方沖（B04E）	7.8	80	40
7	沖縄本島北方沖（C01W）	7.8	80	40
8	沖縄本島北方沖（C01E）	7.8	80	40

本町の浸水想定区域、津波到達時間等は、次のとおりである。

■本町の浸水想定区域、津波到達時間等

代表地点	沿岸の最大水位	最大遡上高	影響開始時間	津波到達時間
具志頭	2.8m	3.9m	7分	10分

次ページ以降に、津波浸水想定結果を示す。なお、津波の高さや時間等の意味は、次のとおりである。

【用語の定義】

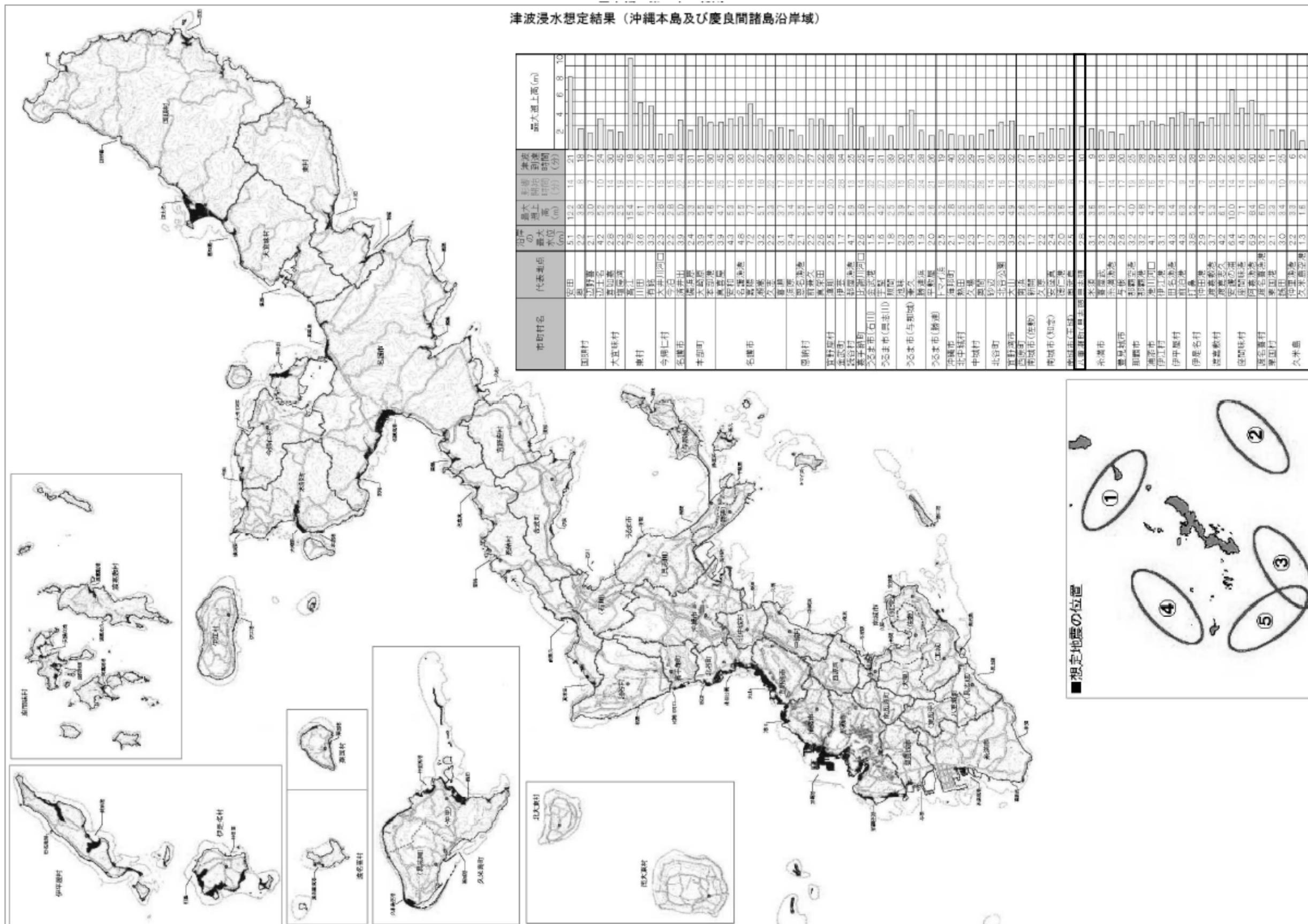
「沿岸の最大水位」：沿岸の沖合で最大となる津波の水位

「影響開始時間」：沿岸の沖合の水位が、地震発生時から50cm上昇するまでの時間

「津波到達時間」：津波第一波のピークが沿岸の沖合に到達するまでの時間

「最大遡上高」：津波が到達する最も高い標高

■切迫性の高い津波浸水想定結果（沖縄本島及び慶良間諸島沿岸域）



(2) 最大クラスの津波

①H24年度の想定

平成24年度までの調査研究を踏まえた学術的な知見から、沖縄近海における最大クラスの地震津波を想定し、津波浸水区域等を予測した。なお、この予測結果は、東北地方太平洋沖地震による津波被害を鑑みて、琉球海溝の想定モデルを最大マグニチュード9.0に設定したものである。「沖縄県津波被害想定調査」(平成24年度)の想定モデル、予測結果等の概要は次のとおりである。

■「沖縄県津波被害想定調査」(平成24年度)津波浸水想定モデル一覧

No	断層名		断層長さ	断層幅	すべり量	マグニチュード(※1)
①	八重山諸島南西沖地震		270km	70km	20m	8.7
②	八重山諸島南方沖地震(※2)		300km	70km	20m	8.8
③	八重山諸島南東沖地震		300km	70km	20m	8.8
④	沖縄本島南東沖地震		300km	70km	20m	8.8
⑤	沖縄本島東方沖地震		300km	70km	20m	8.8
⑥	石垣島南方沖地震(※2)		40km	20km	20m	7.8
			15km	10km	90m	(※3)
⑦	石垣島東方沖地震(※2)		60km	30km	20m	8.0
⑧	与那国島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑨	石垣島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑩	多良間島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑪	南城北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑫	久米島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑬	沖縄本島北西沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑭	3連動	沖縄本島南東沖地震	240km	70km	20m	9.0
			170km	70km	20m	
			260km	70km	20m	
⑮	3連動	八重山諸島南方沖地震	200km	70km	20m	9.0
			175km	70km	20m	
			300km	70km	20m	

※1 マグニチュードはモーメントマグニチュードである。

※2 ② ⑥ ⑦は、1771年八重山地震の規模を再現したものである。

※3 ⑥下段は、地すべりを想定しているためマグニチュードで示すことができない。

本町の浸水想定区域、津波到達時間等は次のとおりである。

■本町の浸水想定区域、津波到達時間等

代表地点	沿岸の最大水位	最大遡上高	影響開始時間(±20cm)	影響開始時間(±50cm)	津波到達時間
具志頭	24.0m	26.7m	3分	10分	12分

【用語の定義】

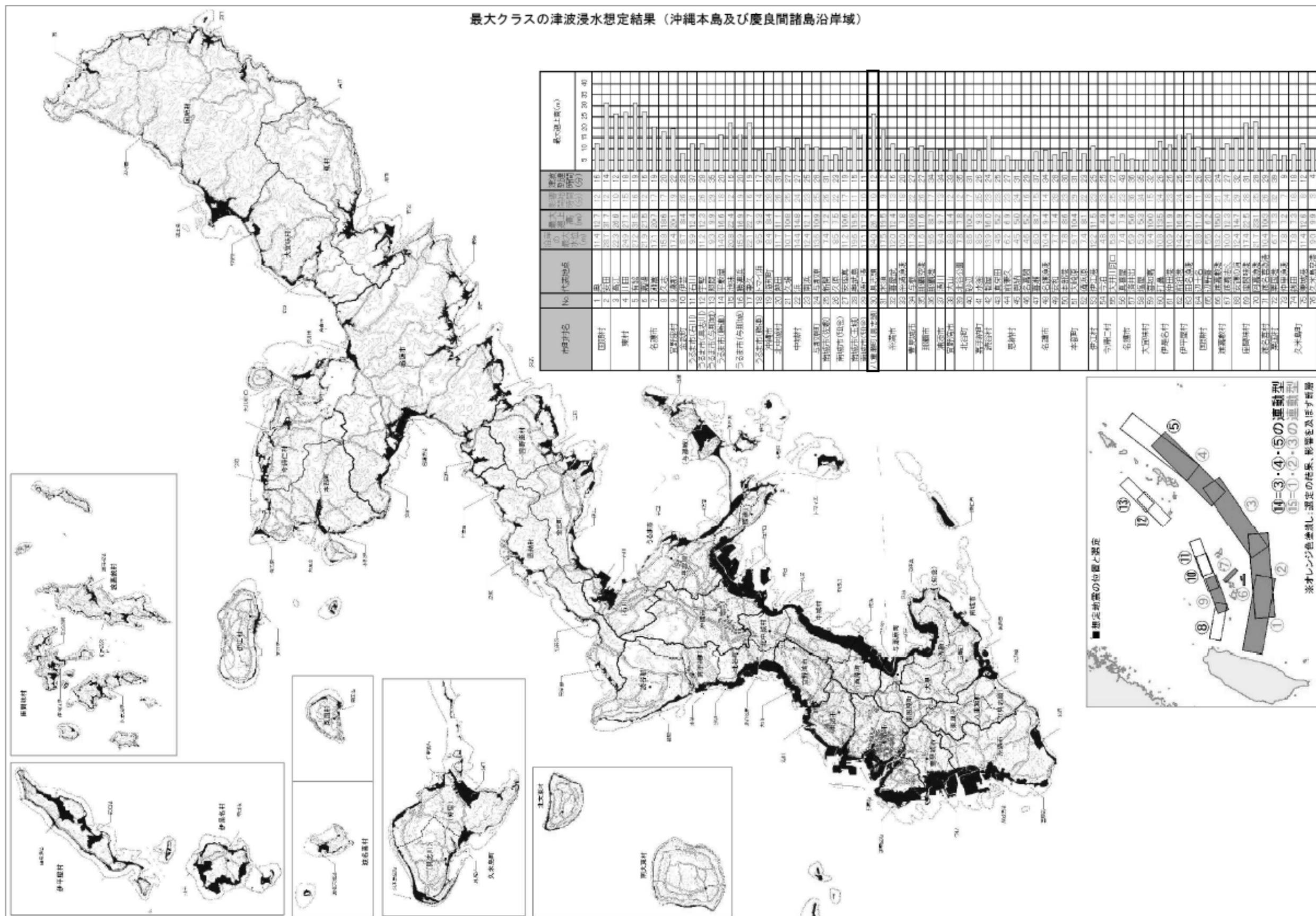
最大遡上高：各地区で津波が到達する最高の標高

影響開始時間(±20cm)：地震発生から海岸・海中の人命に影響が出るおそれのある水位変化が生じるまでの時間

影響開始時間(±50cm)：避難に影響が出るおそれのある水位上昇が生じるまでの時間

津波到達時間：地震発生から津波第一波のピークが海岸に到達するまでの時間

■平成24年度 最大クラスの津波浸水想定結果（沖縄本島及び慶良間諸島沿岸域）



②津波防災地域づくりに関する法律に基づく H26 年度の想定

平成 24 年度の津波浸水想定以後、新たな知見（津波履歴等）を踏まえ、沖縄近海における最大クラスの地震津波を想定し、津波浸水区域等を予測した。なお、この予測結果は、沖縄本島側の琉球海溝の想定モデルを最大マグニチュード 8.2 に設定したものである。

想定モデル、予測結果等の概要は以下のとおりである。

■「沖縄県津波被害想定調査」（平成 26 年度）津波浸水想定モデル一覧

No	断層名	断層長さ	断層幅	すべり量	マグニチュード（※1）
①	八重山諸島南西沖地震	270km	70km	20m	8.7
②	八重山諸島南方沖地震（※2）	300km	70km	20m	8.8
③	八重山諸島南東沖地震	300km	70km	20m	8.8
④	沖縄本島南方沖地震	100km	50km	12m	8.2
⑤	沖縄本島南東沖地震（※4）	100km	50km	12m	8.2
⑥	沖縄本島東方沖地震	100km	50km	12m	8.2
⑦	沖縄本島北東沖地震	100km	50km	12m	8.2
⑧	石垣島南方沖地震（※2）	40km	20km	20m	7.8
		15km	10km	90m	（※3）
⑨	石垣島東方沖地震（※2）	60km	30km	20m	8.0
⑩	与那国島北方沖地震	130km	40km	8m	8.1
⑪	石垣島北方沖地震	130km	40km	8m	8.1
⑫	多良間島北方沖地震	130km	40km	8m	8.1
⑬	宮古島北方沖地震	130km	40km	8m	8.1
⑭	久米島北方沖地震	130km	40km	8m	8.1
⑮	沖縄本島北西沖地震	130km	40km	8m	8.1
⑯	3 連動 八重山諸島 南方沖地震	200km	70km	20m	9.0
		175km	70km	20m	
		300km	70km	20m	

※1：マグニチュードはモーメントマグニチュードを示す。

※2：1771 年八重山地震津波の再現モデルである。

※3：地滑りを再現したパラメータであるため、モーメントマグニチュードで示すことができない。

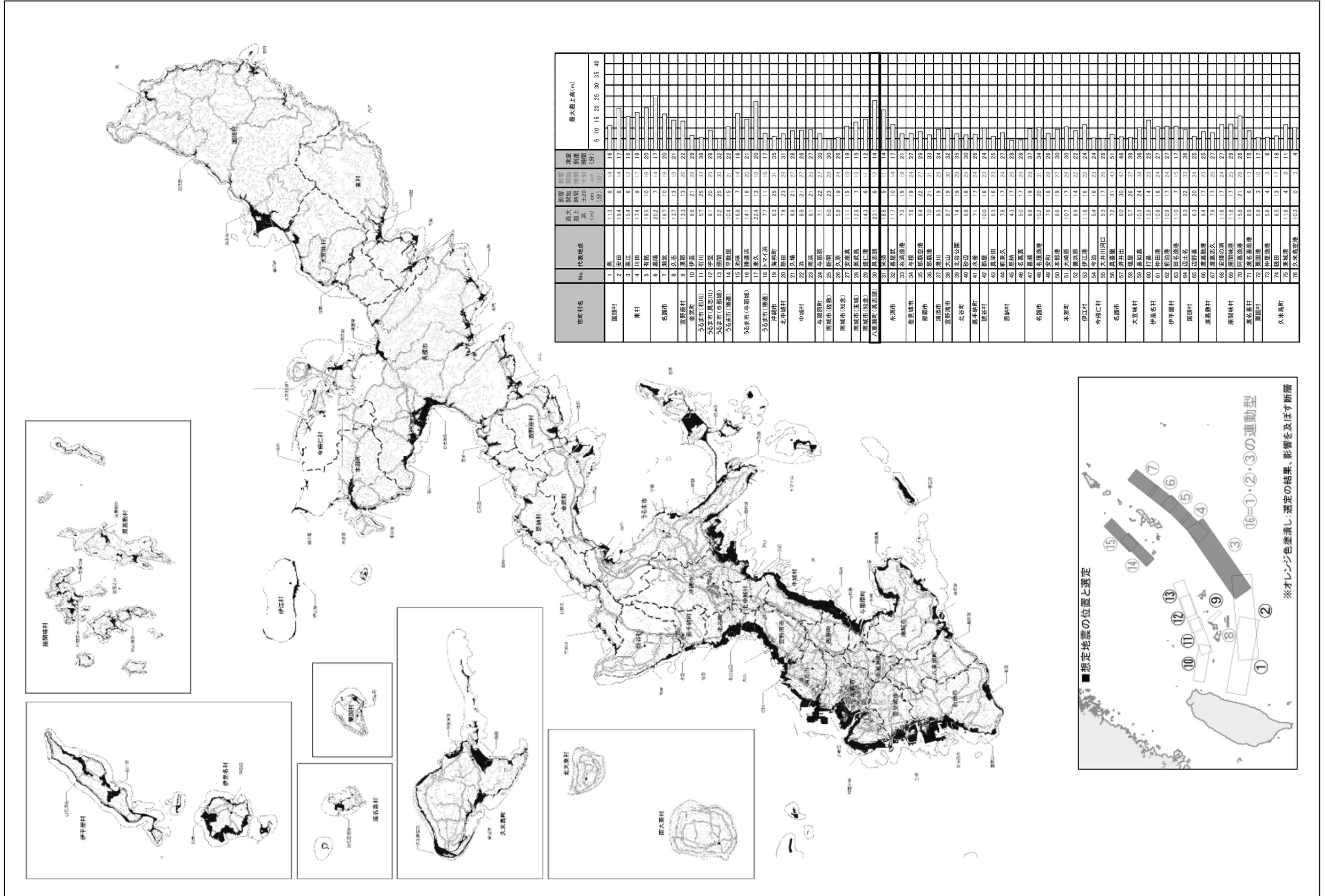
※4：1791 年の地震の再現モデル。

本町の浸水想定区域、津波到達時間等は次のとおりである。

■本町の浸水想定区域、津波到達時間等

代表地点	最大遡上高	影響開始時間 （±20 c m）	影響開始時間 （±50 c m）	津波到達時間
具志頭	23.1m	6分	12分	14分

■平成26年度 最大クラスの津波浸水想定結果（沖縄本島及び慶良間諸島沿岸域）（津波防災地域づくりに関する法律に基づく設定）



第5節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

本町の地域を管轄する指定地方行政機関、沖縄県、八重瀬町、指定公共機関、指定地方公共機関、町内の公共的団体、及びその他防災上重要な施設の管理者等が防災に関し処理すべき事務又は業務の大綱は、概ね次のとおりである。

1 八重瀬町

- (1) 町防災会議及び町災害対策本部に関する事務
- (2) 防災に関する広報・教育・訓練の実施
- (3) 災害に必要な物資及び資材の備蓄整備
- (4) 防災に関する施設及び設備の整備
- (5) 公共的団体及び自主防災組織の育成、指導
- (6) 消防、水防、救助その他応急措置
- (7) 災害時における交通輸送の確保
- (8) 災害に関する警報の発令・伝達及び避難措置
- (9) 災害に関する情報の収集・伝達及び被害調査
- (10) 災害時における保健衛生及び文教対策
- (11) 被災者に対する救援、生活再建支援及び融資等の対策
- (12) 被害施設の災害復旧
- (13) 防災に関する調査研究
- (14) 地域の防災関係機関及び防災上重要な施設の管理者が実施する応急対策の調整
- (15) 公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実及び住民の自発的な防災活動の促進
- (16) 防災まちづくり事業の推進
- (17) 住民等への災害時の広報及び災害相談の実施
- (18) 災害対策に関する近隣市町村間の相互応援協定
- (19) その他災害発生の防御又は拡大防止の措置

2 島尻消防、清掃組合

- (1) 防災に関する施設及び設備の整備点検
- (2) 防災に関する教育訓練の実施
- (3) 消防、水防、救助、その他の応急措置
- (4) 救急業務の実施
- (5) その他災害の発生防御又は拡大防止の措置

3 沖縄県

- (1) 県防災会及び県災害対策本部に関する事務
- (2) 防災に関する広報・教育・訓練の実施
- (3) 防災に必要な物資及び資材の備蓄整備
- (4) 防災に関する施設及び設備の整備

- (5) 災害に関する警報の発令・伝達及び避難措置
- (6) 災害情報の収集・伝達及び被害調査
- (7) 消防、水防、救助その他の応急措置
- (8) 災害時の保健衛生及び文教対策
- (9) 災害時における交通輸送の確保
- (10) 被災施設の災害復旧
- (11) 被災者に対する救援、生活再建支援及び融資等の対策
- (12) 町が処理する防災に関する事務又は業務の実施についての援助及び調整
- (13) 県内の防災関係機関の応急復旧対策、応援・受援の調整及び県外からの応援等の調整
- (14) その他災害発生の防衛又は拡大防止のための措置

(沖縄県南部土木事務所)

- (1) 所管に係る施設（道路、橋梁、河川、海岸保全施設）の災害予防、災害時における応急対策並びにこれらの指導

(沖縄県南部農林土木事務所)

- (1) 所管に係る施設（農道、農地、排水、耕地護岸等）の災害予防、災害時における応急対策並びにこれらの指導

(沖縄県南部林業事務所)

- (1) 保安林の維持管理及び育成業務
- (2) 林務護岸等、保安施設の整備促進

(沖縄県南部福祉保健所)

- (1) 災害時における管内保健衛生対策及び指導

4 沖縄県警察（糸満警察署）

- (1) 災害警備計画
- (2) 被害情報の収集伝達及び被害実態の把握
- (3) 被災者の救出救助及び避難指示・誘導
- (4) 交通規制・交通管制
- (5) 遺体の見分・検視
- (6) 犯罪の予防等社会秩序の維持

5 自衛隊

- (1) 災害派遣の準備
 - ア 災害に関する情報の収集
 - イ 災害派遣に関する計画の整備
 - ウ 災害派遣に関する準備の実施
 - エ 災害即応体制の維持向上
 - オ 防災訓練への参加
- (2) 災害派遣の実施
 - ア 人命又は財産の保護のために緊急に部隊等を派遣して行う必要のある応急救援又は応急復旧の実施
 - イ 災害救助のための防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与

6 指定地方行政機関

(1) 九州管区警察局

- ア 警察災害派遣隊の運用及び調整
- イ 災害時における他管区警察局との連携
- ウ 管区内各警察及び防災関係機関との協力及び連絡調整
- エ 災害に関する情報の収集・伝達の連絡調整
- オ 災害時における警察通信の運用
- カ 津波警報等の伝達

(2) 沖縄総合事務局

- ア 総務部
 - (ア) 沖縄総合事務局の庶務及び連絡調整
 - (イ) 沖縄総合事務局所管の被害状況調査の総括
- イ 財務部
 - (ア) 地方公共団体に対する災害融資
 - (イ) 災害時における金融機関に対する緊急措置の要請
 - (ウ) 公共土木等被災施設の査定の立会
 - (エ) 地方自治体単独災害復旧事業（起債分を含む）の査定
- ウ 農林水産部
 - (ア) 農林水産業に係る被害状況等災害に関する情報の収集、報告
 - (イ) 農林水産関係施設等の応急復旧及び二次災害防止対策
 - (ウ) 家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止対策
 - (エ) 応急用食糧、災害復旧用材等の調達・供給対策
- エ 経済産業部
 - (ア) 災害時における所掌に係る物資の需給及び価格の安定対策
 - (イ) 被災商工業者に対する金融、税制及び労務
- オ 開発建設部
 - (ア) 直轄国道に関する災害対策
 - (イ) 直轄ダムに関する警報等の発令伝達及び災害対策
 - (ウ) 直轄港湾等災害復旧事業に関する災害対策
 - (エ) 公共土木施設の応急復旧の指導、支援
 - (オ) 大規模土砂災害における緊急調査
- カ 運輸部
 - (ア) 災害時における陸上及び海上輸送の調査及び鉄道、車両、船舶等の安全対策
 - (イ) 災害時における自動車運送事業者に対する運送及び船舶運航事業者に対する航海等の協力要請
 - (ウ) 災害時における輸送関係機関との連絡調整

(3) 九州厚生局

- ア 災害状況の情報収集、通報
- イ 関係職員の現地派遣
- ウ 関係機関との連絡調整

- (4) 沖縄森林管理署
 - ア 国有林野の保安林、治山施設等の管理及び整備
 - イ 災害復旧用材の需給対策
 - ウ 国有林における災害復旧
 - エ 林野火災防止対策
- (5) 沖縄防衛局
 - ア 米軍の活動に起因する災害等が発生した場合の関係機関への連絡調整
 - イ 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整
 - ウ 「災害時における沖縄県と在沖米軍との相互連携マニュアル」に関する支援及び連絡調整
 - エ 日米地位協定等に基づく損害賠償
 - オ 地方公共団体等への連絡調整支援及び技術支援等
- (6) 那覇産業保安監督事務所
 - ア 鉱山施設の保全、危害防止及び鉱害の防止対策
 - イ 災害時における火薬、高圧ガス、都市ガス及び電気施設等の保安の確保
- (7) 那覇空港事務所
 - ア 空港及びその周辺における航空機に関する事故、その他空港における事故に関する消火及び救助
 - イ 航空運送事業者に対する輸送の協力要請
 - ウ 被災者、救助物資等の航空機輸送の調整
- (8) 第十一管区海上保安本部
 - ア 警報等の伝達
 - イ 情報の収集
 - ウ 海難救助等
 - エ 緊急輸送
 - オ 物資の無償貸与又は譲与
 - カ 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援
 - キ 流出油等の防除
 - ク 海上交通安全の確保
 - ケ 警戒区域の設定
 - コ 治安の維持
 - サ 危険物の保安措置
- (9) 沖縄气象台
 - ア 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行う
 - イ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う
 - ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める
 - エ 市町村が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う
 - オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める
- (10) 沖縄総合通信事務所
 - ア 非常の場合の電気通信の監理（非常通信に係る無線局の臨機の措置、臨時災害FM局の開設など）

- イ 災害時における非常通信の確保
- ウ 災害対策用移動通信機器の貸出
- エ 沖縄地方非常通信協議会との連携・調整

(11) 沖縄労働局

- ア 災害時における労働災害防止対策
- イ 災害に関連した失業者の雇用対策

(12) 九州地方環境事務所那覇自然環境事務所

- ア 災害廃棄物等の処理対策
- イ 環境監視体制の支援
- ウ 飼育動物の保護等に係る支援

7 指定公共機関

(1) NTT西日本(株)糸満営業所、NTTコミュニケーションズ(株)、ソフトバンク(株)

- ア 電信電話施設の保全と重要通信の確保

(2) (株)NTTドコモ九州沖縄支店、KDDI(株)、ソフトバンク(株)

- ア 移動通信施設の保全と重要通信の確保

(3) 日本銀行那覇支店

- ア 銀行券の発行及び通貨・金融の調整を行うとともに、資金決済の確保を図り、信用秩序の維持に資する

(4) 日本赤十字社沖縄県支部

- ア 災害時における医療及び助産等医療救護活動の実施並びに遺体処理等の協力
- イ 地方公共団体以外の団体又は個人が行う救助に関するボランティア活動の連絡調整の実施
- ウ 義援金品の募集及び配分の協力
- エ 災害時における血液製剤の供給

(5) 日本放送協会沖縄放送局

- ア 気象注意報、警報等の放送による周知徹底及び防災知識の普及

(6) 沖縄電力(株)那覇支店

- ア 電力施設の整備及び防災管理
- イ 災害時における電力供給の確保

(7) 日本郵便(株)沖縄支社

- ア 災害時における郵政事業運営の確保
- イ 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱
- ウ 災害時における窓口業務の確保

8 指定地方公共機関

(1) (一社)沖縄県医師会南部地区医師会

- ア 災害時における医療及び助産の実施

(2) (公社)沖縄県看護協会

- ア 災害時における医療及び看護活動(助産を含む)への協力

(3) (一社)沖縄県バス協会

- ア 災害時におけるバスによる被災者及び一般利用者等の輸送の協力に関する連絡調整
- イ 災害時における輸送路線及び施設の確保に関する連絡調整
- (4) 琉球海運(株)
 - ア 災害時における船舶による救助物資等の輸送の確保
- (5) 日本トランスオーシャン航空(株)
 - ア 災害時における航空機による救助物資等の輸送の確保
- (6) 沖縄都市モノレール(株)
 - ア 災害時におけるモノレール車両による救助物資等の輸送の確保及び帰宅困難者対策
- (7) (一社)沖縄県高圧ガス保安協会
 - ア 高圧ガス施設の防災対策及び災害時における高圧ガス供給並びに消費設備にかかる復旧支援
- (8) (一社)沖縄県婦人連合会
 - ア 災害時における女性の福祉の増進
- (9) 沖縄セルラー電話(株)
 - ア 電気通信の疎通の確保と重要通信の確保
- (10) (一社)沖縄県薬剤師会
 - ア 災害時における医療、救護及び保健衛生活動の協力に関すること
- (11) (社福)沖縄県社会福祉協議会
 - ア 沖縄県災害ボランティアセンターの設置・運営及び市町村災害ボランティアセンターの支援に関すること
 - イ 生活福祉資金の貸付に関すること
 - ウ 社会福祉施設との連絡調整に関すること
- (12) (一財)沖縄観光コンベンションビューロー
 - ア 観光危機への対応に関すること
 - イ 観光・宿泊客の安全の確保に関すること
- (13) (公社)沖縄県トラック協会
 - ア 災害時におけるトラックによる生活物資、復旧・復興物資等の緊急輸送の協力に関すること

9 公共的団体（機関）その他防災上重要な施設の管理者

- (1) (公財)沖縄県国際交流・人材育成財団
 - ア 外国人に関する情報提供等の協力
- (2) 沖縄県ホテル旅館生活衛生同業組合
 - ア 観光・宿泊客の安全の確保
- (3) (一社)沖縄県歯科医師会
 - ア 災害時における医療、救護及び保健衛生活動の協力
- (4) (公社)沖縄県獣医師会
 - ア 災害時の動物の医療保護活動
- (5) (一社)沖縄県建設業協会
 - ア 災害時の重機等による救援活動の協力

- イ 災害時の公共土木施設の被害調査、応急復旧活動、建設活動の協力
- (6) 沖縄県土地改良事業団体連合会
 - ア 農業用ダムやため池、かんがい用樋門、たん水防除施設等の整備、防災管理
 - イ 農地及び農業用施設の災害調査及び災害復旧
- (7) 沖縄県農業協同組合、沖縄県漁業協同組合連合会、沖縄県森林組合連合会
 - ア 農林漁業関係者の安全の確保
 - イ 農林漁業関係の被害状況調査及び応急対策の協力
 - ウ 災害時における食糧及び物資等の供給及び海上輸送等の協力
 - エ 農林漁業の災害応急・復旧対策
 - オ 被災農林漁業者の再建支援
- (8) 町商工会
 - ア 町が行う防災及び応急対策への協力
 - イ 救助用物資、復旧資材の確保についての協力
 - ウ 被災者の生活資材の確保についての協力
- (9) (一社)沖縄県ハイヤー・タクシー協会
 - ア 災害時における道路等の被害情報の収集伝達、タクシーによる被災者及び一般利用者等の輸送の協力
- (10) (公財)沖縄県交通安全協会連合会
 - ア 避難者の誘導及び救出救護の協力
 - イ 被災地及び避難場所の警戒
 - ウ 関係機関の行う災害救助活動及び復旧活動についての協力
- (11) 沖縄県石油商業組合、沖縄県石油業協同組合
 - ア 石油設備の防災対策及び災害時における石油燃料の供給
- (12) 上下水道指定工事店
 - ア 災害時の上下水道施設の被害調査、応急復旧活動及び建設活動の協力
- (13) 危険物等取り扱い事業者
 - ア 危険物の保安及び周辺住民の安全確保
 - イ 災害時における石油等の供給
- (14) 社会福祉施設管理者
 - ア 入所者及び通所者の安全の確保
- (15) 病院管理者
 - ア 入院患者及び通院患者の安全の確保
 - イ 被災傷病者の救護
- (16) 学校法人
 - ア 児童及び生徒等の安全の確保
 - イ 施設の整備、避難訓練の実施等の防災対策
- (17) 金融機関
 - ア 被災事業者に対する復旧資金の融資その他の緊急措置
- (18) 報道機関
 - ア 災害状況及び災害対策に関する報道
- (19) 町社会福祉協議会
 - ア 町が行う防災及び応急対策への協力

- イ 被災者の救護活動の展開
- (20) 島尻消防、清掃組合
 - ア 災害時のごみに関すること
- (21) J Aおきなわ、港川漁協
 - ア 町が行う被害状況調査及び応急対策への協力
 - イ 農作物及び漁業災害応急対策の指導
 - ウ 農漁業生産資材及び生活資材の確保斡旋
 - エ 被災農漁家に対する融資の斡旋
- (22) 危険物施設等の管理者
 - ア 安全管理の徹底
 - イ 防護施設の整備

第6節 町民及び事業者等の責務等

大規模な災害が発生した場合、町及び関係機関は、その総力を結集して災害応急対策を実施するが、その対応能力には限界がある。

従って、災害対策基本法第7条「住民の責務」に基づき、次に示すように町民及び事業者等は、積極的に災害防止に努める。

1 町民

- (1) 防災・減災の知識習得及び過去の災害の教訓の伝承
- (2) 自宅建物及び設備の減災措置及び避難行動の検討
- (3) 飲料水、食糧及び生活用品等の7日分以上の備蓄と点検
- (4) 消防団、自主防災組織及び防災訓練等への参加及び活動への協力
- (5) 警報、避難情報等の収集及び家族・近所への伝達
- (6) 家族及び近所の避難行動要支援者等の避難支援
- (7) 災害廃棄物の分別
- (8) その他自ら災害に備えるために必要な行動

2 自治会・自主防災組織

- (1) 自主防災活動マニュアル、資機材の整備及び点検
- (2) 地域の災害危険性の把握及び点検並びに過去の災害の教訓の伝承
- (3) 避難行動要支援者等の把握及び避難支援プランの作成協力
- (4) 地区の孤立化対策（通信機器・食糧備蓄等）
- (5) 自主防災リーダーの養成
- (6) 自主防災活動及び訓練の実施
- (7) 気象情報等の収集及び伝達
- (8) 地区内の要配慮者及び被災者の救助・救援対策の協力
- (9) 災害時の避難所の自主運営
- (10) 災害廃棄物の分別及び集積所の管理協力

3 事業者

- (1) 従業員の防災教育及び訓練
- (2) 事業継続計画（BCP）の作成及び更新
- (3) 所管施設及び設備の減災措置及び避難対策の検討
- (4) 従業員等の飲料水、食糧及び生活用品等の備蓄と点検
- (5) 自衛消防活動・訓練
- (6) 気象情報等の収集、従業員及び所管施設利用者等への伝達及び避難誘導
- (7) 消防団、自主防災組織への参加及び活動への協力
- (8) 避難行動要支援者等の避難支援
- (9) 災害廃棄物の分別
- (10) 災害時の事業継続、国、県、町の防災活動の協力（災害応急対策又は災害復旧に必要な物資、資材、人材等に関わる事業者に限る。）
- (11) その他自ら災害に備えるために必要な活動及び地域の防災活動への協力

第2章 基本方針

第1節 災害の想定と防災計画の基本的考え方

1 想定の方針

(1) 地震・津波

東日本大震災の教訓を踏まえて、これまでの切迫性の高い地震・津波の想定に加えて、発生頻度は極めて低いものの科学的知見からあらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波も考慮する必要がある。このため、今後の地震・津波対策では、二つのレベルの地震・津波を想定する。

一つはこれまでの調査から発生確率が高いと考えられる地震・津波で、第1章の「第4節 災害の想定 3津波の浸水想定 (1)切迫性の高い津波」に示す地震・津波である。

もう一つは歴史的見地等から想定される最大クラスの地震・津波で、発生頻度は極めて低いものの甚大な被害をもたらすものであり、平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)や明和8年(1771年)八重山地震による大津波などがあげられ、第1章の「第4節 災害の想定 3津波の浸水想定 (2)最大クラスの津波」に示す地震・津波である。

(2) 風水害等

地球温暖化による気候変動等から大雨、高潮及び土砂災害等の自然災害リスクが高まっており、集中豪雨等の被害が多発している。土砂災害については土砂災害警戒区域等に基づいて危険区域を想定しているが、想定を超える大規模な土砂崩壊が発生する可能性もある。

このため、地震・津波と同様に発生頻度は極めて低いものの、科学的知見からあらゆる可能性を考慮して、最大クラスの風水害についても想定する必要がある。

また、大規模事故災害については、海上、航空機等の大規模事故も想定していく必要がある。

2 防災計画の考え方

町は、県及び指定地方公共機関等と連携し、災害及び被害想定の結果に基づき防災計画を検討する必要がある。

検討においては、自然災害を完全に封ずることには無理があるため、被害を最小化する「減災」の考え方に立つとともに、地域の特性を踏まえた被害想定に基づいて減災目標を策定する。

また、想定レベルや地域の社会構造に応じて、次の点に留意して効果的で実効性の高い計画にすることが重要である。

(1) 想定する災害のレベルへの対応

ア 最大クラスの災害に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、防災意識の向上、想定結果を踏まえた防災施設や避難施設等の整備、土地利用、建築規制などを組み合わせるほか、経済被害の軽減など地域の状況に応じた総合的な対策を検討する。

イ 比較的発生頻度の高い一定程度の災害に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、防災施設の整備等を検討する。

(2) 地域の社会構造の変化への対応

ア 人口の偏在、少子高齢化、グローバリゼーション、情報通信技術の発達等に伴い、社会情勢は大きく変化しつつある。町は社会情勢の変化に伴う災害脆弱性の高まりに十分配慮し、次に掲げるような変化について十分な対応を図るよう検討する。

(ア) 集落の多くでは、人口減少、集落の衰退、地域経済力の低下等がみられる。

市街地では災害に強い都市構造の形成、防災に配慮した土地利用への誘導、危険地域等の情報公開等の安全確保対策が必要である。

また、人口減少地域では、災害時の情報伝達手段の確保、防災ボランティア活動への支援等が必要である。

(イ) 高齢者や障がい者等の要配慮者（※1）が増加している。

防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導及び救護・救済対策等の様々な場面において、要配慮者に応じたきめ細かな施策を福祉施策と連携して行う必要がある。

また、社会福祉施設、医療施設等の災害危険性の低い場所への誘導等、災害に対する安全性の向上を図る必要がある。

さらに、平常時から避難行動要支援者（※2）の所在等を把握し、災害の発生時には迅速に避難誘導・安否確認等を行える体制が必要である。

(ウ) 経済社会活動の拡大とともに、観光客や外国人が増加している。

災害の発生時に、観光客や外国人にも十分配慮するとともに、本町の経済力や観光を重要な地域振興策として強化する観点からも、本町の防災体制を強化する必要がある。

(エ) 生活者の多様な視点への配慮が求められている。

防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

(オ) ライフライン及びインターネット等の情報通信や交通のネットワークへの依存度の増大がみられる。

これらの施設の被害は、日常生活、産業活動に深刻な影響をもたらすため、施設の耐災化を進めるとともに、補完的機能の充実が必要である。

(カ) 住民意識及び生活環境の変化として、近隣扶助の意識の低下がみられる。

コミュニティ、自主防災組織等の強化、要配慮者を含めた多くの住民参加による定期的防災訓練、防災思想の徹底等を図る必要がある。

イ 近年の高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用の増大、高層ビル及び橋梁等の道路構造の大規模化等に伴い、事故災害の予防が必要とされている。

ウ 平成27年3月に仙台で開催された第3回国連防災世界会議において「仙台防災枠組2015-2030」が採択された。同枠組では、①災害リスクの理解、②災害リスクを管理する災害リスク・ガバナンスの強化、③強靱化のための災害リスク削減への投資、④復旧・復興過程における「よりよい復興（Build Back Better）」の4つの優先行動を実施すべ

きことや、同枠組の成果として災害リスク及び損失を大幅に削減することを目指すと考えられた。同枠組に基づき、国、公共機関、地方公共団体、事業者、住民等の官民様々な関係者が連携して、防災対策を推進することが必要である。

- ※1 要配慮者とは、高齢者、障がい者、外国人、妊産婦及び乳幼児等、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々をいい、災害時要援護者ともいう。
- ※2 避難行動要支援者とは、要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難で、特に支援を要する人々をいう。

(3) 行政の業務継続計画との関係

東日本大震災では、行政機能の喪失が大きな課題となった。大規模災害による町の各施設、行政機能及び災害対策本部の機能への影響等を点検したうえで、機能喪失の軽減対策や機能喪失時の対応等を網羅した業務継続計画を作成する必要がある。

(4) 複合災害への対応

同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することで、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事態が考えられる。

本町において発生可能性がある複合災害を想定し、後発の災害にも効果的に対応できるように、要員や資機材等の投入の判断や応援確保等のあり方を検討する必要がある。

第2節 防災対策の基本理念及び施策の概要

本町は、台風等による風水害の発生や周辺海域での地震・津波等が懸念され、町民の生命、身体及び財産を災害から保護する防災対策は行政上最も重要な施策である。

防災施策は、本町の自然的特性及び社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方に基づいて、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせることで災害時の社会経済活動の停滞を最小限にとどめることが重要である。

このため、災害対策の実施に当たっては、国、県、町及び指定公共機関がそれぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図るものとする。併せて、国、県、町を中心に、住民一人一人が自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、国、県、町、公共機関、事業者、住民等が一体となって最善の対策をとるものとする。

なお、防災対策には、時間の経過とともに、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策の3段階があり、それぞれの段階において国、県、市町村、公共機関、事業者及び住民等が一体となって最善の対策をとることが被害の軽減につながる。

各段階における基本理念及びこれに則り実施すべき施策の概要は、次のとおりである。

1 周到かつ十分な災害予防対策

災害予防段階における基本理念及び施策の概要は以下のとおりとする。

(1) 基本理念

- ア 災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限り進め、ハード・ソフトを組み合わせることで一体的に災害対策を推進する。
- イ 最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図る。

(2) 施策の概要

- ア 災害に強いまちづくりを実現するための主要交通・通信機能の強化、避難路の整備等による災害に強い都市構造の形成、住宅や学校・病院等公共施設等の安全化及び代替施設の整備等によるライフライン機能確保
- イ 事故災害を予防するための事業者や施設管理者による情報収集・連絡体制の構築、施設・設備の保守・整備等、安全対策の充実
- ウ 町民の防災活動を促進するための防災教育等による住民への防災思想及び防災知識の普及、防災訓練の実施、町民の自発的な防災活動の促進、自主防災組織等の育成強化、ボランティアとの連携強化及びボランティア活動の環境整備、事業継続体制の構築等企

- 業防災の促進、災害教訓の伝承による町民の防災活動環境の整備等
- エ 防災に関する調査研究及び観測等を推進するための基礎データの集積、工学的・社会的分野の研究を含めた防災に関する調査研究の推進及び観測の充実・強化並びにこれらの成果の情報提供及び防災施策への活用
- オ 発災時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための災害応急活動体制や情報伝達体制の整備、施設・設備・資機材等の整備・充実、食糧・飲料水等の備蓄及び関係機関が連携した実践的な防災訓練の実施等

2 迅速かつ円滑な災害応急対策

災害応急段階における基本理念及び施策の概要は以下のとおりとする。なお、防災関係機関は災害応急対策従事者の安全確保に十分配慮するものとする。

(1) 基本理念

- ア 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。
- イ 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、要配慮者に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

(2) 施策の概要

- ア 災害発生の兆候が把握された際の警報等の伝達、住民の避難誘導、避難行動要支援者や観光客等の避難支援及び所管施設の緊急点検等災害未然防止活動
- イ 発災直後の被害規模の早期把握、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的・効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域応援体制の確立
- ウ 被災者に対する救助・救急活動、負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動、円滑な救助・救急活動、医療活動・消火活動等を支えるとともに被災者に緊急物資を供給するための交通規制の実施、施設の応急復旧活動、障害物除去等による交通の確保及び優先度を考慮した緊急輸送活動
- エ 被災者の速やかな避難誘導と安全な避難所への収容、避難場所の適切な運営管理、応急仮設住宅等の提供等避難収容活動及び被災者等への的確な情報伝達
- オ 被災者等への的確かつ分かりやすい情報の速やかな公表・伝達及び相談窓口の設置等による住民等からの問い合わせへの対応
- カ 被災者の生活維持に必要な食糧・飲料水及び生活必需品等の調達と被災地のニーズに応じた供給
- キ 被災者の健康状態の把握等避難所を中心とした被災者の健康保持に必要な活動、仮設トイレの設置等被災地域の保健衛生活動、防疫活動及び迅速な遺体の処理等
- ク 防犯活動等による社会秩序の維持のための対策、物資の安定供給のための監視・指導等
- ケ 応急対策のための通信施設の応急復旧、二次災害防止のための土砂災害等の危険箇所の

応急工事、被災者の生活確保のためのライフラインや交通施設等の施設・設備の応急復旧対策、及び二次災害の防止のための危険性を見極め、必要に応じた住民の避難及び応急対策の実施

コ ボランティア、義援物資・義援金及び海外等からの支援の適切な受入れ

3 適切かつ速やかな災害復旧・復興対策

災害復旧・復興段階における基本理念及び施策の概要は、以下のとおりとする。

(1) 基本理念

災害復旧・復興段階においては、「発災後は速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより被災地の復興を図る。」ことを基本理念とする。

(2) 施策の概要

- ア 被災状況や被災地域の特性等を勘案した復旧・復興対策の基本方向の早急な決定と事業の計画的推進
- イ 物資、資材の調達計画等を活用した迅速かつ円滑な被災施設の復旧
- ウ 再度災害の防止により快適な都市環境を目指した防災まちづくり
- エ 災害により生じた廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の広域処理を含めた処分方法の確立、計画的な収集、運搬及び処理による適正処理の確保、迅速かつ適切な廃棄物処理
- オ 被災者に対する資金援助、住宅確保及び雇用確保等による自立的生活再建の支援
- カ 被災中小企業の復興等の地域の自立的発展に向けた経済復興の支援

4 その他

町は、県及び公共機関等と連携し、これら災害対策の基本的事項について推進を図るとともに、防災機関間、住民等の間及び住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講じる。

第3節 防災計画の見直しと推進

防災計画は、実際の災害対応や防災訓練等を通じて内容を検証し、継続的に見直しを続けていく必要がある。

また、大規模災害は、想定される被害が甚大かつ深刻であるため、発生までの間に町、関係機関及び住民等が、様々な対策によって被害軽減を図ることが重要である。

1 防災計画の見直し

本計画は、想定した災害の諸形態を考慮して町内の防災に関する事項を網羅的に示している。地域防災計画の見直しに当たっては、本町の自然的及び社会的な条件等を勘案して各事項を検討のうえ、必要な事項を記載する。また、特殊な事情がある場合は、適宜必要な事項を付加する。

2 防災計画の効果的な推進

防災担当課は、これら防災計画を効果的に推進するため、関係各課との連携また他機関との連携を図り、次の対策を実施する。なお、本計画に基づく対策の推進に最大限努力し、制度等の整備及び改善等を実施する。

■計画推進のための対策

- 実施計画（アクションプラン）及び分野別応急活動要領（マニュアル）の作成並びに訓練等を通じた職員への周知徹底
- 計画、アクションプラン及びマニュアルの定期的な点検並びに点検や訓練から得られた関係機関間の調整に必要な事項や教訓等の反映

3 様々な主体の相互連携と町民運動の展開

いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要である。個人、家庭、地域、企業及び団体等社会の様々な主体は、相互に連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う町民運動を展開する。

また、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題及び実施方針を定め、関係機関等の連携の強化を図る。

4 県及び指定地方公共機関等の連携

県及び指定地方公共機関等と相互に密接な連携を図る。また、他の自治体とも連携を図り、広域的な視点で防災対策の推進を図るよう努める。

5 防災会議における検証等

町防災会議は、本計画の実施状況を定期的に把握するとともに、防災に関する調査結果や発生した災害の状況等に関する検証、検討と併せ、その時々における防災上の重要事項や課題を把握し、又は審議し、これを本計画に的確に反映させていく。

防災計画等の策定段階から、多様な主体の意見を反映できるよう防災会議の委員に、女性、自主防災組織、要配慮者、学識者等の参画を促進し、計画等に反映させていく。

町防災会議は、地域防災計画の見直しや防災に係る調査研究に携わるだけでなく、防災施設の点検、調査を行うものとする。

6 地区防災計画の策定等

町防災計画は、町内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下「地区居住者等」という。）が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画（以下「地区防災計画」という。）について定めることができる。

地区居住者等は、共同して、町防災会議に対し、町防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができる。

町防災会議は、遅滞なく、地区居住者等の提案を踏まえて町防災計画に地区防災計画を定める必要があるかどうかを判断し、その必要があると認めるときは、町防災計画に地区防災計画を定めなければならない。

7 防災計画の整合性の確保

(1) 防災計画間の整合

町は、防災計画間の必要な調整、県からの助言等を通じて、本計画、防災業務計画、水防計画その他の防災関連計画が体系的かつ有機的に整合性を確保するために必要なチェックを行うものとする。

また、その他の計画（総合計画、マスタープラン等）についても、防災の観点から必要なチェックを行うものとする。

(2) 防災関係法令との整合

町防災計画には、大規模地震対策特別措置法、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法、水防法、土砂災害警戒区域における土砂災害防止対策の推進に関する法律、津波防災地域づくりに関する法律その他の防災関係法令において防災計画に定めるべきとされた事項を確実に位置付けることとする。

第2部 災害予防計画

第1章 地震・津波災害予防計画

第2章 風水害等災害予防計画

第1章 地震・津波災害予防計画

第1節 地震・津波災害予防計画の基本方針

第1項 災害予防計画の基本的な考え方

地震・津波災害に対して町民の生命・財産の安全を確保するための予防対策は、「地震・津波に強い人づくり」、「地震・津波に強いまちづくり」、「地震・津波災害応急対策活動の準備」及び「津波避難体制等の整備」の4つに区分して計画する。

1 地震・津波に強い人づくり

防災計画を実行する人に着目し、地震・津波災害への意識、知識力、行動力、組織力及び連携力を向上させ、地震・津波に対する適切な行動や組織的対応がとれるようにするための対策である。

主な着目点は次のとおりである。

- (1) 防災訓練計画
- (2) 地震・津波知識の普及・啓発に関する計画
- (3) 自主防災組織育成計画
- (4) 消防職・団員の充実
- (5) 企業防災の促進
- (6) 地区防災計画の普及等

2 地震・津波に強いまちづくり

建築物、土木構造物その他の都市基盤に着目し、地震・津波が発生しても被害を最小限に止め、復旧・復興しやすい構造とするための対策である。

主な着目点は次のとおりである。

- (1) 地盤・土木施設等の対策
- (2) 都市基盤の整備
- (3) 建築物の対策
- (4) 危険物施設等の対策

3 地震・津波災害応急対策活動の準備

消防、避難、救助、救援等の様々な災害時の応急対策活動に着目し、必要な活動体制・環境を整備し、応急対策を迅速かつ効果的に実施するための対策である。

4 津波避難体制等の整備

津波に対する最重要課題である避難を円滑に行うための対策に特化し、都市構造、人づくり、応急対策のすべての面に着目した対策である。

主な着目点は次のとおりである。

- (1) 津波避難計画の策定・推進
- (2) 津波危険に関する啓発
- (3) 津波に対する警戒避難体制・手段の整備
- (4) 津波災害警戒区域の指定等

第2項 災害予防計画の推進

1 減災目標（実施主体：町、県）

町は、地震・津波の被害想定調査結果を踏まえて減災目標を設定し、防災関係機関と協力して予測された被害を効果的に軽減するための防災対策を計画的に推進する。

2 緊急防災事業の適用（実施主体：総務課、消防本部、県）

国、県等の防災事業を積極的に活用し、本町の防災対策を強力に推進する。

(1) 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

地震防災対策特別措置法の施行に伴い、都道府県知事は、社会的、自然的条件等を総合的に勘案して、地震により著しい被害が生じるおそれがあると認められる地区について、都道府県地域防災計画及び市町村地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災対策上緊急に整備すべき施設等に関するものについて、平成8年以降の年度を初年度とする地震防災緊急事業五箇年計画を作成することができることとなった。

町は、国の示す計画対象事業となる施設等についての整備方針を掲げ、県が作成する「地震防災緊急事業五箇年計画」の緊急整備施設の選定を受けるなど、事業について具体化を図るよう努める。

■八重瀬町の整備推進施設等

- 避難地
- 避難路
- 消防用施設
- 消防活動用道路
- 緊急輸送道路、交通管制施設、ヘリポート、漁港施設等
- 医療機関、社会福祉施設、公立小・中学校、養護学校等の各種学校施設、その他公的建造物の改築・補強
- 津波避難確保のための海岸保全施設、河川管理施設
- 砂防設備、森林保安施設、地すべり等防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、農業用排水施設であるため池のうち、地震防災上必要なもの
- 地域防災拠点施設
- 防災行政無線施設、設備
- 飲料水確保施設、電源確保施設
- 非常用食糧、救助用資機材等備蓄倉庫
- 負傷者の一時収容、設備、資機材（応急救護設備等）
- 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策
- その他

(2) その他の法令等の適用

津波対策の推進に関する法律、津波防災地域づくりに関する法律、その他の関連法令等に基づく防災・減災事業等の実施により、地震・津波に強いまちづくりをソフト・ハードの両面から効率的、効果的に推進する。

また、町は、老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理を推進する。

3 防災研究の推進に関する計画（実施主体：総務課、防災関係機関）

町は、防災関係機関と連携し、地震・津波防災上の課題に対応した防災研究の推進に関する事業を定める。

(1) 防災研究の目的・内容

本町の地震及び津波による災害危険区域の実態を総合的・科学的に把握するため、国及び県が行う調査研究の成果や既往の被災事例等を参考に、地震による地盤振動、液状化、斜面崩壊、津波、その他災害予想危険箇所や建物崩壊、出火・延焼、ライフライン施設被害、人的被害等について資料収集、被災原因の分析等を行うとともに、可能な限り具体的な減災目標を設定し、地域防災計画の見直しに反映させる。

また、地震時の防災機関職員の早期招集・活動要領、自主防災組織や防災ボランティア等の育成要領、町民生活への支援方策等に関する研究を推進する。

(2) 防災研究の実施体制

防災に関する研究を企画・検討し、その進捗状況や効果等を総合的に評価・検討できるような体制づくりに努める。

第2節 地震・津波に強い人づくり

[施策の体系・実施主体]

施策	実施主体
第1項 防災訓練計画	総務課、社会福祉課、土木建設課、観光振興課、学校教育課、消防本部
第2項 地震・津波知識の普及・啓発に関する計画	総務課、学校教育課、生涯学習文化課、消防本部
第3項 自主防災組織育成計画	総務課
第4項 消防職・団員の充実	総務課、消防本部
第5項 企業防災の促進	総務課
第6項 地区防災計画の普及等	総務課

第1項 防災訓練計画

町は、地震・津波災害への避難体制を確立し、防災思想の普及を図るため、県、防災関係機関及び町民と一体となって計画的に防災訓練を実施する。

1 防災訓練の実施に係る基本方針

本町の地震・津波防災訓練の基本方針は、次のとおりとする。

(1) 実戦的な活動ノウハウの獲得を重視した防災訓練

訓練の目標や成果の総括を重視し、参加者がより実戦的な防災活動のノウハウや防災資機材の操作方法等を獲得することを第一とする。

(2) 地域防災計画等の検証

町の地域防災計画等の問題点や課題を明確化し、今後の見直しのあり方等を把握することを目指し、様々な条件や状況を取り入れたシナリオに基づく地震・津波防災訓練を実施する。

(3) 訓練内容の具体化

訓練の種別ごとに想定される災害状況等を踏まえて、目的、内容、訓練方法（時期、場所、要領等）及び検証方法（訓練の効果、課題分析等）等を具体化した訓練とする。

訓練を実施する場合には、予め訓練実施要領を作成し、関係機関に周知する。

(4) 多様な主体の参加

町民等の防災意識を広く啓発するため、大規模な地震・津波を想定した訓練においては、町、県及び防災関係機関が連携して、多数の町民や事業所等が参加するように努める。

また、男女のニーズの配慮、要配慮者、観光客及び外国人への支援等、災害時の活用に必要な多様な視点を普及するため、婦人会、女性団体、教育機関、自主防災組織、観光協会、福祉関係団体、ボランティア団体、民間企業等と連携する。

2 各防災訓練の実施に係る事項（実施主体：総務課、観光振興課、消防本部、社会福祉課、学校教育課、県、防災関係機関）

町は、防災訓練の実施に際しては、総合防災訓練のみならず、次のような個別の目標を設けた訓練を実施する。

■個別目標を設けた訓練

- 地震・津波の発生時刻や規模について様々な条件設定を行い、初動体制の確立、通信連絡体制の確保、組織間の連携確保、被災現場の派遣等について行うテーマ別訓練
- 広域応援に際しての受入れ・応援派遣等の訓練
- 傷病者等を念頭にした救出・医療訓練
- 避難所における要配慮者や女性のニーズに配慮した生活支援訓練
- 物資集配拠点における集配訓練
- 民間企業・ボランティア等との連携訓練
- 避難行動要支援者等の避難支援、観光客・外国人等の避難誘導訓練
- 学校施設等における通信連絡体制の確保と避難誘導訓練

3 総合防災訓練（実施主体：総務課、観光振興課、県、防災関係機関）

(1) 総合防災訓練

町は、県との連携のもと、広域的な被害を想定した総合訓練を実施する。当該訓練の実施に際しては、訓練のテーマ、対象者、実施内容、及び具体的目標等を工夫し、町全体の防災意識や連携体制を向上させる効果的な訓練を実施する。

また、地域特性や被害想定等を踏まえ、多くの地域住民や関係団体等が参加する実践的な地震防災訓練を実施する。

■総合防災訓練

区分	内容等
実施時期	毎年1回以上適当な時期（水防月間、土砂災害防止月間等）に行う。
実施場所	毎年過去の災害の状況等を考慮のうえ、関係機関と協議のうえ決定する。
参加機関	県、町及び防災関係機関
訓練の種目	訓練の種目は概ね次のとおりとする。 ○避難訓練及び避難行動要支援者等の避難支援訓練 ○水防訓練 ○救出及び救護訓練 ○炊き出し訓練 ○感染症対策訓練 ○輸送訓練 ○通信訓練 ○流出油等防除訓練 ○広域応援要請訓練（情報伝達訓練） ○その他
訓練実施後の評価	訓練実施後に評価を行い、応急対策上の問題点や改善点など今後の課題を整理し、必要に応じて改善を行う。

(2) 緊急地震速報を取り入れた訓練

防災訓練の実施に当たっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時前後の対応行動の習熟を図るよう努める。

(3) 広域津波避難訓練

町は、町民の津波避難行動に特化した町内全域を対象とする広域的な実践訓練を津波防災の日（11月5日）などに実施する。これにより、町民等の津波防災意識の啓発、津波避難計画の検証等を行う。

なお、主な検証のポイントは次のとおりとする。

■広域津波避難訓練の検証ポイント

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○津波情報の伝達方法、津波避難場所、避難経路等の課題○津波避難困難地域の把握○避難行動要支援者等の避難支援、福祉避難所及び災害拠点病院等への移送等の円滑性 |
|---|

(4) 災害対策本部運営訓練

町は、災害対策本部員及び各部の初動対応力を向上させるため、大規模な地震・津波等を想定した災害対策本部の初動について実践的な訓練を実施する。

なお、訓練のねらいは次のとおりとする。

■災害対策本部運営訓練のねらい

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○災害想定、各部の所掌事務、リソースの理解促進○本部会議及び各部の実践力の向上○防災計画・マニュアルの検証 |
|---|

(5) 複合災害訓練

町は、県及び防災関係機関等と連携して、本町の地域特性を踏まえて、様々な複合災害が発生する可能性や発生した場合の状況等についての机上訓練を行い、複合災害ごとの対応計画の策定や見直しを検討する。

また、発生の可能性が高い複合災害については、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実働訓練に努める。

4 訓練のための交通規制（実施主体：総務課、土木建設課、県）

町長は、県公安委員会に対し、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、当該訓練の実施に必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限することの要請を行う。

5 防災訓練の成果の点検（実施主体：総務課、県、防災関係機関）

町は、防災訓練の成果を点検・評価し、次回以降の防災訓練はもとより地域防災計画等の修正や防災対策の充実強化に反映する。

特に、訓練実施時の社会的要請等にあわせて、訓練の対象、規模、内容及びシナリオ等を設定し、その成果を点検・評価し、防災計画・施策に反映する仕組みを確立する。

6 地域防災訓練等の促進（実施主体：総務課、観光振興課、県）

町は、地域において学校や職場等での実践的な防災訓練が行われるように、事業者、自治会・自主防災組織及び学校関係者等に対する教育や支援を実施し、当該訓練の実施を踏まえた地震津波防災マニュアルの策定等を促進する。

第2項 地震・津波知識の普及・啓発に関する計画

町は、地震・津波災害を念頭におき、町及び関係機関の職員並びに地域住民に対する防災知識の普及・啓発を次のとおり実施する。

なお、広報「やえせ」による普及、講習会の開催、区・自治会別説明会、広報車による広報により実施することを基本とする。

1 防災知識の普及・啓発（実施主体：総務課、県、防災関係機関）

町は、地域の防災的見地から防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地区別防災カルテ、地震・津波時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、住民等に配布するとともに、研修を実施するよう努める。

(1) 普及・啓発の時期や内容等

町は、「防災週間」、「防災とボランティア週間」等の防災に関する各週間にあわせて、県の地震・津波被害想定調査結果等を示しながら、その地域の危険性や次の対策を町民等に周知するなど、重点的な防災思想の普及宣伝に努める。

■普及・啓発の内容

- 7日分以上の食糧、飲料水、携帯トイレ等の非常持出品の準備、家具・ブロック塀等の転倒防止対策、消火器の配備、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等、家庭での予防・安全対策
- 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で地震・津波発生時にとるべき行動、避難場所での行動
- 災害時の家族内の連絡体制の確保
- 緊急地震速報受信時の対応行動
- 地域の防災訓練等の自発的な防災活動への参加

(2) 効果的な普及・啓発方法

防災知識の普及・啓発に当たっては、報道機関等の協力を得るほか、ビデオ、疑似体験装置等の訴求効果の高いものを活用する。

また、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成を促進するため、防災に関する様々な動向や各種データをわかりやすく提供するように努める。

(3) 地震・津波に関する情報等の解説

町は、気象台、県及び防災関係機関と連携し、緊急地震速報の特性（地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報であること、震源付近では強い揺れの

到達に間に合わないこと。)や、住民や施設管理者等が緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動など、緊急地震速報についての普及・啓発に努める。

また、地震及び津波に関する情報を住民が容易に理解できるよう県や防災関係機関と連携し、地震情報、津波警報等の解説に努めるとともに、報道機関等の協力を得て、町民に迅速かつ正確な情報を伝達する。

さらに、津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、県や防災関係機関と連携し、津波防災について普及・啓発を図る。

2 各種防災教育の実施（実施主体：総務課、消防本部、学校教育課、生涯学習文化課、県、防災関係機関）

町は、地域住民や関係職員の災害発生時における適正な判断力の養成と防災体制の構築を目的とし、次の防災教育の徹底を図る。

また、県、教育機関、民間団体等と密接に連携し、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を推進する。防災教育を実施する際は、必要に応じて教育機関の協力を得る。

(1) 防災研修会・防災講習会

災害対策関係法令等の説明・実習等を行い、関係法令や地域防災計画等に基づき、円滑な災害対策が実施できるよう、災害時の防災活動要領等の習得を図るための研修会を行う。

また、受講者の属性（職種・年齢層等）を考慮した防災講習会を実施し、災害発生の原因や対策に係る科学的・専門的知識の習得を図る。

(2) 防火管理者教育

消防法第8条に定める学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店その他多数のものが出入り、勤務又は居住する防火対象物の防火管理者に対して、消防計画を策定し、その計画に基づく初期消火及び通報避難訓練の実施、消防設備、その他消防活動に必要な施設の点検・整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、その他防火管理上必要な業務を行うための教育を実施し、地震火災予防対策の強化を図る。

(3) 学校教育・社会教育

幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校における学校教育では、園児・児童・生徒の発達段階にあわせ、また、青年会、女性団体、子ども会、PTA、老人クラブなどの社会教育団体では属性等を考慮し、それぞれ防災に関する基礎的知識、災害の発生の原因及び避難方法や救助方法等の防災教育の徹底を図る。

町は、学校における防災教育の指導内容を体系的に整理して防災教育の指導時間を確保するほか、教育関係者と連携して、学校教育をはじめ様々な場面で活用できる地震・津波防災教育プログラムや危機意識を共有できるリスクコミュニケーション手法を整備し、町民の地震・津波防災への理解向上に努める。

また、外部の専門家や保護者等の協力のもと、学校における防災計画やマニュアルの策定を促進するほか、公民館等の社会教育施設等を活用した地域コミュニティにおける多様な主

体が参加する防災教育の普及を推進する。

(4) その他

消防団、幼少年消防クラブ、女性防火クラブ、自主防災組織及び事業所の自主的な防災組織である自衛消防組織等の組織を通じて、地震防災活動及び地震発生原因についての知識の普及・啓発を図る。

また、防災知識の普及・啓発や各種訓練の実施の際は、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。

3 災害教訓の伝承（実施主体：総務課、学校教育課、県）

過去に発生した大規模災害の教訓等を確実に後世に伝えていくため、災害教訓等の伝承の重要性を啓発するとともに、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含む各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に公開するよう努める。

また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくほか、町民等が災害の教訓を伝承する取組を支援するよう努める。

第3項 自主防災組織育成計画

地震・津波への対応力を強化するためには、自分達の地域は自分達で守ろうという隣保協同の精神に基づき、地域住民が自主的に防災活動を行う体制を確立することが重要となる。

自主防災活動をより効果的に行うためには、地域ごとに住民が連帯して自主防災組織を結成し、日頃から訓練を積み重ねておく必要がある。このため、町は、地域住民などによる自主防災組織の設置を積極的に推進し、その育成強化を図る。

1 住民の防災意識の向上（実施主体：総務課）

町は、住民に対する防災意識の向上や地域における自主防災組織の結成、住民参加の推進等を図るため、パンフレット等資料の作成及び周知、講演会等の開催について積極的に取り組む。

2 自主防災組織づくり（実施主体：総務課）

(1) 自主防災組織の結成促進と育成

町は、県が実施する自主防災リーダー養成研修や自主防災資機材の整備等の支援を受けて、既存の自治会等の自主組織を自主防災組織へ育成することを基本に、次のような方法により組織づくりを推進する。

その際、住民が真に連帯感に基づいて防災活動を行うことが期待できる組織規模であること、住民の基礎的な日常生活圏域としての一体性をもっている地域であることに留意する。

■組織づくりの方法

組織別	実施内容
自治組織	自治会等の自治組織に活動の一環として防災活動を組み入れることにより、自主防災組織として育成する。
防災活動団体	何らかの防災活動を行っている組織の活動の充実強化を図ることで、自主防災組織として育成する。
地域活動団体	女性連合会、青年会、PTA等その地域で活動している組織を活用して、自主防災組織として育成する。

3 活動計画の策定（実施主体：総務課）

町は、組織の効率的な活動を推進するため、自主防災組織による具体的な活動計画の策定を推進、支援する。

■自主防災組織の役割分担

班名	役割	
	平常時	非常時
情報収集伝達班	1 防災知識の普及に関すること 2 情報収集伝達訓練の計画 3 必要資機材の整備、点検	1 情報の収集、伝達に関すること 2 指揮、命令等の伝達 3 組織内の連絡調整及び他の機関との連絡に関すること
消火班	1 地域の安全点検に関すること 2 消火訓練の計画、実施 3 必要資機材の整備、点検	1 出火防止と初期消火に関すること
救出、救護班	1 地域の安全点検に関すること 2 救出、救護訓練計画、実施 3 必要資機材(救出用具、医薬品等)確保	1 負傷者の救出及び搬送 2 負傷者の応急手当 3 仮設救護所の設置
避難誘導班	1 地域の安全点検に関すること 2 避難路、避難場所の設定訓練 3 必要資機材の整備、点検	1 安全な避難誘導に関すること 2 避難場所の設定
給食、給水班	1 井戸の現状把握に関すること 2 給食、給水訓練の計画、実施 3 必要資機材の整備、点検	1 炊き出しに関すること 2 食糧、飲料水、生活必需品などの配分に関すること 3 濾水器の運用に関すること
衛生班	1 衛生処理訓練の計画実施 2 必要資機材の整備、点検	1 仮設トイレに関すること 2 ごみ処理及び消毒に関すること

4 資機材の整備（実施主体：総務課）

町は、消火、救助及び救護に必要な防災資機材等の整備を促進するため、自主防災組織に必要な援助を行う。

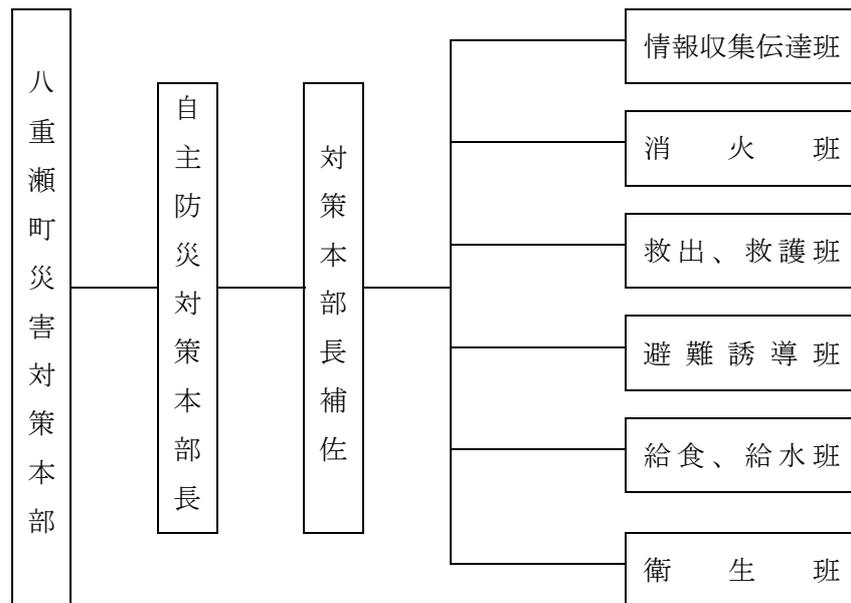
5 活動拠点整備等（実施主体：総務課）

町は、平常時は自主防災組織の研修・訓練の場となり、地震・津波時には避難、備蓄の機能を有する活動拠点施設の整備を図る。

(1) 自主防災組織の編成

自主防災組織は、概ね下記の組織図を基本とし、各地域によってその態様に応じて組織する。

■自主防災組織



(2) 消防団との連携

町は、自主防災組織と消防団との連携等を通じて、地域の防災コミュニティの充実を図るとともに、住民の自主防災組織や消防団への参加や、日常的な訓練の実施を促進する。

ア 防災研修への参加等による防災リーダーの育成

イ 多様な世代や女性が参加しやすい環境整備

(3) 防火管理体制の強化

大規模の地震時の全出火場所に対し、現消防力に対応することは不可能であるため、事業所等の自衛消防隊等によって一時的に消火できるよう自衛消防隊の育成強化を図る。

第4項 消防職・団員の充実

1 消防職員の充実（実施主体：総務課、消防本部）

町は、消防職員は消防活動の中核を担っているため、次について充実強化を図る。

■消防職員の充実強化対策

- 消防職員の適正数の確保
- 消防職員の資質の向上のための通常の研修や、大規模災害等を想定した緊急消防援助隊による九州ブロック訓練等派遣を含めた、消防防災体制の強化

2 消防団員の充実（実施主体：総務課）

消防団は、地域の消防防災のリーダーとして、平常時・災害時を問わず地域に密着して住民の安心と安全を守る重要な役割を担っている。特に、大規模災害時には、消防署や自主防災組織と連携して住民の避難支援等を行うことが期待されている。

町は、次の対策を実施し、消防団員の充実強化を図る。

■消防団の充実強化対策

- 地域に必要な消防団員数の確保
- 町民への消防団活動の広報
- 消防団の訓練、資機材の充実のための支援策の推進
- 青年層、女性層及び被雇用者等の消防団員への参加促進等

第5項 企業防災の促進

1 事業者における防災対策の強化（実施主体：事業者）

各事業者は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、災害時においても重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努める。また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化の推進、予想される被害からの復旧計画の策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応計画の策定及び取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど、事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて防災活動の推進に努める。

特に、食糧、飲料水、生活必需品を提供する事業者等、災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県及び町が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

さらに、町防災計画に名称及び所在地を定めた地下街等又は主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設等の所有者又は管理者は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画の作成・公表、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について町長に報

告する。

2 町の支援（実施主体：総務課）

町は、県と連携し、事業所等の取組に資する情報提供等を進めるとともに、企業防災の推進に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられるよう条件整備に取り組む。

また、企業のトップから一般職員までの各階層の職員の防災意識の向上を図るとともに、優良企業表彰や企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図る。

さらに、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけや防災対策に係る各種支援を実施する。

第6項 地区防災計画の普及等

1 地区防災計画の位置づけ（実施主体：総務課）

町の一定の地区内の居住者等が、災害対策基本法第42条第2項に基づく地区防災計画（一定の地区内の居住者及び事業者等が共同して行う防災活動、訓練、備蓄等の計画）を提案した場合、八重瀬町防災会議は本計画への抵触等を判断し、必要と認める場合は当該地区防災計画を本計画に定める。

なお、必要がないと判断した場合は、その理由等を提案者に通知する。

2 地区防災計画の普及（実施主体：総務課）

町は、町内の各地区の共助による計画的な防災活動を推進するため、内閣府の「地区防災計画ガイドライン」や地区防災計画の事例等を活用し、自主防災組織や事業所等に地区防災計画の作成方法、手順、提案の手続き等を普及、啓発する。

第3節 地震・津波に強いまちづくり

[施策の体系・実施主体]

施策	実施主体
第1項 地盤・土木施設等の対策	総務課、企画財政課、農林水産課、土木建設課、南部水道企業団
第2項 都市基盤の整備	総務課、まちづくり課、土木建設課、区画整理課、消防本部
第3項 建築物の対策	総務課、まちづくり課
第4項 危険物施設等の対策	住民環境課、消防本部

第1項 地盤・土木施設等の対策

各種の地震災害から町域を保全し、町民の生命、身体及び財産を保護するための防災施設の整備・改修等の事業については、この計画の定めるところによって実施する。

1 地盤災害防止事業（実施主体：総務課、土木建設課、県）

町は、地震災害の危険性が指摘される地域について、今後の本町内の都市開発、市街地開発及び産業用地の整備並びにこれら地域開発に伴う液状化対策及び盛土造成地等の対策を次のとおり実施する。

■液状化対策及び盛土造成地等の対策

- 防災上重要な機関施設や地域の拠点施設で液状化の予想される場所については、所要の液状化対策を実施する。
- 今後の産業用地等の新規開発については、地盤改良等の徹底を行う。
- 液状化被害の可能性がある地盤情報やそれらへの技術的対応方法について、積極的に町民や関係方面への周知・広報に努める。
- 阪神・淡路大震災等の事例から、既存の法令に適合した構造物の液状化被害は少ないことから、法令遵守の徹底を図る。
- 宅地耐震化推進事業により、既存造成地において地震時に滑動崩落のおそれがある場合は、造成宅地の調査、宅地の耐震化、宅地ハザードマップの作成・公表を進めるほか、宅地造成等規制法による造成宅地防災区域の指定等を推進する。

2 砂防事業（実施主体：総務課、土木建設課、県）

(1) 地すべり・土石流防止対策

地すべり危険箇所指定されている箇所については、早急な地すべり及び土石流防止事業を推進する。

また、将来地すべりの発生が予想される区域においては、開発等による地すべり危険箇所が増加しないよう、地すべり防止区域の指定により行為の制限を行い、地すべり対策工事等の防止対策を図る。

(2) 急傾斜地崩壊防止対策

県の事業指定箇所だけでなく、本町における危険度が高い急傾斜地を調査把握し、災害未然防止のための対策工事の実施に努める。

参考資料 1-1 急傾斜地崩壊危険箇所

3 道路施設整備事業（実施主体：土木建設課、県、沖縄総合事務局）

(1) 道路網の整備

町は、地震災害時において人員、物資の緊急輸送その他災害応急対策上の重要な役割を發揮するよう災害に強い道路網の整備を計画的に推進する。

(2) 道路施設の整備

所管道路について地すべり危険箇所調査等を実施し、道路施設団体の崩壊等も含め交通断絶が予想される箇所等では補修等対策工事を行う。

また、橋梁については、耐震点検調査を実施し、対策が必要な場合は架替、補強及び落橋防止装置の整備を実施する。

(3) 緊急輸送道路ネットワークの形成

町は、消防、救急・救助及び輸送活動等を迅速・円滑に実施するため、道路（緊急輸送道路）の拡幅や改良等を推進するとともに、これらと交通、輸送及び災害対策等の拠点（港湾、臨時ヘリポート等）へのアクセス道路を有機的に連絡させて、緊急輸送道路ネットワークを形成し、各種防災活動を円滑に実施できるようにする。

参考資料 3-9 緊急輸送道路ネットワーク計画図

(4) 道路啓開用資機材の整備

町は、事故車両、倒壊物及び落下物等を排除し、震災時の緊急輸送道路としての機能を早期に確保できるよう、レッカー車、クレーン車及び工作車等の道路啓開用資機材の確保の体制を整える。

(5) 応急復旧体制の確保

町は、発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者との協定の締結に努める。

また、障害物除去、応急復旧等を迅速に行えるよう、各道路管理者が相互に連携し、あらかじめ応急復旧要領を作成し、定期的に点検する。

4 漁港整備事業（実施主体：土木建設課、農林水産課、県、沖縄総合事務局、事業者）

(1) 漁港整備事業の実施

町は、海上交通ルートによる避難、救助及び輸送を行ううえで重要な役割を果たす港川漁港について、耐震強化岸壁の整備、その背後で耐震強化岸壁と一体となって機能する臨時ヘリポート、緊急物資ストックヤード等に対応した防災緑地、道路の整備を推進し、地震・津波後の物資輸送拠点としての機能の確保に努めるよう県に要請する。

(2) 応急復旧体制の確保

町は、県や事業者等と連携し、地震・津波後の漁港機能の維持・継続のための対策を検討する。

また、漁港における危険物の除去、航路啓開、応急復旧等に必要な人員及び資機材等の確保に関する建設業者等との協定の締結等必要な対策を講じる。

5 農地防災事業の促進（実施主体：土木建設課、県）

町は、液状化をはじめとする地盤災害や周辺ため池等の決壊や津波の浸水等による二次災害として表面化する農地被害への対策として、地震・津波に伴う農地防災事業を計画的に推進し、地震時の被害の拡大防止に努める。

また、地震による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、ハザードマップ等による適切な情報提供に努める。

6 海岸保全施設対策（実施主体：土木建設課、県）

町は、県に対し、海岸保全基本方針（海岸法第2条の二で規定）に基づく以下の対策を推進するよう要請する。

ア 津波、高潮などの災害に対する適切な防護水準を確保するとともに、海岸環境の整備と保全及び海岸の適切な利用を図るため、施設の整備に加えソフト面の対策を講じ、これらを総合的に推進する。

イ 海岸保全施設の老朽化が急速に進む中、予防保全の考え方にに基づき海岸保全施設の適切な維持管理・更新を図る。

ウ 背後地の状況等を考慮して、設計の対象を超える津波、高潮等の作用に対して施設の損傷等を軽減するため、粘り強い構造の堤防、胸壁及び津波防波堤の整備を推進する。

エ 水門・陸閘等については、統廃合又は常時閉鎖を進めるとともに、現場操作員の安全又は利用者の利便性を確保する必要があるときは、自動化・遠隔操作化の取組を計画的に進める。

オ 海岸保全施設の機能や背後地の重要度等を考慮して必要に応じて耐震性の強化を推進する。

参考資料 1-3 海岸保全区域

7 上水道施設災害予防対策（実施主体：南部水道企業団、県）

(1) 施設の耐震性及び液状化対策の強化

南部水道企業団は、上水道施設の新設、拡張及び改良等に際しては十分な耐震設計、耐震施工及び液状化対策を行うとともに、施設の維持管理に際しては適切な保守点検による耐震性の確保に努める。

また、配水系統の相互連結や緊急給水手段の確保により供給システムの強化を推進する。

(2) 広域応援体制の点検

南部水道企業団は、災害時における円滑な応急給水について、県企業局及び他市町村水道

事業者から広域的な応援・受援を円滑かつ的確に実施できるように、「沖縄県水道災害相互応援協定」に基づく実践的な運用体制を点検する。

参考資料 6-1 九州・山口9県災害時相互応援協定等

8 下水道施設災害予防対策（実施主体：土木建設課、県）

(1) 施設の耐震性、液状化対策の強化及びバックアップ施設の整備

町は、下水道施設の施工に当たっては十分な耐震性を有するよう努めるとともに、自家発電装置の整備（停電対策）や設備の二元化、液状化対策等災害に強い下水道の整備を図る。

(2) 広域応援体制の確認

町は、「九州・山口ブロック下水道事業災害時支援に関するルール」に基づき、県が整備する受入れ体制等を確認する。

9 高圧ガス災害予防対策（実施主体：町、県、（一社）沖縄県高圧ガス保安協会）

町は、地震・津波による高圧ガス災害の発生及び拡大を防止するため、国、県、公安委員会及び（一社）沖縄県高圧ガス保安協会等と連絡を密にし、高圧ガス供給及び消費施設の耐震性の強化、LPガス容器の転倒防止対策、耐震性機器の設置促進、並びに安全機器の普及等を推進する。

■高圧ガス災害予防計画

対策別	実施内容
高圧ガス貯蔵所、販売所等の保安対策	高圧ガス取扱施設の所有者、管理者又は占有者に対し法令に規定する基準に適合するよう当該施設を維持させ、保安の監督指導を行う。
高圧ガス消費先の保安対策	消費者への保安啓発指導を（一社）沖縄県高圧ガス保安協会に委託実施させ、消費者の保安意識の向上を図る。 また、消費者保安に対する販売事業者の監督体制の強化を図る。
路上における指導取締の実施	高圧ガス運搬車両の事故を防止するため、県が行う路上における指導取締の応援体制を整えるとともに、必要に応じた実施を検討する。

10 電力施設災害予防対策（実施主体：事業者）

沖縄電力(株)は、災害に伴う電力施設被害の防止について恒久的設備対策計画を推進するとともに、電力施設の耐震性確保及び被害軽減のための施策を実施し、震災時の被害を最小限にとどめるよう万全の予防措置を講じる。

■電力施設災害予防対策

区分	対策
防災訓練の実施	災害対策を円滑に推進するため年1回以上防災訓練を実施するとともに、国及び地方自治体が実施する防災訓練に参加する。
配電設備	○架空配電線路 電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。 ○地中配電線路 地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。

11 通信施設災害予防計画（実施主体：総務課、企画財政課、県、各電気通信事業者）

町、県、各電気通信事業者は、災害時の通信の確保を図るため、通信施設に次の予防措置を講じる等万全の措置を期する。

特に、通信局舎等の耐震性、停電対策、危険分散、通信経路の多ルート化、バックアップ、運用体制及び関係機関の連携等の面から検討し、大規模災害時にも重要通信を確保できるように措置する。

(1) 町における予防計画

①災害用情報通信手段の確保

町は、次について検討のうえ、災害用情報通信手段の確保等を行う。

■災害用情報通信手段の確保対策

区分	対策
代替手段等の確保	○各電気通信事業者が提供する災害時優先電話等の効果的活用 ○携帯電話、衛星通信・衛星電話、業務用無線、アマチュア無線等の移動無線の災害時活用体制の確保（アマチュア無線の活用は、ボランティア性に配慮）
冗長性の確保	○無線ネットワークの整備・拡充及び相互接続等によるネットワーク間の連携 ○有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化、関連装置の二重化
電源の確保	○非常用電源設備の整備、無線設備や非常用電源設備の保守点検、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術から耐震性・耐浪性のある場所への設置等 ○IP電話を利用する場合のネットワーク機器等の停電対策
確実な運用への準備	○災害時の利用を重視した無線設備の定期的な総点検 ○情報通信手段の管理及び運用体制の点検 ○災害用の無線電話等の機器の運用方法等の習熟 ○非常通信の取扱い及び機器の操作の習熟等、他の防災関係機関等と連携した通信訓練 ○通信の輻輳、途絶等を想定した訓練（通信統制、重要通信の確保、非常通信の活用等） ○移動無線等の輻輳時の混信等の対策（非常時運用要領の策定及び関係機関間の調整等、周波数割当等が必要なときは総務省と事前調整）

②情報通信機器等の充実

町は、災害情報を迅速に収集・伝達するためには、通信施設及び設備等の整備を一層進めていくことが必要であり、町防災情報システム追加拡充及び最新設備への更新等を推進する。

③通信設備等の不足時の備え

町は、災害発生時において通信設備等の不足が生ずる場合に備え、各電気通信事業者との間で災害時の協力に関する協定等の締結を図る。

④停電時の備え及び平常時の備え

町は、災害時における通信確保の重要性に鑑み、長時間の停電に備え自家発電設備を整備するとともに、無線設備や自家発電設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知

見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所及び浸水被害を受けない場所への設置等を図ることについて十分考慮する。

(2) 各電気通信事業者における予防計画

①電気通信設備等の予防計画

災害による故障発生を未然に防止するため、次の防災計画を推進する。

■電気通信設備等の予防計画

- 主要な電気通信設備が設置されている建物については、耐震、耐浪及び耐火対策を行う。
- 主要な電気通信設備については、予備電源設備を設置又は予備電源車を確保する。

②伝送路の整備計画

局地的被害による回線の被害を分散するため、主要な伝送路を多ルート構成又はループ構成として整備を図る。

③回線の非常措置計画

災害が発生した場合における通信確保のための非常措置として、あらかじめ次の対策を講じる。

■伝送路の整備計画

- 回線の設置切替方法
- 可搬無線機、工事用車両無線機等による非常用回線の確保
- 離島等への孤立化防止用無線電話機による災害緊急通信の確保
- 災害救助法適用時の避難場所、現地対策本部機関等への貸出携帯電話の確保
- 可搬型基地局装置による通話回線の確保

12 通信・放送設備の優先利用等の事前措置（実施主体：総務課、企画財政課、県、関係機関）

(1) 優先利用の手続き

町は、通信設備の優先利用（基本法第57条）及び優先使用（同法第79条）について、電気通信事業者及び放送局とあらかじめ協議を行い、使用手続きを定めておく。

(2) 放送施設の利用

町長は、防災上緊急かつ特別の必要があるときに、災害に関する通知、要請、伝達及び警告等の放送を速やかに行えるように、手続きの円滑化等についてあらかじめ協議して定めておく。

第2項 都市基盤の整備

災害の拡大を防ぎ、被害の軽減を目指す防災まちづくりの面から土地利用や基盤施設の整備を推進するため、各地域の防災環境を整備するための事業を総合調整して実施する。

1 防災対策に係る土地利用の推進（実施主体：まちづくり課、土木建設課、区画整理課、県）

(1) 防災対策に係る土地利用に関する事業の基本方針

地震災害に備えた適正な土地利用の推進により、安全な都市環境の整備を促進するための基本方針は、次のとおりである。

■安全な都市環境の整備を促進するための基本方針

- 土地区画整理事業等を推進し、防災上危険な密集市街地の解消を図るほか、避難等の機能を有する道路や公園等の都市基盤施設を整備する。
- 新規開発等に際しては、防災の観点から調整・指導を行い、安全性の高い市街地の形成を図る。

(2) 防災対策に係る土地利用に関する事業の実施

①土地区画整理事業

防災拠点機能を有する公共・公益施設等との連携による防災活動上の道路、公園等の都市基盤施設を防災の観点から整備に努める。

②新規開発に伴う指導・誘導

新規開発等の事業に際し、防災の観点から総合的見地に立って調整・指導を行う。軟弱地盤地域での大規模宅地造成、危険斜面の周辺等での開発行為等、防災に配慮した土地利用への誘導等を計画的に実施する。

2 都市基盤施設の防災対策に係る整備（実施主体：まちづくり課、土木建設課、区画整理課、県、事業者）

(1) 都市基盤施設の防災対策に関する基本方針

都市の防災構造上重要な都市基盤施設の整備を推進する。また、地震・津波による甚大な被害が予測され、都市防災構造化対策を緊急かつ総合的に実施すべき地域については、道路・公園、砂防、漁港等の都市基盤施設や防災拠点、避難地、避難路、避難誘導標識等の整備に係る事業計画を策定し、防災対策を推進する。

(2) 防災対策に係る都市基盤施設の整備に関する事業の実施

地震に強い都市構造の形成を図るための具体的な事業の内容は、次のとおりである。

■地震に強い都市構造の形成を図るための具体的な事業の内容

区分	事業内容
防災上重要な道路の整備	避難路、緊急輸送道路及び消防活動困難区域の解消に資する道路整備を推進するほか、多重性・代替性の確保が可能となるよう体系的に整備する。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路については、災害時の交通を円滑に確保するため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。
緑地の整備・保全	土砂災害の危険性が高い斜面地等については、砂防事業、地すべり対策事業及び急傾斜地崩壊対策事業等との連携や、緑地協定等による市街地における緑地の確保を図り、土砂災害防止や延焼遮断等の機能を有する緑地の体系的な整備・保全を推進する。

区分	事業内容
避難地・避難路の確保及び誘導標識等の設置	避難場所となる都市基幹公園、住区基幹公園等を計画的に配置・整備し、必要に応じ学校等のオープンスペースを利用した避難地及び避難路を確保するとともに、誘導標識等の設置を推進し、消防・避難活動等の対策を強化する。
ライフライン等の共同溝等の整備等	ライフライン施設の地震による被害を最小限に止めるため、電線等の公益物件を収容するための共同溝等の整備を推進する。 また、医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化や津波への安全性確保を推進するよう関係機関等へ要請する。 その他、廃棄物処理施設については、災害時の電力や熱の供給等を可能とする始動用緊急電源や電気・水・熱の供給設備の設置等に努めるほか、広域処理を行う地域単位で処理能力に一定の余裕を確保するなど災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保に努める。
防災拠点機能の確保	避難場所となる都市公園等は、災害応急対策活動の場として防災機能をより一層効果的に発揮させるため、備蓄倉庫、耐震性貯水槽、災害用トイレ及び臨時ヘリポート等の整備を推進する。

3 地震火災の予防（実施主体：まちづくり課、土木建設課、区画整理課、消防本部、県）

(1) 地震火災予防の基本方針

今後予想される大規模地震による延焼火災の防止を図るための基本方針は、次のとおりである。

■大規模地震による延焼火災の防止を図るための基本方針

区分	基本方針
不燃化の推進	地震被害想定等により、地震火災の危険度が高い地区について、建築物の不燃化を推進する。
消火活動困難区域の解消	「1 防災対策に係る土地利用の推進」、「2 都市基盤施設の防災対策に係る整備」に記した事業のほか、都市防災構造総合推進事業や街路整備事業等により消火活動の困難な区域を解消する。
延焼遮断帯等の形成	広幅員の道路、公園、空地等を確保することにより延焼遮断帯を形成する。
地震に強い消防水利の確保	消火栓の被害を想定した地震に強い消防水利・耐震性貯水槽等を計画的に整備する。

(2) 地震火災予防事業の実施

地震火災の防止を図るための具体的な事業の内容は、次のとおりである。

■地震火災の防止を図るための具体的な事業の内容

区分	事業内容
防火・準防火地域の指定	防火地域又は準防火地域の指定を地震火災の危険度が高い地区を重点に積極的に実施し、不燃化を促進する。
公営住宅の不燃化推進	町営住宅等について、市街地特性等を考慮して建替えによる住宅不燃化の推進を図る。
耐震性貯水槽等・消防水利の整備	地域における消防力や消防水利の充足状況を勘案し、耐震性貯水槽や自然水利・プール等の活用体制の整備を推進する。

4 津波に強いまちの形成（実施主体：総務課、まちづくり課、土木建設課、区画整理課、県、沖縄総合事務局）

津波に強いまちを形成するため、次の点を踏まえ、沿岸部の土地利用、建築物や土木構造物等の対策を実施する。

- ア 最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくりを進める。
- イ 津波浸水想定に基づき津波発生時の警戒避難体制の向上を促進する。
- ウ 徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。
- エ 津波浸水想定区域等について、警戒避難体制及び土地利用、施設整備等が有機的に連携した津波防災対策を推進する。
- オ できるだけ短時間で避難が可能となるような避難施設の計画的整備、民間施設の活用による確保及び建築物や公共施設の耐浪化など、津波に強いまちの形成を図る。
- カ 社会福祉施設、医療施設等についてはできるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備し、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には建築物の耐浪化や、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など、施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図る。
また、庁舎、消防署、警察署など災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については、特に万全を期する。
- キ 地域防災計画とまちづくり等の有機的な連携を図るため、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努める。
また、まちづくり等を担当する職員に対してハザードマップ等を用いた防災教育の充実を図り、日頃からまちづくり行政の中に防災の観点を取り入れる。
- ク 緊急輸送ルートを早期に確実に確保するため、緊急輸送道路や輸送拠点（漁港、臨時ヘリポート等）について、地震・津波に対する安全性及び信頼性の高い施設整備に努める。
- ケ 被災時の緊急事態に対応するため、漁港と一体となって機能する背後緑地に臨時ヘリポートを設置し、海上輸送と連携した空からの緊急物資輸送ラインを確保する。

第3項 建築物の対策

既存建築物の耐震性の向上を図るため、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）」に基づく「沖縄県耐震改修促進計画」により耐震診断・耐震改修を推進するほか、津波への安全性確保の促進に努める。

1 建築物の耐震化の促進（実施主体：総務課、まちづくり課、県、沖縄総合事務局）

(1) 公共施設の耐震性確保

町や消防、その他公共施設、医療機関、学校、公民館等の避難施設、不特定多数の者が利用する公的建築物について、新耐震基準によらない既存建築物は災害応急対策実施上の重要

性、有効性、地域特性等を考慮し、防災上重要な建築物を選定し、耐震診断を実施する。

耐震性の劣るものに対しては、当該建築物の重要度を優先した耐震改修及び建替えの推進に努める。

(2) 一般建築物の耐震性確保

住宅をはじめ、不特定多数の者が利用する病院や劇場、集会場、大型スーパー、旅館、ホテル等の建物の耐震診断等により、一般建築物の不燃化・耐震化を促進する。

一般建築物の新規建設に当たっては、建築申請段階の指導を行い、既存建物については、耐震診断・耐震改修相談窓口の開設や講習会等の実施、さらに専門家の診断、自己点検等を促進することにより、耐震性の向上に向けた知識の啓発・普及施策を図るとともに、耐震診断を促進する体制の整備に努める。

がけ地の崩壊等による危険が予測される箇所については、住民の生命の安全を確保するため、建築基準法第39条の規定による災害危険区域を指定し、住宅等の建築制限を行う。

その他、がけ地に近接した既存の不適格建築物のうち、急傾斜地崩壊防止工事などの対象とならない住宅に対しては、移転促進のための啓発を行い、移転に伴う助成措置を含めた誘導體制を整える。

また、既存建築物の耐震性の向上を図るため、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）の的確な施行により、耐震診断・耐震改修を促進し、耐震化の促進に当たり、それぞれ耐震化の具体的な数値目標の設定を含めた耐震改修促進計画を定めるよう努める。

なお、建築物の耐震改修の促進に関する法律により耐震診断が義務付けられた要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物の所有者・管理者に対し、診断結果の報告を指導し、結果を公表する。

2 ブロック塀対策（実施主体：総務課、まちづくり課、県）

宮城県沖地震では、ブロック塀や石垣の倒壊によって多くの死傷者を出し、自動販売機を含む屋外重量転倒危険物の危険性が改めて示された。

町は、古い建物が残るところについては、ブロック塀や石垣の老朽化及び放置状態による倒壊等の防止策を実施する。

(1) 調査及び改修指導

町は、ブロック塀等の地震による倒壊危険箇所の調査を行い、危険なブロック塀の造り替えや、生け垣の構築を奨励する。

特に地震・津波発生時の避難、消防活動及び緊急輸送を確保するため、避難路や緊急輸送道路の沿道、消防活動困難区域及び津波浸水想定区域等を重点に、ブロック塀等の倒壊による道路閉塞を防止する。

(2) 指導及び普及啓発

町は、建築物の防災週間等を通して、建築基準法の遵守について指導するとともに、ブロック塀等の点検方法及び補強方法の普及啓発を行う。

第4項 危険物施設等の対策

危険物等による災害の発生及び拡大を防止するため、事業所における地震・津波を想定した保安体制の強化を講じるとともに、防災教育及び訓練の徹底並びに防災思想の普及徹底を図る。

1 危険物災害予防計画（実施主体：消防本部、県、糸満警察署、防災関係機関、事業所）

(1) 危険物貯蔵所及び取扱所等に対する指導

町及び消防本部は、消防法に規定する危険物貯蔵所及び取扱所に対し、立入検査や保安検査等を実施し、法令基準の維持適合についてその確認を行うとともに、適宜、地震・津波災害予防上必要な指導を行う。

(2) 防災保安教育の実施

危険物貯蔵所及び取扱所等の管理者及び監督者は、取扱い者に対し、地震・津波を想定した保安教育を実施するとともに、消防機関は管理者が行う保安教育訓練について、必要な助言指導を行う。

(3) 危険物貯蔵所及び取扱所等の予防対策

危険物貯蔵所及び取扱所等の管理者は、防災体制の整備確立及び危険物施設の管理、点検等について、次の対策を講じ地震・津波災害の予防に万全を期する。

■危険物貯蔵所及び取扱所等の予防対策

区分	予防対策
火災・爆発等の防止対策	取り扱う危険物の性状や数量等を十分把握し、地震・津波による火災爆発防止のための必要な措置を講じる。
危険物施設の管理・点検	危険物貯蔵所及び取扱所等の危険物施設の維持管理が適正にできるよう、地震・津波を想定した管理・点検・巡視基準を定め、必要に応じ修正を行う等危険物施設の維持管理の徹底を図る。
保安設備の維持	危険物の火災、爆発、流出等に係る保安又は防災の設備について、定期的に点検確認を行うなど、地震・津波の際にもその機能が維持されるよう必要な指導を講じる。
保安体制の整備・確立	危険物貯蔵所及び取扱所等の管理者は、緊急時における保安体制の整備と町及び消防機関等に対する通報体制を確立する。
従事者に対する教育訓練	危険物貯蔵所及び取扱所等の管理者又は監督者は、定期的あるいは必要に応じて地震・津波に対する教育訓練を実施し、従事者に対する保安意識の高揚を図る。

参考資料 2-2 危険物施設等一覧

2 毒物劇物災害予防計画（実施主体：消防本部、県、糸満警察署、防災関係機関）

地震・津波災害時に毒物劇物が流出又は散逸する等の不測の事態に備えて、次について徹底を図る。

■毒物劇物の流出等への備え

- 毒物及び劇物の取扱状況等の把握
- 毒物及び劇物の地震津波発生時の危害防止規定の策定
- 耐震等の定期点検及び補修の実施
- 防災教育及び訓練の実施
- 災害対策組織の確立

3 火薬類災害予防計画（実施主体：消防本部、県、糸満警察署、防災関係機関、（一社）沖縄県火薬類保安協会等）

町は、地震・津波時の火薬類による災害の発生を防止するため、国、県、県警察本部、第十一管区海上保安本部及び（一社）沖縄県火薬類保安協会等と相互に連携し、保安体制の強化や火薬類取締法に規定する基準の適正維持を講じるとともに、保安教育の徹底を図る。

■火薬類災害の予防対策

区分	保安対策・啓発の内容
火薬類製造所、貯蔵所及び消費場所等の保安対策	<ul style="list-style-type: none"> ○火薬類製造所、貯蔵所の所有者、管理者及び占有者に対し、法令の規定する基準に適合するよう当該施設を維持させ、地震・津波への保安の監督指導を行わせる。 ○火薬類製造所、貯蔵所及び消費場所には、必要に応じ立入検査を実施し、地震・津波への保安体制の強化を図る。
火薬類消費者の保安啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○火薬類消費者への地震・津波の保安講習会等を開催することにより保安啓発を図る。 ○火薬類消費者の保安指導を実施し、地震・津波への自主保安体制の強化を図る。

4 有害化学物質等漏出災害予防計画（実施主体：住民環境課、県）

町は、多種多様の有害化学物質等が使用・製造・保管されている事業場において、地震・津波の発生に伴うこれらの有害化学物質等の飛散・流出を防止し、町民の健康や生活環境を保全するため、次の有害化学物質等漏出災害予防対策を進めるよう県に要請する。

■有害化学物質等漏出災害への予防対策

区分	予防対策
有害化学物質等取扱事業場における状況把握及び情報提供体制の整備	町内事業場で使用されている有害化学物質等の種類、量、排気、排水等の処理状況などを定期的に調査し、取扱状況を的確に把握するとともに、その情報をデータベース化し、防災関係機関等からの問い合わせに対応ができる体制を整備する。
「大気汚染防止法」、「水質汚濁防止法」に基づく事業者指導	<p>「大気汚染防止法」、「水質汚濁防止法」の対象施設の設置者に対して、立入調査等により次の内容等について指導を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○対象施設、処理施設等の適正な管理及び有害化学物質等の適正な管理 ○地震・津波発生に伴う有害化学物質飛散流出時の体制の整備

第4節 地震・津波災害応急対策活動の準備

町は、「第3部 災害応急対策計画」に記載する対策を、災害発生時に迅速かつ円滑に遂行できるように、次に示す事前の措置を適宜推進していく。

なお、避難場所、避難施設、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たっては、公共用地・国有財産の有効活用を図る。

[施策の体系・実施主体]

施策	実施主体
第1項 初動体制の強化	総務課、企画財政課、消防本部
第2項 活動体制の確立	総務課、住民環境課、税務課、健康保険課、まちづくり課、観光振興課、土木建設課、消防本部
第3項 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実	総務課、税務課、社会福祉課、児童家庭課、健康保険課、まちづくり課、観光振興課、学校教育課、消防本部
第4項 災害ボランティアの活動環境の整備	総務課、学校教育課、生涯学習文化課、町社会福祉協議会
第5項 要配慮者の安全確保計画	総務課、企画財政課、社会福祉課、児童家庭課、まちづくり課、消防本部
第6項 観光客・旅行者・外国人等の安全確保	総務課、観光振興課、住民環境課

第1項 初動体制の強化

突然発生する災害に迅速かつ円滑に対処するためには、必要とされる災害に関する情報（被害情報や応急対策活動の実施状況等）を災害発生後素早く把握し、所要の体制をできるだけ早く確立する必要がある。

町は、次の3つの点を重点に初動体制の強化を図る。

1 町職員の動員配備対策の充実（実施主体：総務課、消防本部）

町職員（要員）を迅速かつ的確に確保することは、初動期の活動のための絶対条件のひとつである。そこで、職員が災害発生後速やかに職務に従事・専念できる体制を整えるため、次の対策を推進する。

(1) 町職員の家庭における安全確保対策の徹底

災害時に職員が自己の防災対策に専念できるよう、職員はもちろんその家族にも防災対策に係る知識の普及・啓発を徹底し、被害を最小限に止めることに努める。

(2) 災害対策職員用携帯電話の拡充

地震が発生する場合、職員自身の体感では小さい揺れでも、他の地域で大きな震度を記録していることもある。このような場合、いち早く町災害対策本部長をはじめ各対策部長等と

連絡を行い、災害対策本部要員の確保を図るため、本部長をはじめ、防災担当職員、関係部課の災害担当職員等に携帯電話等を常時携帯させるなど、常に呼び出しが可能な体制を整える。

(3) 24時間体制の整備

勤務時間の内外を問わず、発生の可能性がある災害に対処するため、24時間体制の対策要員の待機により、迅速な初動体制を確保可能とするよう強化整備に努める。

(4) 執務室等の安全確保の徹底

町職員の勤務時間中の地震発生時に、執務室内の備品の倒壊等で職員が負傷することのないよう、備品の固定化や危険物品の撤去など執務室等の安全確保を徹底する。

2 町災害対策本部の円滑な設置・運営のための備えの充実（実施主体：総務課、企画財政課）

災害発生時に円滑に災害対策本部を設置し運営できる体制を確保するため、次の対策を推進する。

(1) 町庁舎等の耐震性の確保

町災害対策本部設置予定庁舎の耐震性を確保し、円滑に災害対策本部を設置し、運営できる体制を整備する。

また、災害対策拠点となる施設及び設備について、耐震性や津波への安全性、非常電源、燃料貯蔵設備、非常通信手段等を整備する。

(2) 町災害対策本部設置マニュアルの作成

手際よく町災害対策本部を設置できるよう、情報通信機器の設置方法やレイアウト等を含むマニュアルを早急に整備する。

(3) 町災害対策本部職員用物資の確保

町災害対策本部の職員がその能力を最大限に発揮できるよう、少なくとも3日分の水、食糧、下着、毛布等の備蓄について検討する。

3 災害情報の収集・伝達体制の充実（実施主体：総務課、企画財政課）

被害情報（被害情報や応急対策活動の実施状況等）を迅速に把握するため、次の対策を推進する。

(1) 情報通信機器等の充実

災害情報を迅速に収集・伝達するためには、通信施設・設備等の整備を一層進めていくことが必要であり、町は次の対策を推進する。

ア 町防災行政無線の設置箇所や端末局の増設、最新機器への更新等を推進する。

イ 防災関係機関との相互間の通信を確保するため、防災相互通信用無線局の整備を強化する。

ウ 地震発生初期の段階で概括的な情報を把握する機能を強化する方策のひとつとして、防災GIS（地理情報システム）の導入を進める。

(2) 通信設備等の不足時の備え

災害発生時において通信設備等の不足が生ずる場合に備え、電気通信事業者との間で災害時の協力に関する協定等の締結を図る。

(3) 連絡体制等の確保

各関係機関との連絡手段・窓口、役割分担、夜間休日の対応体制等を確保する。

(4) 情報収集要領の作成

町から県への被災状況の報告ができない場合における、県調査隊等を活用した情報収集の手段、情報の内容等を検討し、情報収集要領としてまとめておく。

4 情報分析体制の充実（実施主体：総務課）

収集した災害情報を的確に分析・整理する人材の育成及び専門家の意見活用体制を整備する。

5 災害対策実施方針の備え（実施主体：総務課）

町は、収集した災害情報をもとに、災害対策本部において速やかに災害対策の実施方針を打ち出せるように、策定の手順や方法等を検討しておく。

6 複合災害への備え（実施主体：総務課）

町、県及び防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合にも要員・資機材を適切に配分し、また、外部への応援を早期に要請できるように対応計画の策定に努める。

第2項 活動体制の確立

多岐にわたる災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するためには、対策の前提となる活動体制を整えておく必要がある。

町は、次の点を重点に活動体制の確立を図る。

1 町職員の防災対応力の向上（実施主体：総務課）

平時から、地震・津波等をはじめとする災害応急対策活動に十分備え、実際の災害時に的確に実施するため、次の対策を推進する。

(1) 職員を対象とした防災研修の実施

職員を対象とした防災研修会を定期的開催し、職員の資質の向上を図る。

また、防災に関する記事、レポート等を全ての課に配付するとともに、広報紙等に防災関係記事を掲載し、職員の防災への理解を深める。

(2) 防災担当職員及び災害担当職員の養成

防災担当職員は、災害対策の統制活動が求められ、各課における災害担当職員は担当各課において応急対策のリーダーシップが求められる。これらの職員が災害発生時に的確な活動を行うためには、平時から特に重点的な研修が必要であり、次の施策を推進する。

■防災担当職員の養成施策

- 国等の実施する防災研修会、防災関係学会（地域安全学会、土木学会等）等に積極的に職員を派遣する。
- 国と県が主催する防災訓練に積極的に参加する。
- 災害を体験した都道府県等への視察及び意見交換会の開催等を行う。
- 防災担当専門職員を養成する。

(3) 民間等の人材確保

町は、応急対策全般への対応力を高めるため、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築するように努める。

また、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。

2 物資及び資機材の確保体制の充実（実施主体：総務課、観光振興課、消防本部、健康保険課、県、防災関係機関）

迅速かつ的確な災害応急対策の実施には、膨大な数の救出救助用資機材（チェーンソー、のこぎり、ジャッキ、かけや及び重機等）、消火用資機材（消火器及び可搬ポンプ等）、医薬品、医療用資機材、食糧、水及び生活必需品等の確保が必要となる。

町は、町内のどこで災害が発生しても迅速に所要量を確保できる体制を確保する。

なお、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握し、不足する資機材等については、関係機関や民間事業者と連携して必要な量を備蓄し、又は災害時に迅速に調達できる体制等の整備に努める。

(1) 救出救助用資機材の確保体制の充実

救出救助用資機材は、災害発生時に極めて緊急度が高いため、住民等が身近に確保できるよう整備を推進する。

■救出救助用資機材の確保対策

- 自主防災組織用の救出救助用資機材の補助
- 家庭や事業所に対する救出救助用資機材の備蓄に関する啓発
- 救助工作車等の消防機関への整備促進
- 資機材を保有する建設業者等と町との協定等締結の促進
- 各公共施設における救出救助用資機材の整備促進

(2) 消火用資機材の確保体制の充実

消火用資機材は、災害発生時に極めて緊急度が高いため、住民等が身近に確保できるよう整備を図る。

■消火用資機材の確保対策

- 自主防災組織用の消火用資機材の補助
- 家庭や事業所に対する消火用資機材の備蓄に関する啓発

(3) 医薬品・衛生材料の確保体制の充実

県立病院等の備蓄に付随し、本町の初動期における救護活動に供するため、医療品及び衛生材料の備蓄について確保するよう努める。

また、必要があるときは、業者の保有する医薬品等を災害発生直前の価格で調達できる体制を整えておく。

(4) 食糧・水・被服寝具等の生活必需品の確保体制の充実

食糧・水・被服寝具等生活必需品については、災害発生後3日以内を目標に調達体制を確立することとし、それまでの間は家庭や地域等での確保がなされるような対策を講じる。

なお、大規模な地震・津波発生時には物資等の調達が困難となることを想定し、地震被害想定調査による避難者数や女性及び要配慮者が必要とするものに配慮して十分な量の備蓄を行うほか、物資の性格、地震・津波の危険性及び避難場所の分布等を考慮して、集中備蓄、分散備蓄、備蓄拠点の設置など、効果的な体制を選定する。

■食糧、水、生活必需品の確保対策

区分		対策
食糧・飲料水等	食糧の備蓄	○本町及びその周辺又は広域にわたる大規模災害が発生した場合の被害を想定し、災害対策用食糧の備蓄・点検・補充を検討、推進する。 ○備蓄の目安として、本町の人口の20分の1の3日分(町人口26,700/20×3食×3日=約12,000食)を目標とし、備蓄倉庫を含めた整備に努める。
	災害対策用食糧等の確保	○本町は県とともに、食糧販売業者等と十分協議し、その協力を得たうえで必要に応じて食糧の調達に努める。 ○大手流通業者等(大型小売店舗等)との協定等締結の促進、流通備蓄量や生産拠点の被災リスクの把握に努める。
	要配慮者に配慮した食糧・生活必需品等の確保	○要配慮者に配慮した食糧・生活必需品等の確保に努めるため、優先配分の措置を図る。
	個人・企業備蓄の推進	○平常時からインスタントやレトルト等の応急食品及び飲料水・生活必需品等を7日分程度、個人において備蓄しておくよう住民への啓発、広報を実施する。 ○社会福祉施設、医療機関、ホテル・旅館等における、食糧・水・被服寝具など生活必需品の7日分の備蓄に関する啓発
	飲料水の確保	○飲料水備蓄計画 ・大規模な災害時に一時的な断水が想定されるため、災害対策用として飲料水を確保するとともに、飲料水兼用型耐震性貯水槽等による飲料水の備蓄を推進する。 ○給水用資機材の整備 ・本町及び南部水道企業団は必要に応じて、給水車、給水タンク、ポリ容器等の給水資機材の整備を図る。
生活必需物資の備蓄		○被災し、衣料品や寝具類等の日常生活に欠くことのできない物資を必要としている者に対し、迅速かつ計画的な配分・供給を期すため、生活必需物資の備蓄・点検・補充を推進する。

区分	対策
備蓄倉庫等の整備	○食糧及び医療品・衛生材料、生活必需物資等を備蓄するにあたって、保管する場所及び施設の備蓄倉庫等を整備する。
職員の緊急招集用機材の整備	○災害が発生した場合など、緊急招集職員の連絡を密にするため、防災用携帯電話やポケットベルの所持等、登庁時間外の所在及び招集状況が確認把握できるよう整備を図る。

(5) 輸送手段の確保

①車両の確保

町は、所有車両について災害後の運用計画を作成しておく。

また、車両の不足に備えて、トラック協会等の民間団体等と事前に協定を締結し、地震災害後に速やかに車両の確保ができるよう日頃から連携を図っておく。

②船舶の確保

所有船舶については、災害後の運用計画を作成しておく。

また、第十一管区海上保安本部所属船艇、自衛隊保有船舶及び漁船等について、応援要請の方法等について事前協議を図っておく。

③航空機の調達

一般交通途絶等に伴い、緊急に航空機による輸送が必要な場合を想定し、県を通じた自衛隊、海上保安庁、在日米軍及び緊急消防援助隊への航空機輸送の要請手続き等について、日頃から連携を図り、整備しておく。

④燃料の調達

沖縄県石油商業組合・沖縄県石油業協同組合等と、緊急輸送体制確保のための優先供給の協力体制について協議しておく。

3 応援体制の強化（実施主体：総務課、観光振興課、消防本部、県、防災関係機関、事業者）

被害が甚大で町において対応が困難な場合、県内他市町村への応援要請や、外部からの応援を求める必要がある。

(1) 他市町村の相互応援協力協定締結の推進

地震・津波の被害想定による被災パターン等を踏まえ、災害応急対策に係る市町村間の相互応援を迅速・確実に行える体制を強化する必要がある。

このため、他市町村間との相互応援協力協定の締結を推進する。また、町の対応能力を超える遺体の火葬処理及び災害廃棄物の処理等に対処するため、広域処理体制の構築を県に要請する。

以上の点を踏まえて、被災地の周辺地域となった場合に後方支援基地としての機能を発揮できるように必要な準備を実施しておく。

(2) 町内関係業界や民間団体との連携体制の充実

官民一体となって災害に対処できる体制を充実するため、災害応急対策又は災害復旧に必要な物資、資材又は業務に関係する企業等から災害時の協力・連携が円滑に行われるように町内関係企業・業界及び民間団体との間で応援協力協定を締結し、人的・物的協力の具体的な

な内容や手順等を明確化する。

(3) 専門ボランティアとの連携体制の充実

災害発生時にボランティアの活動が迅速かつ円滑に実施されるよう、次の対策を講じる。

■専門ボランティアとの連携・支援対策

- 医療業務、介護業務及び被災建築物の応急危険度判定等の資格又は技術を要する専門ボランティアやボランティア団体の事前登録並びにボランティアの活動拠点等の整備を促進する。
- 町社会福祉協議会等と連携して、災害時のボランティアのあり方、求められるマンパワーの要件及び活動の支援・調整等について研修会等を行い、ボランティアコーディネーターの養成に努める。

(4) 応援機関等の活動拠点候補地のリストアップ

応援機関が集結し活動する場合、活動の拠点となる場所を迅速に確保する必要がある。そこで、公共施設を中心に活動拠点の候補地を、地震・津波の危険性や緊急輸送ネットワーク等を考慮してリストアップして関係機関と情報を共有しておき、災害時に必要な宿営、ヘリポート及び物資搬送設備を確保するなど、できるだけ迅速に対処できるようにする。

(5) 自衛隊との連携の充実

被害想定結果等を踏まえて災害派遣要請の実施が想定される分野、緊急時の連絡体制及び受入れ拠点等を明確にしておくとともに、訓練等を実施して連携体制を充実させる。

(6) 応援・受援の備え

町は、災害の規模等に応じて円滑に応援又は受援できるように、次の点を明確にした応援計画及び受援計画を策定し、事前の準備に努める。

■応援計画及び受援計画の内容

- 応援先・受援先の指定
- 応援・受援に関する連絡・要請の手順
- 災害対策本部との役割分担、連絡調整体制
- 応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の集積・輸送体制等

4 交通確保・緊急輸送体制の充実（実施主体：総務課、糸満警察署、事業者）

大規模災害発生時には、災害対策要員、負傷者、物資及び資機材等多様かつ大量の輸送需要が生じる。こうした輸送を円滑に行うためには、輸送用車両等の確保とあわせて、輸送を円滑に行うための事前措置が必要であり、今後次の対策を推進する。

(1) 交通規制計画の作成等

緊急通行車両が交通渋滞で機能麻痺しないよう、重要路線等の交通規制計画を作成する。それにあわせて、必要な災害時交通規制用情報板の整備、重要となる信号への電源付加装置の整備等信号機滅灯対策、交通誘導のための警備業者との協力協定の締結及び交通施設の耐震性確保等を図る。

(2) 重要道路啓開のための体制整備

災害発生後速やかに道路の被害状況を把握し、通行に障害のある場合直ちに啓開できる体制を沖縄総合事務局開発建設部及び建設業協会など関係団体の協力も得て確保する。また、協議会の設置等により、道路管理者相互の連携の下で道路啓開等を迅速に実施する計画の策定に努める。

(3) 臨時ヘリポート等の確保

孤立化した場合等に備え、空からの輸送が迅速になされるよう地震・津波の危険性や緊急輸送ネットワークを考慮した臨時ヘリポートを確保し、災害時の運用方法、必要な機材等を確保するよう努める。なお、災害時におけるヘリコプター利用方法等（ドクターヘリを含む）について、関係機関とあらかじめ協議しておくものとする。

(4) 緊急通行車両の事前届出の徹底

災害時の緊急輸送の確保を図るため交通規制がなされた場合、当該区間・区域を通行するためには緊急通行車両の確認がなされる。この場合、事前に届出を行い届出済証の交付を受けることで手続きが簡略化され、迅速な確認が可能となる。

そこで、第3部「災害応急対策計画」に基づき、使用する可能性の車両をリストアップし、事前届出の徹底を図ることとする。

(5) 災害交通規制の周知

糸満警察署は、災害時の交通規制実施時の運転者の義務等を町民に周知する。

(6) 運送事業者との連携確保

町は、緊急輸送調整業務への運送事業者等の参加、運送事業者等による物資集積拠点の運営（運送事業者等の施設活用を含む）及び被災者の輸送協力について次の視点から検討し、必要な体制等の整備を推進する。

■運送事業者との連携確保対策

- 被災者の輸送に必要な情報項目、輸送対象者、要請方法等
- 物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理や発注方法の標準化
- 物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置の支援
- 輸送車両への優先的な燃料供給等の環境整備
- 輸送協定を締結した民間事業者等の車両の緊急通行車両の事前届出の普及

5 広報広聴体制の充実（実施主体：総務課）

被災地での流言飛語や二次災害を防止するための情報、災害応急対策に関する情報（対策の進捗状況、救援物資についてのお願い、ボランティアの募集等）を被災地内外に的確に発信することは、災害応急対策を円滑に進める上で極めて重要である。

そこで、次の体制を早急に整える。

■広報広聴体制

区分	体制
プレスルームの整備	町、県及び防災関係機関からの情報を迅速・的確に発信するため、プレスルームを指定し、設備を充実する。
災害時の報道機関を通じての広報に関する意見交換会の開催	災害時の情報が的確に報道機関を通じて提供できるよう報道機関との間で意見交換会を開催する。
インターネット等を通じた情報発信に関する検討	インターネット、ワンセグ、ツイッター及びフェイスブック等の新しい情報伝達手段を用いて伝達する方法や伝達内容等について検討を進める。
手話通訳者・外国語通訳者のリストアップ	聴覚障がい者や外国人に対して的確な情報を伝達できるよう、手話通訳者及び外国語通訳者をリストアップし、災害時の協力について事前に要請する。

6 防災拠点の整備に関する検討（実施主体：総務課）

防災拠点は、平常時には防災知識の普及・啓発、地域防災リーダー等の教育・訓練の場、さらには防災資機材や物資備蓄の場であり、災害時には避難場所や災害応急対策活動及び情報通信等のベースキャンプともなる。

このため、自治会・町内会の区域にはコミュニティ防災拠点、小学校区・中学校区には地域防災拠点の整備を推進していく。

7 公的機関等の業務継続性の確保（実施主体：総務課、住民環境課、税務課、まちづくり課、土木建設課）

町は、地震・津波発生時の災害応急対策等を実施し、優先度の高い通常業務を継続するため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応を定めた業務継続計画を策定する。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し及び業務継続計画の改訂などを行う。

特に、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うことから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも町長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食糧等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。

さらに、次の各種データ及びそれらのデータを扱うシステム等の総合的な整備保全やバックアップ体制の整備を進める。

■バックアップの必要な各種データ等

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報、測量図面及び情報図面等データ ○不動産登記の保全等 |
|---|

第3項 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実

多種多様な災害応急対策活動を迅速かつ円滑に実施するためには、各々の活動に対応したきめ細かな事前措置を施していく必要がある。

また、民間事業者に委託可能な業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくことで、民間事業者のノウハウや能力等を活用し、災害時に迅速かつ効果的に対策を進めることが可能となる。

町は、各々について次の対策を講じていくこととする。

1 生命・財産への被害を最小限とするための事前措置の充実（実施主体：総務課、税務課、学校教育課、健康保険課、まちづくり課、観光振興課、消防本部、糸満警察署）

町民の生命・財産への被害を最小限とするためには、情報の伝達、避難誘導、救出救助、緊急医療、消防活動及び二次災害防止活動の各段階においてきめ細かな事前措置を施していく必要があるため、次の対策を積極的に推進する。

(1) 地震に関する情報の収集・伝達対策の充実

地震による被害をより効果的に防止するため、緊急地震速報及び余震に関する情報等を住民に迅速に知らせる体制を整える。

(2) 津波に関する情報の収集・伝達対策の充実

津波警報等の収集及び津波浸水想定区域住民等への伝達体制の充実を図る。

(3) 避難誘導対策の充実

危険な建物及び地域から安全な場所に町民や旅行者等を避難させるため、避難誘導に関する対策を町、社会福祉施設、学校、不特定多数の者が出入りする施設等においてそれぞれ確立する必要がある。そこで、町は施設管理者等と連携して、次の対策を推進していくこととする。

■施設等における避難誘導対策

- 社会福祉施設、公立学校その他の公共施設の耐震補強と避難体制の再点検
- 医療機関、社会福祉施設、ホテル・旅館、観光施設、不特定多数の者が利用する施設等の避難体制の再点検
- 高齢者、障がい者及び外国人のための避難マニュアルの作成
- 耐震性のある県立施設の避難所指定に関する県との調整の推進
- 避難路沿線施設の耐震性についての点検及び改修促進

(4) 救出救助対策の充実

建物、土砂の中に生き埋めとなった者及び危険な地域に孤立した者を迅速に救出救助できるよう、町は、次の対策を推進していくこととする。

■救出救助対策

- 町（消防本部含む）、警察及び自衛隊との図上演習を含む合同救出救助訓練の実施（総合防災訓練に含む）
- 自主防災組織用の救出救助用資機材の補助

(5) 緊急医療対策の充実

大きな地震により多数の負傷者が発生し、同時に医療機関もライフラインの停止等で機能麻痺に陥ることを想定すると、負傷者に対して迅速・的確に医療処置を施すためには、災害に強い医療施設・設備を整備するとともに、限られた医療資源を有効に活用できる対策を講じていく必要がある。

そのため、町は、医師会等医療関係者との連携のもとに協定を締結し、総合的な緊急医療対策を検討する。なお、当面は町として次の対策を推進する。

■総合的な緊急医療対策

- 地震・津波の被害想定、初動期を念頭においた緊急医薬品等の備蓄の推進
- 災害派遣医療チーム（DMAT）及び町内医療機関の医療従事者による医療救護班による緊急医療活動訓練の実施（総合防災訓練を含む）
- 第2次救急医療施設への軽傷患者の過集中の防止対策
- 医療機関の被災状況、稼働状況及び医薬品に関する情報その他円滑な緊急医療活動に関する情報を一元化し提供するための対策
- 地震・津波の危険性、被害想定の子測負傷者を踏まえた町内医療機関等における応急医療体制の整備及び3日分の医薬品・医療資機材・非常電源用燃料等の備蓄並びにヘリポートの整備
- 慢性疾患患者の円滑な広域搬送体制の確保（関係機関との合同訓練等を含む）

(6) 消防対策の充実

町は、町内の消防団員比率、自主防災組織カバー率等を踏まえ、同時多発火災の発生に迅速に対処できるよう、次の対策を推進していく。

■消防対策

- 消防本部、消防団及び自衛隊との合同消火訓練の実施（総合防災訓練を含む）
- 耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ、小型動力ポンプ付積載車及び救助工作車等消防用施設・設備の整備促進
- 自主防災組織用の初期消火用資機材の補助
- 消防救急無線のデジタル化・運用
- 消防管理者として大規模な建築物等の管理を行う者の選任、防災管理に係る消防計画の作成及び防災管理点検の実施等の促進

(7) 建築物・宅地の応急危険度判定体制の整備

建築物の余震等による倒壊や部材の落下物等による二次災害を防止し、町民の安全を確保するため、被災建築物、被災宅地の応急危険度判定の支援が迅速かつ的確に実施できる体制の整備に努める。

2 被災者の保護・救援のための事前措置の充実（実施主体：総務課、学校教育課、社会福祉課、児童家庭課、税務課、消防本部）

被災者に対してきめ細かな保護・救援を迅速に行うため、次の対策を推進する。

(1) 学校の防災拠点化の推進

次の点に留意し、学校が地域の避難所等の防災拠点として機能するため、必要な対策を講じる。

■学校における防災拠点としての機能整備

- 無線設備の整備
- 教職員の役割の事前規定
- 調理場の調理機能の強化
- 保健室の緊急医療機能（応急処置等）の強化
- シャワー室、和室、簡易ベッド及び車いす用トイレの整備
- 学校プールの通年貯水（消火用、断水時の生活用水用）及び浄化施設の整備
- 給水用・消火用井戸、貯水槽、非常用電源、テレビ・ラジオ及び備蓄倉庫の整備
- 施設の耐震化及びバリアフリー化
- 災害時活用に向けての太陽光発電設備の整備等

(2) 指定緊急避難場所・避難所の指定・整備

ア 指定緊急避難場所・避難所の指定

町は、各種災害から危険を回避するための指定緊急避難場所及び被災住民が一時滞在するための指定避難所を指定する。指定に当たっては、災害対策基本法施行令で定める指定緊急避難場所及び避難所の基準に適合するように留意する。

また、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定、取り消し又は当該施設の重要な変更を行う場合は知事への通知及び公示を行うほか、指定緊急避難場所や円滑に避難するために必要な情報を防災マップ等で住民等に周知する。

イ 指定緊急避難場所・避難所の整備

町は、指定緊急避難場所及び指定避難所の安全性の強化に努めるほか、内閣府の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（平成25年8月）」を参考に指定避難所の環境整備に努める。

また、学校を避難所に指定する場合は、教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所としての利用方法等について教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

(3) 福祉避難所のリストアップ

町は、一般の避難所でのケアが困難な高齢者・障がい者等を専用に受入れる介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所を指定する。

また、県は、社会福祉施設の被災により、要配慮者が当該地域で保健福祉サービスを受けることができない場合に、被災地外の社会福祉施設等で一時的に保健福祉サービスを受けるため、受入れ候補施設を事前にリストアップし、受入体制を協議しておく。

(4) 家庭、社会福祉施設、医療機関及びホテル・旅館等への備蓄の啓発

災害発生初期の段階においては、住民や各機関それぞれが備蓄する食糧・水・被服寝具等生活必需品により生活の確保を図る体制を構築するため、これに備えた事前の準備が必要である。このため、家庭、社会福祉施設、医療機関及びホテル・旅館等に対して、物資の調達体制が確立するまでの間（概ね最低7日間）、食糧・水・被服寝具等生活必需品を各々において備蓄するよう普及・啓発を行う。

(5) 応急仮設住宅の迅速な建設のための事前措置

町は、災害により住家を失った人に対し迅速に応急仮設住宅を提供できるよう、地震・津波被害想定による被災戸数から仮設住宅の必要量を算定し、建設候補地をリストアップしておく。

また、公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等を把握し、必要に応じて関係団体との協定を締結し、災害時の応急借上住宅として迅速に確保できるようにしておく。

(6) 物価の安定等のための事前措置

町は、災害発生時、物価の安定等を図るため、大規模小売店及びガソリンスタンド等の営業状況の把握等を行うこととしている。これらの活動を迅速に行うため、次の事前措置を実施する。

■物価の安定等のための事前措置

- 災害発生時に価格監視する物品のリスト化及び監視方法の検討
- 災害発生時に営業状況を把握する大規模小売店及びガソリンスタンド等のリスト化

(7) 文教対策に関する事前措置

町は、災害発生時に文教対策を円滑に行うため、次の事前措置を実施する。

■文教対策に関する事前措置

- 学校等の教育施設が避難所として使用される場合、その使用のあり方（避難所として開放する場所、学校備品の使用方針等）及び学校職員の行動方針等の検討
- 時間外災害発生時の児童、生徒及び学生の被災状況の把握方法の検討
- 時間外災害発生時の教職員の被災状況の把握方法の検討
- 文化財の所有者又は管理者に対する防災体制の確立指導並びに文化財の耐震調査の指導

(8) 児童・生徒・園児等の保護等の事前措置

町は、学校等において、災害発生時における保護者との連絡、児童・生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう努める。

また、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所等の施設と町間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

(9) 広域一時滞在等の事前措置

町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難や一時滞在が可能となるよう、次の事前措置の実施に努める。

■広域一時滞在等の事前措置

- 他市町村との広域一時滞りに係る応援協定の締結
- 災害時の避難者の移送や受入等についての実施要領の作成
- 一時滞在施設の選定、施設の受入能力等の把握
- 総務省の全国避難者情報システム等を活用した、広域避難者・一時滞在者の所在地等の情報を把握する体制の整備
- 放送事業者等と連携した、広域避難者・一時滞在者へ生活情報等を伝達する体制の整備

(10) 家屋被害調査の迅速化

町は、県が行う家屋の被害認定の担当者のための研修等に職員を参加させ、災害時の生活再建支援金の支給等に必要の罹災証明の発行を迅速化する。また、家屋被害認定調査担当者の育成、罹災証明業務実施体制の整備、他市町村や関係団体との応援協定の締結等に努める。

(11) 災害廃棄物の発生への対応

町は、国の災害廃棄物対策指針（平成26年3月）に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の市町村との連携・協力のあり方等を具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定する。

また、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努めるとともに、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努める。その際、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図る。

さらに、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。

(12) 非常災害指定時の消防用設備等の基準の検討

著しく異常かつ激甚な非常災害で避難所、応急仮設住宅、臨時医療施設が著しく不足する場合には、災害対策基本法第86条の2及び第86条の3により、消防法第17条の規定が除外される災害に指定される場合がある。

このような災害時に、臨時の避難所や応急仮設住宅等を速やかに確保できるように、町及び消防本部は、消防法に準ずる消防用設備等の設置・維持基準を検討しておく。

第4項 災害ボランティアの活動環境の整備

1 ボランティア意識の醸成（実施主体：学校教育課、生涯学習文化課、町社会福祉協議会）

(1) 学校教育における取組

町は、ボランティア精神の芽を育てるため、幼少期からの教育や体験に勝るものではなく、学校教育に積極的に取り入れていく。

(2) 生涯学習を通じた取組

町及び町社会福祉協議会は、社会教育活動の中でボランティア講座等を開催し、ボランティアへの理解と実践への機会の創出を図る。

2 ボランティアの育成等（実施主体：総務課、町・県社会福祉協議会、防災関係機関）

(1) ボランティアの育成

町は、ボランティアが効果的な活動を実施するため、町社会福祉協議会と連携して、平時からボランティアの育成に努める。

(2) 専門ボランティアの登録等

ア 町は、災害時におけるボランティアの迅速かつ有効な活用を図るため、医療業務、看護

業務、介護業務、通訳、無線通信及び被災建築物応急危険度判定等の専門的な資格や技能を有する者（以下「専門ボランティア」という。）を平時から登録し、把握に努める。

イ 町は、ボランティアとして登録されている専門ボランティアに対し、防災に関する知識及び技術の向上を図るため、研修及び訓練等に努める。

(3) ボランティアコーディネーターの養成

町は、日本赤十字社沖縄県支部、県社会福祉協議会及び町社会福祉協議会と連携し、災害時にボランティアを指導し、効果的な活動が行えるようボランティアコーディネーターの養成に努める。

3 ボランティア支援対策（実施主体：総務課、町・県社会福祉協議会）

ア 町は、町・県社会福祉協議会と連携して、殺到するボランティアの受付場所、受付要員及び活動拠点について準備・指定しておく。

イ 町及び町社会福祉協議会は、災害後のボランティアニーズについて想定しておき、ボランティアの自主性を尊重しつつ、初動期のボランティア活動が迅速に行われるようにしておく。

ウ 町及び町社会福祉協議会は、ボランティア（団体）を登録・把握するとともに、ボランティア活動を支援していく。

また、ボランティアが被災地において相互に連携して迅速かつ機能的な活動が行えるよう、平常時から研修や交流の機会を提供し、ボランティア相互の連絡体制等のネットワークを確保する。

エ 町は、ボランティア保険の加入に際して、保険料負担の支援を検討する。

第5項 要配慮者の安全確保計画

要配慮者に対しては、防災知識の普及・啓発、災害時の情報提供、避難誘導及び救護・救済対策等の様々な面で配慮が必要である。

このため、平常時から地域において要配慮者の支援体制を整備しておくことが重要であり、特に避難行動要支援者等に対する事前の避難支援プランの策定、要配慮者に対する避難所での健康管理や応急仮設住宅への優先的入居等を行える体制等の整備に努める。

1 社会福祉施設等における安全確保（実施主体：社会福祉課、児童家庭課、事業者）

社会福祉施設、幼稚園及び保育所における要配慮者の安全を図るため、次の対策を講じておく。

(1) 町防災計画への位置づけ

町は、災害発生時の要配慮者の避難対策等について、施設管理者、町及び福祉関係団体等の対応や連携協力方法等を地域防災計画に定める。

特に、津波浸水想定区域内の社会福祉施設等については、警報等の伝達体制や避難場所等を明記しておく。

(2) 施設・設備等の整備及び安全点検

施設の管理者は、災害発生時に要配慮者が安全で円滑に避難できるよう、また、施設自体の崩壊や火災の発生を防止するため、施設や付属設備等の整備や常時点検に努める。

(3) 地域社会との連携

災害発生時の避難に当たっては施設職員だけでは十分な対応ができない可能性もあることから、常に施設と地域社会との連携が図られ、災害時には地域住民の協力が得られる体制づくりを行う。

(4) 緊急連絡先の整備

災害発生時に保護者又は家族と確実に連絡がとれるよう、緊急連絡先の整備を行う。

(5) 災害用備蓄等の推進

長時間にわたりライフラインや医療品、食糧等が確保できない事態を想定し、非常電源、医療品及び非常用食糧等の確保に努める。

2 在宅で介護を必要とする町民の安全確保（実施主体：総務課、社会福祉課、児童家庭課、企画財政課）

心身に障害を有する者、あるいは長期臥床又は認知症を有する高齢者については、身体諸機能の障害による移動困難及び判断能力の減退等による行動困難等、防災上の配慮が求められる。

また、常時単身で日常生活を営む高齢者についても、生活環境面から防災上特別の配慮を必要とする。

これらを踏まえ、要配慮者をはじめ、その家族、地域住民に対する啓発活動を行う。

ア 要配慮者及び家族に対する指導

- ・日常生活において常に防災に対する理解を深め、日頃から対策を講じておく。
- ・地域において防災訓練等が実施される場合は積極的に参加する。

イ 地域住民に対する指導

- ・地域在住の要配慮者の把握に努め、その支援体制を平素から準備する。
- ・発災時には要配慮者の安全確保に協力する。

(1) 避難行動要支援者支援計画の策定

町は、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して避難行動要支援者の避難支援の体制を整備するために、避難行動要支援者支援計画の策定に努める。

また、個人のプライバシーに配慮しつつ、避難行動要支援者の名簿等の情報を関係機関と共有し、また、本人の同意を得て自主防災組織等に提供し、一人ひとりの避難行動要支援者に対して複数の避難支援者を定めるなど、具体的な避難支援個別計画の策定に努める。

避難行動要支援者支援計画の策定に当たっては、災害対策基本法及び「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月 内閣府（防災担当））に基づき、次の事項を定めるものとする。

- ア 避難支援を行う関係者の範囲
- イ 避難行動要支援者の対象範囲
- ウ 避難行動要支援者の名簿作成に必要な個人情報の範囲と入手方法
- エ 避難行動要支援者の名簿の更新要領
- オ 避難行動要支援者の名簿提供における情報漏えい防止措置
- カ 要配慮者が円滑に避難するための情報伝達等における配慮事項
- キ 避難支援者の安全確保対策

(2) 防災についての普及・啓発

広報等を通じ、要配慮者をはじめ、家族、地域住民に対する啓発活動を行う。

■防災についての普及・啓発の内容

区分	普及・啓発の内容
要配慮者及びその家族に対する普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○日常生活において常に防災に対する理解を深め、また日頃から対策を講じておくこと。 ○地域において防災訓練等が実施される場合は積極的に参加すること。
地域住民に対する普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○地域在住の要配慮者の把握に努め、その支援体制を平素から準備すること。 ○発災時には要配慮者の安全確保に協力すること。

(3) 緊急通報システムの整備

災害時に要配慮者が直接消防機関に通報できるシステムの整備に努める。

3 不特定多数の者が利用する施設における安全確保（実施主体：総務課、まちづくり課、事業者）

不特定多数の者が利用する施設等には、高齢者や障がい者、外国人等のように災害発生時には自力で避難することが困難な人々が多く出入りしていることから、これら要配慮者の安全を確保するためには、日頃から十分な防災対策を講じておくことが必要である。

(1) 施設設備等の整備

施設の管理者は、災害発生時に要配慮者が安全で円滑に施設等から避難できるよう、高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律等に基づき、施設や附属設備等の整備に努める。

(2) 施設及び設備等の安全点検

施設の管理者は、災害発生時における施設自体の崩壊や火災の発生を防止するため、施設や附属設備等の常時点検に努める。

4 避難行動要支援者名簿の作成（実施主体：社会福祉課、児童家庭課、消防本部、糸満警察署、防災関係機関）

ア 町長は、町に居住する要配慮者のうち、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避

難行動要支援者についての避難支援等を実施するための基礎とする名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成しておかなければならない。

イ 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次の事項を記載し、又は記録する。

■避難行動要支援者名簿に記載する事項

○氏名	○生年月日
○性別	○住所及び居所
○電話番号その他の連絡先	○避難支援を必要とする事由
○上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項	

ウ 町長は、アの避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、要配慮者の氏名等の情報を内部で目的外利用し、又は関係都道府県知事等に対し必要な情報の提供を求めることができる。

エ 町長は、避難支援等の実施に必要な限度で、アの避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を、内部で目的外利用できる。

オ 町長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、消防本部、糸満警察署、民生委員・児童委員、町社会福祉協議会、自主防災組織その他の関係者に対し、名簿情報を提供する。

ただし、町条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人の同意が得られない場合は、この限りでない。

カ 町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、本人の同意を得ることなく、オの関係者その他の者に対し、名簿情報を提供できる。

キ 町長は、オ又はカにより名簿情報を提供するときは、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じるよう求めることその他の当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

ク オ又はカにより名簿情報の提供を受けた者その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

参考資料 7-27 避難行動要支援者名簿

第6項 観光客・旅行者・外国人等の安全確保

町、観光施設、宿泊施設及び交通施設（フェリー、バス等）等の管理者は、観光客等の行動特性を考慮し、地理に不案内な観光客・旅行者等や日本語を解さない外国人等が地震・津波災害に遭遇した場合を想定した安全確保体制を整備する。

1 観光客・旅行者等の安全確保（実施主体：総務課、観光振興課、事業者）

(1) 避難標識等の整備、普及

町、観光施設、宿泊施設及び交通施設等の管理者は、避難誘導標識の配置、管理施設への海拔表示及びハザードマップの掲示等を推進するほか、県、観光協会、交通機関（フェリー、バス等）、レンタカー会社及びガソリンスタンド等と連携して、地震・津波発生時の避難行動や避難場所等の情報を、ホームページや観光マップ等を利用して観光客や旅行者等へ周知する。

(2) 観光客・旅行者・宿泊客の避難誘導・帰宅支援体制の整備

観光施設、交通施設、旅館・ホテル等の施設管理者は、地震・津波災害時の避難誘導マニュアルや避難支援体制を事前に整備しておくなど、観光・宿泊客の安全を確保することにとどまらず、交通機関の被災等で、帰宅困難となった多数の観光客等が待機できるよう平素から食糧・水・被服寝具等生活必需品の備蓄に努める。

町は、津波避難計画の策定において、観光客、宿泊客等が多い時期を想定し、観光施設、宿泊施設、交通施設等の管理者と連携して、円滑に誘導する体制や避難場所、避難経路等を確保する。

また、県と連携して、観光客等に津波警報や避難情報等を即時配信できるシステムの導入に努める。

(3) 観光関連施設の耐震化促進

町は、県及び観光関連団体と連携し、観光関連施設の耐震診断及び改修に係る広報及び相談、支援策の実施に努める。

2 外国人の安全確保（実施主体：総務課、観光振興課、住民環境課）

町は、国際化の進展に伴い、本町に居住・来訪する言語・文化・生活環境の異なる外国人に対して災害時における避難対策等の充実強化を図り、的確な行動がとれるよう支援方策と環境づくりに努める。

(1) 外国人への防災知識の普及

ハザードマップや避難誘導標識等への外国語の併記や、外国語による防災パンフレットの作成、配布等の方法により、外国人に対し防災知識の普及・啓発を図る。

(2) 外国語通訳ボランティアの活用体制の整備

災害時における外国語通訳ボランティアの事前登録等、通訳ボランティアの活用体制の整備を図る。

3 観光危機管理体制の整備（実施主体：総務課、観光振興課）

町は、県及び観光関連団体等と連携して、観光危機管理に関する知識等の普及啓発を図る。また、地震・津波等の観光危機発生時に観光客が必要とする各種情報を収集し、要支援観光客や交通手段等にも配慮しつつ総合的かつ迅速に、情報発信を行える体制を整備する。

第5節 津波避難体制等の整備

町は、住民、漁業関係者、海水浴客、釣り人、観光客及び要配慮者等を津波被害から守るため、避難体制の強化等を推進する。

[施策の体系・実施主体]

施策	実施主体
第1項 津波避難計画の策定・推進	総務課、観光振興課、社会福祉課、児童家庭課、学校教育課、生涯学習文化課
第2項 津波危険に関する啓発	総務課、社会福祉課、児童家庭課、学校教育課
第3項 津波に対する警戒避難体制・手段の整備	総務課、企画財政課、観光振興課
第4項 津波災害警戒区域の指定等	総務課

第1項 津波避難計画の策定・推進

1 町における対策（実施主体：総務課）

町は、沖縄県津波避難計画策定指針、津波浸水想定結果及び海拔高度図等をもとに、地域の実情に応じた実践的な津波避難計画を策定し、住民等への周知を図る。

なお、計画の策定や修正に当たっては、実際の災害対応、防災演習・訓練等の検証結果を反映し、より効果的な内容にしていく。

■津波避難計画の項目（案）

- 津波浸水想定区域（津波到達予想時間も含む）
- 避難対象地域・人口（観光客等も含む）・避難所要時間等
- 津波避難困難地域・人口等
- 避難場所（収容対象地区・収容人口含む）及び避難路等
- 職員の参集基準等の初動体制
- 避難勧告及び指示等の発令基準、津波警報及び避難情報の伝達内容及び手段等
- 津波対策の教育及び啓発
- 避難訓練
- 観光客、海水浴客、釣り客等の避難対策、避難行動要支援者等の避難対策その他留意すべき事項

2 要配慮者、不特定多数の者が利用する施設等の管理者（実施主体：観光振興課、社会福祉課、児童家庭課、学校教育課、生涯学習文化課、事業者）

観光・宿泊施設、交通施設（フェリー・バス等）、医療・社会福祉施設、学校、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、観光客や施設利用者等の円滑な避難体制を中心とした防災マニュアルを策定し、訓練を実施する。この際、多数の避難者の集中や混乱等も想定した内容とする。

3 避難計画の留意点（実施主体：総務課）

(1) 徒歩避難の原則

津波発生時の避難は、徒歩を原則とする。このため、町は、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努める。

ただし、津波避難困難地域や避難行動要支援者の避難支援者等で、津波到達予測時間を越えるなど自動車等の利用が不可欠な場合においては、避難者が自動車等で安全かつ確実に避難できることを確認した上で、徒歩以外の避難手段を設定する。この場合、糸満警察署と十分な調整を図るとともに、各地域での合意形成、津波避難道路であることを周知する標識の整備、津波発生時の行動の周知等を徹底し、自動車避難に伴う危険性の軽減策を徹底する。

(2) 消防防災関係職員等の避難原則

消防職員、消防団員、警察官、町職員など津波浸水想定区域内で防災対応や避難誘導にあたる者は、当該地域の津波到達予測時間に余裕をもった時間内に避難することを原則として、当該時間内に可能な活動の手順や避難判断基準等を、平時の津波防災訓練等の検証結果等を踏まえて定めておく。

第2項 津波危険に関する啓発

1 町における対策（実施主体：総務課）

町は、県が調査あるいは保有している津波危険に関するデータや海拔表示等に係るガイドライン、海拔高度図等を活用して町民にわかりやすく公表することによって、津波危険に関する啓発を行う。

また、県と連携し、津波の危険性や津波警報・避難指示等の内容や避難方法等について、積極的な防災教育や防災訓練等を通じて、住民及び船舶等が迅速かつ的確な避難行動をとれるよう、広く普及・啓発する。

さらに、町は県の指針等を踏まえ、ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実及び避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保などの課題を整理し、総合的な津波対策を検討する。

2 津波避難対策普及・啓発の内容（実施主体：総務課）

町は、住民等を対象に次の項目について繰り返し普及・啓発を行う。普及・啓発の方法は、次の各種手段・機会を活用して実施する。

■津波避難対策普及・啓発の内容

- 津波浸水想定区域（想定の限界や不確実性含む）
- 津波危険への対処方法（適切な避難場所及び避難路、津波警報等の意味及び精度、移動手段、率先行動等を含む）
- 過去の津波災害事例や教訓（1771年八重山地震津波等）
- 津波の特性（波の押し・引き、遠地地震等）

■津波避難対策普及・啓発の方法

- 学校、幼稚園、保育園、消防署での職員、生徒、児童、園児及び保護者を対象とした教育
- 漁業関係者、海水浴場関係者を対象とした説明会
- 津波危険地域に立地する施設関係者（特に観光・宿泊施設関係者、要配慮者関連施設、不特定多数の者が利用する施設等）を対象とした説明会
- 津波危険地域の各町内会、自治会単位での説明会及び地域の防災リーダー（消防団、自主防災組織等）への研修会
- 広報誌
- 防災訓練
- 防災マップ（津波ハザードマップ）
- 統一的な図記号等を利用したわかりやすい案内板の設置（避難場所や避難階段等を、蓄光石等の夜間でも認知できる手法に配慮して表示するよう努める）
- 電柱・電信柱や公共施設等への海拔、浸水実績高及び浸水予測高等の表示

3 広報・教育・訓練の強化（実施主体：総務課、社会福祉課、児童家庭課、学校教育課、県）

(1) 津波ハザードマップの普及促進

町の津波避難計画を反映した津波ハザードマップの作成・公表を促進するとともに、防災教育、訓練、広報その他土地取引における確認等を通じてハザードマップの内容の理解を促進する。

(2) 津波避難訓練の実施

町は、津波浸水想定結果及び海拔高度図等を基に、最大クラスの津波高や津波到達予想時間を踏まえ、防災関係機関、社会福祉施設、医療機関、学校、住民、防災リーダー及び要配慮者等が参加する実践的な避難訓練を実施する。

(3) 津波防災教育の推進

町は、県及び教育関係者と連携して、過去の津波災害の脅威や教訓等を伝承する機会を定期的に設けるほか、学校教育をはじめ様々な場面で活用できる津波防災教育プログラムや危機意識を共有できるリスクコミュニケーション手法を整備し、住民の津波防災への理解向上に努める。

第3項 津波に対する警戒避難体制・手段の整備

町は、本町の自然環境、地理条件、津波対策の現況等を考慮し、津波への警戒・避難体制の向上や津波避難困難地域の解消等を図る。

1 危険予想区域住民に対する情報伝達体制の整備（実施主体：総務課、企画財政課、観光振興課、防災関係機関）

町は、沖縄県防災情報システム等により、気象庁が発表した地震情報や津波警報等を迅速に入手する。

津波避難対象地域及び住家に対して津波警報等の内容に応じた避難指示等の具体的な発令

基準や迅速な広報体制を整備し、地震情報や津波警報等を自動的に伝達するシステムの導入等、迅速な情報伝達体制の確保に努める。

地震情報、津波警報、避難勧告等が住民の迅速・的確な避難行動に結びつくよう、要配慮者、観光客及び外国人等に配慮して、効果的な伝達内容等を準備しておく。

また、関係事業者と連携して、津波警報等が確実に伝わるよう、町防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、災害情報共有システム（Lアラート）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）及びワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化に努める。

2 監視警戒体制等の整備（実施主体：総務課）

高潮、津波危険に対し予警報等の把握、海岸地域及び河口付近のパトロール等を迅速的確に行うための監視警戒体制を整備する。

3 避難ルート及び避難ビルの整備（実施主体：総務課）

(1) 避難距離の長い避難ルートの見直し

津波避難計画に基づき、津波到達時間が短い地域では概ね7分以内のルートを目標とする。

また、徒歩で短時間に高台等へ移動できるよう、必要に応じて避難路、避難階段を整備し、住民等に周知する。整備に当たっては、地震による段差の発生、避難車両の増大、停電時の信号滅灯等を想定し、渋滞や事故のないようにする。

(2) 避難ルート・避難場所案内板の設置

観光客等、現在地の地理に不案内な者でも速やかに身近な津波避難場所へ移動できるよう、外国人等にもわかりやすい避難誘導サインを設置する。

(3) 津波避難ビルの整備等

津波避難困難地域等、身近な高台等が少ない地区では、公共施設のほか民間建築物等の活用も含めて津波避難ビルの指定や整備を促進する。

これらの指定や整備に当たっては、想定浸水深や建築物への衝突による水位上昇を考慮し、十分な高さや構造及び避難スペースが確保されるように努める。

なお、津波到達時間内に避難できる高台やビル等が存在しない地区では、一時的に緊急避難する盛り土による高台や津波避難タワーの整備等を検討する。

(4) 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定等

ア 町長は、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、政令で定める基準に適合する施設又は場所を、洪水、津波その他の政令で定める異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定しなければならない。

イ 町長は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所の確保を図るため、政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定しなければならない。

ウ 町長は、居住者等の円滑な避難のための立退きに資するよう、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他必要な事項を居住者等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(5) 津波避難場所の指定・整備

津波避難場所は、浸水想定区域外の高台や避難施設等とし、避難後も孤立せず、津波の状況に応じてさらに安全な場所へ移動できる場所の指定や整備を行う。

また、建築物については、必要に応じ、換気及び照明等の避難生活環境を良好に保つ設備の整備に努める。

やむを得ず津波浸水想定区域等に津波避難場所を指定する場合は、施設の耐浪化、非常用発電機の設置場所の工夫、非常通信設備の配置及び物資の備蓄等を行う。

また、避難場所を避難所（避難生活用の施設）と混同しないよう、町民への周知と理解を促進する。

(6) 津波避難困難地域の解消

町は、県の津波避難困難地域予測結果を基に、地域の特性や避難体制の実情等を踏まえて津波避難困難地域を設定する。また、津波避難困難地域図を活用して避難困難地域の解消に効果的な対策を検討し、対策の実施に努める。

第4項 津波災害警戒区域の指定等（実施主体：総務課、県）

津波災害警戒区域（津波による人的被害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域）等の指定について県と連携して検討し、必要な措置を講じる。

なお、県知事により津波災害警戒区域に指定された場合には、津波防災地域づくりに関する法律により次の対策を講じる。

■津波災害警戒区域に指定された場合の対策（津波防災地域づくり法）

- 本計画に、当該区域ごとに津波に関する情報、予報及び警報・注意報伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）又は主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定める。
- 津波災害警戒区域内の主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設について、当該施設の利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、津波に関する情報及び予報及び警報の伝達方法を本計画に定める。
- 本計画に基づき津波に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路及び円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について住民に周知させるため、これらの事項を記載したハザードマップの配布等を行う。
- 津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組みの支援に努める。

第2章 風水害等災害予防計画

風水害等災害予防計画は、災害の発生を未然に防止するために、治山事業等による町域の保全、防災に関する教育訓練の実施、災害用食糧・物資資材の備蓄、気象・水防・消防・救助救急施設の整備、火災予防及びその他災害への予防対策について定め、その実施を図るものである。

第1節 風水害時に強い人づくり

[施策の体系・実施主体]

施策	実施主体
第1項 台風・大雨等の防災知識普及計画	総務課、観光振興課、学校教育課、消防本部
第2項 防災訓練計画	総務課、観光振興課、消防本部
第3項 自主防災組織育成計画	総務課
第4項 災害ボランティア計画	総務課、企画財政課、学校教育課、町社会福祉協議会

第1項 台風・大雨等の防災知識普及計画

町は、[地震・津波災害予防計画 第2節 第2項地震・津波知識の普及・啓発に関する計画]に定める対策のほか、台風や大雨、火災等に対する教訓、訓練、広報を充実・強化し、風水害等への町民等の防災意識や対応力の維持・向上を図る。

過去に本町に甚大な被害をもたらした台風の教訓を再認識し、災害の教訓を風化させないことが重要である。

1 台風教育（実施主体：総務課、学校教育課、県）

(1) 講演会

町は、県及び気象台と連携し、防災気象講演会やお天気教室等を定期的を開催し、台風や大雨等の気象災害の知識を普及する。

気象台は、県や町、その他の防災関係機関と連携し、土砂災害、洪水害、竜巻等突風による災害などの風水害が発生する状況を住民が容易に理解できるよう、これらに係る防災気象情報の解説に努めるとともに、報道機関等の協力を得て、住民に正確な知識を普及する。また、特別警報・警報・注意報発表時の住民のとるべき行動などについて、関係機関と連携して、普及・啓発を図る。

(2) 防災教育

町は、幼稚園、小・中学校、高等学校の学校教育等において、台風・大雨等の災害の基礎知識や避難行動等についての防災教育を徹底する。

(3) 災害教訓の伝承

①台風災害の蓄積と公開

町は、町内の過去の大規模な台風災害に関する資料、文献及び映像等をライブラリー化し、災害記録や教訓等の町民への周知に努める。また、災害発生箇所の保存やモニュメント等の設置に努める。

②台風災害の経験・教訓等の伝承

町は、過去の大規模台風災害等の検証や記念事業（シンポジウム、現地歩き、展示会、被災者の語り部等）を定期的実施し、災害等の教訓を後世に伝える。

2 防火教育（実施主体：消防本部）

(1) 防火講習会等

①防火管理者講習

防火管理に関する知識の普及・啓発を図るため、法令に基づき新規講習を年1回以上実施するとともに、防火管理体制の強化拡充を図る。

②火災防御検討会

特異火災の発生に備えて火災防御検討会を開催して、防御活動及び予防対策に万全を期する。

(2) 防火知識の普及

「火災予防週間」等において各関係機関の協力を得て、防火知識の普及・啓発を図る。

3 台風時の孤立化等対策（実施主体：総務課、観光振興課）

台風時には船舶等が欠航し、本町への食糧、物資等の流通も停止することがある。このため台風接近に備え、町民や事業者等が、十分な食糧や生活必需品等を事前に確保するよう啓発を行う。

第2項 防災訓練計画

町は、風水害等を想定した防災活動要領の習熟、防災関係機関の連携の強化、防災意識の高揚及び技術の習得等のため、防災訓練を実施する。

訓練実施に当たっては、要配慮者に十分配慮するものとし、町において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、女性の視点に十分配慮するよう努める。

1 総合防災訓練（実施主体：総務課、消防本部、県、防災関係機関）

町は、県との連携のもと、広域的な台風・大雨等の被害を想定した総合防災訓練を実施し、防災関係者及び町民に風水害への心構えと防災活動を認識、修得させるとともに、防災関係機関の協力体制の確立強化を図る。

訓練の内容は次のとおりとし、実施要領、目標設定を具体化して、訓練の活性化を図る。

- ①様々な災害発生時刻、規模の設定状況下での初動体制確立、通信、連絡、組織間連携、被災現場派遣等のテーマ別訓練
- ②広域応援に際しての受入れ・応援派遣等の訓練
- ③難病者等を念頭に置いた救出・医療訓練

なお、実施時期や実施場所等については、[地震・津波災害予防計画 第2節 第1項防災訓練計画]によるものとする。

2 各種防災訓練（実施主体：総務課、観光振興課、消防本部、県、防災関係機関）

(1) 水防訓練

初動体制の迅速化、河川情報等の収集及び監視、土嚢構築等の応急対策を実施し、地域住民の避難誘導を行う。

(2) 消防訓練

市街地や公共施設、レクリエーション施設、スーパー、商店街等多くの人が集まる場所を対象として、消防機材を利用した消火訓練等を行う。

(3) 非常通信訓練

情報の収集、応急対策の指示、伝達等災害時の通信設備が円滑かつ迅速に運用されるよう、防災関係機関と相互協力し、訓練を実施する。

(4) 職員参集訓練

町は、非常配備体制を確保するため、職員の参集訓練を実施する。

参集に当たっては、交通機関、交通用具の使用を制限又は禁止し、勤務時間内外の条件を加えた訓練を実施する。

(5) 避難訓練

学校、工場、事務所その他密集地における避難の誘導及び避難通路の確保、救助等の訓練を行う。

第3項 自主防災組織育成計画（実施主体：総務課）

町は、[地震・津波災害予防計画 第2節 第3項自主防災組織育成計画]に定める地震・津波対策のほか、高潮等の浸水、土砂災害、暴風等に対する自主防災組織等の活動体制を整備し、風水害への地域防災力を確保する。

特に、浸水想定区域や土砂災害等の災害危険箇所については、危険箇所内の避難誘導や避難行動要支援者等の避難支援を円滑に行えるように自主防災組織等の協力体制の整備を促進する。

また、地域防災のリーダーとして自主防災組織の核となる人材の養成や、消防団員の候補者となりうる住民や企業就業者への研修を行い、町内の自主防災組織の組織化や、消防団員の確保に努める。

第4項 災害ボランティア計画

(実施主体：総務課、企画財政課、学校教育課、防災関係機関、町・県社会福祉協議会)

町は、[地震・津波災害予防計画 第4節 第4項災害ボランティアの活動環境の整備]に定める地震・津波対策のほか、大規模な風水害等が発生した場合に県内外から駆けつける災害ボランティアが活躍できる環境を整備し、災害ボランティアとの協力体制を確保する。

特に風水害時には、建物内に堆積した泥の排除等、各家庭の清掃等への協力要請が多数想定され、これらの活動が円滑に行えるように必要な資機材等の調達体制等を確保しておく。

第2節 風水害等に強いまちづくり

[施策の体系・実施主体]

施策	実施主体
第1項 風水害予防計画	農林水産課、土木建設課、区画整理課
第2項 土砂災害予防計画	総務課、土木建設課
第3項 高潮等対策計画	総務課、農林水産課、土木建設課
第4項 建築物等災害予防計画	総務課、まちづくり課、区画整理課、学校教育課
第5項 火災予防計画	総務課、消防本部
第6項 林野火災予防計画	総務課、農林水産課、消防本部
第7項 危険物等災害予防計画	消防本部
第8項 上・下水道施設災害予防計画	土木建設課
第9項 ガス、電力施設災害予防計画	-
第10項 災害通信施設整備計画	総務課、企画財政課
第11項 不発弾等災害予防計画	総務課、消防本部
第12項 火薬類災害予防計画	消防本部
第13項 文化財災害予防計画	生涯学習文化課
第14項 農業災害予防計画	農林水産課、土木建設課
第15項 道路事故災害予防計画	総務課、企画財政課、土木建設課
第16項 海上災害予防計画	総務課、消防本部

第1項 風水害予防計画

1 構築物等の風水害予防措置（実施主体：土木建設課、事業者）

町は、既設の看板、広告物その他構造物を定期的及び事前に台風等の災害が予測される場合などに調査を行い、危険と判断されるものについては、所有者又は管理者に通報し、改善又は撤去するよう指導する。

2 農作物の風水害予防対策（実施主体：農林水産課）

町は、農作物等の風水害予防については、次の事項を重点として農家を指導する。

■農作物等の風水害予防対策

- | |
|---|
| (1) そ菜の防風網の整備
(2) 病虫害の防除
(3) かんがい、排水施設の整備 |
|---|

3 河川水統制又は河川改修に関する治水事業（実施主体：土木建設課、県）

町は、所管・管理、その他町内における河川及び海岸等、公有水面の危険調査を実施し、災害が予想される場合については適時巡察する。

なお、危険箇所の改修については緊急かつ計画的に実施する。

4 地すべり、がけ崩れ災害防止対策（実施主体：土木建設課、県）

町は、地すべり、がけ崩れが予想される箇所を毎年調査・把握するとともに、大雨注意報・警報発令時又は台風時には巡回・監視する。また、安全施設については、土地条件に応じた施設整備又は措置を逐次実施する。

参考資料1-1 急傾斜地崩壊危険箇所

参考資料1-2 地すべり危険箇所

5 道路、橋梁維持補修事業（実施主体：土木建設課、区画整理課、県）

道路管理者は、所管・所轄する道路、橋梁を常時補修する。なお、早急に修理することが不可能な危険箇所については、立札を表示し、通行又は重量の制限を行う。

6 浸水想定区域の指定時の対応（実施主体：総務課）

町は、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域の指定のあったときは、町地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。

また、住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

第2項 土砂災害予防計画

1 砂防事業（実施主体：総務課、土木建設課、県）

(1) 土砂災害危険箇所

本町では、急傾斜地崩壊危険箇所2箇所が指定されている。

参考資料1-1 急傾斜地崩壊危険箇所

(2) 対策

町は、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所では、県と調整を図りながら、警戒避難体制の整備やハザードマップの周知・啓発を進める。

また、本町における地すべりの発生概況及び発生予想について整理・把握し、今後危険性のある箇所については、早急に地すべり防止区域の指定を促進し、県と調整を図りながら開発行為の制限及び原因究明の調査研究を行い、適切な防止策を実施する。

さらに、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」による指定は、危険度の高い箇所にとどまっているが、今後県と協力してその他の箇所も危険度の高い順に指定を行い、災害未然防止のため対策工事等の実施に努める。

2 警戒避難体制の整備（実施主体：総務課、土木建設課、県）

(1) 監視装置等の整備等

町は、県等と連携して、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計やワイヤーセンサー等

の設置並びに流木・風倒木流出防止策など、総合的な土砂災害対策を推進する。

また、住民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。

(2) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定及びそれに伴う措置

①土砂災害警戒区域

ア 県知事は町長の意見を聴いて、土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域として指定する。なお、指定に必要な基礎調査の結果（土砂災害警戒区域等に相当する範囲を示した図面）は公表する。

イ 当該区域の指定を受けた町は、土砂災害警戒区域ごとに次の措置を講じる。

②土砂災害特別警戒区域

県知事は町長の意見を聴いて、土砂災害により著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定し、当該土砂災害特別警戒区域について次の措置を講じる。

■土砂災害対策

土砂災害警戒区域 (土砂災害のおそれのある区域)	<ul style="list-style-type: none"> ○危険区域等の周知 <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒区域の範囲や緊急避難場所・避難（経）路（又は、がけ崩れ等のおそれのある区域から避難する際の避難方向等）を網羅した総合防災マップ等を作成し、住民へ周知する。 ○警戒避難体制の確立 <ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒区域ごとに次の事項を定める。 <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害に関する情報の収集・伝達、予報又は警報の発表・伝達に関する事項 ・避難施設その他の避難場所及び避難経路その他の避難経路に関する事項 ・災害対策基本法48条第1項の防災訓練として町長が行う土砂災害に関する避難訓練の実施に関する事項 ・土砂災害警戒区域内の社会福祉施設、学校、医療施設、その他の要配慮者が利用する施設における当該施設の利用者が円滑かつ迅速に警戒避難を行うための土砂災害に関する情報等の伝達方法、これらの施設の名称及び所在地 ・救助に関する事項 ・その他警戒区域における円滑な警戒避難に必要な事項
土砂災害特別警戒区域(土砂災害により著しい危害が生じるおそれのある区域)	<ul style="list-style-type: none"> ○住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する許可 ○建築基準法に基づく建築物の構造規制 ○土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告 ○勧告による移転者への融資の確保
土砂災害警戒情報の伝達(土砂災害警戒情報システム)	<ul style="list-style-type: none"> ○土砂災害警戒情報「沖縄県と気象庁が共同して行う土砂災害警戒情報に関する協定」（平成18年4月）を活用し、防災活動、避難勧告等の判断を行い、被害を未然に防ぐ対策を図る

第3項 高潮等対策計画

高潮等の災害対策については、高潮対策の強化マニュアル（内閣府、平成13年）に基づいて、次の対策を推進する。

1 高潮防災施設の整備（実施主体：土木建設課、農林水産課、県、沖縄総合事務局）

町は、国、県に対して、沿岸部の住宅地や主な農耕地で既成している堤防、護岸の老朽度を点検し、防災機能が不十分な場合は改修等を計画的に推進するよう要請する。

2 警戒避難体制の整備（実施主体：総務課）

町は、沖縄県高潮被害想定調査結果（平成18年度～平成19年度）、津波・高潮ハザードマップ作成マニュアル（内閣府ほか、平成16年）等を活用して高潮避難計画を検討するとともに、高潮ハザードマップの更新・普及を実施する。

3 浸水想定区域の指定時の対応（実施主体：総務課）

町は、高潮浸水想定区域の指定のあったときは、町地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、高潮警報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、高潮に係る避難訓練に関する事項その他高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。

また、住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

第4項 建築物等災害予防計画

風水害、大火災等による建造物の災害を防御するため、次の項目について、防災建造物の建設を促進し、建造物被害の減少を図る。

1 市街地の延焼火災対策（実施主体：まちづくり課、区画整理課）

町は、市街地における延焼火災等の防止を図るため、土地の合理的かつ健全な利用と都市機能の更新を図る。

2 建築物の適切な維持保全と耐風対策の促進（実施主体：まちづくり課）

町は、建築物の防火及び避難等の機能確保のため、各種制度の説明を行い、技術的相談に応じるなど、建築物の耐風及び耐火対策を促進する。

また、耐風対策強化のため、一般住宅への雨戸設置の推奨を図る。

3 公共建築物の耐風及び耐火対策（実施主体：総務課、学校教育課）

町は、公共建築物のうち老朽化施設については、建替え又は補強等によって、耐風、耐水、耐浪及び耐火対策を推進する。

特に、体育館や公民館等、災害時の避難所となる公共施設については、開口部への雨戸設置、屋根の飛散防止等、耐風対策などを優先的に行う。

4 公共建築物の定期点検及び定期検査（実施主体：総務課、県）

町は、県と連携し、公共建築物の建築設備等に対する定期点検及び検査を実施し、防火・避難等の機能を確保する。

第5項 火災予防計画

火災の発生を未然に防止するための対策は、次による。

1 消防力・消防体制等の拡充強化（実施主体：総務課、消防本部）

町は、火災予防について次の指導又は措置を講じ、消防力・消防体制等の拡充強化を図る。

■消防力・消防体制等の拡充強化対策

区分	指導又は措置の内容
消防教育訓練の充実強化	教育訓練計画に基づき、消防職員、消防団員及び消防関係者の資質向上を図る。
消防制度等の確立	消防計画、消防相互応援協定等の効率的運用を推進する。
消防体制の充実・指導	消防団の体制強化を図る。
消防施設・設備の整備促進	消防水利及び消防車両等の整備促進を図る。

2 火災予防査察・防火診断（実施主体：総務課、消防本部）

町は、火災の発生拡大を防止し、確実な住民避難の実施を図るため、消防用設備等（消火設備・警報設備、避難設備、消防用水及び消火活動上必要な施設）及び防火管理体制の査察を行う。

(1) 特定防火対象物等

町は、特定防火対象物の用途等に応じて立入検査を計画的に行い、特定防火対象物の状態を常に把握しておくとともに、消防用設備等の設置や管理面の不備が認められる施設の管理者に対して、設備改善の指導を徹底する。

消防本部は、防火対象物定期点検報告制度により、点検報告義務のある一定の防火対象物について、防火管理の徹底及び避難・安全基準の強化等を図る。その他の防火対象物についても、自主点検による報告制度を推進し、管理権限者の自主的な防火安全対策の向上を図る。

(2) 一般住宅

町及び消防本部は、住宅用火災警報器等の普及促進、高齢者世帯の住宅防火診断、火気の取扱い指導及び住宅防火啓発活動等を推進する。

3 消防施設の整備拡充（実施主体：総務課）

町は、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、海水等の自然水利の活用、水泳プール及びため池等

の指定消防水利としての活用により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

4 火災予防活動（実施主体：総務課、消防本部）

(1) 自衛消防隊の結成指導

多数の者が出入りし、又は勤務する学校、工場、事務所等においては、自衛消防隊の結成指導と訓練計画の指導及び消防用設備の整備指導と訓練実施の促進を図る。

(2) 防災意識の向上

春と秋の火災予防運動期間に、住民の防火意識の向上を図るため、消防訓練及び避難訓練を実施するほか、防火ビラの配布、講習会その他防災行事を通じて防火思想の普及高揚を図る。

(3) 危険物の火災予防

町内の危険物貯蔵施設の位置、構造、整備の検査及びこれを取り扱う従業員の防災意識の向上を図るため、防火指導を行う。

第6項 林野火災予防計画

林野火災の予防、警戒及び鎮圧を行い、火災による災害の拡大防止を図るため、次の対策を講じる。

1 林野火災予防計画の樹立（実施主体：農林水産課、消防本部）

- (1) 自然水利の活用等による防火用水の確保
- (2) 火災多発時期における巡視の強化
- (3) 普及広報活動及びその他による普及

2 防火思想の普及（実施主体：総務課）

町は、防災関係機関の協力を得て、町民並びに入山者に森林愛護及び防火思想の普及徹底を図る。

3 林野火災の通報連絡等（実施主体：農林水産課、消防本部）

町は、林野火災が発生し、拡大するおそれのある場合は、できる限り火災発生の日時、場所、火災現場の状況、被害の程度、とりつつある措置等を明らかにして通報連絡を行う。

4 林野火災対策の推進（実施主体：総務課、農林水産課、消防本部、県、防災関係機関）

ア 町は、延焼範囲が拡大し、広域にわたる消防活動を行う場合の消防機関相互間の指揮統制及び情報連絡体系など、林野火災消防活動計画の整備を図る。

イ 県、消防機関、林野行政機関、自衛隊及び県警察その他関係機関で構成する林野火災対策推進協議会が実施する総合的な林野火災対策に協力する。

5 出火防止対策（実施主体：総務課、農林水産課、消防本部）

- ア 町は、入山者の注意を喚起するため、山火事防止の標柱及び標板等の設置に努める。
- イ さとうきび葉等の焼払いに起因する林野火災の多発に鑑み、適正な火入れの指導、特に強風、乾燥時における火気の取扱についての指導を強化する。
- ウ 町は、森林又はこれに接近している土地における火入れについて森林法等に基づく規制措置の適正な実施を確保するための指導を強化する。
- エ 火入れに際しての消火設備、監視員の配置及び防火線の設定等についての指導をはじめ、火災予防上危険な気象状況のときの火入れ中止の指導等を徹底する。

第7項 危険物等災害予防計画

危険物による災害の発生及び拡大を防止するため、事業所における保安体制の強化、法令の規定する基準の遵守を徹底するとともに、保安教育及び訓練の徹底並びに防災思想の普及・啓発の徹底を図る。

- 1 危険物災害予防計画（実施主体：消防本部、県、糸満警察署、防災関係機関、事業所）
[地震・津波災害予防計画 第3節 第4項 1危険物災害予防計画]に準拠する。
- 2 毒物劇物災害予防計画（実施主体：消防本部、県、糸満警察署、防災関係機関）
[地震・津波災害予防計画 第3節 第4項 2毒物劇物災害予防計画]に準拠する。

第8項 上・下水道施設災害予防計画

上・下水道施設の老朽施設・管路施設等の点検・補修を進めるとともに、被災時の復旧用資機材管理や被災者への応急給水施設等の整備を図る。

1 上水道施設災害予防計画（実施主体：南部水道企業団、県）

(1) 施設の防災性の強化

南部水道企業団は、上水道施設の新設・拡張・改良等に際しては、日本水道協会発刊の「水道施設設計指針」、「水道施設耐震工法指針・解説」等により設計するほか、洪水等の浸水、土砂災害のリスク等を考慮し、配水系統の相互連結や緊急給水手段の確保を図る。

(2) 広域応援体制の整備

南部水道企業団は、「沖縄県水道災害相互応援協定」による水道事業者及び水道用水供給事業者間の災害応援を円滑に実施できるよう、実施要領の整備、資機材等の整備及び訓練等を実施する。

2 下水道施設災害予防計画（実施主体：土木建設課、県）

(1) 施設の強化及びバックアップ施設の整備

町は、下水道施設の施工に当たっては、高潮等の浸水や土砂災害等のリスクを考慮するとともに、自家発電装置の整備（停電対策）を行い、災害に強い下水道の整備を図る。

これらの整備においては、下水道危機管理マニュアル作成の手引き（日本下水道協会）に基づく。

(2) 災害予防体制の整備

町は、発災後における下水道施設の維持又は修繕のための民間事業者等との協定締結、下水道の機能を維持するための可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等、下水道施設の災害が発生した場合に迅速に対応できるよう災害予防体制の整備を推進する。

第9項 ガス、電力施設災害予防計画

1 高圧ガス災害予防計画（実施主体：事業者）

町は、高圧ガスによる災害の発生及び拡大を防止するため、国、県、公安委員会及び(一社)沖縄県高圧ガス保安協会等と連携し、保安体制の強化、「高圧ガス保安法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に規定する基準の遵守が徹底されるよう必要な対策を講じるとともに、保安管理の徹底を図る。

■高圧ガス災害予防計画

対策別	実施内容
高圧ガス貯蔵所、販売所等の保安対策	高圧ガス取扱施設の所有者、管理者又は占有者に対し法令に規定する基準に適合するよう当該施設を維持させ、保安の監督指導を行う。
高圧ガス消費先の保安対策	消費者への保安啓発指導を(一社)沖縄県高圧ガス保安協会に委託実施させ、消費者の保安意識の向上を図る。 また、消費者保安に対する販売事業者の監督体制の強化を図る。
路上における指導取締の実施	高圧ガス運搬車両の事故を防止するため、県が行う路上における指導取締の応援体制を整えるとともに、必要に応じた実施を検討する。

2 電力施設災害予防計画（実施主体：事業者）

沖縄電力(株)は、「沖縄電力(株)防災業務計画」に基づき予防措置に努める。

第10項 災害通信施設整備計画

1 通信施設災害予防計画（実施主体：総務課、企画財政課、県、沖縄総合事務局、電気通信事業者）

町、県、医療機関、各電気通信事業者は、災害時の通信の確保を図るため、通信施設に次の予防措置を講じるなど、万全の措置を期する。

(1) 災害通信施設の整備

町は、[地震・津波災害予防計画 第3節 第1項 11 通信施設災害予防計画 (1)] に定める地震・津波対策のほか、洪水・高潮等の浸水、土砂災害等の危険性や暴風等を考慮した町防災情報システム等の安全性確保、系統の多重化、拠点の分散及び代替施設の確保等を図り、大規模な風水害等時にも重要通信を確保する施設や体制等の整備を計画的に進める。

(2) 救助・救急、医療及び消火活動に関する通信手段の確保等の計画

①通信手段の確保

町、医療機関等は、発災時における救助・救急、医療及び消火に係る情報の収集・連絡・分析等の重要性に鑑み、通信手段の確保等を図る。

②広域災害・救急医療情報システムの整備

町、医療機関等は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害・救急医療情報システムの整備に努める。

(3) 各電気通信事業者における予防計画

各電気通信事業者は、[地震・津波災害予防計画 第3節 第1項 11 通信施設災害予防計画 (2)] に定める地震・津波対策のほか、洪水・高潮等の浸水、土砂災害や暴風等の危険性を考慮して、通信施設の安全性確保、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の確保等を図り、大規模な風水害等時にも重要通信を確保する施設や体制等の整備を計画的に進める。

また、風水害等の想定、防災訓練の結果等を踏まえて、防災業務計画を定期的に検証し、見直しを実施する。

2 通信・放送設備の優先利用等（実施主体：企画財政課、県、関係機関）

町は、[地震・津波災害予防計画 第3節 第1項 12 通信・放送設備の優先利用等の事前措置] に定める地震・津波対策のほか、風水害を想定した通信設備及び放送設備の優先利用手続き等を整備しておく。

第11項 不発弾等災害予防計画

不発弾の爆発等による災害の発生及び拡大を防止するため、不発弾処理体制に万全を期し、関係機関の協力・連携による不発弾等の処理の円滑化を図るとともに、不発弾等の関係事業者及び住民に対し不発弾に関する防災知識の普及徹底を図る。

1 不発弾の処理体制（実施主体：総務課、県、糸満警察署、沖縄総合事務局、自衛隊、防災関係機関）

不発弾等の処理は、概ね次による。また、処理のながれを参考資料に示す。

参考資料3-12 不発弾処理業務の流れ

(1) 陸上で発見される不発弾等の処理

ア 発見者は、町役場又は最寄りの交番、駐在所及び警察署に通報し、所轄警察署を通じて

県警察本部に発見届出をする。

- イ 県警察本部長は、発見届出の都度、陸上自衛隊第15旅団長（第101不発弾処理隊）に処理要請を行う。
- ウ 陸上自衛隊第15旅団長（第101不発弾処理隊）は、必要に応じ現場調査を行い、弾種及び発見場所の状況等を勘察して撤去計画を立てる。
- エ 小型砲弾等比較的危険度が少なく移動可能な弾種は、第101不発弾処理隊により回収し、沖縄県不発弾保管庫へ搬入する。
- オ 爆発等、危険度が高いものは、発見現場で信管離脱後、沖縄県不発弾保管庫へ搬入する。
- カ 信管離脱作業は、非常に危険を伴うので、次の対策を講じた上で実施する。
 - (ア) 町は、関係機関と撤去日時、交通規制、避難計画等について協議するための処理対策会議を開催し、処理計画について十分な調整を図り周知徹底する。
 - (イ) 避難範囲を定め、その区域への交通を規制し、地域住民を避難させる。
 - (ウ) 町長を本部長とする現地対策本部を設置する。

(2) 海中で発見される不発弾の処理

- ア 海中で不発弾が発見されたときは、発見者から通報を受けた糸満警察署、第十一管区海上保安本部・中城海上保安部、県知事、町長又は港湾管理者等は、海上自衛隊沖縄基地隊司令に処理要請を行う。
- イ 沖縄水中処分隊は現地調査を行い、関係機関と調整のうえ、撤去計画を立てる。
- ウ 危険度が少なく移動可能なものは沖縄水中処分隊により回収撤去し、一時保管庫へ搬入する。
- エ 危険度が高く移動困難なものは、現地対策本部を設置し、発見現場で爆破処理する。
- オ 爆破処理作業は、非常に危険を伴うので、次の対策を講じた上で実施する。
 - (ア) 町は、関係機関と撤去日時、交通規制、通行船舶規制、避難計画等について協議するため処理計画について十分な調整を図り、周知徹底する。
 - (イ) 危険範囲を定め、その地域への船舶及び住民等の立ち入りを規制する。
 - (ウ) 町長を本部長とする現地対策本部を設置する。

2 関係機関の協力体制の確立（実施主体：総務課）

町は、国、県、その他関係機関等の協力体制を確立し、不発弾等の調査、探査及び発掘処理工事の安全かつ円滑な推進を図る。

3 不発弾に関する防災知識の普及・啓発（実施主体：総務課、消防本部、事業者）

発見される不発弾は、公共工事又は畑の耕作中に発見されることが殆どであり、次のことを周知徹底する。

- ア 町不発弾処理担当職員、消防機関等の関係職員に対して不発弾に関する防災知識、活動についての研修会等を開催し、各自の資質向上に努める。
- イ 公共土木工事においては、磁気探査の実施を徹底する。
- ウ 町民に対しては、不発弾の危険性について周知を図るための広報活動を行う。

第12項 火薬類災害予防計画

(実施主体：消防本部、県、糸満警察署、防災関係機関、事業所)

[地震・津波災害予防計画 第3節 第4項 3火薬類災害予防計画]に準拠する。

第13項 文化財災害予防計画 (実施主体：生涯学習文化課、県)

有形文化財及び有形民俗文化財は、火災等の被害から守る必要がある。また、史跡、名勝、天然記念物については、山火事による被害のおそれがある。

このほか、台風による建造物等の倒壊も予想されるため、次により災害予防の徹底を図る。

- ア 町は、県の指導を受け、管内文化財の防災計画を策定し、平時から糸満警察署及び町(消防本部)と連携し、災害予防対策を実施する。
- イ 町は、文化財の所有者、管理責任者又は管理団体の長へ防災思想を啓発し、環境の整理整頓を図るよう奨励する。
- ウ 町は、文化財の指定地内に居住する所有者に火気使用の制限を指導する。
- エ 町は、防災施設の必要な指定文化財について年次計画をもって防災施設の設置を促進する。
- オ 県の主催する町文化財担当職員講習会等において文化財災害対策等について指導を受け、適切な防災措置を指導する。
- カ 暴風による倒壊等の防止対策及び落下物等による破損防止対策を行う。

参考資料2-8 町内文化財一覧表

第14項 農業災害予防計画

農業災害予防のため、農地農業用施設の保全及び防災営農の推進は、次による。

1 ため池等整備事業 (実施主体：土木建設課、県)

(1) 土砂崩壊防止工事

町は、農地、農業用施設及び他に被害を及ぼすおそれのある地区の土砂崩壊を未然に防ぐため、土砂崩壊の危険性のある地域を中心に事業を推進する。

(2) 老朽ため池等整備工事

町は、町内に所在するかんがい用水ため池で、老朽化等により豪雨時に破堤し、多大な被害をまねくおそれのあるため池等については、緊急度の高いものから順次補修事業を実施する。

2 農地保全整備事業 (実施主体：農林水産課)

町は、降雨によって浸食を受けやすい特殊土壌地帯や急傾斜地帯に造成された農地の浸食・崩壊を未然に防ぐための事業を推進する。

3 地すべり対策事業（実施主体：土木建設課）

町は、地すべり防止区域において地すべりによる被害を除去又は軽減し、農地及び農業用施設等の被害を未然に防止する事業を推進する。

4 防災営農の確立（実施主体：農林水産課）

(1) 指導体制の確立

町は、本町の農業に影響を与える各種災害を回避・克服して、農業生産力及び農業所得の向上を図るため、関係機関、団体の統一的な指導体制の確立を図る。

①指導力の強化

町は、各種の防災研修を強化し、指導力の向上を図る。

②防災施設の拡充

町は、各種の防災実証展示施設の充実により、防災対策の普及・啓発を図る。

(2) 営農方式の確立

町は、本町の農業の当面する諸問題に積極的に対応しつつ、防災営農技術の確立を図る。

第15項 道路事故災害予防計画

1 危険箇所の点検・補修（実施主体：土木建設課）

町は、道路構造物や沿道斜面等を定期的に点検・調査し、異常箇所の補修・改良、危険箇所の防災対策を行う。

2 体制・資機材の整備等（実施主体：総務課、土木建設課、企画財政課、糸満警察署）

町及び糸満警察署は、大規模事故発生時の情報収集・伝達、交通規制、復旧等を速やかに行うため、情報の連絡、提供体制、対策資機材等の整備に努める。

第16項 海上災害予防計画

1 航行の安全確保等（実施主体：消防本部、県、防災関係機関）

ア 海事関係者等は、第十一管区海上保安本部等が開催する海難防止・海上災害防止に係る講習会に参加し、訪船指導等を受け、海上災害防止思想の理解に努める。

イ 一定規模以上の船舶や係留施設の管理者・保管施設の設置者は、沖縄総合事務局の指導のもと、「油濁防止緊急措置手引書」及び「有害液体汚染防止緊急措置手引書」の習熟に努める。

2 災害応急対策への備え（実施主体：総務課、消防本部、県、防災関係機関）

(1) 情報連絡体制の整備

町は、第十一管区海上保安本部、県と連携し、大規模海難や油等流出事故が発生した場合

に、沿岸の住民、事業者、漁業協同組合及び港湾・漁港管理者及び船舶等に緊急情報を収集・伝達する体制を確立しておく。

(2) 消防、救助体制の整備

消防機関は、海上捜索活動を実施できる船舶等の整備に努める。また、消防機関は、消防艇等の消防用機械・資機材等の整備に努めるとともに、海水等を消防水利として活用する施設の整備に努める。

(3) 油防除作業体制の整備

町は、県等との連携のもと、迅速かつ的確な油防除ができるように、油防除マニュアルの作成や防除資機材の整備に努める。

(4) 訓練等

町は、第十一管区海上保安本部、沖縄総合事務局、県等と連携し、大規模な海難事故や油の大量流出事故等を想定して、海上消火、海難救助及び流出油防除等の訓練を実施するとともに、海難事故や油流出事故への対応を迅速かつ的確に実施できる人材を育成する。

第3節 風水害等応急対策活動の準備

[施策の体系・実施主体]

施策	実施主体
第1項 気象観測体制の整備計画	-
第2項 水防、消防及び救助施設等整備計画	総務課、消防本部
第3項 避難誘導等計画	総務課、観光振興課、社会福祉課、児童家庭課、学校教育課
第4項 要配慮者安全確保体制整備計画	-
第5項 食糧等備蓄計画	総務課、社会福祉課、まちづくり課
第6項 交通確保・緊急輸送計画	総務課、土木建設課

第1項 気象観測体制の整備計画

(実施主体：県、沖縄総合事務局、沖縄气象台、関係機関)

風水害等による被害を未然に防止し、あるいは軽減するため、雨量・水位等の気象観測施設及び観測体制の整備充実を推進するとともに、風水害等の警戒避難に必要な観測情報を町民等に提供する体制やシステムの整備・拡充を推進する。

第2項 水防、消防及び救助施設等整備計画

水防、消防及び救助施設等の現況、管理及びその整備は次による。

1 水防施設等（実施主体：総務課、消防本部、県、事業者）

水防法の規定により、水防管理団体は、町内における水防を十分に果す責任を有し、水災の防御及びこれに因る被害を軽減するため、必要に応じて水防倉庫及び水防機材等の水防施設を整備する。

2 消防施設等（実施主体：総務課、消防本部、県、事業者）

消防施設等については、消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）、消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）及び関係法令等に基づいて整備拡充する。

町は、国庫補助対象施設以外の施設等について、県費補助支援を要請し、必要施設の整備を行う。

3 流出危険物防除資機材（実施主体：総務課、消防本部、県、事業者）

町は、県、船舶関係者及び製油所及び油槽所等の石油等危険物取扱者と連携し、石油類等の大量流出事故が発生した場合に迅速に処理対応できるよう、大量に流失した危険物による災害の拡大防止等に必要な次の資機材等の整備を図る。

■流出危険物防除資機材

- 流出危険物の災害防止に必要なオイルフェンス、むしろ、応急木材、作業船等
- 流出危険物の回収及び処理に必要な油処理剤、油吸着剤並びに吸引ポンプ、バージ等
- 流出危険物から火災が発生した場合の消防活動に必要な化学消防車、化学消火剤及び消火器具等
- 流出危険物による災害の拡大防止に必要なガス検知機及び通信機器等

第3項 避難誘導等計画

町は、危険な建物、地域から安全な場所に町民や旅行者等を避難させるため、避難誘導、収容に関する対策を確立していくこととする。

1 避難体制の整備（実施主体：総務課、観光振興課、学校教育課、社会福祉課、児童家庭課、県、防災関係機関）

(1) 避難体制の再点検

- ア 町立社会福祉施設、町立幼稚園・小・中学校、その他町管理施設における避難体制の再点検
- イ 社会福祉法人、学校法人、観光施設・ホテル・旅館経営者、不特定多数の者が出入りする施設等の管理者等に対する避難体制の再点検の指導

(2) 避難所等の整備及び周知徹底

- ア 避難所の選定・更新
- イ 避難所の開設及び運営方法の確立
- ウ 避難所の安全確保
- エ 住民への周知
- オ 警報、避難情報等の伝達内容・手段、避難誘導體制の整備
- カ 避難の勧告等の基準の設定、国及び県等への避難勧告等の判断の助言を求める際の連絡調整窓口及び連絡方法等の整備
- キ 高齢者、障がい者、外国人のための避難マニュアルの作成
- ク 避難経路の点検及びマップの作成
- ケ 避難心得の周知（携帯品、その他心得）

(3) 社会福祉施設、病院、学校、観光・宿泊施設、不特定多数の者が出入りする施設等の管理者の実施すべき対策

- ア 避難計画の作成
- イ 避難誘導體制の整備

2 避難場所の整備等（実施主体：総務課、学校教育課、社会福祉課、児童家庭課、県、防災関係機関）

(1) 避難所の指定、整備

町は、災害時の避難に備え、次により避難所の整備をしておく。

- ア 避難所は、公立の学校、公民館、旅館等とし、できるだけ炊き出し可能な既存建物を使用する。
- イ 避難所として使用する建物については、バリアフリー設備を確保するとともに定期的にその現況を調査する。
- ウ 避難場所の選定に当たっては、高潮等の浸水想定区域、土砂災害危険箇所等を考慮する。
- エ 避難所に適する施設がないところについては、簡易宿泊施設及び天幕を設置する場所を選定しておく。
- オ 町内に適当な場所がない場合は、県及び関係者と協議して避難所の予定施設又は場所を定める。
- カ 避難所の予定施設又は場所については、あらかじめ土地、建物、所有者又は管理者の了解を受けておく。
- キ 避難所の予定施設となっている学校について、太陽光発電設備が整備されている場合は、災害時の非常用電源としての機能強化を図る。

(2) 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定等

- ア 町長は、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、政令で定める基準に適合する施設又は場所を、洪水、津波その他の政令で定める異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定しなければならない。
- イ 町長は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所の確保を図るため、政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定しなければならない。
- ウ 町長は、居住者等の円滑な避難のための立退きに資するよう、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他必要な事項を居住者等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

参考資料2-1 避難所・避難場所一覧

第4項 要配慮者安全確保体制整備計画（実施主体：事業者）

[地震・津波災害予防計画 第4節 第5項要配慮者の安全確保計画]に定める対策のほか、町は、高潮等の浸水、土砂災害、暴風等に対する高齢者、障がい者等の避難支援体制を整備し、風水害等時にも要配慮者の安全を確保する。

特に、浸水想定区域や土砂災害等の災害危険箇所については、水防法や土砂災害防止法等に基づいて、危険箇所内の要配慮者の円滑な避難体制の整備を徹底する。

第5項 食糧等備蓄計画

(実施主体：総務課、社会福祉課、まちづくり課、県、防災関係機関)

町は、食糧等備蓄計画については〔地震・津波災害予防計画 第4節 第2項 2物資及び資機材の確保体制の充実(4)〕に定める地震・津波対策のほか、高潮等の浸水、土砂災害や暴風等の危険性を考慮した備蓄を行い、大規模な風水害等の直後にも避難者等の食糧、飲料水、生活必需品を供給する体制を確保する。

第6項 交通確保・緊急輸送計画

(実施主体：総務課、土木建設課、糸満警察署、事業者)

交通確保・緊急輸送計画は、〔地震・津波災害予防計画 第4節 第2項 4交通確保・緊急輸送体制の充実〕に定める地震・津波対策のほか、町、県及び関係機関は、高潮等の浸水、土砂災害、暴風等による道路施設の被害を想定した交通の安全、緊急車両の通行を確保する体制を整備し、大規模な風水害等の際にも、交通の安全や緊急輸送を確保する。

道路管理者は、道路の浸水や土砂崩れ等を速やかに把握するため、監視・観測装置、パトロール体制、道路管理者間相互及び警察等とのリアルタイムな情報共有体制を整備する。

第3部 災害応急対策計画

- 第1章 地震・津波災害応急対策計画
- 第2章 風水害等災害応急対策計画
- 第3章 共通の災害応急対策計画

第1章 地震・津波災害応急対策計画

災害応急対策計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するため、防災に関する組織、地震情報・津波警報等の伝達、災害情報等の収集、避難、水防、消防、救助、交通輸送等について計画し、その迅速な実施を図るものである。

第1章地震・津波災害応急対策計画では、地震・津波防災に関する組織、地震情報・津波警報等の伝達を記載し、災害情報等の収集、避難、水防、消防、救助、交通輸送等については、第3章共通の災害応急対策計画で記載する。

第1節 組織計画

[施策の体系・実施主体]

施策	実施主体
第1項 組織計画	総務総括班、関係各班
第2項 動員計画	総務総括班、関係各班
第3項 関係機関との連携・協力	総務総括班、関係各班

第1項 組織計画（実施主体：総務総括班、関係各班）

1 災害対策準備体制

災害が発生し又は発生するおそれがある場合においてその災害の程度が災害警戒本部を設置するに至らないときは、総務課職員等による災害対策準備体制をとる。

■災害対策準備体制の設置基準

- 本町域において、震度3の地震が発生したとき
- 本町の津波予報区内である沖縄本島地方に、津波注意報が発表されたとき
- 災害の発生又はおそれがあると判断し、警戒を要するとき

2 災害警戒本部の設置

気象台から地震情報、津波注意報・警報等が発表されるなど災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策本部の設置に至らない場合のとき、副町長を本部長とした災害警戒本部を設置し、警戒体制をとる。

(1) 災害警戒本部の設置基準

災害警戒本部の設置基準は次のとおりとする。

■災害警戒本部の設置基準

- 気象業務法に基づく警報（津波のときは注意報含む。）の発表に伴い、町域内の災害に関する情報の収集・伝達等を特に強化して対処する必要があるとき

- 地震、津波その他の異常な自然現象により、町域内に災害の発生するおそれがあり、警戒を要するとき
- 沖縄気象台が町域を含む地域に震度4を観測し、発表したとき及び津波注意報を発表したとき
- 弱い地震であっても長時間ゆっくりとした揺れから、津波災害に備え、避難の必要を認めるとき
- 前各号のほか、災害予防及び災害応急対策の的確な実施のため、警戒体制をとる必要があるとき

(2) 災害警戒本部の組織及び所掌事務

災害警戒本部の組織は、次のとおりとする。

なお、災害警戒本部の組織編成及び所掌事務の詳細は、別掲「災害対策本部所掌事務」による。

■災害警戒本部の組織

- 災害警戒本部に本部長をおき、本部長は副町長をもって充てる。
- 本部に災害警戒本部会議をおき、本部長が必要と認める者をもって構成し、本部長がこれを召集する。
- 本部長が出張等による不在又は連絡不能な場合、総務課長が指揮をとる。

(3) 災害警戒本部会議の開催

本部長（副町長）は、本部を設置したときは速やかに災害警戒本部会議を開催し、本部員はあらかじめ指定された場所、又は指示があった場所に参集する。

災害警戒本部会議の報告、協議事項は、その都度災害の状況に応じて本部長若しくは本部員の提議によるが、概ね次のとおりとする。

なお、災害警戒本部会議の開催場所は、「町役場本庁舎」とする。ただし、本庁舎が大規模地震等の影響を受け使用できない場合は、次の代理候補地のうち使用可能な場所に設置する。

■災害警戒本部会議の開催場所

本部会議の開催場所	町役場本庁舎
(代理候補地)	第一候補地 保健センター 第二候補地 中央公民館 第三候補地 具志頭農村環境改善センター

■災害警戒本部会議の報告・協議事項

区分	報告・協議内容
主な報告事項	<ul style="list-style-type: none"> ○各部の配備体制 ○被害状況に関すること ○緊急措置事項
主な協議事項	<ul style="list-style-type: none"> ○応急対策に関すること ○避難準備情報に関すること ○災害対策本部の設置に関すること ○その他災害対策の重要事項に関すること ○災害警戒本部の解散に関すること

3 災害対策本部の設置

町長を本部長として、災害対策基本法第23条及び八重瀬町災害対策本部条例の規定に基づき組織され、防災会議と緊密な連携のもとに地域防災計画の定めるところにより、町域にかかる災害予防及び災害応急対策を実施する。

参考資料 4-2 八重瀬町災害対策本部条例

(1) 災害対策本部の設置基準

町長は、災害対策基本法第23条第1項の規定により、次のような場合において災害対策本部を設置する。

■災害対策本部の設置基準

- 気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく警報が発令され、かつ、町域内に重大な災害の発生するおそれのあるとき
- 地震、津波その他の異常な自然現象により、町域内に災害が発生したとき
- 沖縄気象台が、町域を含む地域に震度5弱以上を観測し、発表したとき（震度5弱以上のとき、対策本部の設置は自動発令）及び津波警報を発表したとき（大津波警報が発表されたとき、対策本部設置は自動発令）
- 県に本部が設置された場合において、本町に本部設置の必要を認めたとき
- 前各号のほか、町域内に発生した災害に対し、特に強力、かつ、総合的な災害予防及び災害応急対策の実施を必要とするとき

(2) 災害対策本部の組織及び所掌事務

災害対策本部の組織は、次のとおりとする。

なお、災害対策本部の組織編成及び所掌事務の詳細は、別掲「災害対策本部組織図」及び「災害対策本部所掌事務」による。

各班は、原則として本部の設置と同時に設置する。ただし、災害の種別、規模、性質等により本部長が指示した班は、設置しない。この場合、設置及び配備されていない職員については、他の班に配備することもある。

■災害対策本部の組織

- 本部に本部長及び副本部長を置き、本部長は町長、副本部長は副町長、教育長をもって充てる。
- 本部に本部会議を置き、本部長、副本部長、災害対策本部の各班長、その他本部長が必要と認める者をもって構成し、本部長がこれを招集する。
- 本部長が出張、休暇等による不在又は連絡不能で、特に緊急の意思決定をする場合においては、下記の順位により、代わって意思決定を行う。この場合において、代理で意思決定を行った者は、速やかに本部長等にこれを報告し、その承認を得る。

■意思決定権者の代理順位

1位 副町長 ⇒ 2位 教育長 ⇒ 3位 総務課長

(3) 災害対策本部会議の開催

本部長（町長）は、本部を設置したときは、速やかに本部会議を開催し、副本部長及び本部長は直ちに本部員室に参集する。

本部会議の報告、協議事項は、その都度災害の状況に応じて本部長若しくは本部員の提議によるが、概ね次のとおりとする。

なお、災害対策本部会議の開催場所は、「町役場本庁舎」とする。ただし、本庁舎が大規模地震等の影響を受け使用できない場合は、次の代理候補地のうち使用可能な場所に設置する。

■災害対策本部会議の開催場所

本部会議の開催場所	町役場本庁舎
(代理候補地)	第一候補地 保健センター 第二候補地 中央公民館 第三候補地 具志頭農村環境改善センター

■災害対策本部会議の報告・協議事項

区分	報告・協議内容
主な報告事項	○各部の配備体制 ○被害状況に関する事 ○緊急措置事項
主な協議事項	○現地対策本部の設置、解散に関する事 ○応急対策に関する事 ○本部の配備体制の切替え及び廃止に関する事 ○自衛隊、沖縄県、他市町村及び公共機関への応援要請に関する事 ○避難の勧告・指示、警戒区域の指定に関する事 ○災害救助法の適用に関する事 ○激甚災害の指定に関する事 ○住民向け緊急声明の発表に関する事 ○応急対策に要する予算及び資金に関する事 ○国、県等への要望及び陳情等に関する事 ○その他災害対策の重要事項に関する事

(4) 現地対策本部の設置

激甚な災害が発生し、特に必要と認められる場合に、本部長が指名した要員によって、当該災害地に必要に応じて現地対策本部を組織し、情報の迅速な収集・伝達及び被災地の実情を踏まえたきめ細やかな対策を行う。

現地対策本部の組織編成及び所掌事務は、別掲「現地対策本部の構成及び所掌事務」とおりとする。

(5) 災害対策本部の閉鎖

本部長（町長）は、次の基準に従い災害対策本部を閉鎖する。

■災害対策本部の閉鎖基準

○予想された災害の危険が解消したと認められるとき ○災害発生における応急措置が概ね完了し、本部による対策実施の必要がなくなったと認められるとき
--

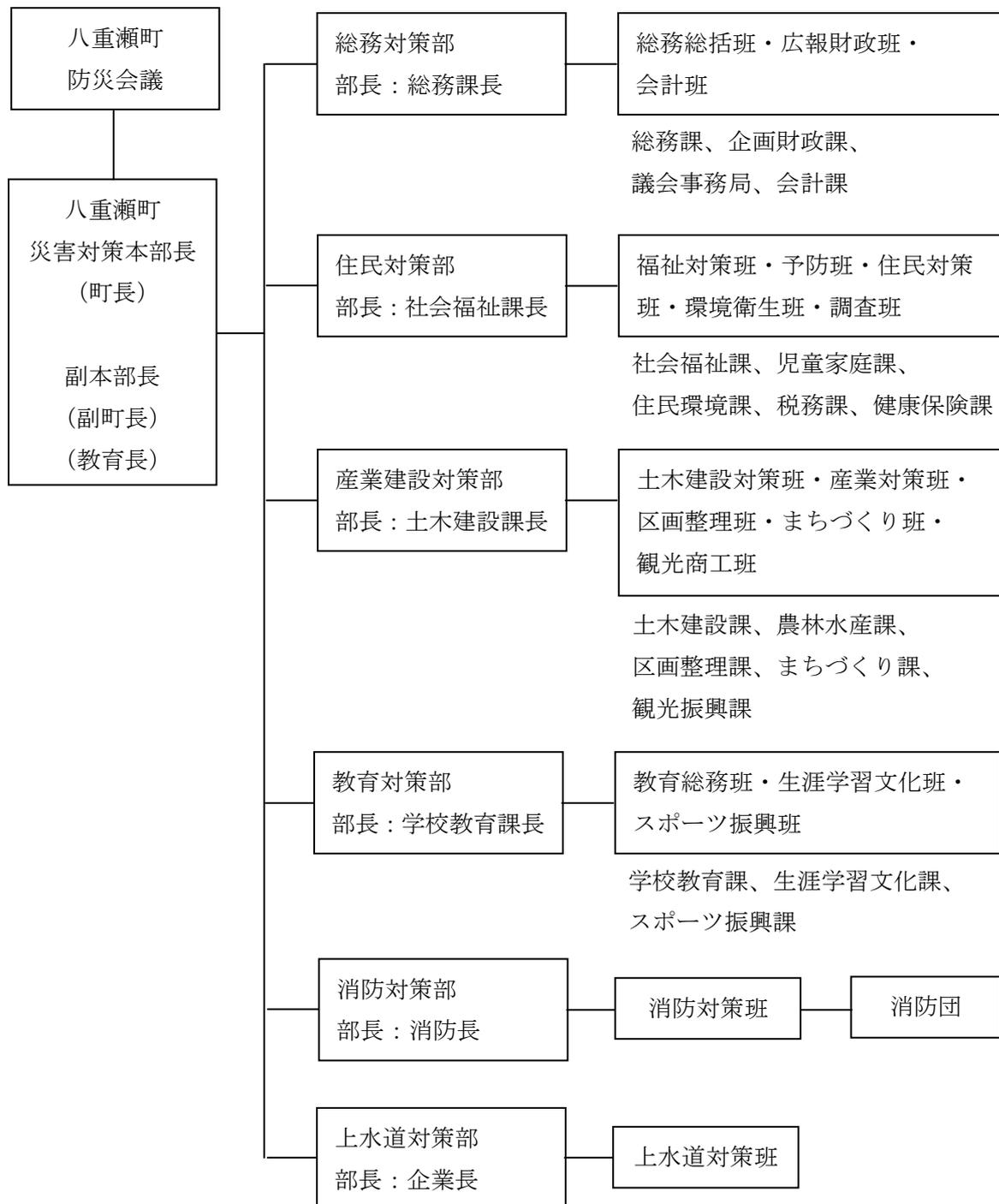
(6) 災害対策本部の設置・閉鎖に関する通知及び公表

町は、本部を設置又は閉鎖したときは、県、関係機関及び住民に対し、次により通知、公表する。

■災害対策本部の設置・閉鎖時の通知及び公表

担当班	通知・公表先	通知・公表方法
総務総括班	各班長	迅速な方法
	県	沖縄県防災行政無線及び一般加入電話
	糸満警察署	一般加入電話、その他迅速な方法
	報道機関	一般加入電話、その他迅速な方法
	住民、その他必要と認める機関	テレビ、ラジオ、防災行政無線、広報車による広報、その他迅速な方法

■災害対策本部組織図



■災害対策本部所掌事務（1/4）

部	部長	班	所掌事務	班員	配備要員数		
					第一配備	第二配備	第三配備
総務対策部	総務課長	総務総括班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本部の設置及び解散に関すること 2. 本部会議に関すること 3. 防災会議、その他防災関係機関への連絡及び協力要請に関すること 4. 部内、各部との連絡調整に関すること 5. 区長、自治会長への連絡調整に関すること 6. 災害に関する情報の総括に関すること 7. 国、県、その他関係機関に対する被害報告に関すること 8. 自衛隊災害派遣要請の要求に関すること 9. 気象情報等の収集・広報伝達に関すること 10. 職員の非常招集、服務に関すること 11. 対策要員の動員及び配置に関すること 12. 職員の公務災害、衛生管理に関すること 13. 罹災証明の発行に関すること 14. 災害見舞い、視察者の受入に関すること 15. 町有財産（施設）の被害状況調査に関すること 16. 避難所の設備受入れ、避難所の選定、維持管理に関すること 17. その他、各班に属しない事務に関すること 	総務課	4	8	全職員
		広報財政班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害速報、被害状況及び応急対策状況（救助活動を含む）の住民及び報道関係への広報に関すること 2. 災害記録、調査収集に関すること 3. 復旧対策に必要な経費の予算措置に関すること 4. 義援金の受入れに関すること 5. 災害応急・対策資材の調達に関すること 6. 部内他班への応援に関すること 	企画財政課	4	6	
		会計班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害対策本部の出納事務に関すること 2. 災害対策物資、器材の契約に関すること 3. 部内他班への応援に関すること 	会計課	1	2	
住民対策部	社会福祉課長	福祉対策班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 応急食糧、その他生活必需品の調達、管理、配給に関すること 2. 被災者への給水に関すること 3. 災害救助活動に協力する団体、日赤、その他機関との連絡調整に関すること 4. 災害救助法の適用に関すること 5. 救援物資の確保、輸送、配分に関すること 6. 義援金、見舞金品等の配分に関すること 7. 要配慮者等の調査収集に関すること 8. 応急保育に関すること 9. 行旅死亡人等の事務に関すること 	社会福祉課	2	6	
		予防班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害地域、避難所の医療、精神衛生の管理に関すること 2. 救急診療所との連絡調整に関すること 3. 避難所における被災者の介護に関すること 4. 避難所における炊き出しに関すること 5. 乳幼児、妊産婦の救援、助産に関すること 	健康保険課	2		

■災害対策本部所掌事務（2/4）

部	部長	班	所掌事務	班員	配備要員数		
					第一配備	第二配備	第三配備
住民対策部	社会福祉課長	住民対策班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 住民、外国人等の被害状況、人口動態等の調査に関する事 2. 応急仮設住宅への入居受付に関する事 3. 遺体の収容、処理及び埋葬に関する事 4. 遺体の埋火葬の許可に関する事 	住民環境課	2	4	全職員
		環境衛生班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害地域の環境衛生に関する事 2. 浸水家屋の衛生消毒に関する事 3. ごみ及びし尿収集運搬に関する事 4. 動物の保護収容、遺体の収容処置に関する事 5. 防疫に関する関係機関との連絡調整に関する事 				
		調査班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 土地家屋等の被害状況の調査・収集に関する事 2. 被災者に対する町税の減免、徴収猶予に関する事 3. 避難誘導に関する事 4. 部内他班への応援に関する事 	税務課	2	4	
産業建設対策部	土木建設課長	土木建設対策班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 農地、農業用施設、農業用地、関連施設等の災害対策及び被害調査及びその対策に関する事 2. 土地改良事業による施設に対する災害対策に関する事 3. 農地、農業施設災害復旧事業の適用に関する事 4. 町道、橋梁、排水路、公営住宅、一般建築物その他施設の整備、復旧調査に関する事 5. 道路、その他における障害物の除去に関する事 6. 河川及び排水路等の水位警戒に関する事 7. 避難所の建設、点検、修理に関する事 8. 海岸及び河川、土砂災害危険箇所等の被害調査及びその対策に関する事 9. 街路樹等の被害調査及びその対策に関する事 10. 災害復旧用工事機械、資材の調達に関する事 11. 下水道施設等の被害調査及びその対策に関する事 12. 下水道施設、ポンプ場等の応急復旧に関する事 	土木建設課	6	9	
		産業対策班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 農作物、林産物、畜産物関連施設等の被害調査、防疫及びその対策に関する事 2. 水産物、漁港関連施設及び漁船等の災害対策及び被害調査に関する事 	農林水産課	3	6	
		まちづくり班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被災建築物の応急危険度判定に関する事 2. 部内他班への応援に関する事 	まちづくり課	3	5	

■災害対策本部所掌事務 (3/4)

部	部長	班	所掌事務	班員	配備要員数		
					第一配備	第二配備	第三配備
産業建設対策部	土木建設課長	区画整理班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 整理地内の町道、排水路、一般建築物その他施設の整備、復旧調査に関すること 2. 整理地内の道路、その他における障害物の除去に関すること 3. 整理地内の道路、排水路等の被害調査及びその対策に関すること 4. 災害復旧用工事機械、資材の調達に関すること 5. 都市公園、緑地等の被害調査及びその対策に関すること ※ 土木建設対策班、区画整理班は事前に担当する範囲を調整すること	区画整理課	4	8	全職員
		観光商工班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 観光関係の被害調査及びその対策に関すること 2. 観光客等への情報提供に関すること 3. 商工関係の被害調査及びその対策に関すること 	観光振興課	2	3	
教育対策部	学校教育課長	教育総務班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 文教施設等に避難所を設置する際の連絡調整に関すること 2. 文教施設、給食センターの被害調査及び復旧に関すること 3. 児童、生徒の被害状況の調査、避難に関すること 4. 被災児童、生徒の救護、応急教育計画の指導に関すること 5. 応急学校教材、学用品の調達に関すること 6. 児童生徒の保健、給食業務に関すること 7. 避難所における救援炊き出し支援に関すること 	学校教育課	3	5	
		生涯学習文化班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 生涯学習施設等の被害調査及びその対策に関すること 2. 文化財等の被害調査及びその対策に関すること 3. 部内他班への応援に関すること 	生涯学習文化課	2	4	
		スポーツ振興班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 社会体育施設等の被害調査及びその対策に関すること 2. 部内他班への応援に関すること 	スポーツ振興課	2	3	
消防対策部	消防長	消防対策班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害情報の受理、通報に関すること 2. 防災施設等の整備に関すること 3. 予防査察の実施に関すること 4. 災害予防に関する普及活動の実施に関すること 5. 危険物等の災害予防に関すること 6. 救護を要する者の応急手当及び搬送に関すること 7. 相互応援強力に関すること 8. 避難者の誘導及び人命にかかる捜索協力に関すること 9. 災害出動に関すること 10. 所管の被害状況調査及び総務対策班への報告に関すること 	島尻消防本部職員	3	6	

■災害対策本部所掌事務（4/4）

部	部長	班	所掌事務	班員	配備要員数		
					第一配備	第二配備	第三配備
上水道対策部	企業長	上水道対策班	1. 給水地域の被害状況調査に関する事 2. 被災者に対する飲料水の供給に関する事 3. 給水活動に協力する団体等の連絡調整に関する事 4. 上水道施設、消火栓、ポンプ場等の被害調査及びその対策に関する事 5. 上水道施設の応急復旧に関する事	南部水道職員	3	6	全職員

■現地対策本部の構成及び所掌事務

区分	内容
構成	○現地本部長（原則として副町長） ○現地副本部長（原則として総務対策部） ○現地本部員（原則として各班の班長） ○現地本部要員（本部長が指名する者）
所掌事務	1. 被害状況、復旧の情報分析に関する事 2. 関係機関との連絡調整に関する事 3. 現場部隊の役割分担及び調整に関する事 4. 本部長の指示による応急対策の推進に関する事 5. 各種相談業務の実施に関する事 6. その他緊急を要する応急対策の実施に関する事
設置場所	○災害現地又は災害現場に最も近い公共施設

第2項 動員計画（実施主体：総務総括班、関係各班）

1 配備基準

本部長（町長）は、災害対策への体制を迅速に整えるため、配備基準に基づき直ちに配備の規模を指定する。

配備基準は、次のとおりとする。

■地震・津波災害時の配備基準

区分	配備時期	配備内容
準備体制	○本町域において、震度3の地震が発生したとき ○災害の発生又はおそれがあると判断し、警戒を要するとき	○総務課職員 ○各班の連絡担当
第1配備 (災害警戒本部)	○警報切替に伴い、警戒が必要になったとき ○沖縄気象台が町域を含む地域で震度4を観測し、発表したとき又は津波注意報を発表したとき ○弱い地震であっても長時間ゆっくりとした揺れから、津波災害に備え、避難の必要を認めるとき	○各班の連絡担当及び指定要員は配置につく ○その他の職員は待機の体勢をとる
第2配備 (災害対策本部警戒体制)	○全庁的な警戒体制が必要になったとき ○局地的な災害が発生し、人的被害が発生したとき ○沖縄気象台が当町域を含む地域に震度5弱以上を観測し、発表したとき ○沖縄気象台が津波警報を発表したとき	○各班の本部要員は配置につく ○その他の職員は配置につく体勢をとる
第3配備 (災害対策本部救助体制)	○相当規模の災害が発生したとき ○沖縄気象台が当町域を含む地域に震度5強以上を発表したとき ○沖縄気象台が大津波警報を発表したとき	○全職員が配置につく ○災害救助の実施に必要な災害対策本部要員は、配置につく

参考資料 5-1 気象庁震度階級関連解説表

2 配備要員

(1) 配備要員計画

各班の配備要員は、別掲「災害対策本部所掌事務」のとおりである。この配備要員は、災害実情により増減することができる。

各班長は、災害対策要員のうちから配備の規模に応ずる配備要員をあらかじめ指名しておく。

各部長は、配備要員名簿を作成し、総務対策部長に提出する。なお、配備要員に異動があった場合は、その都度修正のうえ、総務対策部長に通知する。

参考資料 7-1 災害対策配備要員指名名簿

(2) 配備要員の対象外とする職員

次に掲げる職員については対象から除外するものとし、該当する職員は所属長に連絡をとりその承認を得る。

■配備要員の対象外とする職員の要件

- 平常時における病弱者等で応急活動を実施することが困難なもの
- 妊娠中の女子及び乳児をもつもの
- 発災時において、急病、負傷等で参集不能となったもの

(3) 配備の決定

本部長は、地震情報、津波警報及び災害発生のおそれのある異常現象等の通知を受けた場合で、大きな災害が発生するおそれがあると認めるときは、直ちに本部会議を招集し、災害対策のための配備規模を決定する。

なお、本部会議の招集に関する事務は、総務対策部長が行う。

3 動員方法

(1) 勤務時間内の動員

総務対策部長は、本部が設置され、対策要員の配備規模が決定されたときは、その旨を各部長に通知する。通知を受けた各部長は、各班長にその旨を通知する。

通知を受けた各班長は、直ちに班内の配備要員に対し、その旨を通知する。通知を受けた配備要員は直ちに所定の配備につく。その際、各部長は、配備要員名簿を作成し、総務対策部長へ報告する。

なお、各部長は、あらかじめ部内の非常招集系統を確立しておく。

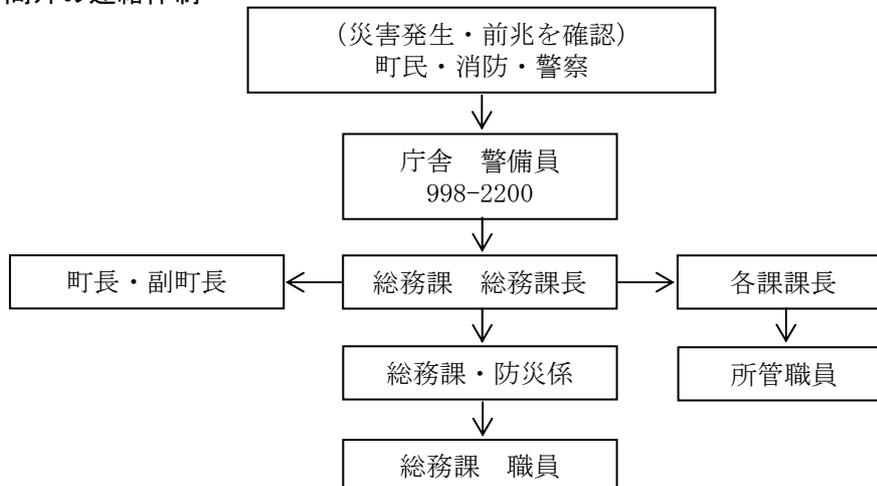
参考資料 7-2 災害対策配備要員名簿

(2) 勤務時間外の参集

職員は、夜間、休日等の勤務時間外において災害が発生したとき、又は災害が発生するおそれがあることを知ったときは、進んで所属長と連絡をとり、必要に応じて自主的に登庁する。

なお、夜間、休日等における庁内の連絡体制は次のとおりとし、いずれの庁舎への通報にも対応できるよう連絡体制を整備する。

■勤務時間外の連絡体制



4 災害応急対策に従事する者の安全の確保

本部長は、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮し、災害応急対策を実施する。

第3項 関係機関との連携・協力（実施主体：総務総括班、関係各班）

1 国・県の災害現地対策本部との連携

町は、国・県の災害現地対策本部が設置されたときは、災害現地対策本部と連携し、災害応急対策を実施する。

2 防災関係機関との協力体制

町は、本町において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、防災関係機関と相互に緊密な連携協力を図り、総合的かつ計画的な災害対策の実施に努める。

また、各分野の応急対策を効率的に行うため、防災関係機関の長に対し、町災害対策本部に対して専門職を派遣するよう要請する。

■関係機関との相互応援、連絡

- | | |
|---|--------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 沖縄県 | <input type="checkbox"/> 沖縄県農業共同組合 |
| <input type="checkbox"/> 沖縄県警察本部（糸満警察署） | <input type="checkbox"/> 自衛隊 |
| <input type="checkbox"/> 県立南部福祉保健所 | <input type="checkbox"/> 沖縄食糧事務所 |
| <input type="checkbox"/> 県立南部土木事務所 | <input type="checkbox"/> 南部地区医師会 |
| <input type="checkbox"/> 沖縄気象台 | <input type="checkbox"/> 沖縄県バス協会 |
| <input type="checkbox"/> 日赤沖縄県支部 | <input type="checkbox"/> 日本放送協会沖縄放送局 |
| <input type="checkbox"/> 日本電信電話(株) | <input type="checkbox"/> 各報道機関 |
| <input type="checkbox"/> 沖縄電力(株) | <input type="checkbox"/> 第十一管区海上保安本部 |
| <input type="checkbox"/> 東風平、具志頭郵便局 | |

3 合同調整所の設置

町及び警察・消防・自衛隊等の各機関がそれぞれ応急対策を進める上で、各種調整や情報共有等を図る場として、合同調整所を設置する。

第2節 地震情報・津波警報等の伝達計画

[施策の体系・実施主体]

施策	実施主体
第1項 緊急地震速報	-
第2項 地震情報等の種類及び発表基準	-
第3項 津波警報等の種類及び発表基準	-
第4項 津波警報等の伝達	総務総括班、広報財政班、観光商工班
第5項 近地地震・津波に対する自衛措置	総務総括班、土木建設対策班
第6項 警報等の受領及び記録	総務課、総務総括班

第1項 緊急地震速報（実施主体：気象庁）

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。

また、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能）、ワンセグ、全国瞬時警報システム（J-ALERT）経路により防災無線等を通して住民に伝達する。

■緊急地震速報

- | |
|---|
| <p>○緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合がある。</p> <p>○震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報は、地震動特別警報に位置づけられる。</p> |
|---|

第2項 地震情報等の種類及び発表基準（実施主体：気象庁）

気象庁は、次の地震情報を発表する。

■地震情報等の種類及び発表基準

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	○地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約190地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 （大津波警報、津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない）	○地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 ○「津波の心配ない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報又は注意報	○地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。

地震情報の種類	発表基準	内容
	発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	○震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度1以上	○震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 ○震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	○顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	○観測した各地の震度データををもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	○地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 ○日本や国外への津波の影響についても記述して発表。
<p>注）地震活動に関する解説情報等</p> <p>地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・沖縄気象台・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供し、ホームページなどでも発表している資料。</p> <p>○地震解説資料</p> <p>担当区域内の沿岸に対し大津波警報・津波警報・津波注意報が発表された時や担当区域内で震度4以上の揺れを観測した時などに防災等に係る活動の利用に資するよう緊急地震速報、大津波警報・津波警報・津波注意報ならびに地震及び津波に関する情報や関連資料を編集した資料。</p> <p>○管内地震活動図及び週間地震概況</p> <p>地震及び津波に係る災害予想図の作成その他防災に係る関係者の活動を支援するために管区・沖縄気象台・地方気象台等で月毎又は週毎に作成する地震活動状況等に関する資料。気象庁本庁、管区気象台及び沖縄気象台は週毎の資料を作成し（週間地震概況）、毎週金曜日に発表している。</p>		

第3項 津波警報等の種類及び発表基準（実施主体：気象庁）

気象庁は、地震発生後、津波による災害の発生が予想される場合、大津波警報・津波警報・津波注意報、津波情報を発表する。

1 大津波警報・津波警報・津波注意報

気象庁は、地震が発生したときは地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生して

から約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

■津波警報等の発表の考え方

- 津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。
- ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。
- 予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生からおおよそ15分程度で求められる地震規模（モーメントマグニチュード）をもとに、予想される津波の高さを数値で示した更新情報を発表する。

■津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	定性的表現での発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	陸域に津波が浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5m<高さ≤10m	10m		
		3m<高さ≤5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2mを超え、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしない。

注1)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位とその時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

注2) 津波警報等の留意事項等

- 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。
- 津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

2 津波情報

気象庁は、津波警報等を発表した場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを発表する。

■津波情報の種類と発表内容

種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は2種類の定性的表現で発表
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（*1 参照）
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（*2 参照）
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表
注) 津波情報の留意事項等 <ul style="list-style-type: none"> ○津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 <ul style="list-style-type: none"> ・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。 ・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局部的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。 ○各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報 <ul style="list-style-type: none"> ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。 ○津波観測に関する情報 <ul style="list-style-type: none"> ・津波による潮位変化（第一波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。 ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。 ○沖合の津波観測に関する情報 <ul style="list-style-type: none"> ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。 ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。 	

■沿岸・沖合の津波観測に関する情報の発表内容

種類	発表内容
津波観測に関する情報の発表内容について（*1）	<ul style="list-style-type: none"> ○沿岸で観測された津波の第一波の到達時刻と押し引き及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。 ○最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

種類	発表内容																		
	<p>■最大波の観測値の発表内容（沿岸で観測された津波）</p> <table border="1" data-bbox="437 271 1362 694"> <thead> <tr> <th data-bbox="437 271 624 342">発表中の津波警報等</th> <th data-bbox="624 271 932 342">発表基準</th> <th data-bbox="932 271 1362 342">発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="437 342 624 483" rowspan="2">大津波警報</td> <td data-bbox="624 342 932 414">観測された津波の高さ > 1m</td> <td data-bbox="932 342 1362 414">数値で発表</td> </tr> <tr> <td data-bbox="624 414 932 483">観測された津波の高さ ≤ 1m</td> <td data-bbox="932 414 1362 483">「観測中」と発表</td> </tr> <tr> <td data-bbox="437 483 624 624" rowspan="2">津波警報</td> <td data-bbox="624 483 932 555">観測された津波の高さ ≥ 0.2m</td> <td data-bbox="932 483 1362 555">数値で発表</td> </tr> <tr> <td data-bbox="624 555 932 624">観測された津波の高さ < 0.2m</td> <td data-bbox="932 555 1362 624">「観測中」と発表</td> </tr> <tr> <td data-bbox="437 624 624 694">津波注意報</td> <td data-bbox="624 624 932 694">(すべて数値で発表)</td> <td data-bbox="932 624 1362 694">数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）</td> </tr> </tbody> </table>			発表中の津波警報等	発表基準	発表内容	大津波警報	観測された津波の高さ > 1m	数値で発表	観測された津波の高さ ≤ 1m	「観測中」と発表	津波警報	観測された津波の高さ ≥ 0.2m	数値で発表	観測された津波の高さ < 0.2m	「観測中」と発表	津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）
発表中の津波警報等	発表基準	発表内容																	
大津波警報	観測された津波の高さ > 1m	数値で発表																	
	観測された津波の高さ ≤ 1m	「観測中」と発表																	
津波警報	観測された津波の高さ ≥ 0.2m	数値で発表																	
	観測された津波の高さ < 0.2m	「観測中」と発表																	
津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）																	
<p>沖合の津波観測に関する情報の発表内容について (*2)</p>	<p>○沖合で観測された津波の第一波の到達時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第一波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。</p> <p>○最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）又は「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。</p> <p>○ただし、沿岸からの距離が 100km を超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができて他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。</p> <p>■最大波の観測値及び推定値の発表内容（沿岸から 100km 程度以内にある沖合の観測点）</p> <table border="1" data-bbox="437 1400 1362 1823"> <thead> <tr> <th data-bbox="437 1400 624 1471">発表中の津波警報等</th> <th data-bbox="624 1400 932 1471">発表基準</th> <th data-bbox="932 1400 1362 1471">発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="437 1471 624 1612" rowspan="2">大津波警報</td> <td data-bbox="624 1471 932 1543">沿岸で推定される津波の高さ > 3m</td> <td data-bbox="932 1471 1362 1543">沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</td> </tr> <tr> <td data-bbox="624 1543 932 1612">沿岸で推定される津波の高さ ≤ 3m</td> <td data-bbox="932 1543 1362 1612">沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表</td> </tr> <tr> <td data-bbox="437 1612 624 1753" rowspan="2">津波警報</td> <td data-bbox="624 1612 932 1684">沿岸で推定される津波の高さ > 1m</td> <td data-bbox="932 1612 1362 1684">沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</td> </tr> <tr> <td data-bbox="624 1684 932 1753">沿岸で推定される津波の高さ ≤ 1m</td> <td data-bbox="932 1684 1362 1753">沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表</td> </tr> <tr> <td data-bbox="437 1753 624 1823">津波注意報</td> <td data-bbox="624 1753 932 1823">(すべて数値で発表)</td> <td data-bbox="932 1753 1362 1823">沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</td> </tr> </tbody> </table>			発表中の津波警報等	発表基準	発表内容	大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 3m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 3m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表	津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 1m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 1m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表	津波注意報	(すべて数値で発表)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
発表中の津波警報等	発表基準	発表内容																	
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 3m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表																	
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 3m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表																	
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 1m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表																	
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 1m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表																	
津波注意報	(すべて数値で発表)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表																	

種類	発表内容		
	■沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点（推定値を発表しない観測点）での最大波の観測値の発表基準		
	全国の警報等の発表状況	発表基準	発表内容
	いずれかの津波予報区で大津波警報又は津波警報が発表中	より沿岸に近い他の沖合の観測点（沿岸から100km以内にある沖合の観測点）において数値の発表基準に達した場合	沖合での観測値を数値で発表
		上記以外	沖合での観測値を「観測中」と発表
津波注意報のみ発表中	（すべて数値で発表）	沖合での観測値を数値で発表	

3 津波予報

気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、次の内容を津波予報で発表する。

■津波予報の発表基準と発表内容

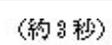
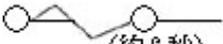
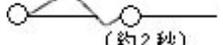
発表基準	発表内容
津波が予想されないとき （地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表。
0.2m未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。
津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入ってから作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表。

4 津波予報区

日本の沿岸は66の津波予報区に分かれている。その内、八重瀬町が属する津波予報区は、「沖縄本島地方」である。

また、大津波警報、津波警報及び津波注意報の標識は、次のとおりである。

■大津波警報・津波警報・注意報の標識

標識の種類	サイレン音	備考
大津波警報	<p>(約3秒)</p>  <p>(約2秒) (短声連点)</p>	
津波警報	<p>(約5秒)</p>  <p>(約6秒)</p>	
津波注意報	<p>(約10秒)</p>  <p>(約2秒)</p>	

(注) 吹鳴の反復は適宜とする。

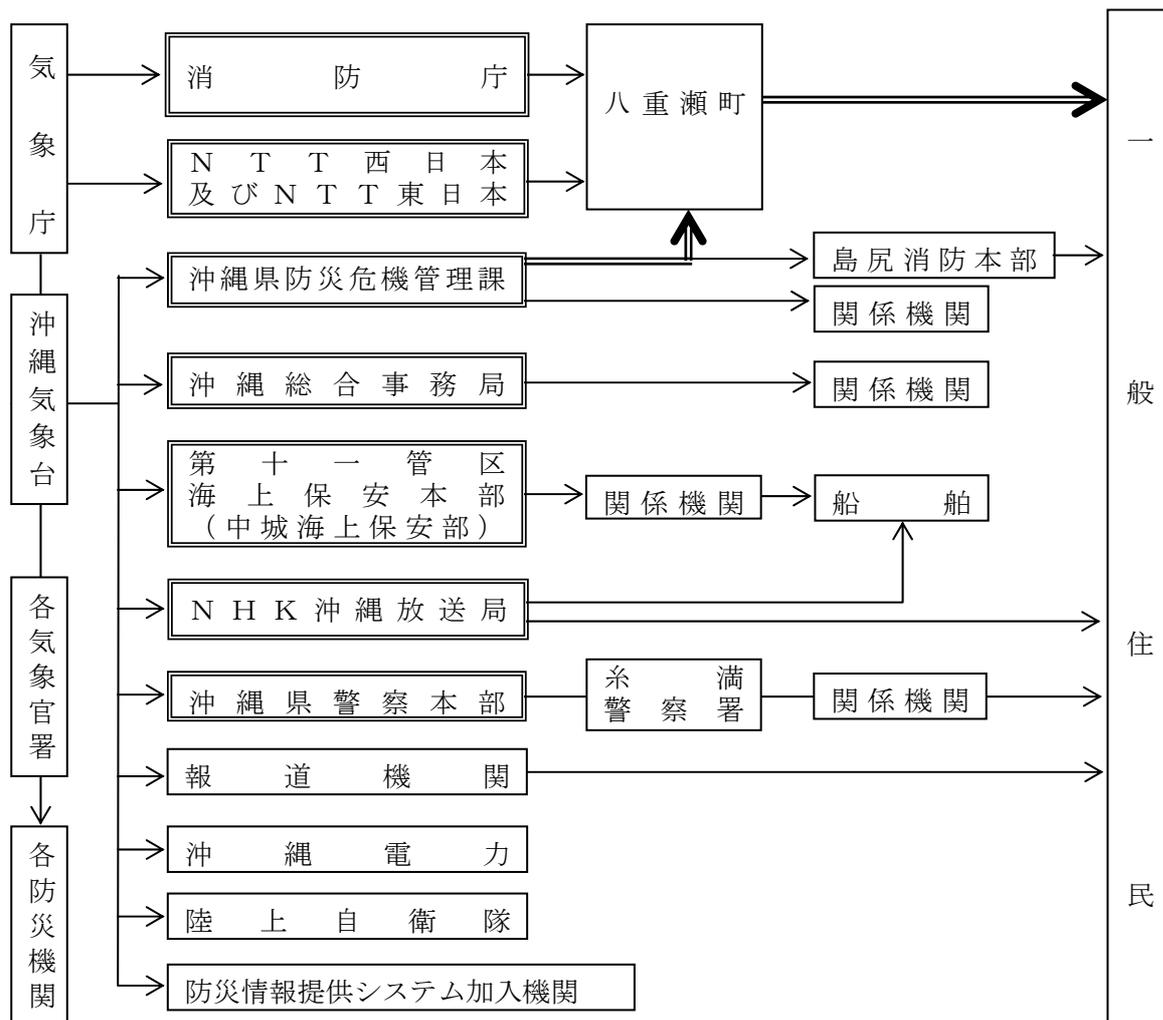
第4項 津波警報等の伝達（実施主体：総務総括班、広報財政班、観光商工班）

地震情報及び津波警報等の伝達系統は、次のとおりである。

町は、情報の発表を知り得たときは、あらかじめ地域防災計画又は避難計画等に定めた方法により住民、観光客、従業員等に伝達する。また、気象業務法の特別警報に該当する緊急地震速報（震度6弱以上に限る）及び大津波警報の場合については、防災行政無線等を活用して直ちに住民等へ伝達する。

なお、津波警報等の解除はこの系統図の伝達体制に準ずる。

■津波警報等の伝達系統図



注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。
 注) 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知若しくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

第5項 近地地震・津波に対する自衛措置

(実施主体：総務総括班、土木建設対策班)

町は、沖縄気象台の発表する津波警報等によるほか、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、あるいは異常な海象を知った場合は、警察、消防機関等に連絡するとともに、町防災行政無線や広報車を用いて、沿岸住民に対し、海岸から退避するよう勧告・指示する。

あわせて、警察、消防機関等の協力を得て、海岸からの退避を広報するとともに、潮位の監視等の警戒体制をとる。

第6項 警報等の受領及び記録 (実施主体：総務課、総務総括班)

関係機関から通達される警報等は、総務課において受領し、これの迅速、確実な収集を行う。通知を受けた総務課長（総務総括班長）は、大きな災害が発生するおそれがあると認めるとき、又は大きな災害が発生したことを知ったときは、直ちに町長に報告する。

また、関係機関から伝達される警報等の受領にあつては、次の事項について文書をもって記録する。

■警報等の文書による記録

- 警報等又は災害の種類
- 発表又は発生の日時
- 警報等又は災害の内容
- 送話者及び受話者の職氏名
- その他必要な事項

なお、防災関係及び各事業所は、気象情報等についてラジオ等を常備して積極的に収集する。

第2章 風水害等災害応急対策計画

災害応急対策計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するため、防災に関する組織、気象警報等の伝達、災害情報等の収集、避難、水防、消防、救助、交通輸送等について計画し、その迅速な実施を図るものである。

第2章風水害等災害応急対策計画では、防災に関する組織、気象警報等の伝達を記載し、災害情報等の収集、避難、水防、消防、救助、交通輸送等については、第3章共通の災害応急対策計画で記載する。

第1節 組織計画

[施策の体系・実施主体]

施策	実施主体
第1項 組織計画	総務総括班、関係各班
第2項 動員計画	総務総括班、関係各班
第3項 関係機関との連携・協力	総務総括班、関係各班

第1項 組織計画（実施主体：総務総括班、関係各班）

1 災害対策準備体制の設置

沖縄気象台から大雨・洪水及び高潮の注意報が発表されるなど、災害が発生し又は発生するおそれがある場合においてその災害の程度が災害警戒本部を設置するに至らないときは、総務課職員等による災害対策準備体制をとる。

■災害対策準備体制の設置基準

- 沖縄気象台による各種注意報が発表されたとき
- 災害の発生又はおそれがあると判断し、警戒を要するとき

2 災害警戒本部の設置

気象台から大雨、洪水、高潮等の注意報・警報等が発表されるなど災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策本部の設置に至らない場合のとき、副町長を本部長とした災害警戒本部を設置し、警戒体制をとる。

(1) 災害警戒本部の設置基準

災害警戒本部の設置基準は次のとおりとする。

■災害警戒本部の設置基準

- 気象業務法に基づく警報の発表に伴い、町域内の災害に関する情報の収集・伝達等を特に強化して対処する必要があるとき
- 暴風、豪雨その他の異常な自然現象により、町域内に災害の発生するおそれがあり、警戒を要するとき
- 前各号のほか、災害予防及び災害応急対策の的確な実施のため、警戒体制をとる必要があるとき

(2) 災害警戒本部の組織及び所掌事務

災害警戒本部の組織は、次のとおりとする。

なお、災害警戒本部の組織編成及び所掌事務の詳細は、別掲「災害対策本部所掌事務」による。

■災害警戒本部の組織

- 災害警戒本部に本部長をおき、本部長は副町長をもって充てる。
- 本部に災害警戒本部会議をおき、本部長が必要と認める者をもって構成し、本部長がこれを召集する。
- 本部長が出張等による不在又は連絡不能な場合、総務課長が指揮をとる。

(3) 災害警戒本部会議の開催

本部長（副町長）は、本部を設置したときは速やかに災害警戒本部会議を開催し、本部長はあらかじめ指定された場所、又は指示があった場所に参集する。

災害警戒本部会議の報告、協議事項は、その都度災害の状況に応じて本部長若しくは本部長の提議によるが、概ね次のとおりとする。

なお、災害警戒本部会議の開催場所は、「町役場本庁舎」とする。ただし、本庁舎が大規模地震等の影響を受け使用できない場合は、次の代理候補地のうち使用可能な場所に設置する。

■災害警戒本部会議の開催場所

本部会議の開催場所	町役場本庁舎
(代理候補地)	第一候補地 保健センター 第二候補地 中央公民館 第三候補地 具志頭農村環境改善センター

■災害警戒本部会議の報告・協議事項

区分	報告・協議内容
主な報告事項	○各部の配備体制 ○被害状況に関すること ○緊急措置事項
主な協議事項	○応急対策に関すること ○避難準備情報に関すること ○災害対策本部の設置に関すること ○その他災害対策の重要事項に関すること ○災害警戒本部の解散に関すること

3 災害対策本部の設置

町長を本部長として、災害対策基本法第23条及び八重瀬町災害対策本部条例の規定に基づき組織され、防災会議と緊密な連携のもとに地域防災計画の定めるところにより、町域にかかる災害予防及び災害応急対策を実施する。

参考資料 4-2 八重瀬町災害対策本部条例

(1) 災害対策本部の設置基準

町長は、災害対策基本法第23条第1項の規定により、次のような場合において災害対策本部を設置する。

■災害対策本部の設置基準

- 気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく警報が発表され、かつ、町域内に重大な災害の発生するおそれのあるとき
- 暴風、豪雨その他の異常な自然現象により、町域内に災害が発生したとき
- 大規模な火災、爆発その他これらに類する事故により、町域内に重大な災害が発生したとき
- 県に本部が設置された場合において、本町に本部設置の必要を認めたとき
- 前各号のほか、町域内に発生した災害に対し、特に強力、かつ、総合的な災害予防及び災害応急対策の実施を必要とするとき

(2) 災害対策本部の組織及び所掌事務

災害対策本部の組織は、次のとおりとする。

なお、災害対策本部の組織編成及び所掌事務の詳細は、別掲「災害対策本部組織図」及び「災害対策本部所掌事務」による。

各班は、原則として本部の設置と同時に設置する。ただし、災害の種別、規模、性質等により本部長が指示した班は、設置しない。この場合、設置及び配備されていない職員については、他の班に配備することもある。

■災害対策本部の組織

- 本部に本部長及び副本部長を置き、本部長は町長、副本部長は副町長、教育長をもって充てる。
- 本部に本部会議を置き、本部長、副本部長、災害対策本部の各班長、その他本部長が必要と認める者をもって構成し、本部長がこれを招集する。
- 本部長が出張、休暇等による不在又は連絡不能で、特に緊急の意思決定をする場合においては、下記の順位により、代わって意思決定を行う。この場合において、代理で意思決定を行った者は、速やかに本部長等にこれを報告し、その承認を得る。

■意思決定権者の代理順位

1位 副町長 ⇒ 2位 教育長 ⇒ 3位 総務課長

(3) 災害対策本部会議の開催

本部長（町長）は、本部を設置したときは、速やかに本部会議を開催し、副本部長及び本部員は直ちに本部員室に参集する。

本部会議の報告、協議事項は、その都度災害の状況に応じて本部長若しくは本部員の提議によるが、概ね次のとおりとする。

なお、災害対策本部会議の開催場所は、「町役場本庁舎」とする。ただし、本庁舎が大規模地震等の影響を受け使用できない場合は、次の代理候補地のうち使用可能な場所に設置する。

■災害対策本部会議の開催場所

本部会議の開催場所	町役場本庁舎
(代理候補地)	第一候補地 保健センター 第二候補地 中央公民館 第三候補地 具志頭農村環境改善センター

■災害対策本部会議の報告・協議事項

区分	報告・協議内容
主な報告事項	○各部の配備体制 ○被害状況に関する事 ○緊急措置事項
主な協議事項	○現地対策本部の設置、解散に関する事 ○応急対策に関する事 ○本部の配備体制の切替え及び廃止に関する事 ○自衛隊、沖縄県、他市町村及び公共機関への応援要請に関する事 ○避難の勧告・指示、警戒区域の指定に関する事 ○災害救助法の適用に関する事 ○激甚災害の指定に関する事 ○住民向け緊急声明の発表に関する事 ○応急対策に要する予算及び資金に関する事 ○国、県等への要望及び陳情等に関する事 ○その他災害対策の重要事項に関する事

(4) 現地対策本部の設置

激甚な災害が発生し、特に必要と認められる場合に、本部長が指名した要員によって、当該災害地に必要に応じて現地対策本部を組織し、情報の迅速な収集・伝達及び被災地の実情を踏まえたきめ細やかな対策を行う。

現地対策本部の組織編成及び所掌事務は、別掲「現地対策本部の構成及び所掌事務」のとおりとする。

(5) 災害対策本部の閉鎖

本部長（町長）は、次の基準に従い災害対策本部を閉鎖する。

■災害対策本部の閉鎖基準

○予想された災害の危険が解消したと認められるとき ○災害発生における応急措置が概ね完了し、本部による対策実施の必要がなくなったと認められるとき
--

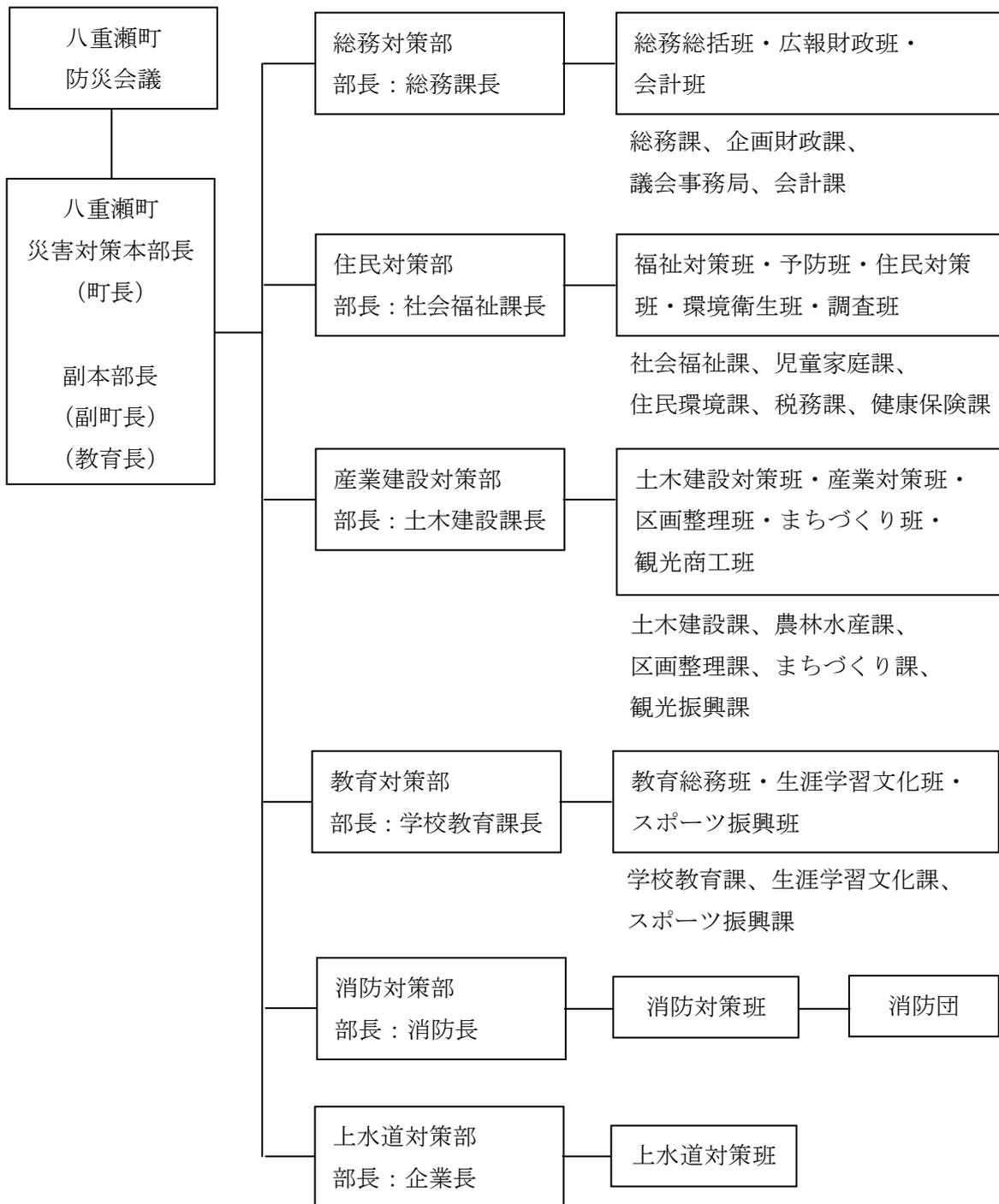
(6) 災害対策本部の設置・閉鎖に関する通知及び公表

町は、本部を設置又は閉鎖したときは、県、関係機関及び住民に対し、次により通知、公表する。

■災害対策本部の設置・閉鎖時の通及び公表

担当班	通知・公表先	通知・公表方法
総務総括班	各班長	迅速な方法
	県	沖縄県防災行政無線及び一般加入電話
	糸満警察署	一般加入電話、その他迅速な方法
	報道機関	一般加入電話、その他迅速な方法
	住民、その他必要と認める機関	テレビ、ラジオ、防災行政無線、広報車による広報、その他迅速な方法

■災害対策本部組織図



■災害対策本部所掌事務（1/4）

部	部長	班	所掌事務	班員	配備要員数		
					第一配備	第二配備	第三配備
総務対策部	総務課長	総務総括班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本部の設置及び解散に関すること 2. 本部会議に関すること 3. 防災会議、その他防災関係機関への連絡及び協力要請に関すること 4. 部内、各部との連絡調整に関すること 5. 区長、自治会長への連絡調整に関すること 6. 災害に関する情報の総括に関すること 7. 国、県、その他関係機関に対する被害報告に関すること 8. 自衛隊災害派遣要請の要求に関すること 9. 気象情報等の収集・広報伝達に関すること 10. 職員の非常招集、服務に関すること 11. 対策要員の動員及び配置に関すること 12. 職員の公務災害、衛生管理に関すること 13. 罹災証明の発行に関すること 14. 災害見舞い、視察者の受入に関すること 15. 町有財産（施設）の被害状況調査に関すること 16. 避難所の設備受入れ、避難所の選定、維持管理に関すること 17. その他、各班に属しない事務に関すること 	総務課	4	8	全職員
				議会事務局	1		
		広報財政班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害速報、被害状況及び応急対策状況（救助活動を含む）の住民及び報道関係への広報に関すること 2. 災害記録、調査収集に関すること 3. 復旧対策に必要な経費の予算措置に関すること 4. 義援金の受入れに関すること 5. 災害応急・対策資材の調達に関すること 6. 部内他班への応援に関すること 	企画財政課	4	6	
	会計班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害対策本部の出納事務に関すること 2. 災害対策物資、器材の契約に関すること 3. 部内他班への応援に関すること 	会計課	1	2		
住民対策部	社会福祉課長	福祉対策班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 応急食糧、その他生活必需品の調達、管理、配給に関すること 2. 被災者への給水に関すること 3. 災害救助活動に協力する団体、日赤、その他機関との連絡調整に関すること 4. 災害救助法の適用に関すること 5. 救援物資の確保、輸送、配分に関すること 6. 義援金、見舞金品等の配分に関すること 7. 要配慮者等の調査収集に関すること 8. 応急保育に関すること 9. 行旅死亡人等の事務に関すること 	社会福祉課	2	6	
				児童家庭課	2		
		予防班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害地域、避難所の医療、精神衛生の管理に関すること 2. 救急診療所との連絡調整に関すること 3. 避難所における被災者の介護に関すること 4. 避難所における炊き出しに関すること 5. 乳幼児、妊産婦の救援、助産に関すること 	健康保険課	2		

■災害対策本部所掌事務 (2/4)

部	部長	班	所掌事務	班員	配備要員数		
					第一配備	第二配備	第三配備
住民対策部	社会福祉課長	住民対策班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 住民、外国人等の被害状況、人口動態等の調査に関する事 2. 応急仮設住宅への入居受付に関する事 3. 遺体の収容、処理及び埋葬に関する事 4. 遺体の埋火葬の許可に関する事 	住民環境課	2	4	全職員
		環境衛生班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害地域の環境衛生に関する事 2. 浸水家屋の衛生消毒に関する事 3. ごみ及びし尿収集運搬に関する事 4. 動物の保護収容、遺体の収容処置に関する事 5. 防疫に関する関係機関との連絡調整に関する事 				
		調査班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 土地家屋等の被害状況の調査・収集に関する事 2. 被災者に対する町税の減免、徴収猶予に関する事 3. 避難誘導に関する事 4. 部内他班への応援に関する事 	税務課	2	4	
産業建設対策部	土木建設課長	土木建設対策班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 農地、農業用施設、農業用地、関連施設等の災害対策及び被害調査及びその対策に関する事 2. 土地改良事業による施設に対する災害対策に関する事 3. 農地、農業施設災害復旧事業の適用に関する事 4. 町道、橋梁、排水路、公営住宅、一般建築物その他施設の整備、復旧調査に関する事 5. 道路、その他における障害物の除去に関する事 6. 河川及び排水路等の水位警戒に関する事 7. 避難所の建設、点検、修理に関する事 8. 海岸及び河川、土砂災害危険箇所等の被害調査及びその対策に関する事 9. 街路樹等の被害調査及びその対策に関する事 10. 災害復旧用工事機械、資材の調達に関する事 11. 下水道施設等の被害調査及びその対策に関する事 12. 下水道施設、ポンプ場等の応急復旧に関する事 	土木建設課	6	9	
		産業対策班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 農作物、林産物、畜産物関連施設等の被害調査、防疫及びその対策に関する事 2. 水産物、漁港関連施設及び漁船等の災害対策及び被害調査に関する事 	農林水産課	3	6	
		まちづくり班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被災建築物の応急危険度判定に関する事 2. 部内他班への応援に関する事 	まちづくり課	3	5	

■災害対策本部所掌事務（3/4）

部	部長	班	所掌事務	班員	配備要員数		
					第一配備	第二配備	第三配備
産業建設対策部	土木建設課長	区画整理班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 整理地内の町道、排水路、一般建築物その他施設の整備、復旧調査に関する事 2. 整理地内の道路、その他における障害物の除去に関する事 3. 整理地内の道路、排水路等の被害調査及びその対策に関する事 4. 災害復旧用工事機械、資材の調達に関する事 5. 都市公園、緑地等の被害調査及びその対策に関する事 ※ 土木建設対策班、区画整理班は事前に担当する範囲を調整すること	区画整理課	4	8	全職員
		観光商工班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 観光関係の被害調査及びその対策に関する事 2. 観光客等への情報提供に関する事 3. 商工関係の被害調査及びその対策に関する事 	観光振興課	2	3	
教育対策部	学校教育課長	教育総務班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 文教施設等に避難所を設置する際の連絡調整に関する事 2. 文教施設、給食センターの被害調査及び復旧に関する事 3. 児童、生徒の被害状況の調査、避難に関する事 4. 被災児童、生徒の救護、応急教育計画の指導に関する事 5. 応急学校教材、学用品の調達に関する事 6. 児童生徒の保健、給食業務に関する事 7. 避難所における救援炊き出し支援に関する事 	学校教育課	3	5	
		生涯学習文化班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 生涯学習施設等の被害調査及びその対策に関する事 2. 文化財等の被害調査及びその対策に関する事 3. 部内他班への応援に関する事 	生涯学習文化課	2	4	
		スポーツ振興班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 社会体育施設等の被害調査及びその対策に関する事 2. 部内他班への応援に関する事 	スポーツ振興課	2	3	
消防対策部	消防長	消防対策班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害情報の受理、通報に関する事 2. 防災施設等の整備に関する事 3. 予防査察の実施に関する事 4. 災害予防に関する普及活動の実施に関する事 5. 危険物等の災害予防に関する事 6. 救護を要する者の応急手当及び搬送に関する事 7. 相互応援強力に関する事 8. 避難者の誘導及び人命にかかる捜索協力に関する事 9. 災害出動に関する事 10. 所管の被害状況調査及び総務対策班への報告に関する事 	島尻消防本部職員	3	6	

■災害対策本部所掌事務（4/4）

部	部長	班	所掌事務	班員	配備要員数		
					第一配備	第二配備	第三配備
上水道対策部	企業長	上水道対策班	1. 給水地域の被害状況調査に関する事 2. 被災者に対する飲料水の供給に関する事 3. 給水活動に協力する団体等の連絡調整に関する事 4. 上水道施設、消火栓、ポンプ場等の被害調査及びその対策に関する事 5. 上水道施設の応急復旧に関する事	南部水道職員	3	6	全職員

■現地対策本部の構成及び所掌事務

区分	内容
構成	○現地本部長（原則として副町長） ○現地副本部長（原則として総務対策部） ○現地本部員（原則として各班の班長） ○現地本部要員（本部長が指名する者）
所掌事務	1. 被害状況、復旧の情報分析に関する事 2. 関係機関との連絡調整に関する事 3. 現場部隊の役割分担及び調整に関する事 4. 本部長の指示による応急対策の推進に関する事 5. 各種相談業務の実施に関する事 6. その他緊急を要する応急対策の実施に関する事
設置場所	○災害現地又は災害現場に最も近い公共施設

第2項 動員計画（実施主体：総務総括班、関係各班）

1 配備基準

本部長（町長）は、災害対策への体制を迅速に整えるため、配備基準に基づき直ちに配備の規模を指定する。

配備基準は、次のとおりとする。

■風水害等災害時の配備基準

区分	配備時期	配備内容
準備体制	○沖縄気象台による各種注意報が発表されたとき ○災害の発生又はおそれがあると判断し、警戒を要するとき	○総務課職員 ○各班の連絡担当
第1 配備 （災害警戒本部）	○警報切替に伴い、警戒が必要になったとき	○各班の連絡担当及び指定要員は配置につく ○その他の職員は待機の体勢をとる
第2 配備 （災害対策本部 警戒体制）	○全庁的な警戒体制が必要になったとき ○局地的な災害が発生し、人的被害が発生したとき	○各班の本部要員は配置につく ○その他の職員は配置につく体勢をとる
第3 配備 （災害対策本部 救助体制）	○相当規模の災害が発生したとき	○全職員が配置につく ○災害救助の実施に必要な災害対策本部要員は、配置につく

参考資料 5-2 特別警報・警報・注意報発表基準

2 配備要員

(1) 配備要員計画

各班の配備要員は、別掲「災害対策本部所掌事務」のとおりである。この配備要員は、災害実情により増減することができる。

各班長は、災害対策要員のうちから配備の規模に応ずる配備要員をあらかじめ指名しておく。

各部長は、配備要員名簿を作成し、総務対策部長に提出する。なお、配備要員に異動があった場合は、その都度修正のうえ、総務対策部長に通知する。

参考資料 7-1 災害対策配備要員指名名簿

(2) 配備要員の対象外とする職員

次に掲げる職員については対象から除外するものとし、該当する職員は所属長に連絡をとりその承認を得る。

■配備要員の対象外とする職員の要件

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○平常時における病弱者等で応急活動を実施することが困難なもの ○妊娠中の女子及び乳児をもつもの ○発災時において、急病、負傷等で参集不能となったもの |
|--|

(3) 配備の決定

本部長は、気象警報及び災害発生のおそれのある異常現象等の通知を受けた場合で、大き

な災害が発生するおそれがあると認めるときは、直ちに本部会議を招集し、災害対策のための配備規模を決定する。

なお、本部会議の招集に関する事務は、総務対策部長が行う。

3 動員方法

(1) 勤務時間内の動員

総務対策部長は、本部が設置され、対策要員の配備規模が決定されたときは、その旨を各部長に通知する。通知を受けた各部長は、各班長にその旨を通知する。

通知を受けた各班長は、直ちに班内の配備要員に対し、その旨を通知する。通知を受けた配備要員は直ちに所定の配備につく。その際、各部長は、配備要員名簿を作成し、総務対策部長へ報告する。

なお、各部長は、あらかじめ部内の非常招集系統を確立しておく。

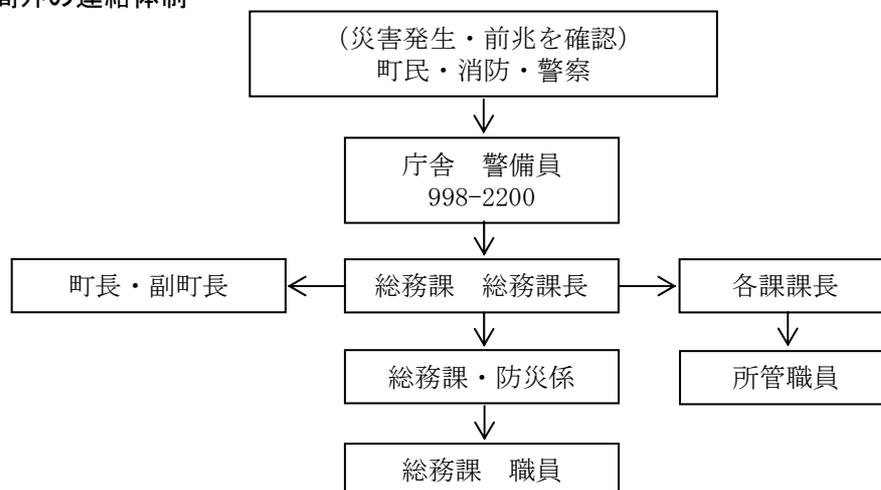
参考資料 7-2 災害対策配備要員名簿

(2) 勤務時間外の参集

職員は、夜間、休日等の勤務時間外において災害が発生したとき、又は災害が発生するおそれがあることを知ったときは、進んで所属長と連絡をとり、必要に応じて自主的に登庁する。

なお、夜間、休日等における庁内の連絡体制は次のとおりとし、いずれの庁舎への通報にも対応できるよう連絡体制を整備する。

■勤務時間外の連絡体制



4 災害応急対策に従事する者の安全の確保

本部長は、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮し、災害応急対策を実施する。

第3項 関係機関との連携・協力（実施主体：総務総括班、関係各班）

1 国・県の災害現地対策本部との連携

町は、国・県の災害現地対策本部が設置されたときは、災害現地対策本部と連携し、災害応急対策を実施する。

2 防災関係機関との協力体制

町は、本町において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、防災関係機関と相互に緊密な連携協力を図り、総合的かつ計画的な災害対策の実施に努める。

また、各分野の応急対策を効率的に行うため、防災関係機関の長に対し、町災害対策本部に対して専門職を派遣するよう要請する。

■関係機関との相互応援、連絡

- | | |
|-----------------|--------------|
| ○沖縄県 | ○沖縄県農業共同組合 |
| ○沖縄県警察本部（糸満警察署） | ○自衛隊 |
| ○県立南部福祉保健所 | ○沖縄食糧事務所 |
| ○県立南部土木事務所 | ○南部地区医師会 |
| ○沖縄気象台 | ○沖縄県バス協会 |
| ○日赤沖縄県支部 | ○日本放送協会沖縄放送局 |
| ○日本電信電話(株) | ○各報道機関 |
| ○沖縄電力(株) | ○第十一管区海上保安本部 |
| ○東風平、具志頭郵便局 | |

第2節 気象警報等の伝達計画

[施策の体系・実施主体]

施策	実施主体
第1項 警報等の種類及び発表基準	総務総括班、消防対策班
第2項 警報等の発表及び解除等の発表機関	総務総括班、消防対策班
第3項 気象警報等の伝達	総務総括班、広報財政班
第4項 異常気象発見時の措置	総務総括班
第5項 警報等の受領及び記録	総務課、総務総括班

第1項 警報等の種類及び発表基準

(実施主体：総務総括班、消防対策班、県、沖縄気象台)

1 気象業務法に定める警報等

(1) 気象特別警報・警報・注意報

沖縄気象台は、大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときは「注意報」を、重大な災害が起こるおそれがあるときは「警報」を、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」を、県内の市町村ごとに発表する。

参考資料 5-2 特別警報・警報・注意報発表基準

(2) 気象情報等

沖縄気象台は、気象の予報等に関し特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報発表後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。気象情報の対象とする現象により、台風に関する情報、大雨に関する情報及び潮位に関する情報等がある。

なお、台風情報で使用される台風の大きさ等は次のとおりとする。

■台風情報で使用する台風の大きさ・強さ

台風の大きさ（風速 15m/s 以上の半径）	台風の強さ（最大風速）
大型 500km 以上 800km 未満	強い 33m/s 以上 44m/s 未満
超大型 800km 以上	非常に強い 44m/s 以上 54m/s 未満
	猛烈な 54m/s 以上

注) 上表の基準以外の台風は単に「台風」と表現する。

(3) 地方海上警報

沖縄気象台は、海上の船舶の安全確保を図るため、定められた海域（海上予報区）に対し強風や視程障害等の現象の実況及び予想（24 時間以内）がある場合に発表する。

①地方海上予報区の範囲と細分名称

○沖縄気象台担当地方海上予報区

沖縄海域（SEA AROUND OKINAWA）

○細分名称

沖縄東方海上（SEA EAST OF OKINAWA）

東シナ海南部 (SOUTHERN PART OF EAST CHINA SEA)

沖縄南方海上 (SEA SOUTH OF OKINAWA)

②地方海上警報の種類と発表基準

地方海上警報の種類	発表基準
カイジ ヨウケイホウ 海上警報なし (英文 NO WARNING)	警報をする現象が予想されない場合又は継続中の警報を解除する場合
カイジ ヨウノウムケイホウ 海上濃霧警報 (英文 WARNING)	濃霧により視程が 500m 未満 (0.3 カリ未満)
カイジ ヨウカゼケイホウ 海上風警報 (英文 WARNING)	最大風速が 13.9～17.2m/s (28 以上～34 ノット未満)
カイジ ヨウキョウフウケイホウ 海上強風警報 (英文 GALE WARNING)	最大風速が 17.2～24.5m/s (34 以上～48 ノット未満)
カイジ ヨウホウフウケイホウ 海上暴風警報 (英文 STORM WARNING)	最大風速が 24.5～32.7m/s (48 以上～64 ノット未満)
カイジ ヨウタイフウケイホウ 海上台風警報 (英文 TYPHOON WARNING)	最大風速が 32.7m/s 以上 (64 ノット以上)

2 水防警報等

(1) 代替警報等

水防活動に資するため、水防関係機関に対して行われる水防活動用の注意・警報は、次に定める特別警報・警報・注意報が発表されたとき、これによって代替される。

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報	発表基準
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により沿岸部において災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 気象警報	大雨警報又は大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがある (又は著しく大きい) と予想したとき
水防活動用 津波警報	津波警報又は津波特別警報 (大津波警報の名称で発表)	津波により沿岸部において重大な災害が発生するおそれがある (又は著しく大きい) と予想したとき
水防活動用 高潮警報	高潮警報又は高潮特別警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがある (又は著しく大きい) と予想したとき
水防活動用 洪水警報	洪水警報	大雨、長雨などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき

(2) 水防警報

国及び県が指定する河川、海岸等において、水防法に基づき洪水又は高潮等による災害発

生が予想される場合に発令されるものについて、本町における水防警報とする。

3 消防法に定める火災警報等

(1) 火災警報

町長は、町の区域を対象として、消防法の規定により沖縄県知事から火災気象通報を受けたとき又は気象状況が火災の予防上危険であると認めたときにこれを発する。

■火災予防上の警報発令基準

- 実効湿度が60%以下で、最小湿度が50%以下となり、最大風速が10m以上の見込みのとき
- 平均風速15m以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき（降雨中は通報しないこともある）

(2) 火災気象通報

気象官署は、県と沖縄気象台との「沖縄地方における火災気象通報に関する協定」に基づき、それぞれ担当区域に発表する「火災予防に関する気象通報」をもって火災気象通報にかえる。

4 県知事、市町村長が行う警報等

知事は、沖縄気象台その他の国の機関から災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、又は自ら災害に関する警報をしたときは、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について関係機関に対し必要な通知又は要請を行う。

町長は、災害に関する予報又は警報の通知を受けたとき、自ら災害に関する予報又は警報を知ったとき、若しくは自ら災害に関する警報をしたときは、地域防災計画の定めるところにより当該予報、警報又は通知に係る事項を関係機関及び住民その他の関係ある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において必要があると認めるときは、町長は、住民その他の関係のある公私の団体に対し予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置等について必要な通知又は警告を行う。

5 土砂災害警戒情報

県と沖縄気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）発表中に土砂災害発生の危険度が高まったときは、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう対象となる市町村を特定して土砂災害警戒情報を発表する。

なお、補足情報として、5km四方の領域（メッシュ）ごとに土砂災害発生の危険度を5段階判定した「土砂災害警戒判定メッシュ情報」が発表され、これにより、土砂災害発生の危険度が高まっている詳細な領域を把握できる。

土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表されているときは、避難勧告等の対象地区の範囲が十分であるかどうかなど、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、必要に応じて避難勧告の対象地区の拡大等の更なる措置を検討する。

町長は、土砂災害警戒情報に関しては、「沖縄県と気象庁が共同して行う土砂災害警戒情報

に関する協定」(平成18年4月18日)及び同協定に基づく「沖縄県土砂災害警戒情報に関する実施要領」に基づき運用するものとし、大雨により土砂災害発生のおそれがある場合に、個別の土砂災害警戒区域・土砂災害危険箇所等の状況や気象状況もあわせて総合的に勘案し、防災活動や避難勧告の判断、住民の自主避難等を支援する。

6 記録的短時間大雨情報

沖縄気象台は、県内で数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、府県気象情報の一種として発表する。

7 竜巻注意情報

沖縄気象台は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、各気象台が受け持つ予報区単位で発表する。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を、各気象台が受け持つ予報区単位で発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。

8 全般気象情報、沖縄地方気象情報、沖縄本島地方気象情報

沖縄気象台は、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に全般気象情報、沖縄地方気象情報、沖縄本島地方気象情報を発表する。

第2項 警報等の発表及び解除等の発表機関

(実施主体：総務総括班、消防対策班、沖縄気象台、県)

警報等の発表及び解除は次の機関で行う。

警報等の種類	発表機関名	対象区域
大雨注意報	沖縄気象台	八重瀬町
洪水 //		
強風 //		
波浪 //		
高潮 //		
濃霧 //		
雷 //		
乾燥 //		
霜 //		
低温 //		
洪水警報		
大雨(土砂災害、浸水害)警報・特別警報		
暴風 //		
波浪 //		

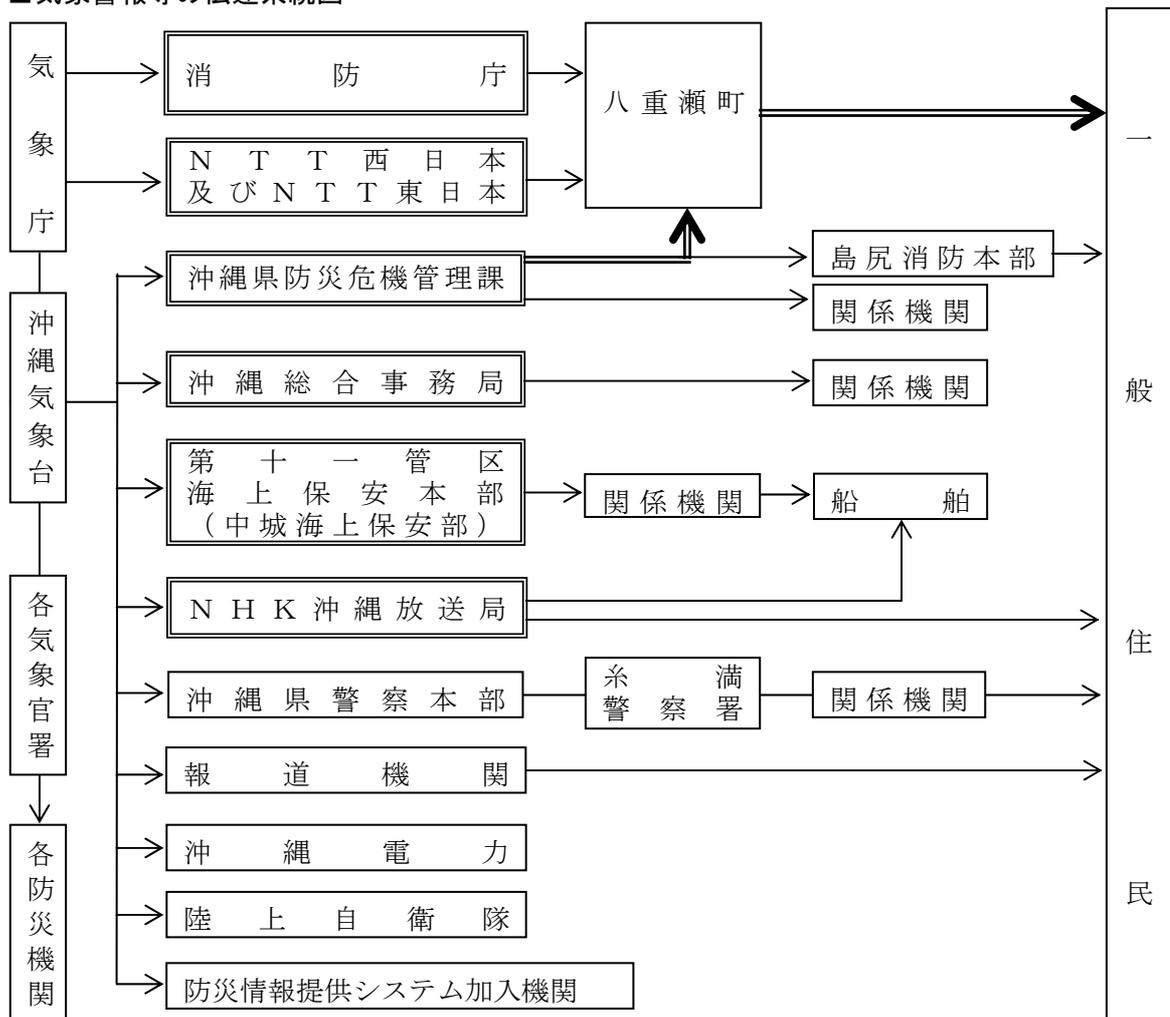
警報等の種類	発表機関名	対象区域
高潮 〃 記録的短時間大雨情報 竜巻注意情報		
火災警報	町長	八重瀬町内
水防警報	県知事	指定した河川・海岸
土砂災害警戒情報	県及び沖縄気象台	八重瀬町内

※重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には、特別警報（大雨・暴風・波浪・高潮）が発表される。

第3項 気象警報等の伝達（実施主体：総務総括班、広報財政班）

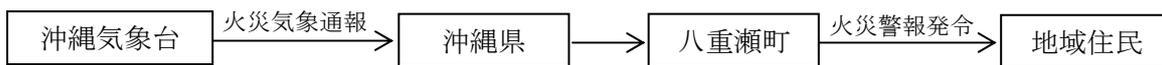
町は、災害の発生あるいは拡大を未然に防止するため、気象注意報・警報・特別警報及び気象情報等を受けたとき又は自ら知ったときは、関係機関等に通報するとともに、住民に対して迅速かつ的確に伝達する。特別警報の場合は、直ちに防災行政無線及び広報車等により住民に対して周知する。

■気象警報等の伝達系統図

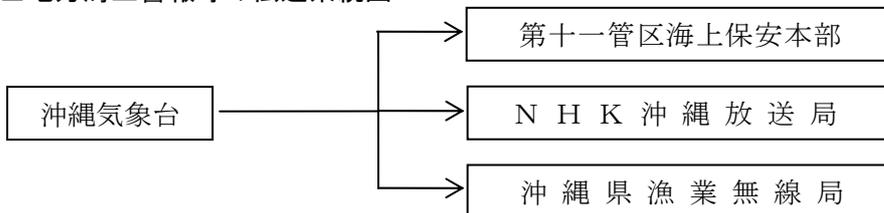


注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。
注) 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知若しくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

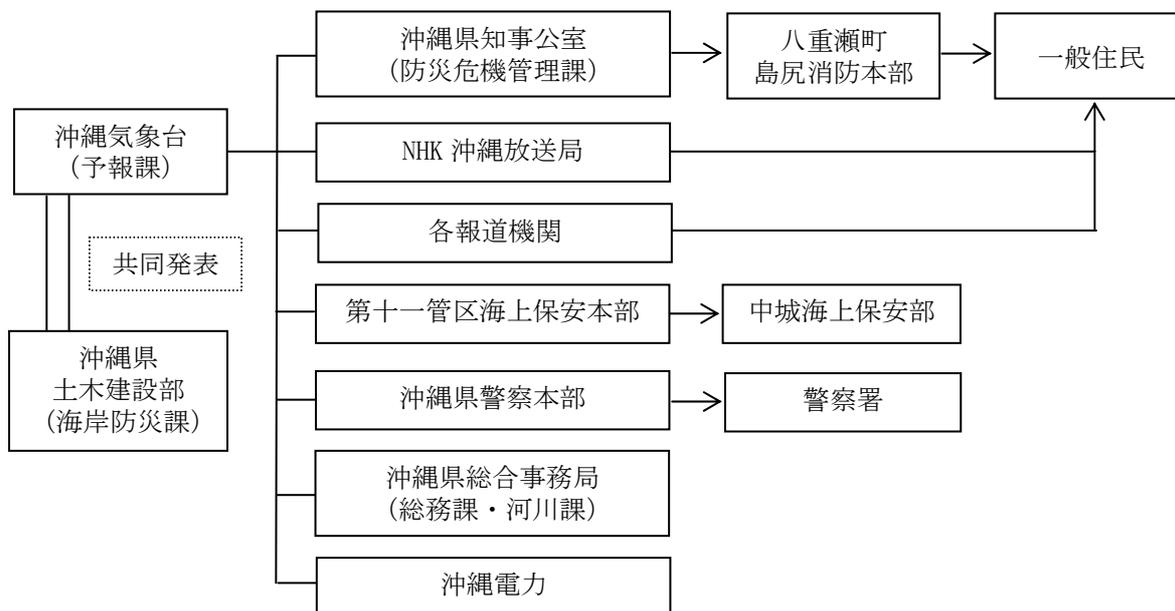
■火災警報等の伝達系統図



■地方海上警報等の伝達系統図



■土砂災害警戒情報の伝達系統図



第4項 異常気象発見時の措置 (実施主体：総務総括班、関係機関、発見者)

気象、水象、地象に関し、異常な現象を発見した者は、災害の拡大を防止するため、通報場所、状況、経過等の具体的な情報を通報しなければならない。

■通報を要する異常現象

事項別	現象	
気象に関する事項	著しく異常な気象現象	強い突風、竜巻、激しい雷雨等
地象に関する事項	地震関係	頻発地震 ○数時間以上にわたり、頻繁に感じるような地震 ○地割れ、亀裂、落石等
	火山の関係	火山性異常現象 ○噴気噴煙の顕著な異常変化 ・噴気孔の新生噴煙の量 ・色臭等の異常変化 ○火山付近の海洋の異常変化 ・濁度、臭色の変化、軽石、死魚等の浮上、発泡、温度の上昇等

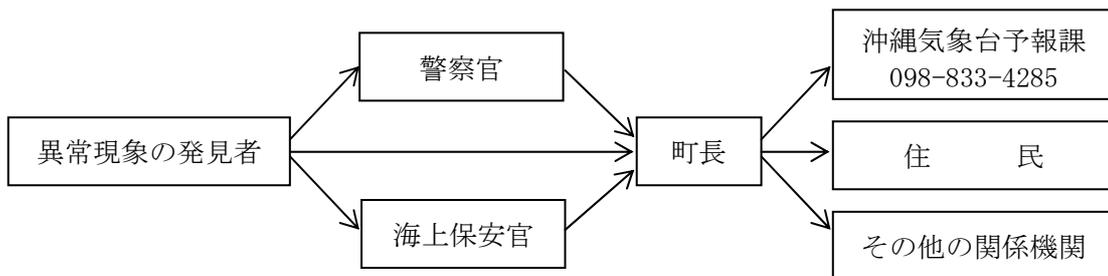
事項別	現象	
	噴火現象	噴火（爆発、溶岩流、泥流、軽石流、熱雲等）及びそれに伴う降灰砂等
水象に関する事項	異常潮位、異常波浪	著しく異常な潮位、波浪

■異常現象を発見した者及び関係機関の通報

- 発見者の通報
異常現象を発見した者は、直ちに町長又は警察官若しくは海上保安官に通報する。
- 警察官、海上保安官等の通報
通報を受けた警察官又は海上保安官等は、直ちに町長に通報する。
- 町長の通報
上記により通報を受けた町長は、直ちに沖縄気象台及び関係機関に通報するとともに、その現象を確認するなど事態の把握に努め、住民に対する周知を図る。

■通報系統図

異常現象発見者の通報系統図は、次のとおりである。



第5項 警報等の受領及び記録（実施主体：総務課、総務総括班）

関係機関から通達される警報等は、総務課において受領し、これの迅速、確実な収集を行う。通知を受けた総務課長（総務総括班長）は、大きな災害が発生するおそれがあると認めるとき、又は大きな災害が発生したことを知ったときは、直ちに町長に報告する。

また、関係機関から伝達される警報等の受領にあつては、次の事項について文書をもって記録する。

■警報等の文書による記録

- 警報等又は災害の種類
- 発表又は発生の日時
- 警報等又は災害の内容
- 送話者及び受話者の職氏名
- その他必要な事項

なお、防災関係及び各事業所は、気象情報等についてラジオ等を常備して積極的に収集する。

第3節 台風災害対策計画

町は、台風の常襲地帯となっている本県において、台風の接近及び接近のおそれがある場合の組織体制等を特別に掲げ、本町域の被害軽減を図る。

[施策の体系・実施主体]

施策	実施主体
第1項 台風災害事前対策	関係各課
第2項 暴風警報発表時等の組織計画	総務総括班（総務課）、関係各班（課）

第1項 台風災害事前対策（実施主体：関係各課）

1 防災知識等の普及計画

町は、台風被害を最小限に抑えるため、台風が発生し、沖縄本島地方に影響を及ぼすまでに対策を講じられるよう町民に対して下記事項の啓発・広報等を継続して行う。

■事前の啓発・広報

実施区分	担当部課
防災知識の広報	総務課・企画財政課
暴風時等の危険場所に関する注意喚起	総務課・土木建設課・農林水産課・まちづくり課・区画整理課・観光振興課
避難場所の設定及び利用に関すること	総務課・企画財政課
町民への協力事項（ごみ収集日の変更等）	住民環境課
気象情報に関すること	総務課

2 警戒準備体制

町は、台風が沖縄本島地方に影響を与えると予想される場合は、各部課等において台風の接近に備えて事前対策を講じる。

■台風接近に備えた警戒準備体制

部	課	事前対策
総務対策部	総務課 企画財政課	○警戒要員を配置し、情報収集活動及び台風対策等に必要な資機材等の点検を行う。 ○閉庁になった場合の業務が円滑に行われるよう事前の調整を図る。 ○所管する庁舎等の保全対策を講じる。
	住民環境課	○閉庁になった場合の業務が円滑に行われるよう事前の調整を図る。
	児童家庭課	○事前に保育所・児童館等の施設の暴風雨対策及び休園連絡調整等にあたる。
	社会福祉課	○所管する高齢者及び障がい者の独居世帯の巡視等その対策にあたる。

部	課	事前対策
産業建設 対策部	農林水産課 土木建設課 まちづくり課	<ul style="list-style-type: none"> ○所管する農地及び農業用施設の巡視を行い、必要があれば事前に対策を講じる。 ○施工中で所管する工事現場等の巡視を行い、事前に対策を講じる。また、必要があれば建設資機材等の整理整頓などの指導を行う。 ○農林水産物の被害対策について関係機関と連絡調整を行い、必要があれば事前に対策を講じる。 ○町内の地すべり、急傾斜地箇所等の巡視を行う。 ○所管する道路、河川排水等の巡視を行い、必要があれば事前に対策を講じる。 ○所管する処理施設等の巡視を行い、必要があれば事前に対策を講じる。 ○所管する公園施設等の巡視を行い、必要があれば事前に対策を講じる。
	区画整理課	<ul style="list-style-type: none"> ○所管する区画整理地内の巡視を行い、必要があれば事前に対策を講じる。 ○施工中で所管する工事現場等の巡視を行い、事前に対策を講じる。また、必要があれば建設資材等の整理整頓などの指導を行う。
	観光振興課	<ul style="list-style-type: none"> ○所管する観光施設等の巡視を行い、必要があれば事前に対策を講じる。
教育対策 部	学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> ○児童・生徒の登下校時の安全対策を講じる。 ○所管する学校施設等の保全対策を講じる。
	スポーツ振興課 生涯学習文化課	<ul style="list-style-type: none"> ○所管する社会教育施設、生涯学習施設等の保全対策を講じる。 ○所管する文化財等の保全対策を講じる。

第2項 暴風警報発表時等の組織計画

(実施主体：総務総括班（総務課）、関係各班（課）)

1 災害警戒本部の設置

沖縄本島地方に暴風警報が発表されたとき、又は発表されるおそれがあるときは、町役場本庁舎内に副町長（副町長が不在又は連絡不能な場合は総務課長）を本部長とする災害警戒本部を設置し、警戒体制をとる。

また、台風が勤務時間外及び祝祭日に接近することが予想される場合には、事前に設置日時等の協議を行ない、その決定事項を各部局等の課長等へ指示し、備える。

なお、庶務は総務課において処理する。

(1) 災害警戒本部員

災害警戒本部員は、副町長、町長部局の課長、議会事務局長、教育委員会課長、その他本部長が必要と認める者をもって組織する。

(2) 災害警戒本部会議での主な協議事項

本部長（副町長）は、本部を設置したときは、速やかに本部会議を開催し、本部員は直ちに本部に参集する。本部会議の報告・協議事項は、その都度災害の状況に応じて本部長若しくは本部員の提議によるが、概ね次のとおりである。

なお、災害警戒本部員であって、暴風警報発表時、災害警戒本部会議へ出席のため、登庁することが困難な場合は、総務課長へ連絡し自宅等で待機する。

その際、総務課長は警戒本部会議での協議決定事項を速やかに待機中の本部員へ伝達する。

■災害警戒本部会議における報告・協議事項

区分	内容
開催場所	町役場会議室
主な報告事項	○各部の配備体制に関すること ○災害、被害状況に関すること ○緊急措置事項
主な協議事項	○応急対策に関すること ○避難準備情報に関すること ○避難勧告・指示、警戒区域の指定に関すること ○災害対策本部の設置に関すること ○災害警戒本部の解散に関すること ○閉庁に関すること ○その他、本部長が必要と認めること

(3) 災害対策要員

災害対策要員は基本的には下記の課の長等とするが、災害状況により各課長が配備要員の増減を指示する。

各課長は、出勤した配備要員の名簿を作成し、総務課長に報告する。

また、配備要員等に指示されていない職員は、緊急事態に備え自宅待機とする。

参考資料 7-2 災害対策配備要員名簿

■災害対策要員

課名	配備要員	主な活動内容
総務課	4	○各課との連絡調整及び外部機関との連絡調整要員
企画財政課	2	○災害・気象情報収集要員 ○庁舎の保全対策要員
住民環境課	2	○窓口対応・避難受入れ対応要員
社会福祉課	2	○ごみ回収方法等対応要員
児童家庭課	2	○高齢者、障がい者等独居世帯対策要員
税務課	2	○児童福祉施設等の保全対策要員
土木建設課	3	○庁舎の保全対策要員
農林水産課	3	○農水産関係連絡要員
まちづくり課	2	○道路・土木・建設関係連絡要員
区画整理課	3	○農地・農業排水関係等対策要員
観光振興課	2	○下水道施設等対策要員 ○観光施設等対策要員

課名	配備要員	主な活動内容
学校教育課	3	○教育関係等対策要員、避難受入れ対策要員
スポーツ振興課	2	○教育施設、社会体育施設等対策要員
生涯学習文化課	2	

※議会事務局、健康保険課、会計課は他課の協力を行う。

(4) 警戒活動

本部長は、配備した対策要員をもって情報連絡、巡視等の警戒活動を行う。

その際、具志頭地域は総務対策部、住民対策部、東風平地域は産業建設対策部、教育対策部が担当する。

また、消防本部と密接に連携し、軽微な災害等が発生した場合は協力して応急措置を行う。

(5) 避難の受入体制

町は、住民から避難等の要請があった場合は、庁舎で受入れる。

また、大規模な避難等を要するときは、「第3章 第6節 避難計画」で示すとおりとする。

(6) 災害警戒本部の解散

本部長は、災害の危険が解消され警戒の必要がなくなったと認める場合は、警戒本部を解散し、被害状況、対策活動状況等を必要に応じて町長に報告する。

また、警戒本部解散後、総務課防災担当は速やかに各配備要員へその旨を連絡する。

2 災害対策本部の設置

町全域にわたって台風により甚大な被害が発生したとき、又は甚大な被害が発生するおそれがあるときは、町長を本部長とする災害対策本部を設置する。

(1) 災害対策本部の設置

災害対策本部の設置については、災害警戒本部員で協議し、災害対策本部への移行が必要と認められる場合、町長に状況を説明し、町長は災害対策本部の設置を決定する。

また、下記以外の事項については、「第2章 第1節 組織計画」による。

(2) 災害対策本部員

災害対策本部員は、「第2章 第1節 組織計画」のとおりとする。

(3) 災害対策本部会議での主な協議事項

本部長は、本部を設置したときは、速やかに本部会議を開催し、副本部長及び本部員は直ちに本部に参集する。本部会議の報告・協議事項は、その都度災害の状況に応じて本部長若しくは本部員の提議によるが、概ね次のとおりである。

なお、災害対策本部員であって、暴風警報発表時、本部会議へ出席のため、登庁することが困難な場合は、総務課長へ連絡し自宅等で待機する。

その際、総務課長は本部会議での協議決定事項を速やかに待機中の本部員へ伝達する。

また、災害対策本部員以外で、本部長が特に必要と認める者について本部会議へ出席させることができる。

■災害対策本部会議における報告・協議事項

区分	内容
開催場所	町役場会議室
主な報告事項	○各部の配備体制に関すること ○災害、被害状況に関すること ○緊急措置事項
主な協議事項	○応急対策に関すること ○本部の配備体制の切替え及び廃止に関すること ○関係機関への応援要請に関すること ○避難準備情報、避難勧告・指示に関すること ○警戒区域の指定に関すること ○災害救助法の適用に関すること ○応急対策に要する予算及び資金に関すること ○国、県への要望及び陳情に関すること ○その他、災害対策の重要事項に関すること

(4) 災害対策要員

災害対策本部が設置された場合の災害対策要員については、「第2章 第1節 組織計画」による。

各課長は、出勤した配備要員の名簿を作成し、総務対策部長に報告する。

参考資料 7-2 災害対策配備要員名簿

(5) 警戒活動

本部長は、配備した対策要員をもって情報連絡、巡視等の警戒活動を行う。

その際、具志頭地域は総務対策部、住民対策部、東風平地域は産業建設対策部、教育対策部が担当する。

また、消防本部と密接に連携し、災害等が発生した場合は協力して応急措置を行う。

(6) 避難の受入体制

町は、住民から避難等の要請があった場合は、庁舎で受入れる。

また、大規模な避難等を要するときは、「第3章 第6節 避難計画」で示すとおりとする。

(7) 災害対策本部の解散

本部長は、災害の危険が解消され警戒の必要がなくなったとき、又は応急対策活動を終了した場合は、災害対策本部を解散する。

なお、災害対策本部解散後、総務課防災担当は速やかに各配備要員へその旨を連絡する。

3 各本部に共通する対応

災害救助に関する情報及び緊急連絡があった場合は、島尻消防、清掃組合と総務課防災係に速やかに報告する。ただし、緊急性を要しやむを得ない場合は、事後報告しても差し支えない。

各課等で主管して行われる行事・イベント等の対応については、基本的に担当部課等が判断して対応する。

第3章 共通の災害応急対策計画

災害応急対策計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するため、防災に関する組織、地震情報・津波警報、気象警報等の伝達、災害情報等の収集、避難、水防、消防、救助、交通輸送等について計画し、その迅速な実施を図るものである。

特に発災当初の72時間は、救命・救助活動に重要な時間帯であるため、救命・救助活動及びこの活動のために必要な人的・物的資源を優先的に配分したうえで、避難対策、食糧・飲料水等の必要な生活支援を行う。

当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、情報提供、二次災害の防止等の活動に拡大する。

第1節 災害通信計画

[施策の体系・実施主体]

施策	実施主体
第1項 通信の協力体制	-
第2項 各種通信施設の利用	総務総括班、広報財政班

第1項 通信の協力体制 (実施主体：通信設備所有者等)

通信設備の所有者又は管理者は、災害時の通信が円滑かつ迅速に行われるよう相互に協力する。

第2項 各種通信施設の利用 (実施主体：総務総括班、広報財政班、県、関係機関)

災害時における予警報の伝達、災害情報の収集、応急措置の実施について、緊急かつ特別の必要があるとき、又は電気通信業務用電気通信設備が利用できなくなった場合における通信設備の利用方法は次による。

1 電気通信業務用電気通信施設・設備の利用方法

電気通信業務用電気通信施設・設備の利用方法は次のとおりである。

■電気通信業務用電気通信施設・設備の利用方法

利用設備	利用方法
沖縄県総合行政情報通信ネットワーク	○沖縄県及び関係機関との通信は沖縄県総合行政情報通信ネットワーク設備の利用による通信の確保を図る。
一般加入電話による通信	○一時的には、加入電話の通常手続きにより通信を確保するが、施設の被害、その他によりその利用方法が制限される場合は、「非常電話」の取扱を受け、通話の優先利用を図る。

利用設備	利用方法
	○臨時電話が設置できる状況にあつては、被災地及び避難所に臨時電話を設置し、早急に災害通信体制の確保を図る。
非常電話の利用方法 (災害時優先指定電話)	○災害時における「非常電話」による優先利用を図るため、平常時より NTT 等電話取扱局との調整により「災害時優先指定電話」の指定を受けておく。
電報による通信	○災害対策のため、特に緊急を要する電報は、「非常電報」と取扱を受け、電報の優先利用を図る。 ○非常電報を申し込むに当たっては、頼信紙の余白に「非常」と朱書し、非常である旨を告げて頼信する。

2 専用通信設備の利用

電気通信業務用電気通信施設の利用ができなくなった場合、又は緊急通信による必要がある場合は、次にあげる専用通信設備の利用を図る。利用に当たっては、前もって協議して定めた手続きによる。

■専用通信施設の通信方法

専用通信施設	通信方法
消防無線電話	島尻消防の消防無線電話を利用し、通信相手機関を管轄する消防署と通信連絡する。
警察電話	沖縄県警察本部の警察有線電話を利用して、通信相手機関を管轄する各署、交番等を経て通信連絡する。
警察無線電話	沖縄県警察本部の警察無線電話を利用し、消防無線電話に準じて通信連絡する。
沖縄県防災行政用無線電話による通信	沖縄県防災行政用無線電話を利用し、県並びに関係市町村へ通信連絡する。
非常無線による通信	非常無線通信を利用できる時期は、各種災害で非常事態が発生し、又は発生のおそれがある場合で、有線通信の利用ができないか、又は利用することが著しく困難であるため、その非常通報の目的を達成することができないときは、非常無線通信を利用して通信連絡する。

参考資料 2-3 無線通信施設一覧

3 通信設備優先利用の協定

町は、基本法に基づく通信設備の優先利用について、その必要と認める機関とあらかじめ協議しておく。

4 放送要請の依頼

町は、災害に関する通知、要請、伝達又は警告等を行う場合において、テレビ又はラジオによる放送を必要とするときは、県（広報班）に放送の要請を依頼する。

ただし、人命に関するなどの特に緊急を要する場合は、直接放送機関に放送の依頼を行い、事後速やかに県（広報班）にその旨を報告する。

5 ポータルサイト・サーバ事業者の利用要請

町は、災害に関する通知、要請、伝達又は警告等を行う場合において、ポータルサイト・サーバ事業者インターネットを活用した情報提供を必要とするときは、県にその協力を要請する。

第2節 災害状況等の収集・伝達計画

町は、災害が発生し又は発生するおそれのある場合、関係機関等の協力を得て、本町の地域に係る災害の被害状況等を迅速かつ的確に情報収集及び報告伝達する。また、ライフライン等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者への航空写真・画像等の情報提供に努める。

[施策の体系・実施主体]

施策	実施主体
第1項 災害発見時の情報収集	総務総括班、関係各班
第2項 災害報告の種類と連絡系統	総務総括班
第3項 災害報告	総務総括班、調査班

第1項 災害発見時の情報収集（実施主体：総務総括班、関係各班）

1 災害情報の種類

町は、被害規模を早期に把握するため、次の情報等の収集を行う。

なお、情報の収集に当たっては、地理空間情報の活用や、他の機関と情報を共有し連携に努める。

■災害情報の種類

- 人的被害、住家被害及び火災に関する情報
- 避難の勧告及び指示の状況並びに警戒区域の指定状況
- 避難者数及び避難所の場所等に関する情報
- 医療機関の被災状況及び稼働状況に関する情報
- 道路の被害、応急対策の状況並びに道路交通状況に関する情報
- 空港及びヘリポートの被害、応急対策の状況並びに航空機運行状況に関する情報
- 電気、水道及び電話の被害並びに応急対策の状況に関する情報
- 港湾及び漁港の被害、応急対策の状況並びに海上交通状況に関する情報
- 大規模災害時における消防機関への119番通報の殺到状況

2 町による災害情報の収集

町は、次の方法で情報収集を行う。

■情報の収集方法

収集方法	情報の内容
航空機による情報	発災直後に県警察本部、自衛隊、第十一管区海上保安本部八重瀬保安署等の航空機により収集された情報を把握する。
職員の参集途上による情報	夜間、休日等の勤務時間外に災害が発生した場合にあっては、事前に自宅から職場までの参集ルートを設定しておき、その途上で情報を収集する。
住民等からの通報	住民等からの通報、119番通報の殺到状況等から災害情報を把握する。特に、情報の空白期間においては、119番通報の殺到状況や周囲の状況等から被害情報を推定し県に報告する。

■情報収集・報告の留意点

- 火災・災害等即報要領の直接即報基準に該当する一定規模以上の火災・災害等について、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、国(消防庁)へその一報を報告するものとし、以後、即報様式に定める事項について判明したものうちから逐次報告する。
- 被害の有無に関わらず、地震が発生し、町の区域内で震度 5 強以上を記録した場合、又は津波により死者又は行方不明者が発生した場合は直ちに消防庁及び県に対し報告する。
- 消防本部は、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに消防庁及び県に報告する。
- 行方不明者の数については捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、町の区域(海上を含む。)内で行方不明となった者について警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。
- 行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村(外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は外務省)又は県に連絡する。

第2項 災害報告の種類と連絡系統 (実施主体：総務総括班)

災害報告は、被害発生の時間的経過にともない、3段階(災害概況即報、被害状況即報、災害確定報告)に区分する。報告については、別紙様式の記入要領に基づいた文書により報告する。

1 災害報告の種類

■災害報告の種類

報告段階	報告期間
①災害概況即報 (発生報告)	災害が発生したとき、直ちにその概況を報告する。
②被害状況即報 (中間報告)	被害状況の全容が明らかになったときから、応急対策が完了するまでの間、逐次その状況を報告する。
③災害確定報告 (最終報告)	災害応急対策の措置が終了し、その被害が確定したとき報告する。
④災害年報	毎年1月1日から12月31日までの災害の被害状況について、翌年4月1日現在で明らかになったものを4月15日までに報告する。

2 県及び国への報告要領

町長は、本町において災害対策本部を設置した場合、又は報告の必要があると認められる災害の場合、被害状況を県知事に報告する。

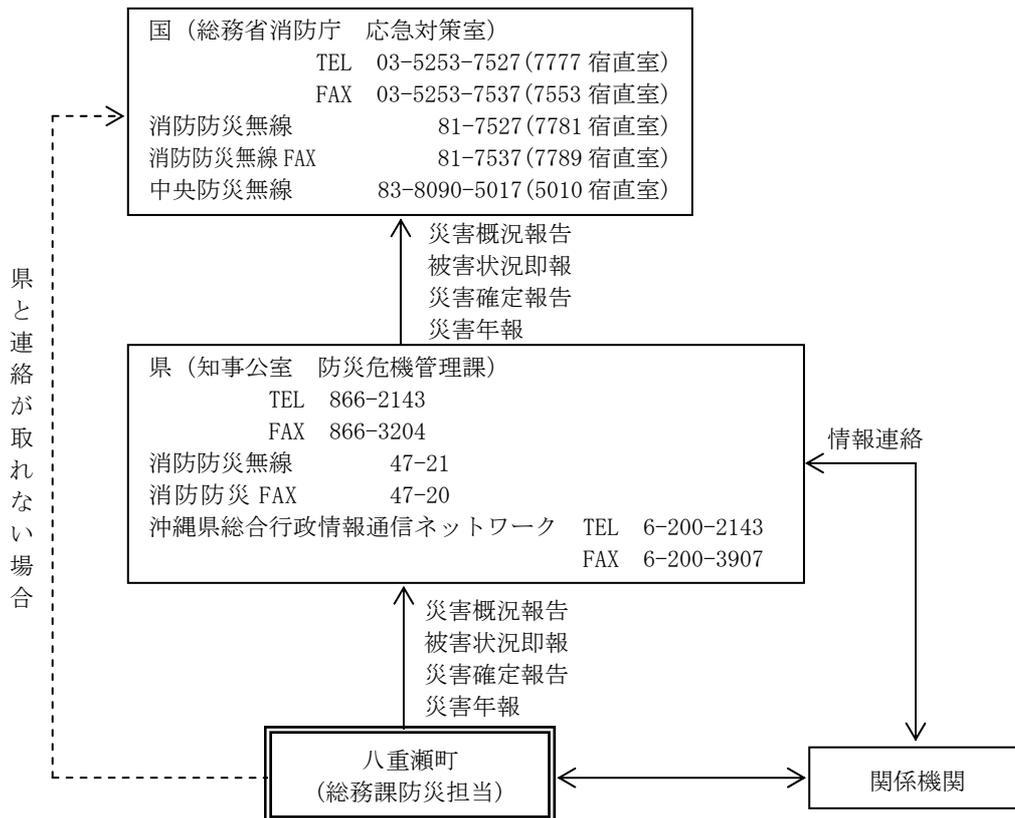
県(防災危機管理課)に報告できない場合にあっては、国(総務省消防庁)に報告する。なお、県と連絡が取れるようになった後の報告については、県に対して行う(総務省消防庁：TEL03-5253-7527、FAX03-5253-7537)。

■ 県及び国への報告

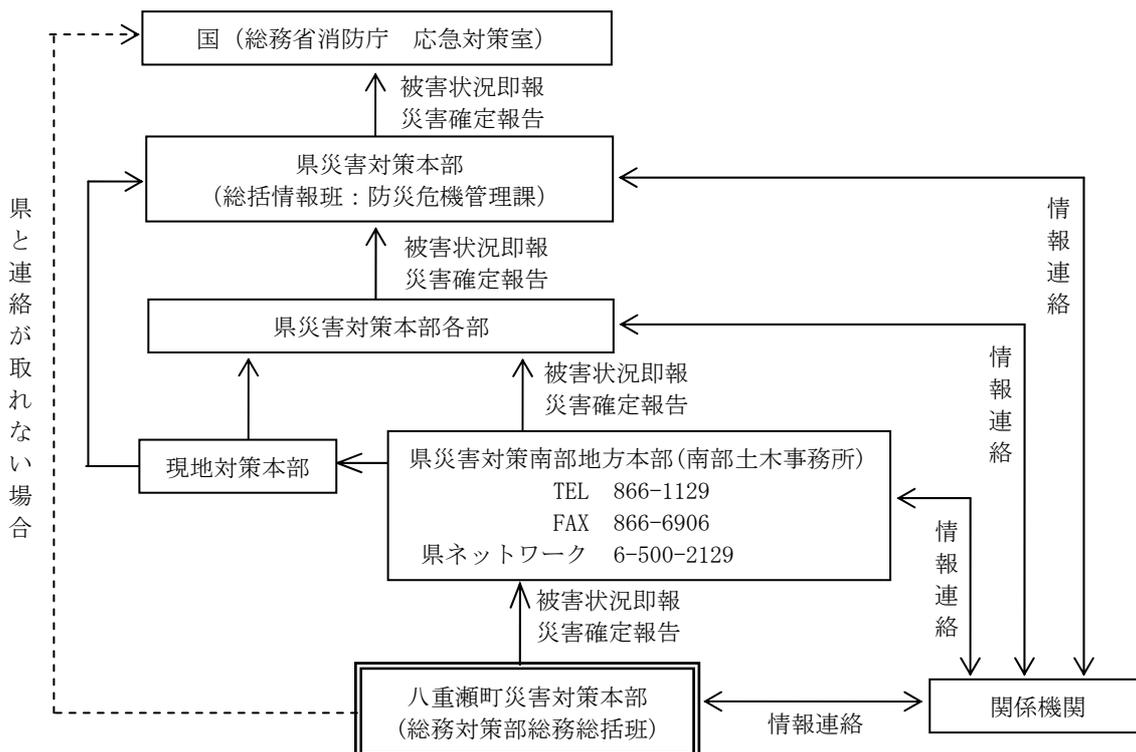
報告種別	報告要領
① 災害概況即報	災害の初期的な報告で、その状況を県総合行政情報通信ネットワーク等で災害発生後、直ちに報告する。
② 被害状況即報	被害状況が判明次第逐次、県地方本部（県南部土木事務所）又は県防災危機管理課へ報告する。 なお、報告に当たっては、島尻消防、清掃組合、糸満警察署と密接な連絡を保つ。
③ 中間報告	県災害対策本部等から特に求められたときに行う。
④ 災害確定報告	当該災害の応急対策が終了した後、20日以内に行う。
⑤ 災害年報	毎年1月1日から12月31日までの災害の被害状況について、翌年4月1日現在で明らかになったものを4月15日までに報告する。

■ 災害情報連絡系統図

[県災害対策本部未設置時]



[県及び町災害対策本部設置時]



第3項 災害報告 (実施主体：総務総括班、調査班)

1 災害概況即報 (災害発生時)

(1) 概況調査の実施

町は、大規模な災害が発生した場合、職員（参集途中での情報収集）、自治会長及び関係機関等から6つの事項等（下表）の災害情報を素早く収集し、①情報源、②地域別、③被害種別に整理して、素早く被害の全体像を把握する。

■災害情報

災害の規模、範囲等の情報	地震の規模、震度、範囲、津波情報、気象・水象・地象等情報
被害情報	人的被害、物的被害、公共施設の被害、火災の状況、医療機関の被災状況、港湾、電気、ガス、水道等
避難状況	避難の勧告・指示の状況、警戒区域の指定状況、避難者数、避難所の場所
通信網の確保状況等に関する情報	町関係機関、県、警察、自衛隊等防災関係機関、ライフライン関係機関、報道機関、防災無線通信施設の被災・稼動状況等
道路等交通情報	国道、県道、町道の被災状況、通行不能場所の把握、交通渋滞等の情報、海上交通情報等
対策情報	消防活動状況、避難所（開設、食糧、生活必需品供給状況）、障害物除去状況、応急対策のための物資、資材の供給状況、救助活動、応援・支援状況、医療機関の稼動状況等
その他の情報	大規模災害時における消防機関への119番通報の殺到状況、苦情その他の状況等

(2) 概況調査の報告

登庁した職員は、参集途中で収集した情報を別紙様式（概況調査票）に記入のうえ、所属長へ提出し、所属長は取りまとめた概況調査票を総務対策部長へ報告する。ただし、火災や人命に関わる場合は、直接消防本部及び総務対策部総務総括班へ連絡する。

総務総括班は、各対策部等から収集した情報（概況調査事項等）を直ちに災害概況即報として災害即報様式第1号にて県に報告する。特に死傷者、住宅被害を優先させる（例えば、地震時の第一報として、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する等）。

参考資料 7-3 災害概況調査票

参考資料 7-4 災害即報様式（第1号）

参考資料 7-6 災害即報記入要領

2 被害状況即報（中間報告）

(1) 中間調査の実施

町は、概況調査等の結果をもとに、災害救助法の適用基準に該当する被害程度のものについて中間調査を実施する。調査の対象は人、住家被害等とする。

なお、災害の規模・状況等を勘案し、調査の必要があれば、本部長の指示により産業建設対策部に被害調査班を結成し、調査班とともに、下記の調査を実施する。

■ 中間調査の要領

事前の準備	調査担当者に「災害調査票」を配布し、調査・連絡方法を打合せる。
関係機関との連携	関係機関と連絡をとり、調査の脱落、重複集計に注意する。 また、被害状況が異なった場合は報告前に再調査する。
班編成	調査区域をいくつかのブロックに分け、各ブロックに2～3名程度で構成する被害調査班を編成する。
被害人員の調査	被災世帯人員数等についての確定調査は、現地調査と住民基本台帳等の諸帳簿と照合し、正確を期する。
判定基準	人的及び物的被害状況の判定（目視による）は、別紙「被害状況判定基準」及び災害調査票に従う。
被害写真	被害写真は、被害状況確認の資料として重要であるので、数多く撮影する。
調査期間	本部からの指示後、3日以内に完了・報告を目指す。

参考資料 7-7 被害状況判定基準

参考資料 7-8 災害調査票

(2) 中間調査の報告

町は、被害状況が判明次第逐次報告するものとし、災害即報様式第2号に基づく内容を町から県に報告する。県に報告できない場合にあつては、総務省消防庁に報告する。

なお、町が県と連絡がとれるようになった後の報告については、県に対して行う。

参考資料 7-4 災害即報様式（第2号）

参考資料 7-6 災害即報記入要領

3 災害確定報告

町は、被害状況の最終報告として、同一の災害に対する応急対策が終了した後 20 日以内に災害報告様式第 1 号に基づく内容を県に報告する。

なお、報告に当たっては、地元警察（署、駐在所、交番）と密接な連絡を保つ。

参考資料 7-5 災害報告様式（第 1 号）

4 災害年報

町は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの災害による被害の状況について、翌年 4 月 1 日現在で明らかになったものを災害報告様式第 2 号に基づき 4 月 15 日までに県へ報告する。

参考資料 3-2 防災関係機関の収集情報・連絡系統

参考資料 3-4 県内防災関係機関一覧表

参考資料 7-5 災害報告様式（第 2 号）

参考資料 7-8 災害調査票

第3節 災害広報計画

町は、県等と相互に情報交換を行い、災害情報及び被害状況等の広報を行うとともに、被災者に対して避難活動や生活の維持に必要な情報を報道機関の協力を得て、迅速かつ適切に提供する。

■ 広報の方法

- 報道機関を通じ、テレビ・ラジオ・新聞等による広報
- 広報車による広報
- 写真、ポスター等の提示による広報
- 点字、手話その他の方法による広報
- 広報誌等の配布による広報

[施策の体系・実施主体]

施策	実施主体
第1項 被害写真の収集	総務総括班、広報財政班、調査班
第2項 報道機関に対する情報等の発表	広報財政班
第3項 町民に対する広報	広報財政班
第4項 報道機関への要請	総務総括班
第5項 住民からの問い合わせに対する対応	広報財政班
第6項 要配慮者等に配慮した広報	広報財政班
第7項 被災者の安否に関する情報の提供	総務総括班、住民対策班

第1項 被害写真の収集 (実施主体：総務総括班、広報財政班、調査班)

町は、現地に職員を派遣して災害現地の写真を撮影するなど資料の収集を図る。また、報道機関が撮影した写真について、必要があるときは協力を依頼する。

第2項 報道機関に対する情報等の発表 (実施主体：広報財政班)

町は、収集した災害情報等を報道機関に対して発表する。災害の規模が大きく、また長期間にわたる災害については、公表時間を定めて行う等の措置をとる。

なお、情報等の発表に際しては、広報内容（日時、場所、目的等）をあらかじめ報道機関と協議・周知させ、報道機関との連携を重視することから、災害時には報道機関の情報連絡員の派遣を要請する。

■ 報道機関への発表内容

- 災害の種別（名称）及び発生年月日
- 災害発生場所又は被害激甚地域
- 被害の状況
- 災害救助法適用の可否
- 町における応急対策の状況

■報道機関一覧表

名称	所在地	電話番号
沖縄タイムス社	那覇市おもろまち 1-3-31	867-3111
琉球新報社	那覇市天久 905	865-5163
NHK 沖縄放送局	那覇市おもろまち 2-6-21	865-3641
琉球放送	那覇市久茂地 2-3-1	867-2151
琉球朝日放送	那覇市久茂地 2-3-1	860-1199
沖縄テレビ放送	那覇市久茂地 1-2-20	863-1683
ラジオ沖縄	那覇市西 1-4-4	869-2211
エフエム沖縄	浦添市字小湾 40	867-2361

第3項 町民に対する広報（実施主体：広報財政班）

各部において広報を必要とする事項が生じたときは、広報財政班に原則として文書でもって通知する。広報財政班は、各班が把握する災害情報その他の広報資料を積極的に収集し、速やかに町民及び報道機関へ広報する。

なお、その際には要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行うものとする。

災害広報は、次の要領により行う。

■段階的な災害広報の要領（風水害のケース）

区分	要領
警戒段階（台風等が接近し、大雨等が予想される時期）	<ul style="list-style-type: none"> ○用語の解説、情報の取得先、住民等のとるべき措置 ○台風・気象情報 ○水位情報（基準水位への到達、堤防高までの水位、排水ポンプの運転状況等） ○警報 ○災害対策の状況（本部の設置、対策の現況と予定等） ○被災状況（浸水、道路冠水、土砂災害箇所等） ○道路・交通状況（渋滞、通行規制等） ○公共交通機関の運行状況 ○ライフラインの状況（利用規制・自粛呼びかけ、代替サービスの案内、二次災害防止措置等） ○避難情報（避難準備情報）
初動段階（暴風、浸水、土砂災害が予測される時期）	<ul style="list-style-type: none"> ○避難情報（避難勧告・指示とその理由、避難所等）
応急段階（暴風、浸水、土砂災害等が収束した時期）	<ul style="list-style-type: none"> ○ライフラインの状況（利用規制・自粛呼びかけ、代替サービスの案内、復旧状況・見込み等） ○医療機関の状況 ○感染症対策活動の実施状況 ○食糧、生活必需品の供給予定 ○災害相談窓口の設置状況 ○その他住民や事業所のとるべき措置

第4項 報道機関への要請（実施主体：総務総括班）

町は、報道機関を通じ住民や被害者に対して必要な情報、注意事項及び町の対策等の周知徹底を図るため、「災害時における放送要請に関する協定」及び「災害時等における報道要請に関する協定」に基づき県に要請する。

特に、緊急連絡事項はスポット放送を放送機関に依頼し周知を図る。

■報道機関を通じて広報する内容

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 不要不急の電話の自粛 | <input type="checkbox"/> 交通情報 |
| <input type="checkbox"/> 被災者の安否 | <input type="checkbox"/> 食糧・生活物資に関する情報 |
| <input type="checkbox"/> 空き病院の情報 | <input type="checkbox"/> 電気・水道などの復旧の見通し |
| <input type="checkbox"/> 二次災害防止のためにとるべき措置 | |

第5項 住民からの問い合わせに対する対応（実施主体：広報財政班）

町は、住民からの問い合わせに対し、次のとおり対応する。

■住民等からの問い合わせ等への広報

- | |
|--|
| <input type="checkbox"/> 来訪者に対する広報窓口の設置 |
| <input type="checkbox"/> 広報車を現地へ派遣しての情報収集及び必要事項の広報活動 |
| <input type="checkbox"/> 住民専用電話の設置による広報活動 |

第6項 要配慮者等に配慮した広報（実施主体：広報財政班）

町は、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した広報活動を行う。

■要配慮者に対する対応

- | |
|---|
| <input type="checkbox"/> テレビの文字放送等を活用し、広報活動を行う。 |
| <input type="checkbox"/> 手話及び外国語通訳を確保し、広報活動を行う。 |

第7項 被災者の安否に関する情報の提供（実施主体：総務総括班、住民対策班）

町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等の人命に関わる緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

また、安否情報を適切に提供するために必要なときは、関係市町村、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報管理を徹底するよう努める。

第4節 自衛隊災害派遣要請計画

[施策の体系・実施主体]

施策	実施主体
第1項 災害派遣を要請する場合の基準	-
第2項 災害派遣要請等	総務総括班
第3項 災害派遣部隊の活動等	総務総括班、広報財政班、会計班

第1項 災害派遣を要請する場合の基準 (実施主体：県、関係機関)

知事は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条に基づき、次の基準に基づいて自衛隊の災害派遣を要請する。

■自衛隊災害派遣の要請基準

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○天災地変、その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため、地元警察、消防等では対処し得ないと認められるとき。 ○災害の発生が目前に迫り、これの予防のため自衛隊の派遣が必要であると認められるとき |
|--|

■要請者及び派遣命令者

区分	要請者及び派遣命令者
災害派遣を要請することができる者 (以下「要請者」という。)	<ul style="list-style-type: none"> ○知事・・・・・・・・・・主として陸上災害 ○第十一管区海上保安本部長・・・・・・・・主として海上災害 ○那覇空港事務所長・・・・・・・・主として航空機遭難
災害派遣の要請を受けることができる者 (以下「派遣命令者」という。)	<ul style="list-style-type: none"> ○陸上自衛隊第15旅団長 ○海上自衛隊沖縄基地隊司令 ○海上自衛隊第5航空群司令 ○航空自衛隊南西航空混成団司令

第2項 災害派遣要請等 (実施主体：総務総括班、自衛隊)

1 知事への派遣要求

本部長は、町域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災害派遣要請書に記載する事項を明らかにし、電話又は無線等で知事に自衛隊の派遣要請を要求し、事後速やかに依頼文書を提出する。

■要請の内容

要請事項	実施内容
災害派遣（緊急患者空輸を除く）を要請する場合	<ul style="list-style-type: none"> ○災害の状況及び派遣を要請する事由 ○派遣を希望する期間 ○派遣を希望する区域及び活動内容 ○その他参考となるべき事項（連絡責任者、連絡方法、宿泊施設の有無、救援のため必要とする諸器材、駐車場等の有無）

要請事項	実施内容
緊急患者空輸を要請する場合	<ul style="list-style-type: none"> ○患者の状況 <ul style="list-style-type: none"> ・入院先病院、空輸区間 ・患者の氏名、性別、生年月日、年齢、職業、住所 ・病名、感染症・意識・要至急入院・手術の有無 ○付添者等 <ul style="list-style-type: none"> ・付添人の氏名、年齢、患者との続柄、職業、住所 ・添乗医師等の氏名、年齢、病院名、添乗場所 ○特異事項 <ul style="list-style-type: none"> ・酸素ボンベの使用の有無、使用予定本数 ・掲載医療器材及びその大きさ、重量 ・現地の風向、風速、天候、視界 ○その他参考となるべき事項（地元連絡責任者、ヘリポート等の夜間照明設備の有無、特に必要とする機材） ○緊急患者空輸要請書

2 防衛大臣等への通知

本部長は、1の要求ができない場合には、その旨及び町域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。

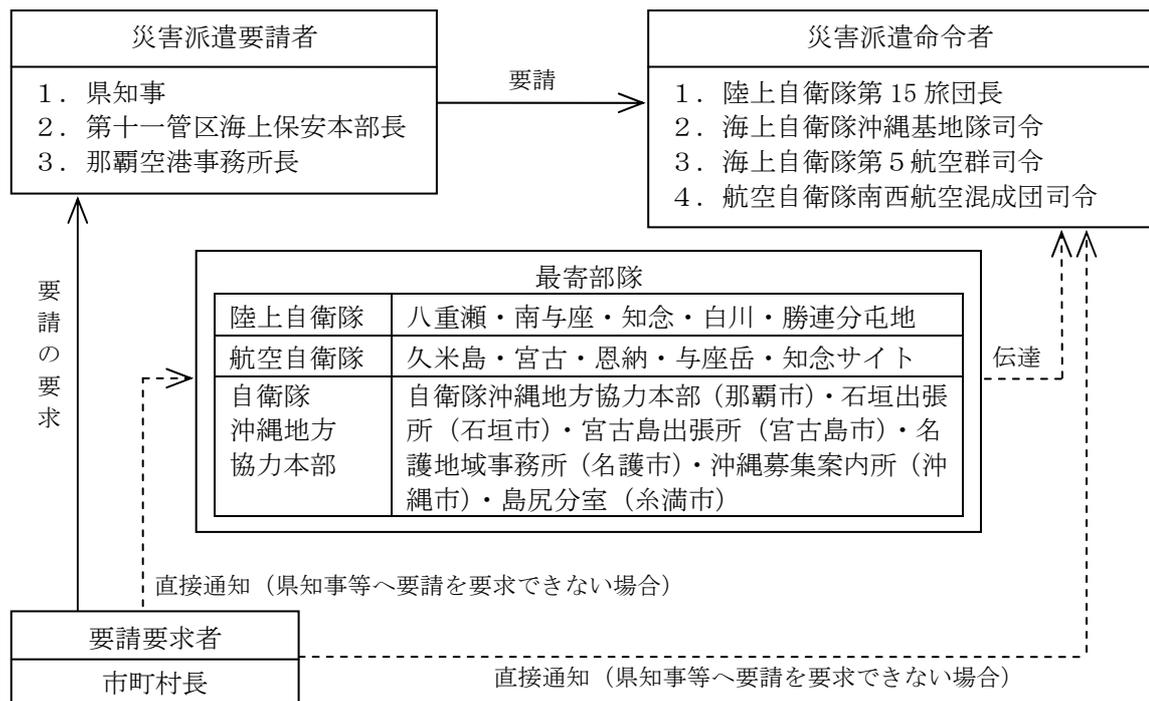
なお、通知を行った場合、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。

また、通知を受けた防衛庁長官又はその指定する者は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、人命又は財産の保護のため、知事の要請を待たないで自衛隊法第8条に規定する部隊等を派遣することができる。

※防衛大臣の指定するもの：派遣命令者

参考資料 7-13 自衛隊災害派遣要請依頼書

■自衛隊の災害派遣要請系統図



※緊急時における通報を実施した市町村長は、速やかに県に派遣要請を行う。

■自衛隊災害派遣命令者の所在地等一覧

区分	名称	住所	電話番号
陸上自衛隊	八重瀬分屯地	八重瀬町字富盛 2608	098-998-3437
	南与座分屯地	八重瀬町字安里 569	098-998-3439
	知念分屯地	南城市知念字知念 1177-2	098-948-2814
	白川分屯地	沖縄市字白川 119	098-938-3335
	勝連分屯地	うるま市勝連内間 2530	098-978-4001
航空自衛隊	与座岳分屯基地	糸満市字与座 1780	098-994-2268
	知念分屯基地	南城市佐敷字佐敷 1641	098-948-2813
	恩納分屯基地	国頭郡恩納村字恩納 7441	098-966-2053
	宮古島分屯基地	宮古島市上野字野原 1190-189	0980-76-6745
	久米島分屯基地	島尻郡久米島町字宇江城山田原 2064-1	098-985-3690
自衛隊沖縄地方協力本部		那覇市前島 3-24-1	098-866-5457
自衛隊沖縄地方協力本部石垣出張所		石垣市字登野城 55 合同庁舎内	0980-82-4942
自衛隊沖縄地方協力本部宮古島出張所		宮古島市下里 1016 合同庁舎内	0980-72-4742
自衛隊沖縄地方協力本部名護地域事務所		名護市大西 1-21-27	0980-52-4064
自衛隊沖縄地方協力本部沖縄募集案内所		沖縄市美里 1-2-9	098-937-1608
自衛隊沖縄地方協力本部島尻分駐所		糸満市西川 18-13 あがりえビル 1F	098-992-4141

3 自衛隊の自主派遣

災害の発生が突発的でその救援が特に急を要し、知事の派遣要請を待ついとまがない場合において、部隊等の長は、派遣要請を待つことなく、その判断に基づいて部隊を派遣する。

この場合において、指定部隊等の長は、できるだけ早急に知事に連絡し、緊密な連携のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

なお、部隊派遣後に、知事から災害派遣の要請があった場合においては、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

部隊等の長が、要請を待たないで災害派遣を行う場合の判断基準は、次のとおりである。

■部隊等の長が、要請を待たないで災害派遣を行う場合の判断基準

<p>①災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。</p> <p>②災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害に際し、通信の途絶等により、部隊等が知事と連絡が不能である場合に、本部長又は警察署長その他これに準ずる官公署の長から災害に関する通報（災害対策基本法第68条の2第2項の規定による本部長からの通知を含む。）を受け、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合。 ・災害に際し、通信の途絶等により、部隊等が知事等と連絡が不能である場合に、部隊等による収集その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合。 <p>③海難事故、航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。</p> <p>④その他、上記①～③に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。</p>

第3項 災害派遣部隊の活動等

(実施主体：総務総括班、広報財政班、会計班、自衛隊)

1 派遣部隊の活動内容

派遣部隊の実施する作業等は、災害の状況、他の救難機関等の活動状況等のほか、要請者の要請内容、現地における部隊の人員、装備等によって異なるが、通常次のとおりである。

■派遣部隊の活動内容

- 被害状況の把握（偵察行動）
- 避難の援助（避難者の誘導、輸送）
- 避難者等の搜索、救助
- 水防活動（土のう作成、運搬、積み込み）
- 消防活動（消火）
- 道路又は水路の啓開（障害物の啓開、除去）
- 応急医療、救護及び防疫
- 通信支援
- 人員及び物資の緊急輸送（救急患者、医師、その他救援活動の緊急輸送、孤立地区に対する人の吊り上げ、救出又は降下）
- 炊飯及び給水支援
- 救援物資の無償貸付け又は譲与（総理府令第1号（昭和33年1月1日付）による。）
- 危険物の保安及び除去（火薬類、爆発物等の危険物の保安措置及び除去）
- その他（自衛隊の能力で対処可能なもの）

2 派遣部隊との連絡調整

自衛隊は、災害発生時に必要と認める場合、町に連絡幹部を派遣し、町との調整・連絡にあたる。

町は、自衛隊の連絡員の派遣にあたり、自衛隊本部との連絡調整に必要な施設等の提供を準備する。また、救援活動が適切かつ効率的に行われるよう、町と派遣部隊等の長と密接な連絡調整を図る。

3 町の準備すべき事項

町は、自衛隊派遣に際しては、次の事項に留意するとともに、自衛隊の任務を理解し、その活動を容易にするよう協力する。

■準備事項

- 災害地における作業等に関しては、町及び県（防災危機管理課等）と派遣部隊指揮官との間で協議して決定する。
- 町は、自衛隊の災害派遣の間、連絡調整のため業務処理の責任者を指定しておく。
- 派遣部隊の宿泊施設又は野営施設を提供する。
- 災害救助又は応急復旧作業等に使用する機械、器具類、材料及び消耗品類は、特殊なものを除き、できる限り町において準備する。
- 町は、災害の応急対策活動、復旧活動並びに緊急患者空輸に必要な航空燃料の補給及び航空機用発電機等の使用について便宜を図る。

4 災害派遣等を命ぜられた部隊等の自衛官の権限等

(1) 自衛官の措置

災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、次の措置をとることができる。

■自衛官の権限等

区分	措置内容
警察官がその場にいない場合(自衛隊法第94条)	○緊急車両の通行を妨害する車両等の道路外への移動命令(所轄警察署長への通知)(災害対策基本法第76条の3第3項) ○避難命令等(災害派遣命令者への報告)(警察官職務執行法第4条第1項) ○土地、建物等への立入(警察官職務執行法第6条第1項)
町長その他町長の職権を行うことができる者がその場にいない場合	○警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令(町長への通知)(災害対策基本法第63条第3項) ○他人の土地等の一時使用等(町長への通知)(災害対策基本法第64条第8項) ○現場の被災工作物等の除去等(町長への通知)(災害対策基本法第64条第8項) ○住民等を応急措置の業務に従事させること(町長への通知)(災害対策基本法第65条第3項)

(2) 自衛官の措置に伴う損失・損害の補償

次の損失・損害については、町が補償を行う。

■自衛官の措置に伴う損失・損害の補償

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○自衛官の行う他人の土地の一時使用等の処分(法第64条第8項において準用する同条第1項)により通常生ずる損失 ○自衛官の従事命令(法第65条第3項において準用する同条第1項)により応急措置の業務に従事した者に対する損失 |
|--|

5 派遣部隊の撤収

要請者は、派遣目的を達成した場合、又はその必要がなくなった場合は、派遣要請の要領に準じて撤収要請を行う。

派遣命令者は、派遣目的を達成した場合、又はその必要がなくなった場合は、撤収することができる。この際、撤収について本部長(町長)、警察、消防機関等と周密に調整するとともに、その旨を県に連絡する。

6 経費の負担区分等

災害派遣部隊等が活動に要した経費のうち、下記に掲げるものは県及び町の負担とし、細部はその都度要請者と災害派遣命令者間で協議のうえ決定する。

その他、下記に該当しない経費の負担については、要請者と災害派遣命令者の間で協議のうえ決定する。

■町又は県の負担

- 派遣部隊が連絡のために宿泊施設等に配置した電話の施設費及び当該電話による通話料金
- 関係公共機関等の宿泊施設に伴う施設借上料、電気、水道、汚物処理等の料金

7 ヘリポートの準備

町は、あらかじめ定めた緊急時のヘリポートをヘリポートの設置基準に基づいて設置、管理するものとする。災害時には、ヘリポートの被害状況を確認し、離着陸可能な場所を県等に報告する。

参考資料 3-5 ヘリポートの準備要領

第5節 広域応援要請計画

[施策の体系・実施主体]

施策	実施主体
第1項 応援協定に基づく応援要請	総務総括班
第2項 町の応援要請	総務総括班
第3項 県が実施する支援との連携	総務総括班
第4項 応援受入れ体制	総務総括班

第1項 応援協定に基づく応援要請（実施主体：総務総括班）

町は、町内に大規模な災害が発生し、町単独では十分な応急措置が実施できないと認めるときは、次の応援協定に基づき応援の要請を行う。

■姉妹都市防災応援協定

	市町村名	協定名称
姉妹都市	高知県香南市	高知県香南市・沖縄県八重瀬町防災応援協定

第2項 町の応援要請（実施主体：総務総括班）

1 職員の派遣、斡旋

町長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、基本法第29条及び30条に基づき、県に対し職員の派遣を要請し、又は県に対し指定地方行政機関等の職員の派遣について斡旋を求める。

■派遣要請時に明示する事項

- 派遣を要請する理由
- 派遣を要請する職業別人数
- 派遣を要請する期間
- 派遣される職員の給与、その他勤務条件
- その他職員等の派遣について必要な事項

2 他の市町村への応援の要求

町長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、基本法67条に基づき、他の市町村長に対し、応援を求める。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り応援を拒んではならない。

3 知事への応援の要求

町長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、基本法68条に基づき、知事に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された知事等は、正当な理由がない限り、応援又は災

害応急対策の実施を拒んではならない。

また、県は「九州・山口9県災害時相互応援協定」に基づき、大規模な災害が発生し、被災県独自では十分に応急措置ができない場合において、九州・山口9県に対し、応援を要請する。

参考資料 6-1 九州・山口9県災害時相互応援協定等

4 「緊急消防援助隊」等の出動の要請

大規模災害発生時において、町（消防本部）は、消防組織法第44条に基づき、必要に応じ県を通じて総務省消防庁長官に対して「緊急消防援助隊」等の出動を要請し、救急、救助、消火活動等について応援を求める。

また、航空応援が必要な場合においては、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、応援を要請する。

第3項 県が実施する支援との連携（実施主体：総務総括班）

町の行政機能が喪失又は機能低下した場合は、次のような県が実施する支援を連携して行う。

なお、被災により本町がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合、町に与えられた権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、県に代行するよう要請する。

1 県調査隊との連携による被害情報の把握

町は、本町に対しヘリコプター等により県職員の調査隊が派遣された場合には、連携して被害情報を把握するとともに、県等からの支援について連絡調整を行う。

なお、県は町において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断される場合は、要請を待たずに派遣を行う。

2 バックアップに必要なニーズの把握

町は、県職員の派遣及び県保有資機材等の提供等を要請する際は、町の機能をバックアップするために必要なニーズを県と連携し、把握する。

3 派遣職員の配置及び輸送等の調整

町は、本町における派遣職員の配置や輸送等の調整を県と連携し行う。

第4項 応援受入れ体制（実施主体：総務総括班）

1 他市町村等への応援要請時の受入れ

町長は、他市町村等への応援を要請する場合には、関係機関と連絡調整を図り、その受入れ体制を準備する。

受入れに当たっては、支援の種類、規模、到着予定日時、場所等を確認のうえ、その支援活動が円滑に実施できるよう、県と連携を図る。

2 海外からの受入れ

町は、県の災害対策本部等から海外からの支援受入れの連絡があった場合には、支援受入れの可否を判断し、受入れを決定した場合は県と連絡調整を図り、その受入れ体制を整備する。

第6節 避難計画

町は、災害が発生し又は発生するおそれのある場合において、危険区域内の住民に対して避難のための立退きを勧告又は指示し、住民の安全を図る。なお、周囲の状況等により避難することがかえって危険を伴う場合等は、基本法第60条に基づき、居住者等に対して屋内での待避等の安全確保措置を指示する。

町長は、避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は屋内での待避等の安全確保措置を指示しようとする場合において、必要があると認めるときには、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は県知事に対し、当該勧告又は指示に関する事項について、助言を求める。

また、避難勧告等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

[施策の体系・実施主体]

施策	実施主体
第1項 避難勧告・指示等の発令等	総務総括班、広報財政班
第2項 避難誘導の実施	調査班、消防対策部、関係各班
第3項 避難所の開設及び運営管理	総務総括班、関係各班
第4項 広域一時滞在	総務総括班

第1項 避難勧告・指示等の発令等

(実施主体：総務総括班、広報財政班、県、関係機関)

1 実施責任者

適切な避難勧告等の発令により、住民の迅速・円滑な避難を実現することは、町長の責務である。ただし、状況により、関係法令に基づき避難のための立退きの勧告、指示、警戒区域の設定、避難の誘導、避難所の開設及び避難所への収容、保護は、次の者が行う。これらの責任者は相互に緊密な連携を保ち、住民等の避難が迅速かつ円滑に行われるように努める。

なお、災害発生により、町が全部又は大部分の応急対策事務の実施が不可能になった場合、知事（総括情報班、土木建設部、県出先機関等）は避難のための立退き勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を町長に代わり実施する（災害対策基本法第60条）。

■避難準備情報の提供

実施責任者	災害の種類	根拠法	備考
町長	災害全般	なし	警報等の伝達時には、災害対策基本法第56条により実施可能。

■避難の勧告＝居住者等に自主的な避難を促す。

実施責任者	災害の種類	根拠法	備考
町長	災害全般	災害対策基本法第60条	
知事	災害全般	災害対策基本法第60条	町長ができない場合に代行

■避難の指示＝危険が目前に迫っているときに行い、勧告よりも拘束力が強い。

実施責任者	災害の種類	根拠法	備考
町長	災害全般	災害対策基本法第60条	
知事	災害全般	災害対策基本法第60条	町長ができない場合に代行
警察官 海上保安官	災害全般	災害対策基本法第61条	町長から要請がある場合又は町長が避難の指示をするいとまのないとき
警察官	災害全般	警察官職務執行法第4条	
自衛官	災害全般	自衛隊法第94条	警察官がその場にはいないとき
知事又はその命を受けた職員	洪水、津波、高潮、地すべり	水防法第29条 地すべり等防止法第25条	
水防管理者（町長）	洪水、津波、高潮	水防法第29条	

■警戒区域の設定＝強制力があり、従わない場合には罰則がある。

実施責任者	災害の種類	根拠法	備考
町長	災害全般	災害対策基本法第63条	
知事	災害全般	災害対策基本法第73条	町長ができない場合に代行
警察官 海上保安官	災害全般	災害対策基本法第63条	町長から要請がある場合又は町長（委任を受けた職員含む）がその場にはいないとき
自衛官	災害全般	災害対策基本法第63条	町長（委任を受けた職員含む）、警察官等がその場にはいないとき
消防吏員 消防団員	火災	消防法第28条	消防警戒区域の設定
水防団長 水防団員 消防機関に属する者	洪水、津波、高潮	水防法第21条	
<p>注）人命を守るため必要と認めるときに設定するが、強制力があり従わない場合には罰則もあるため、不必要な範囲まで設定しないよう留意する必要がある。</p> <p><設定の考慮事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害危険の範囲が広範囲で、長期にわたる場合 ○応急対策上、やむを得ない場合 			

2 避難勧告・指示等の基準

避難勧告・指示等の発令及び警戒区域の設定に関する基準は次のとおりとする。

なお、町長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示することができる（津波は除く）。

なお、情報発表の判断条件等の詳細については、別途「避難勧告等判断・伝達マニュアル」に定めるものとする。

■避難準備（要配慮者避難）情報の基準

区分		目安又は基準等
発令等の目安	発令時の大まかな状況	○要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況
	発令の目安となる状況	○1～3時間後に河川増水や氾濫、重大な土砂災害のおそれがあるとき ○最大風速 50m/s 以上の非常に強い台風、又は特別警報の発表基準に該当する勢力の強い台風が通過するおそれがあるとき ○その他諸般の状況から避難準備を要すると認められるとき
発令等の基準	梅雨前線等に伴う大雨による浸水害	○大雨警報（浸水害）又は洪水警報が発表された場合 （大雨注意報の発表に伴い、発令を検討する）
	梅雨前線等に伴う大雨による土砂災害	○大雨警報（土砂災害）が発表された場合 （大雨注意報の発表に伴い、発令を検討する）
	台風に伴う高潮災害	○強風注意報が発表された場合 ○沖縄気象台が、嚴重な警戒呼びかけや、特別警報発表の可能性を知らせる記者会見を開催した場合
	高潮災害以外の台風災害	○強風注意報が発表され場合 ○沖縄気象台が、嚴重な警戒呼びかけや、特別警報発表の可能性を知らせる記者会見を開催した場合 （台風情報の発表（3時間毎）に伴い、発令を検討する）
	津波の場合	—
	その他の場合	○警戒体制に入り、周囲の状況から判断して危険が予想される場合
発令時に住民に求める行動		○要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、避難場所へ避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ○上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持ち出し品の用意等、避難準備を開始するとともに、早めの自主避難を心がける

■避難勧告の基準

区分		目安又は基準等
発令等の目安	発令時の大まかな状況	○通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況
	発令の目安となる状況	○数年に一度の大雨を観測したとき、又は河川氾濫のおそれがあるとき ○重大な土砂災害が発生するおそれが高まったとき ○特別警報の発表基準に該当する勢力の強い台風が接近しているとき
発令等の基準	梅雨前線等に伴う大雨による浸水害	○記録的短時間大雨情報が発表された場合
	梅雨前線等に伴う大雨による土砂災害	○土砂災害警戒情報又は記録的短時間大雨情報が発表された場合 （大雨特別警報の発表に伴い、発令区域の拡大を検討する）
	台風に伴う高潮災害	○高潮注意報又は高潮警報が発表された場合
	高潮災害以外の台風災害	○沖縄本島地方に台風を要因とする特別警報が発表された場合 ○暴風警報又は暴風特別警報が発表された場合 （強風注意報の発表に伴い発令を検討する）

区分		目安又は基準等
	津波の場合	—
	その他の場合	○警戒体制が続き、周囲の状況が避難準備の段階より悪化し、危険が差し迫ってきた場合
発令時に住民に求める行動		○通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等へ避難行動を開始

■避難指示及び警戒区域の基準

区分		目安又は基準等
発令等の目安	発令時の大まかな状況	○前兆現象の発生や現在の切迫した状況、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高い状況、若しくは人的被害が発生した状況
	発令の目安となる状況	○数十年に一度の大雨で重大な浸水害、土砂災害の発生するおそれが非常に高いとき ○特別警報の発表基準に該当する勢力の強い台風が接近しているとき ○津波警報等を覚知、若しくは強い地震（震度4程度以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認めるとき ○その他人命保護上避難を要すると認められるとき ○応急対策上、止むを得ないとき
発令等の基準	梅雨前線等に伴う大雨による浸水害	○記録的短時間大雨情報が発表された場合 （大雨特別警報の発表に伴い発令を検討する）
	梅雨前線等に伴う大雨による土砂災害	○土砂災害警戒情報又は記録的短時間大雨情報が発表された場合 （大雨特別警報の発表に伴い発令を検討する）
	台風に伴う高潮災害	○高潮警報又は高潮特別警報が発表された場合
	高潮災害以外の台風災害	○暴風警報又は暴風特別警報が発表された場合
	津波の場合（注）	○沖縄本島地方に津波注意報、津波警報、大津波警報のいずれかが発表された場合
	その他の場合	○警戒体制が続き、周囲の状況が避難勧告の段階より悪化し、相当危険が差し迫ってきた場合
発令時に住民に求める行動		○避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ○未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動
<p>注）津波については、大津波警報、津波警報、津波注意報により避難対象地域が異なることから、それぞれの避難対象範囲を予め定めておく必要がある。なお、津波は局所的に高くなる場合もあること、想定を超える範囲で浸水が拡大する可能性（河川沿いの津波の遡上を含む）があることも周知する必要がある。</p> <p>また、停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合についても、避難指示を発令する。</p>		

3 避難勧告・指示等又は警戒区域の伝達

避難措置の実施者は、避難準備情報、避難の勧告・指示、警戒区域の設定において、次の事項を明らかにして発する。

■周知すべき事項

○発令者
○対象区域
○避難準備情報、避難の勧告・指示の発令及び警戒区域の設定の理由
○避難日時、避難先及び避難経路
○その他必要な事項

(1) 関係機関への通知

避難勧告・指示、警戒区域の設定を行ったものは、概ね次により必要な事項を関係機関へ通知する。

参考資料 7-9 避難勧告等発令情報（市町村用）

■関係機関への通知に関する必要措置

勧告・指示者・警戒区域の設定者	必要措置（関係機関への通知）	備考
町長の措置	町長 → 知事(県防災危機管理課) ※参考資料にて報告	災害対策基本法に基づく措置
	町長 → 県内放送事業者 ※参考資料にて情報提供	
知事の措置	知事(県防災危機管理課) → 町長	災害対策基本法に基づく措置
知事又はその命を受けた職員の措置	知事(県海岸防災課) → 所轄警察署長	地すべり防止法に基づく措置
警察官の措置	警察官 → 所轄警察署長 → → 町長 → 知事(県防災危機管理課)	災害対策基本法に基づく措置
	警察官 → 所轄警察署長 → → 県警察本部長 → 知事(県防災危機管理課)	警察官職務執行法に基づく措置
海上保安官の措置	海上保安官 → 中城海上保安部 → 第十一管区海上保安本部 → 町長 → 知事(県防災危機管理課)	災害対策基本法に基づく措置 海上保安庁法に基づく措置
自衛官の措置	自衛官 → 町長 → 知事(県防災危機管理課)	災害対策基本法に基づく措置
水防管理者の措置	水防管理者 → 所轄警察署長	水防法に基づく措置
消防吏員・消防団員の措置	消防吏員・消防団員 → 町長	

(2) 住民への周知

避難勧告・指示、警戒区域の設定者は、必要な伝達事項及び伝達方法によりその発した勧告・指示、警戒区域を住民や本町の滞在者等に迅速に通知徹底するよう努める。

■住民への伝達事項及び伝達方法

伝達事項	伝達方法
<ul style="list-style-type: none"> ○発令者 ○避難の勧告・指示、警戒区域の設定の理由 ○避難日時、避難先及び避難経路 ○避難にあたっての注意事項 <ul style="list-style-type: none"> ・避難に際しては、必ず火気、危険物等の始末を完全に行うこと ・会社、工場にあつては、浸水その他の災害による油脂類の流出防止、発火しやすい薬品、電気及びガス等の保安措置を講じること ・避難者は1人あたり3日分程度の食糧・水・日用品及び衣類等を携行すること ・避難者は、必要に応じ防寒用雨具を携行すること ・災害に適した指定緊急避難場所へ避難すること 	<ul style="list-style-type: none"> ○関係者による直接口頭又は拡声器による伝達 ○広報車等の呼びかけによる伝達 ○「放送を活用した避難勧告等の情報伝達に関する連絡会設置要綱」に基づき、報道機関を通じて行うテレビ及びラジオ等による伝達 ○各自治会の広報マイク及び広報車両等による伝達

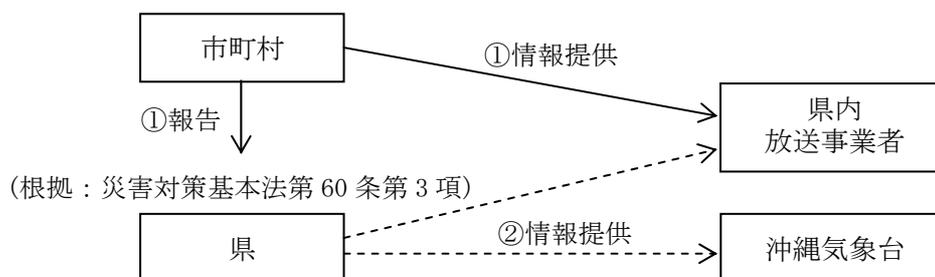
(3) 避難勧告等情報の伝達ルート及び手段

町は、原則、県及び放送業者双方へ同時に情報を伝達する。直接、町から放送局への伝達が実行不可能な場合等には、県を経由して伝達する。

伝達手段は原則として、FAX 及び電話とする。

参考資料 3-6 避難勧告等情報の伝達ルート及び手段

■伝達ルート



第2項 避難誘導の実施 (実施主体：調査班、消防対策部、関係各班、関係機関)

避難の誘導は、調査班及び消防対策班が中心となつて行う。

避難誘導に当たっては、消防職員、消防団員、警察官及び町職員など、避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提として、要配慮者、観光客、居住外国人を含む避難対象区域内の全ての者を対象とする。また、予想される交通規制等を考慮する。

なお、町内各道路、橋梁の破壊状況を迅速に調査し、通行不能、混雑する道路の実状を把握し、警察、消防隊が協力して交通規制、迂回道路の誘導等を行うなど、避難者が安全かつ迅速に避難できるよう努める。

■避難誘導の実施要領

実施事項	実施内容
避難の順位	避難の順位は、要配慮者を優先し、一般（防災に従事する以外の者）を次の順位とする。
避難者の誘導	<p>避難指示後の避難者誘導は、避難指示者と町長が協力し、消防職員が中心となて行う。</p> <p>○避難誘導員は、避難立退きにあたっての携帯品を必要最小限に制限し、円滑な立退きについて適宜指導をする。</p> <p>○避難にあたり避難誘導員を配置し、避難時の事故防止並びに避難の安全・迅速を図る。</p> <p>○避難の経路は、災害時の状況に応じて適宜定めておき、避難場所の位置及び経路等を必要な場所に掲示する。</p> <p>○在宅の避難行動要支援者については、町で作成する避難行動要支援者支援計画に基づき、社会福祉協議会や民生委員、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て各戸を訪問し、安否確認等による円滑な避難誘導を行う。</p> <p>○社会福祉施設等の入所者及び利用者については、施設の管理者が避難誘導を行う。その場合、町は可能な限り支援を行う。</p>
避難後の措置	避難した地域において、事後速やかに避難漏れや要救助者の有無を確認する。

第3項 避難所の開設及び運営管理（実施主体：総務総括班、関係各班）

町は、避難所の開設及び避難者の収容保護を行う。救助法が適用された場合は、知事の補助機関として行う。

なお、町が避難所を開設したときは、直ちに避難所開設状況（開設日時、場所、収容人員、開設期間の見込み等）を知事（県民生活課）に報告しなければならない。

参考資料 7-11 避難者名簿

参考資料 7-12 避難場所・避難所の設置基準

1 避難所の設置・開設

町は、次により避難所を設置・開設する。

■避難所の設置要領

避難所の設置事項	実施内容
避難所の開設	○避難所の設置は、集団的に収容でき、炊き出し可能な既存の施設を利用し、その他被害状況等の条件を考慮して、総務総括班が適切と認めるものを避難所として開設する。
入所対象者	○避難所に入所できる者は、避難勧告・指示、警戒区域の設定を受けた者及び災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者とする。
開設の期間	○避難所を開設できる期間は、災害発生から7日以内（災害救助法適用）とする。
避難所の区域	○地区毎に避難所をあらかじめ指定しておき、平常時から住民へ周知を図る。

避難所の設置事項	実施内容
	○なお、災害の種類及び被害状況等により避難所を変更又は新たに設置した場合は、その旨住民に周知を図る。
避難所が不足する場合	○避難所としての施設が不足する場合、次の措置を行う。 ・隣接市町村への収容委託、建物・土地の借り上げ等 ・県施設の一時使用要請 ・県を通じ、一時的に避難施設としての船舶の調達を要請
費用	○町が避難所の設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための人夫費、消耗器材費、建物及び器物の使用謝金、燃料費及び仮設便所等の設置費とする。

2 避難所の運営管理

町は、次により避難所を運営管理する。また、被災地区の状況に応じ、避難所の統合及び廃止を行う。

■避難所の運営管理要領

管理事項	実施内容
避難所の生活	○避難所の運営は、避難者による自治を原則とする。 ○運営担当者、居住区域の代表者（班長）を選定し、避難者による自主運営の手順や留意事項を周知する。 ○情報の伝達、食糧、水等の配布、清掃等については、避難者住民、自主防災組織、ボランティア等の協力が得られるように努める。 ○要配慮者のニーズを把握したうえで支援するなど、避難生活について配慮する。
避難者に係る情報の把握	○避難所毎に、そこに入所している避難者に係る情報の早期把握に努める。 〔避難者カード等（別紙様式）の作成〕 ○避難所毎に、避難所で生活せず食事のみ受け取りに来る被災者等に係る情報の早期把握に努める。 ○指定避難所以外に避難している被災者、親戚・知人宅等に避難している被災者の所在も把握し、これらの被災者への情報伝達や問い合わせ等に対応する。
避難所の環境	○避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。 ・食事供与の状況やトイレの設置状況等の把握に努める。 ・避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性及びごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努める。 ・避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品及び女性用下着の女性による配布、巡回警備等による避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。 ・テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。 ・ペットの同行避難を考慮して、避難場所敷地内にペット専用のスペースを確保するとともに、飼育ルールを定め、飼育について飼い主の自己管理を促すよう努める。

参考資料 7-10 避難者カード

3 福祉避難所の指定

町は、要配慮者が相談等を含む必要な生活支援が受けられるなど、安心して避難ができる体制を整備した社会福祉施設等を福祉避難所として指定する。

また、福祉避難所が不足する場合は、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館やホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難場所の確保に努める。

参考資料 2-1 避難所・避難場所一覧

4 避難者の移送

災害が甚大な場合又は緊急を要する場合の避難者の移送は、「本章 第13節 交通輸送計画」に定めるところによる。

5 避難長期化への対応

町は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、仮設住宅のほか、必要に応じて、旅館やホテル、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等、利用可能な宿泊施設や住宅等の提供について避難者に情報提供し、避難所の早期解消に努める。

6 被災者の生活環境の整備

町は、災害が発生したときは、遅滞なく避難所を供与するとともに、避難所に滞在する被災者の生活環境の整備に必要な措置を講じるよう努める。

また、やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者に対しても、その生活環境の整備に必要な措置を講じるよう努める。

7 在宅避難者等の支援

町は、やむを得ず避難所に滞在できない在宅避難者や自主避難所等の状況を把握し、食糧等必要な物資の配布、保健師の巡回健康相談等による保健医療サービスの提供、生活支援情報の提供等に努める。

第4項 広域一時滞在（実施主体：総務総括班、県）

1 広域一時滞在の協議等

町長は、災害が発生し、被災した住民の安全や居住場所の確保が困難であり、県内の他市町村での一時的な滞在（広域一時滞在）の必要があると認めるときは、被災住民の受入れについて、他市町村長に協議する。広域一時滞在の協議をする場合は、その旨を県知事に報告する。

協定先市町村から受入れの通知を受けたときは、速やかにその内容を公示し、関係機関への通知、知事への報告を行う。

なお、協議元市町村長は、広域一時滞在の必要がなくなると認めるときは、速やかにその旨を協議先市町村長及び関係機関に通知、公示するとともに、知事に報告する。

2 県外広域一時滞在の協議等

(1) 被災市町村の協議の要求

町長は、被災住民について他の都道府県での一時的な滞在（県外広域一時滞在）の必要があると認めるときは、知事に対し、他の都道府県知事と被災住民の受入れについて協議することを求める。

(2) 県知事の協議

県知事は、協議元市町村から要求があったときは、被災住民の受入れについて、他の都道府県の知事に協議しなければならない。

知事から通知を受けたときは、速やかにその内容を公示し、関係機関に通知する。

なお、広域一時滞在の必要がなくなると認めるときは、速やかにその旨を協議先市町村長及び関係機関に通知、公示するとともに、知事に報告する。

3 県外広域一時滞在の受入れ

町は、他の都道府県知事（協議元都道府県知事）から被災住民の受入れについて県知事から協議を受けた場合は、被災住民を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受入れる。この場合において、広域一時滞在のために公共施設等を提供し、その旨を知事に報告する。

第7節 観光客等対策計画

町及び観光施設等の管理者は、観光客等対策を実施する。

なお、避難計画の基本的な事項は「本章 第6節 避難計画」のとおりである。

[施策の体系・実施主体]

施策	実施主体
第1項 避難情報の伝達及び避難誘導	観光商工班、広報財政班、消防対策部、関係各班
第2項 避難収容	総務総括班、観光商工班
第3項 帰宅困難者対策	広報財政班

第1項 避難情報の伝達及び避難誘導

(実施主体：観光商工班、広報財政班、消防対策部、関係各班)

町は、津波情報や避難勧告・指示等の避難情報を、浸水想定区域内の観光施設や交通施設等に電話等により伝達する。

また、町職員、消防職員及び消防団員等により海岸、港湾等を巡回し、海水浴客及び釣り人等の来遊者に高台や最寄りの避難ビルへの避難を呼びかける。

第2項 避難収容 (実施主体：総務総括班、観光商工班、事業者)

町は、観光客等の避難状況を把握し、一時的に収容する施設を確保する。施設が不足する場合は、宿泊施設及び事業所等に施設の提供を要請する。

また、観光施設の管理者、観光関係団体、交通機関及び警察等と連携し、観光客の人数確認、負傷者及び不明者等の安否情報を把握し、県に報告する。

なお、町及び観光施設の管理者等は、可能な限り飲料水・食糧等を供給する。

第3項 帰宅困難者対策 (実施主体：広報財政班)

町は、帰宅困難者に対し、災害の状況、飲料水・食糧等の供給及び交通機関の復旧状況などの情報を、収容場所等でチラシ、テレビ及びラジオ等で提供する。

第8節 要配慮者対策計画

町及び要配慮者利用施設管理者は、要配慮者対策を実施する。

なお、避難計画の基本的な事項は「本章 第6節 避難計画」のとおりである。

[施策の体系・実施主体]

施策	実施主体
第1項 避難行動要支援者の避難支援	調査班、消防対策部
第2項 避難生活への支援	福祉対策班、予防班、住民対策班
第3項 学校、社会福祉施設及び医療施設における避難対策	教育総務班
第4項 外国人への支援	総務総括班

第1項 避難行動要支援者の避難支援（実施主体：調査班、消防対策部、事業者）

町は、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月 内閣府（防災担当））に基づき作成する八重瀬町避難行動要支援者支援計画等に基づいて、避難行動要支援者の避難誘導等の支援を行う。

避難誘導に当たっては、地域住民、自主防災組織、女性防火クラブ及び民生委員・児童委員等の支援者の協力を得て、避難行動要支援者への避難情報の伝達、安全な高台や避難ビル等への誘導及び安否の確認を行う。

また、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、避難行動要支援者を保護するために特に必要があるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対して避難行動要支援者名簿を提供し、避難支援や迅速な安否確認等の実施に努める。

第2項 避難生活への支援（実施主体：福祉対策班、予防班、住民対策班）

1 避難時の支援

町は、要配慮者の避難状況や生活状況を把握し、必要な福祉対策のニーズを検討するとともに、視覚障がい者に対する手話通訳者等の専門的人材を確保し、ニーズに応じたサービスを提供する。

避難所においては、専用スペースを設けるなど生活への配慮をするとともに、福祉避難所の設置や社会福祉施設等への緊急入所を行う。

町は状況に応じて県に対し、専門的人材の派遣等の要請を行う。

2 応急仮設住宅への入居

町は、地域の支援のつながりや生活の利便性を考慮した場所に応急仮設住宅を設置し、要配慮者を優先して入居するように配慮する。

また、バリアフリー等の設備等についても、可能な限り要配慮者に配慮した福祉仮設住宅を

設置する。

3 福祉サービスの持続的支援

町は、福祉サービス提供者等と連携を図り、可能な限り通常の福祉サービスが継続されるよう支援する。

第3項 学校、社会福祉施設及び医療施設における避難対策

(実施主体：教育総務班、事業者)

1 学校

町教育委員会又は学校長は、避難勧告・指示権者及び警戒区域の設定者の指示に基づき、児童・生徒の避難を速やかに実施する。

なお、あらかじめ児童・生徒の集団避難に関する要領を定めておく。

■あらかじめ定めた避難対策

- | | |
|-------------------------------------|-------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 避難実施責任者 | <input type="checkbox"/> 避難誘導の要領 |
| <input type="checkbox"/> 避難の順位 | <input type="checkbox"/> 避難後の処置 |
| <input type="checkbox"/> 避難先 | <input type="checkbox"/> 事故発生に対する処置 |
| <input type="checkbox"/> 避難誘導者及び補助者 | <input type="checkbox"/> その他必要とする事項 |

2 社会福祉施設及び医療施設における避難対策

社会福祉施設及び医療施設の管理者は、避難勧告指示権者の指示に基づき、当該施設利用者の避難を速やかに実施する。

第4項 外国人への支援 (実施主体：総務総括班)

町は、沖縄県国際交流・人材育成財団等の団体と連携して、外国人への相談、外国語による情報発信及び語学ボランティアの派遣等を行う。

第9節 水防計画

町は、水防法及び災害対策基本法の主旨に基づき、八重瀬町における河川、ため池、海岸等における洪水、雨水出水及び高潮による水害から町民の生命、身体及び財産の保護を図る。

なお、水防計画の策定に当たっては、災害時における水防活動従事者の安全確保に配慮するとともに、必要に応じて河川管理者又は下水道管理者の同意を得た上で、河川管理者又は下水道管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川又は下水道に関する情報の提供等水防と河川管理等の連携を強化する。

[施策の体系・実施主体]

施策	実施主体
第1項 水防対策本部の設置	土木建設対策班
第2項 水防対策非常配備と出動	土木建設対策班
第3項 水防対策巡視	土木建設対策班、関係各班
第4項 避難のための立退き	総務総括班、土木建設対策班、広報財政班

第1項 水防対策本部の設置（実施主体：土木建設対策班）

沖縄気象台より洪水、大雨、津波及び高潮の発生のおそれがある予報・警報（暴風警報を除く）を受けたとき、または町長が必要と認めたときからその危険が解消するまでは、災害警戒本部及び災害対策本部の必要要員により水防対策本部を設置する。

ただし、八重瀬町災害対策本部が設置された場合、水防対策本部は同時に災害対策本部組織に統合される。

この計画による実施は、町長が行う。水防管理者である町長は、管轄する区域の河川、海岸等で水防を必要とするところを警戒、防御するものとし、円滑な水防活動が行われるよう消防機関、水防団（消防団）、その他必要な機関を組織しておく。

1 水防対策本部連絡会議

水防対策本部に連絡会議をおき、本部長、副本部長、本部員、その他本部長が必要と認める者をもって構成し、本部長がこれを招集する。

水防対策本部連絡会議における協議は、水防対策の全般に関する事項とする。

■水防対策本部の組織構成

- | |
|----------------------|
| ○本部長・・・・・・・・町長 |
| ○副本部長・・・・・・・・副町長、教育長 |

2 水防対策本部の事務分掌

水防対策本部の事務分掌は、八重瀬町災害対策本部の所掌事務に準ずる。

ただし、土木建設対策班は、次の事務分掌を行う。

■土木建設対策班の事務分掌

- 水防対策連絡会議に関すること。
- 水害に関する気象予報・警報の受理、伝達に関すること。
- 河川、土木等に関する水害調査及び総務対策部長への報告に関すること。
- 水害に関する応急対策に関すること。
- その他、関係機関との連絡調整に関すること。

第2項 水防対策非常配備と出動（実施主体：土木建設対策班）

1 水防対策非常配備体制の指示

本部長は、通常勤務から水防対策非常配備体制への切替を確実にを行うため、「第1章 第1節 組織計画」「第2章 第1節 組織計画」における災害時の配備基準の第一配備、第二配備を準用して、次の要領により配備を指示する。

■水防対策非常配備体制の種類

体制別	配備内容
第一配備体制	気象情報により警戒を必要とする場合、情報連絡に必要な人員を配備する。
第二配備体制	水防対策を要する事態の発生が予想されるに至った場合、又は情報を総合して事態が切迫した状態が認められるとき、所属人員全員を配備する。

2 非常登庁

水防対策本部員は、常に気象の変化に注意し、水防対策非常配備体制の発令が予想されるときは進んで所属長と連絡をとり、必要に応じて登庁する。

第3項 水防対策巡視（実施主体：土木建設対策班、関係各班）

水防対策本部所管の各班及び消防本部は、県からの通報又はその他の方法により気象予報・警報等を知ったときは、危険が解消するまで絶えず河川、海岸堤防等を巡視する。

■通報の種類と方法

通報の種類	通報の方法
水位の通報	河川及びため池等の水位を逐次産業建設対策部、消防本部に報告し、それぞれの管理者との情報交換に努める。
潮位の通報	海岸、漁港等の潮位の変動を絶えず監視し、危険潮位（標高より2メートル以上）に達したときは、直ちに関係対策班、関係機関及び団体等に通報する。

第4項 避難のための立退き（実施主体：総務総括班、土木建設対策班、広報財政班）

町は、洪水又は高潮等により著しい危険があると認められるときは、水防法第29条に基づき、本章における「第3節 災害広報計画」「第6節 避難計画」により避難のための立退きを実施する。

第10節 消防計画

町及び消防本部は、火災、風水害、地震等の災害から町民の生命、身体及び財産を保護するため、保有消防力の全機能をあげて目的達成に努める。また、本計画の他に島尻消防、清掃組合が定める「消防計画」に準ずる。

[施策の体系・実施主体]

施策	実施主体
第1項 消防体制・出動の確立	消防本部
第2項 救助・救急活動	消防本部
第3項 火災原因及び被害調査	消防本部
第4項 相互応援要請	総務総括班、消防本部
第5項 消防の応援要請	総務総括班、消防本部

第1項 消防体制・出動の確立（実施主体：消防本部）

消防署は、常に町内の火災発生に備えて何時でも出動できるように待機の体制を保つ。火災又はその他の災害が予想される警報が発せられた場合、消防隊編成及び出動計画に基づき出動し、火災防御にあたる。また、非番員等は、上司の指示に従い、必要に応じて現場若しくは消防署に出動し勤務に就く。

消防団員は、火災出動、その他の災害発生時にいつでも出動できる態勢をとるものとし、サイレン及び電話連絡等をもって出動する（火災又は諸災害発生時に対処するため、消防隊の出動は別に定める命令による）。

■火災警報（概ね次のいずれかに該当する気象状況において、必要と認めるとき発する）

- 実効湿度が60%以下で、最小湿度が50%以下となり、最大風速が10m以上の見込みのとき
- 平均風速15m以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき（降雨中は通報しないこともある）

参考資料 3-1 消防体制及び施設等

第2項 救助・救急活動（実施主体：消防本部）

指揮者はまず要救助者の有無を確認し、必要があれば捜索を実施し、要救助者がいれば各隊は協力して救急隊との連携のもと、救助活動に全力を投入する。

なお、火災に対処する第一義は人命救助とし、あらゆる消防活動に優先する。

負傷者の搬送及び収容は、原則として救急隊が行うものとするが、状況により消防車又は現場付近の車両をもって行う。

第3項 火災原因及び被害調査（実施主体：消防本部）

火災原因及び被害調査の結果は、町長へ消防長からの報告を確認する。

第4項 相互応援要請（実施主体：総務総括班、消防本部）

消防長及び町長は、火災が延焼拡大し、大火災に進展の様相を呈したときは、「沖縄県消防相互応援援助協定」、「全国消防長会応援計画・受援計画」及び「消防相互援助協約」等に基づき、近隣市町村に応援を要請する。

第5項 消防の応援要請（実施主体：総務総括班、消防本部）

町長は、大規模な災害等が発生した場合は、「沖縄県広域消防相互応援協定」に基づく援助要請及び緊急消防援助隊の要請を行う。

応援要請を行ったときは、応援活動部隊の野営施設又は宿泊施設及び車両等の保管場所等の活動拠点を確保する。

また、消防本部庁舎において緊急消防援助隊指揮支援本部の設置・運営に協力する。

第11節 救出計画

町は、各救助機関と連携して迅速な救助活動を実施する。被災地の住民や自主防災組織等は、可能な限り初期の救助活動に参加し、被災者の救出に努める。

[施策の体系・実施主体]

施策	実施主体
第1項 被災者の救出	総務総括班、消防対策部
第2項 救出用資機材の調達	消防対策部、広報財政班
第3項 惨事ストレス対策	総務総括班、予防班

第1項 被災者の救出（実施主体：総務総括班、消防対策部、関係機関）

町は、消防本部又は消防団等を主体とした救出班を編成し、警察と相協力して、救出に必要な器具を借り上げるなど、情勢に応じた方法により被災者の救出を実施する。

また、町のみでは救出が実施できないと判断した場合、県に対して隣接市町村、警察及び自衛隊等の応援を求める。

なお、住民は、可能な限り初期の救助活動に参加し、被災者の救出に努める。

第2項 救出用資機材の調達（実施主体：消防対策部、広報財政班、関係機関）

救助機関は、各機関が所有する救出用資機材を使用する。資機材が不足する場合は、建設業協会等との協定や民間業者への要請により調達する。

第3項 惨事ストレス対策（実施主体：総務総括班、予防班）

救助機関は、職員等の惨事ストレス対策を実施するため、必要に応じて総務省消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第12節 医療救護計画

町は、地震・津波等の災害により多数の傷病者が発生し、また、医療機関の機能が停止して混乱が生じた場合、医療救護及び助産を行う。

災害救助法が適用された場合の医療救護は県が行い、町長はこれを補助する。ただし、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、県の実施を待つことができないときは、町長が実施する。

■本町の主な業務内容

- 現地における応急的医療施設の設置並びに管理
- 傷病者の救出、搬送及び災害現場の警戒並びに各機関における搬送の調整
- 日本赤十字地区長、分区長に対する出動要請
- 地区医師会に対する出動要請

[施策の体系・実施主体]

施策	実施主体
第1項 医療救護及び助産の実施	予防班、福祉対策班、総務総括班、消防対策部
第2項 医薬品、衛生材料等の調達	予防班
第3項 被災者の健康管理とこころのケア	予防班、総務総括班

第1項 医療救護及び助産の実施

(実施主体：予防班、福祉対策班、総務総括班、消防対策部)

1 情報の収集

町は、県及び医療機関と連携し、医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握する。

2 救護班の編成及び出動要請

予防班は、南部地区医師会及び医療関係機関による救護班を編成する。

救護班による医療及び助産救護が十分にできない場合、また災害規模及び患者の発生状況によっては、日赤沖縄県支部救護班、沖縄県医師会、南部地区医師会、その他の医療関係機関に派遣を要請し、協力を得て行う。

緊急な出産を要する場合は、最寄りの助産師によって行う等の措置を図る。

■救護班の編成

班名	機関名	構成人員	備考
救護班	町（予防班）	医師 1人	必要により運転手等 助手1人
	南部地区医師会	助産師又は看護師 1人	
		保健師 1人	
	町内各医療関係機関	事務職員 1人	

班名	機関名	構成人員	備考
県編成 医療班	保健所 県立病院 日本赤十字社 国立病院機構等 他市町村、県医師会	医師（班長） 1人 保健師、助産師、看護師 （准看護師を含む） 3人 事務員 1人 運転手 1人	計6人を基準

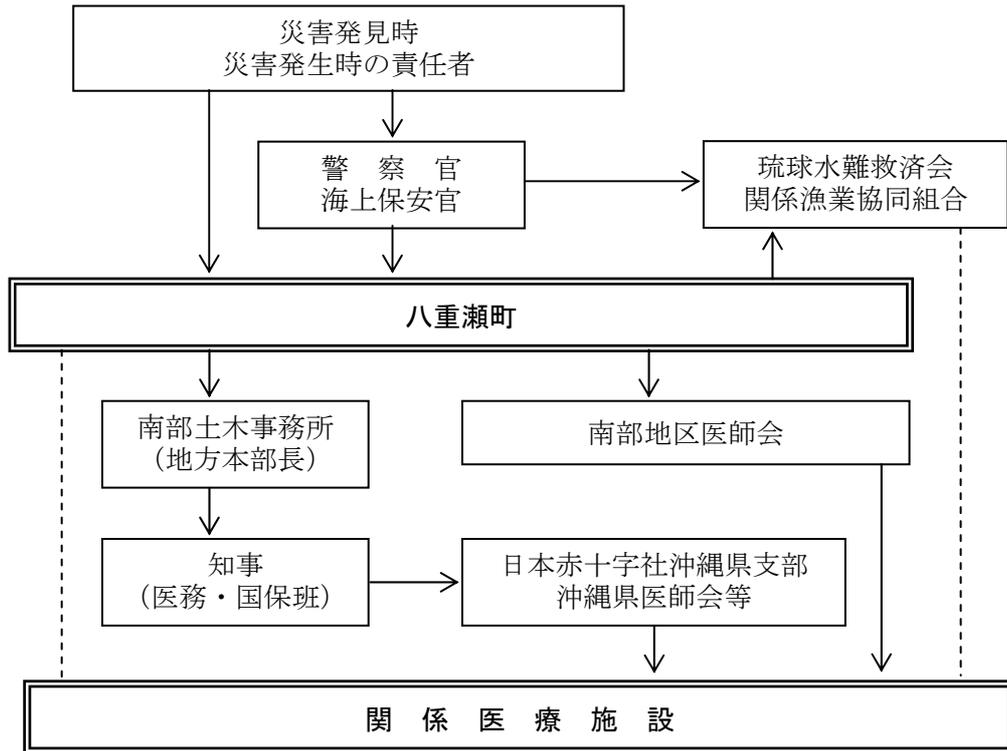
■医療、助産の対象・範囲

区分	内容
対象	災害のため医療の途を失った者及び災害発生の日から前後1週間の分娩者で、災害のため助産の途を失った者とする。
範囲	<ul style="list-style-type: none"> ○医療 <ul style="list-style-type: none"> ・診療 ・薬剤又は治療材料の支給 ・処置、手術その他の治療及び施術 ・病院又は診療所への収容 ・看護 ○助産 <ul style="list-style-type: none"> ・分娩の介助 ・分娩前及び分娩後の処理 ・脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

■医療、助産の費用及び期間

区分	費用	実施期間
医療	<ul style="list-style-type: none"> ○予防班による場合 使用した薬剤、治療材及び破損した医療器具の修繕費用の実費 ○一般の病院又は診療所による場合 社会保険の診療報酬額以内 ○施術者による場合 協定料金の額以内 	災害発生の日から14日以内
助産	<ul style="list-style-type: none"> ○予防班による場合 使用した衛生材料等の実費 ○助産師による場合 慣行料金の8割以内 	分娩した日から7日以内

■災害発生の通報連絡系統



通報内容

- ①事故等発生（発見）の日時
- ② 〃 の場所
- ③ 〃 の状況
- ④その他参考事項

3 救護所の設置

町は、救護所及び応急救護所を設置する。

■救護所の設置基準

設置区分	設置基準
救護所	診療所、その他医療機関を事前協議のうえ、救護所として利用設置する。
応急救護所	本部長の指示により、地域被災者の応急救護の拠点として避難場所・避難所（学校・公民館等）の罹災者の収容施設、罹災者の通行の多い地点及びその他適当と認める場所に臨時に設置する。

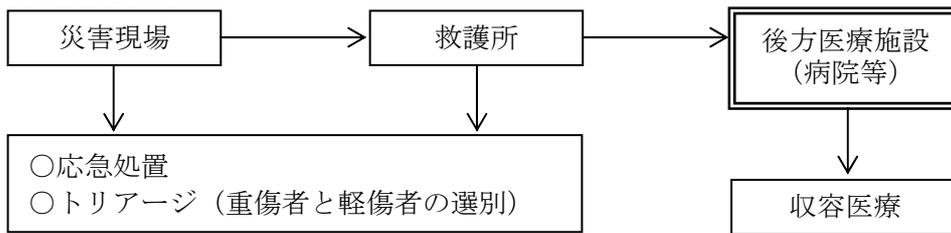
4 応急手当及び搬送

町は、救護班によるトリアージ及び応急手当の後、後方医療機関での医療機関が必要とされた重傷者については、搬送先を考慮して、ヘリコプター等適切な搬送手段により搬送する。

傷病者の搬送は、原則として町及び消防署の救急車両等により行う。町は、道路の不通等でヘリコプターでの搬送が必要な場合において、県を通じて、ドクターヘリ、自衛隊、第十一管区海上保安本部又は米軍等のヘリコプターの出動を要請する。

参考資料 3-5 ヘリポートの準備要領

■医療救護の流れ



※後方医療施設：救護所では困難な重病・重症患者等の処置、治療を行う。
(常設の公立、救急指定病院)

5 委託医療機関等による医療

救護班による医療措置ができない者や救護措置が適切でない者は、委託医療機関（県及び国立の公立病院、助産所、近隣市町村の委託医療機関）において救護を行う。

参考資料 2-7 町内医療機関一覧

参考資料 3-7 沖縄県の通報連絡等救急医療対策系統図

参考資料 3-8 南部地区医師会・災害時医療救急班連絡系統図

■委託医療機関

- 救助法適用市町村区域内の病院・診療所における入院治療施設
- 近隣市町村区域内における病院・診療所における入院治療施設

6 船舶の利用

町は、大規模な災害により被災地の医療施設が不足する場合、県を通じて、第十一管区海上保安本部及び海上自衛隊等に対し所有船舶の供用を要請する。

第2項 医薬品、衛生材料等の調達（実施主体：予防班、県）

1 医療、助産活動に必要な携行資材の補給方法

救護所において、医療及び助産の実施に必要な医薬品、衛生材料及び医療器具等は、各編成施設の当該班の所持品、資材を携行し、繰替使用する。携帯不能又は不足の場合は、南部地区医師会において補給する。

また、当該地域での調達確保が困難な場合、県（薬務衛生班）に対し、確保・輸送の要請を行う。

2 血液製剤の確保

町は、災害時における輸血用血液製剤が円滑に供給できるよう県（薬務衛生班）を通し、沖縄県赤十字血液センターへの輸血用血液製剤の確保・要請に努める。

第3項 被災者の健康管理とこころのケア（実施主体：予防班、総務総括班）

1 被災者の健康状態の把握

救護班は、避難所・仮設住宅等での巡回健康相談を実施し、住民の健康状態の把握と対応を決定する。

2 こころのケア

町は、県と連携し、保健所等に相談窓口を設置し、避難生活によるストレス、PTSD、うつ病、アルコール依存症、統合失調症等の被災者に対し、こころのケアを行う。また、長期に亘ることが予想される場合は、県に対し相談窓口を設けるなどの支援策を要請する。

また、子どもへの健康支援として、学校における健康診断やカウンセリングや家庭訪問等でこころのケアを行う体制を構築するとともに、県との連携によりこころのケア対策を実施する。

■災害発生後の各段階におけるこころのケア活動の概要

段階区分	こころのケア活動の概要
フェーズ0 発生直後、概ね24時間	①安全確保・正確な情報収集と情報提供 ②安心感の提供（社会的支え） ③こころのケア体制の検討 等
フェーズ1 発生後～数日間	①主に避難所でのこころの相談・医療の提供 ②精神障がい者の把握 ③遺族へのケア 等
フェーズ2 発生数日後から数週間	①要支援者の把握 ②こころのケア（新たに発生するこころの問題） ③支援者への技術支援・勤務体制への助言（過労防止） 等
フェーズ3 発生数週間～	①こころのケア（長期的なこころのケア） ②要支援者への継続支援 ③交流の場の提供 等
フェーズ4 発生数ヶ月後～終結	①要支援者への継続支援 ②健康相談（巡回型・固定型） ③地域づくり

（出典：福島県 心のケアマニュアル）

3 継続的治療への対応

町は、人工透析等、継続的治療が必要な被災者の状況を把握し、必要に応じて医療機関や保健所に対応を要請する。

第13節 交通輸送計画

町は、災害時における交通の確保並びに被災者、応急対策要員及び応急対策物資、資機材の緊急輸送について、交通の危険及び混乱を防止するとともに、安全確保と輸送等を確実に行う。

[施策の体系・実施主体]

施策	実施主体
第1項 交通規制	土木建設対策班
第2項 緊急輸送	総務総括班、広報財政班、福祉対策班、消防対策班
第3項 応急対策	土木建設対策班

第1項 交通規制（実施主体：土木建設対策班、県、関係機関、事業者）

1 交通規制の実施

各責任者は、災害時における交通の規制を行うものとし、相互協力を図りながら被災者、応急対策要員及び応急対策物資の緊急輸送が円滑に行われるよう努める。なお、交通規制区間が複数の管理道路にまたがる場合又は互いに隣接する場合は、関係する実施責任者間で総合調整を図るものとする。

■交通規制の種別・内容

区分	実施責任者	範囲	根拠法
道路管理者	国土交通大臣 沖縄県知事 八重瀬町長	1 道路の破損、決壊その他の理由により交通が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合	道路法 第46条
道路管理員	道路管理者から権限の委任を受けた職員		
公安委員会	県公安委員会 委員長	1 災害応急対策に従事する者又は災害救助対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施するために必要であると認められる場合	災害対策基本法 第76条
	県公安委員会 委員長 警察署長 警察官	1 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他交通に起因する障害を防止するため必要があると認められる場合 2 道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合	道路交通法 第4条 第5条 第6条
海上保安本部	第十一管区 海上保安本部	1 船舶交通安全のために必要であると認められるとき 2 海難の発生、その他の事情により特定港内において船舶の交通の混乱が生ずるおそれがあるとき、又は混雑緩和に必要なとき	港則法 第37条

区分	実施責任者	範囲	根拠法
	海上保安官	1 海上保安官がその職務を行うため、周囲の状況から真にやむを得ないと認めるとき	海上保安庁法 第18条

2 交通規制に伴う各種措置の実施

(1) 相互連絡

道路管理者と警察機関は、相互に緊密な連絡を取り、交通規制を実施する際は、あらかじめその規制の対象区間、期間及び理由を相互に通知する。ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ通知する余裕の無い場合は、事後速やかにこれらの事項を通知する。

(2) 危険箇所における規制

町、県又は県公安委員会は、道路の破損、決壊、その他の状況により通行禁止又は制限する必要があると認めるときは、禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設けるとともに、必要がある場合は、適当な迂回路の標識をもって明示し、一般の交通に支障がないよう措置する。特に、津波警報が発表された場合は、浸水想定区域への車両の流入を規制する。

(3) 緊急輸送のための規制

輸送機関及び県公安委員会は、災害が発生した場合において、災害応急対策に従事する者、又は災害対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保するため、必要があると認めるときは、次により適切な措置をとる。

■緊急輸送のための規制に伴う措置内容

実施機関	措置内容
緊急輸送機関の措置	災害地において、緊急輸送を実施しようとする機関の長は、あらかじめ日時種別、輸送量、車両の種別、発着地、経路、事由等を県公安委員会に連絡する。
公安委員会の措置（制限の必要を認めたとき）	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急車両以外の車両の通行禁止、又は制限の対象、区間及び期間を記載した様式1による表示及び適当な迂回路の表示を所定の場所に設置する。 ○上記の通行禁止、又は制限しようとするときは、あらかじめ当該道路管理者に禁止又は制限の対象、区間、期間及び理由を通知する。ただし、緊急を要する場合であらかじめ当該道路管理者に通知するいとまがないときは、事後において速やかに通知する。 ○緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うために必要あるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

(4) 交通規制等の禁止・制限の周知

県公安委員会は、災害時における通行の禁止又は制限（以下「通行禁止等」という。）を行ったときは、災害対策基本法第76条の規定に基づき、直ちに通行禁止等に係わる区域又は道路の区間、その他必要事項を周知させる。

(5) 発見者等の通報

災害時に道路及び橋梁等の交通施設の危険な状況、又は交通が極めて混乱している状況を発見した者は、速やかに町長又は警察官に通報する。

通報を受けたとき（者）は、警察官にあっては町長へ、町長にあってはその路線を管理する道路管理者又は警察機関へ通知する。

3 警察官、災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官及び消防職員による措置命令等

(1) 警察官による措置命令等

警察官は、通行禁止等に係わる区域又は道路の区間（以下「通行禁止区域等」という。）において、車両、その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障があると認めるときは、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動すること、その他当該通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じることができる。また、警察官は命ぜられたものが当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命じることができない場合は、自ら当該措置をとることができる。

(2) 自衛官・消防職員による措置命令等

災害による危険発生又は発生するおそれがあると認められるとき、警察官がその場にいらない場合、災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官及び消防職員は、自衛隊及び消防機関が使用する緊急通行車両の円滑な運行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。なお、当該措置をとったときは、直ちにその旨を管轄する警察署長に通知しなければならない。

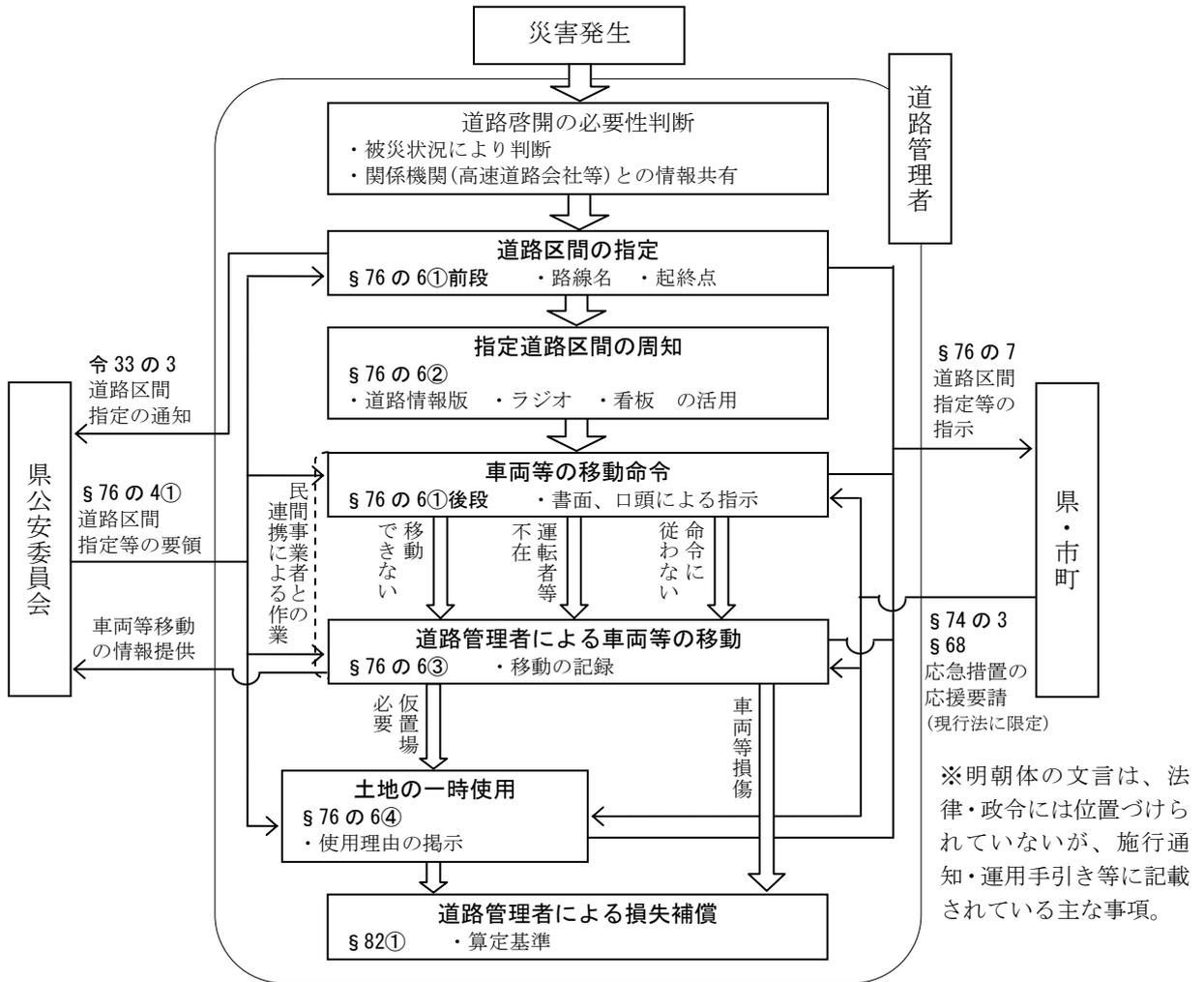
4 放置車両等の移動等の措置

道路管理者は、放置車両等について、次の措置を講じる。

■放置車両等の移動等に関する措置

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生し、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要性があるとき、又は県公安委員会から要請を受けたときは、区間を指定し、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。○道路管理者は、上記の措置のため、やむを得ない必要があるときは、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物を処分することができる。○町は、知事からの指示等があった場合は、速やかに上記の措置を実施する。 |
|--|

■災害対策基本法に基づく車両等の移動の流れ



5 車両運転者の責務

車両の運転者は、災害対策基本法第 76 条の規定に基づく通行禁止等が行われたときは、次の措置をとらなければならない。

■車両運転者のとるべき措置内容

規制区分	措置内容
道路区間及び区域に係る通行禁止等が行なわれた場合	道路区間や区域に係る通行禁止等が行われたときは、車両を当該道路区間や道路以外の場所に移動させる。移動させることが困難なときは、できる限り道路の左端に沿って駐車するなど緊急通行車両の通行の妨害とならない方法で駐車させる。
警察官の指示を受けた場合	その他警察官の指示を受けたときは、それに従う。

6 交通施設の応急対策

交通施設の災害応急対策は、「本章 第 28 節 公共土木施設応急対策計画」の定めるところとする。

第2項 緊急輸送

(実施主体：総務総括班、広報財政班、福祉対策班、消防対策班、県、関係機関、事業者)

町長は、被災者の避難、その他応急対策の実施に必要な輸送を行う。

ただし、次の場合は県が緊急輸送に必要な措置をとる。

■県による緊急輸送に必要な措置

- 災害範囲が広域で、車両等の確保配分について調整を必要とする場合
- 輸送実施機関において、輸送不可能の状態と認められる場合

1 緊急輸送の対象・内容

■緊急輸送の対象・内容

優先段階	対象内容
第1段階	<ul style="list-style-type: none">○救助、救急、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資○消防、水防活動等、災害の拡大防止のための人員、物資○政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等、初動の応急対策に必要な要員、物資等○後方医療機関へ搬送する負傷者等○緊急輸送に必要な輸送施設・拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第2段階	<ul style="list-style-type: none">○第1段階の継続○生命維持に必要な物資（食糧・水等）○傷病者、被災者の被災地外への輸送○輸送施設の応急復旧等に必要な人員・物資
第3段階	<ul style="list-style-type: none">○第2段階の継続○災害復旧に必要な人員及び物資○生活必需品

2 緊急輸送の実施

輸送の方法は、輸送物資等の種類、数量、緊急度並びに現地の交通施設等の状況を勘案し、適当な方法による。

輸送実施機関は、所属職員のうちから輸送責任者を指名し、当該物資等を輸送する車両等に同乗させる等の措置を講じる。

(1) 道路輸送

1) 車両等の確認

町は、輸送のために必要とする自動車及び運転者を確保する。

■輸送のために必要とする自動車及び運転者

- 応急対策を実施する機関に属する車両等
- 公共的団体に属する車両
- 営業用の車両等
- 自家用の車両

2) 緊急通行車両への標章の掲示

町は、事前届出により証明書の交付を受けた緊急車両について、標章を掲示する。

■緊急通行車両等の内容

優先段階	対象内容
緊急通行車両の事前届出	緊急通行車両の確認を迅速かつ円滑に行うため、緊急通行車両の事前届出を、知事又は県公安委員会に提出し、届出済証の交付を受ける。
緊急通行車両の標章及び証明書	緊急通行車両の使用者は、知事又は県公安委員会より標章（様式 2）及び証明書（様式 3）の交付を受け、被災地における交通の混乱の防止を図る。
標章の掲示	上記により交付を受けた車両は、当該車両の前面の見やすい箇所に標章を掲示する。

参考資料 7-17 車両通行止・緊急通行車両標章及び証明書

3) 町有車両の確保

総務総括班は、町有車両の確保を行う。各班長は、車両を必要とするときに必要な事項を明示して配車を要請する。

総務総括班は、各班長から配車の要請があった場合は、車両の保有状況、応急対策の内容及び緊急度を考慮のうえ使用車両を決定し、要請した班へ通知する。

■配車の要請に必要な事項

- 輸送日時及び輸送区間
- 輸送対象の人数、品名及び数量
- その他必要な事項

参考資料 2-5 町有車両一覧

4) 民間車両（町有車両以外）による輸送

町は、必要な車両確保が困難な場合で、民間車両により輸送を行うときは、沖縄総合事務局運輸部に斡旋を依頼し、迅速な輸送の実施に努める。

5) 費用の基準

費用の基準は、次のとおりとする。

■費用の基準

- 輸送業者による輸送又は車両の賃借料は、通常の料金とする。
- 官公署、その他公共機関等の所有車両の使用については、燃料費程度を負担する。

6) 燃料の確保

町は、車両による輸送を行う場合は、沖縄県石油商業組合・沖縄県石油業協同組合に優先的な供給を要請する。

(2) 海上輸送の実施

災害のため陸上輸送が困難、又は海上輸送がより効果的な場合、輸送実施機関が船舶を借り上げ、輸送を実施する。

1) 県有船舶による輸送

町は、県有船舶による輸送を必要とするときは、県（総括情報班）に対し、次の事項を明らかにした文書をもって要請する。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等をもって要請し、その後速やかに文書を提出する。

■県有船舶による輸送の要請時に必要な事項

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○災害の状況及び応援を必要とする理由 ○応援を必要とする期間 ○応援を必要とする船舶数 ○応急措置事項 ○その他参考となるべき事項 |
|---|

2) 第十一管区海上保安本部船艇の派遣要請等

町長は、第十一管区海上保安本部船艇による輸送を必要とするときは、知事に対し要請及び要請後の措置を行う（「本章 第4節 自衛隊災害派遣要請計画」による要領に準ずる）。

3) 民間船舶による輸送

町長は、民間船舶により輸送を行う場合は、沖縄総合事務局運輸部に斡旋を依頼し、迅速な輸送の実施に努める。

(3) 空中輸送

町は、災害の発生による交通途絶等の理由により空中輸送の必要を生じた場合は、次の措置を講じる。

■空中輸送の措置

実施項目	実施内容
空中輸送の実施及び要請等	災害による交通途絶その他の理由により、空中輸送の必要が生じた場合は、空中輸送の実施を行う。また、空中輸送要請及び要請後の措置並びに撤収要請については、「本章 第4節 自衛隊災害派遣要請計画」による要領に準ずる。
ヘリポートの整備	空中輸送（緊急患者空輸、物資の空輸等）を受ける場合に備え、ヘリコプターの発着又は飛行機からの物資投下が可能な場所の選定、整備に努め、災害時における空中輸送の円滑化を図る。

(4) 人力等による輸送

災害時の人力等による輸送を行う場合に備え、安全かつ効率的な輸送通路について検討し、地域住民の協力のもと迅速適切な措置がとれるよう努める。

3 広域輸送拠点の確保

町は、救援物資の受入れのために、施設又は空地に広域輸送拠点を確保する。

第3項 応急対策（実施主体：土木建設対策班、県）

1 台風・大雨時の応急対策

各道路管理者及び糸満警察署は、災害警戒段階から緊密に連携し、道路の巡視、点検を行い、被災状況等を把握するとともに、通行の禁止又は制限に関する情報を収集する。

特に、避難勧告等が発表された場合は、避難対象地区の道路の浸水、土砂災害及び倒木等の被害状況を確認し、町に伝達する。

糸満警察署は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ及び車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

2 交通施設の応急対策

交通施設の応急対策は、「本章 第28節 公共土木施設応急対策計画」の定めるところによる。

第14節 治安警備計画

災害時における住民の生命、身体及び財産を保護し、社会秩序の維持を目的に治安対策を行う。

[施策の体系・実施主体]

施策	実施主体
第1項 警察への協力・出動要請等	総務総括班、広報財政班
第2項 警察による災害警備	-

第1項 警察への協力・出動要請等

(実施主体：総務総括班、広報財政班、県、糸満警察署)

町は、自主防災組織等と連携し、被災地において警察が行うパトロールや生活の安全に関する情報提供等の活動に協力し、住民の安全確保に努める。

なお、町長は、治安警備、社会秩序の維持に必要な場合は、次により警察に対して協力・出動等を要請する。

■警察の災害警備措置要領

段階	体制	活動内容
準備体制	台風が接近し、又は大雨、高潮、洪水等の警報・注意報等が発せられ、予想される災害の発生までに相当の時間的余裕がある場合は準備体制をとる。	準備体制をとったときは、概ね次に掲げる活動を行う。 ○災害警備連絡室（本部）の設置 ○気象、災害情報の収集及び伝達 ○事前広報 ○関係機関との連絡 ○装備資機材の準備 ○通信の確保 ○警察施設の防護
警戒体制	管内に暴風、大雨、高潮、津波、地震等の警報が発せられ災害（大規模災害を除く）による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、警戒体制をとる。	警戒体制をとったときは、準備体制に掲げる活動のほか、概ね次に掲げる活動を行う。 ○災害警備（準備）本部の強化 ○警備本部要員の招集 ○警備部隊の編成及び事前配置 ○装備資機材の事前配備 ○広報体制の確立 ○警備部隊の応援要請 ○補給
非常体制	大規模災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合は、非常体制をとる。	非常体制をとったときは、準備体制及び警戒体制に掲げる活動のほか、概ね次に掲げる活動を行う。 ○避難誘導及び警戒措置 ○被害調査 ○救出・救助活動 ○行方不明者の捜索及び遺体の見分

段階	体制	活動内容
		<ul style="list-style-type: none"> ○犯罪の予防及び検挙 ○応援部隊の派遣調整 ○交通秩序の維持及び交通規制の実施 ○広報活動

■警察への協力・出動の要請等

町長の措置	措置内容
災害応急措置	町長は、災害応急対策に関する措置をとるときは、警察署長に連絡を行い、両者が密接に協力する。
協力要請	町長が警察官の協力を求める場合は、原則として警察署長に対して行う。
出動要請	町長が警察官の出動を求める場合は、警察署長を経て災害応急対策責任者である警察本部長に要請する。

第2項 警察による災害警備（実施主体：糸満警察署）

警察は災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害被害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するために、住民の避難誘導及び救助、犯罪の予防、交通の規制等の応急的対策を実施して、本町における社会秩序の維持にあたる。

警察が行う警備活動は、「沖縄県地域防災計画」、「沖縄県警察災害警備計画」による。

第15節 災害救助法適用計画

災害に際して災害救助法を適用し、応急的及び一般的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

[施策の体系・実施主体]

施策	実施主体
第1項 災害救助法適用後の救助の実施	福祉対策班
第2項 災害救助法の適用基準	福祉対策班
第3項 災害救助法の適用手続	福祉対策班、総務総括班

第1項 災害救助法適用後の救助の実施（実施主体：福祉対策班）

知事は、災害救助法の適用後の救助業務を実施する。この場合、町は県（知事）の補助を行う。ただし、知事が必要があると認めるときは、町長が行うことができる（災害救助法第30条）。

■救助の種類

- 避難所及び応急仮設住宅の供与
- 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 被服、寝具その他生活必需品の給与
- 医療及び助産
- 被災者の救出
- 被災した住宅の応急修理
- 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- 学用品の給与
- 埋葬
- 遺体の搜索
- 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしている障害物の除去

※救助法の適用に至らない災害についての被災者の救助は、八重瀬町地域防災計画に定めるところにより町長が実施する。

第2項 災害救助法の適用基準（実施主体：福祉対策班）

1 災害救助法の適用基準

本町において、災害救助法が適用される災害の程度は、次のいずれかに該当する場合である。

■災害救助法の適用基準

- 住家の滅失した世帯数が50世帯に達したとき
- 県全域の住家滅失世帯数が1,500世帯で、そのうち八重瀬町の住家滅失世帯数が25世帯に達したとき

○多数の者が生命又は身体に被害を受け、又は受けるおそれが生じたとき
※滅失世帯の算定は、「2 被害世帯の算定基準」に基づくものとする。

2 被害世帯の算定基準

被害世帯とは、住家が全壊（焼）流失等により滅失した世帯の数である。その他の損壊に対しては、次の表による換算基準とする。

なお、被害世帯に対する算出適用の人口基準は、災害直前の国勢調査人口による。

■被害世帯の算定基準表

住家損壊内容	被害世帯数1（滅失世帯）の算定
全壊（焼）・流失等による滅失	1世帯
半壊・半焼等の著しい損壊	2世帯
床上浸水、土砂たい積等による一時的居住不可能な状態	3世帯

第3項 災害救助法の適用手続（実施主体：福祉対策班、総務総括班）

町長は町内における災害が災害救助法適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合は直ちに知事に報告する。

災害の実態が急迫し、知事による救助を待ついとまがない場合は、町長は災害救助法に定める救助を行い、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処理について知事の指示を受ける。

参考資料 3-10 災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準

第16節 給水計画

南部水道企業団は、災害により飲料水を得ることができない者に対し、生活に必要な飲料水を供給し、被災者を保護するとともに施設等の応急復旧を行う。

[施策の体系・実施主体]

施策	実施主体
第1項 飲料水の供給	上水道対策班、福祉対策班
第2項 水道施設の応急復旧	上水道対策班

第1項 飲料水の供給（実施主体：南部水道企業団、上水道対策班、福祉対策班）

南部水道企業団は、被災者に対する応急飲料水の供給を行う。

災害救助法が適用された場合は、知事が実施する。ただし、救助を迅速に行なうため必要があると認めるときは町長が行うことができる。

給水対象者、給水方法及び給水量は、次のとおりとする。

■給水対象者

- 災害のため、現に飲料水を得ることができない者とする。
- 災害救助法が適用された場合、本地域で自力による飲料水確保が不可能であれば、家屋・家財の被害世帯に係わらず給水実施ができる。
- ただし、罹災者であっても自力で近隣より飲料水が確保できれば供給の必要はない。

■給水方法

実施事項	実施内容
優先供給	○必要最小限の生活ができる用水の供給に限る。 ○医療施設、社会福祉施設、避難場所等の施設に対しては、優先的に給水を行う。
取水	○給水のための取水は消火栓から行う。
消毒等	○取水が汚染しているとき、又は汚染のおそれがあるときは、水質検査を行い、ろ水器によるろ過及び洗浄剤の投入等により、消毒を行う。
供給	○被災地への供給は、タンク車及び容器による搬送給水等、現地の実情に応じて適当な方法によって行う。
広報	○給水に際し、広報車又は報道機関等の協力を得て、給水日時、場所、その他必要な事項を住民に広報する。

■給水量

- 被災者に対する給水量は、1人1日3リットル程度とする。
- 補給水源の水量、給水能力及び施設復旧状況等に応じて給水量を増減する。

第2項 水道施設の応急復旧（実施主体：南部水道企業団、上水道対策班）

南部水道企業団は、水道施設が破壊された場合には、給水のための重要度及び修理の可能性等を考慮して応急復旧を行い、必要に応じて給水工事指定店の応援を求める。

第17節 食糧供給計画

町は、被害者及び災害応急対策員に対する食糧等の給与・供給のため、調達、炊き出し及び配給等を迅速かつ確実に実施する。

災害救助法が適用された場合は、知事又は知事から委任された町長が実施する。

[施策の体系・実施主体]

施策	実施主体
第1項 食糧の調達	福祉対策班、総務総括班
第2項 食糧の供給活動	福祉対策班、予防班

第1項 食糧の調達（実施主体：福祉対策班、総務総括班、県、事業者）

1 食糧の需要の把握

福祉対策班は、開設避難所及び総務総括班等と連絡を行い、食糧の需要を把握する。総務総括班は、災害応急対策活動従事者の人数を調査する。

2 食糧の調達

福祉対策班は、町における備蓄食糧、食糧加工業者、製パン業者、スーパー等から弁当、パン、副食品、炊き出し用米穀、野菜等を調達する。乳児に対しては、粉ミルク等を県及び販売業者等から調達する。

県からの食糧調達方法は、次のとおりとする。

■県からの食糧調達方法

区分	調達方法
米穀、災害用乾パン	○米穀については、町長が知事（流通政策班）に米穀の応急買受申請を行い、知事発行の応急買受許可書により指定業者手持ちの米穀を調達する。 ○災害用乾パンについては、町長が知事に災害用乾パンの買受要請を行い、これに基づき知事が内閣府沖縄総合事務局に売却申請を行い調達する。
その他の主食、副食及び副調味料等	○原則として町が行うが、緊急調達の必要がある場合は、県及び他市町村の応援を要請し調達する。

第2項 食糧の供給活動（実施主体：福祉対策班、予防班）

1 食糧の集積（保管）場所及び輸送

福祉対策班は、食糧の集積（保管）場所を町の施設等から選定して管理するとともに、配給に関する輸送を行う。

2 食糧の配給

災害が発生し、又は災害のおそれがある場合における応急配給は、次の場合に町長が必要と認めたとし行う。

配給する食糧は、災害発生第1～2日目は備蓄食糧・弁当・パン等、第3日目以降は米飯の炊き出し又は弁当・パン等により行う。また、乳幼児に対しては粉ミルク等を配給する。配給の際は、食糧品等受払簿（別紙様式）を作成する。

食糧の供給対象者は次のとおりとする。

参考資料 7-14 食糧品等受払簿

■ 応急配給の条件

- 被災者に対し、炊き出しによる給食を行う必要がある場合
- 被災により、卸売り、小売販売業者が通常の販売を行うことができないため、その機関を通じないで配給を行う必要がある場合
- 災害時における救助作業、急迫した災害防止及び緊急復旧作業に従事する者に対して行う必要がある場合

■ 食糧の供給対象者

- 避難指示等に基づき、避難所に入所している人
- 住家が被害（全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水）を受け、炊事が不可能な人
- 住家が被害を受けたため、一時縁故先等へ避難する人
- 旅行者、町内通過者等で他に食糧を得る手段のない人
- 米穀の供給機能が混乱し、通常の供給を受けることが不可能な人
- 災害応急対策活動従事者

3 炊き出しの実施

炊き出しは、予防班が中心となり、必要に応じて婦人会、女性会、自治会等のボランティアに協力を要請し行う。炊き出し場所は、各避難所等とし、町は必要な原材料、燃料等を調達する。

なお、炊き出しに当たっては、常に食糧品の衛生に留意する。また、食糧の提供に当たっては、要配慮者や食物アレルギーの被災者に配慮し、原材料表示や献立表の掲示等を行うものとする。

■ 炊き出しの対象者等

区分	内容
対象者	○炊き出し、その他による食品の給与は避難所に入所している者、住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水等のため炊事ができない者及び被害を受け、一時縁故地等へ避難する必要がある者に対して行うものとする。
費用	○炊き出し、その他による食品の給与のため支出できる費用は主食、副食及び燃料費等とし、一日当たり1,080円以内とする。
期間	○炊き出し、その他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。 ○ただし、住家の被害により被災者が一時縁故地等へ避難する場合は、3日以内の食糧を現物支給する。

第18節 生活必需品供給計画

町は、被害者に対する被服、寝具、その他生活必需品の調達、給与及び貸与を行う。

災害救助法が適用された場合は、知事が実施する。ただし、救助を迅速に行うため必要があると認められるときは町長が実施する。

[施策の体系・実施主体]

施策	実施主体
第1項 生活必需品物資等の調達	福祉対策班
第2項 生活必需品物資等の給与及び貸与	福祉対策班
第3項 生活必需品物資等の集積及び輸送	福祉対策班
第4項 救援物資の受入れ	福祉対策班

第1項 生活必需品物資等の調達（実施主体：福祉対策班、県、事業者）

町は、応急救助用として必要最小限の数量の生活必需品物資等を備蓄するほか、関係業者との密接な連絡により物資を調達する。

必要量が確保できないときは、県及び他の市町村に対し応援を要請する。

第2項 生活必需品物資等の給与及び貸与（実施主体：福祉対策班）

福祉対策班は、世帯構成員別に被害状況を把握し、物資の配分計画を立て、迅速確実な供給に努める。また、購入による供給は、災害救助法の供給、貸与の基準の範囲で行う。

生活必需品等の供給の際は、生活必需品等の供給状況（別紙様式）を作成する。

なお、物資は時間の経過とともに変化することを踏まえるとともに、夏季の暑さ対策等の被災地の実情を考慮し、さらには、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮した物資を供給する。

参考資料 7-15 生活必需品等の供給状況

■給与貸与の基準（災害救助法を基本とする）

区分	給与・貸与の範囲
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ○災害により住家に被害を受けた者（住家の被害程度は全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水等で、直ちに日常生活を営むことが困難な者） ○船舶の遭難等により被害を受けた者。 ○被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財道具を喪失した者。 ○被服、寝具その他生活必需品がないため、日常生活を営むことが困難な者。
品目	<p>給与及び貸与する物資等は、次に掲げる範囲内において現物をもって行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○寝具・・・・・・・・・・就寝に必要な最小限度の毛布等 ○衣類・・・・・・・・・・上着、下着等 ○身廻り品・・・・・・・・タオル、手拭い、靴、傘等

区分	給与・貸与の範囲
	○炊事用具・・・・・・・・鍋、釜、包丁、食器類、コンロ等 ○日用品・・・・・・・・石鹸、ちり紙、歯ブラシ、歯磨等 ○光熱材料・・・・・・・・マッチ、ろうそく等 ○その他・・・・・・・・懐中電灯、ラジオ等
費用	被服、寝具その他生活必需品の給与及び貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯あたりの費用を算出する（災害救助法に基づく）。
期間	災害発生の日から、10日以内とする（ただし、町長が認めた場合期間延長あり）。

注) 住家の被害世帯における対象基準は、災害救助法に基づく。

第3項 生活必需品物資等の集積及び輸送（実施主体：福祉対策班）

福祉対策班は、町の施設等から生活必需品の集積所を選定して管理し、輸送が必要なときはその他の班の協力を得て実施する。

第4項 救援物資の受入れ（実施主体：福祉対策班、県）

1 救援物資の受入れ

町は、全国の自治体及び団体等からの救援物資を受入れる。町で救援物資の受入れができない場合は、県が町のニーズを把握し、救援物資提供の申出を受け付ける。

2 受入れルールの作成

救援物資を受入れる場合は、自治体、企業及び団体からの大口の提供のみとするなど、明確なルールを作成する。

3 救援物資の受入れ方法

県に救援物資の受入れ要請を行う場合は、次のとおりとする。

- ア 町のニーズを明確にし、必要な時期に必要な物資が提供されるよう要請する。
- イ 広域輸送拠点までの輸送は、提供先に要請する。
- ウ 広域輸送拠点での受入れ及び整理は、可能な限り民間物流業者等の供給システムを活用できるように要請する。
- エ 町は、空港、港湾等の被害状況を踏まえて、ヘリコプター、又は船舶等の適切な手段での輸送を県に要請し、迅速に輸送する。

第19節 感染症対策、し尿の処理、食品衛生監視及び動物の保護収容計画

[施策の体系・実施主体]

施策	実施主体
第1項 感染症対策	環境衛生班
第2項 保健衛生	予防班
第3項 し尿の処理	環境衛生班
第4項 食品衛生監視活動	環境衛生班
第5項 犬等及び特定動物（危険動物）の保護・収容計画	環境衛生班
第6項 ペットへの対応	環境衛生班

第1項 感染症対策（実施主体：環境衛生班、県）

町は、災害時における感染症対策について、県（南部福祉保健所等）の指示を受け、必要な措置を行う。知事（県）は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下本節において「法」という。）に基づき、感染症対策に必要な措置を行う。

1 防疫班の編成

環境衛生班は、防疫班を編成する。なお、災害地域が広範囲にわたるときは、その都度即応体制をとるものとする。

■防疫班の編成

担当	配備体制	実施内容
調査係	人員：3名 車両：1名	実施責任機関となる県の検病調査班に協力し、情報収集とともに地域の衛生に努める。
防疫係	人員：1名 車両：1名	保健所等の指導のもと、清潔方法及び消毒方法の施行、ねずみ族、害虫の駆除等、地域感染症対策の実施を図る。

2 感染症対策の指示、命令等

町長は、知事が感染症予防上必要と認め、その範囲及び期間等を定めて指示を発し、それを受けた場合、速やかに指示事項を実施する。

なお、知事又は町長が行う措置は、感染の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため、最大限行わなければならない。

■知事の指示事項

- 消毒に関する指示（法第27条第2項及び法第29条第2項の規定）
- ねずみ族及び昆虫等の駆除に関する指示（法第28条第2項の規定）
- 生活の用に供する水の供給に関する指示（法第31条第2項の規定）
- 臨時予防接種に関する指示（予防接種法第6条第1項の規定）

■感染症対策の実施内容

実施事項	実施内容
清潔方法	<ul style="list-style-type: none"> ○被害地域及びその周辺の地域についての清潔方法は、道路、溝渠及び公園等の公共の場所を中心に感染症予防の衛生処理を実施する。 ○被害家屋及びその周辺の清潔方法は、各世帯等を実施させる。 ○津波災害の被災地においては、津波汚泥の堆積や水産加工施設から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じることから、防疫活動に万全を期すよう十分に留意する。
消毒方法	○避難所、被害地域及びその周辺地域の消毒は、感染症の予防及び感染症の患者に対する治療に関する法律第27条第2項から第29条第2項までに定めるところにより行う。
ねずみ族及び昆虫等の駆除	○同法施行規則第15条による。
生活の用に供される水の供給	○法第31条第2項の規定による知事（南部福祉保健所）の指示に基づき、速やかに生活の用に供される水の供給措置を開始する。
臨時予防接種	<ul style="list-style-type: none"> ○予防接種法第6条第1項の規定による知事（南部福祉保健所）の指示に基づく臨時予防接種は、対象者の範囲及びその時期又は期間を指定して実施する。実施に当たっては、特別の事情のない限り通常災害の落ち着いた時期を見計らって定期予防接種の繰り上げの実施等を考慮する。 ○ただし、集団生活の場である避難所で患者若しくは保菌者が発見され、まん延のおそれがある場合には、緊急に実施する。
避難所の感染症対策	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所は、応急仮施設でかつ、多数の避難者を収容するために不衛生になりがちなので南部保健所の指導を得て防疫活動を実施する。 ○施設の管理者を通じてできるだけ衛生に関する自治組織を編成し、その協力を得て防疫の完璧を期する。 <p>〈感染症対策指導の重点事項〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 33%;">①疫学調査 <li style="width: 33%;">②清潔の保持及び消毒の実施 <li style="width: 33%;">③集団給食 <li style="width: 33%;">④飲料水の管理 <li style="width: 33%;">⑤健康診断

3 感染症対策薬剤の調達

防疫班（防疫係）は、感染症対策薬剤を緊急に調達する。それが不可能な場合は、県（南部福祉保健所等）に調達斡旋の要請を行う。

第2項 保健衛生（実施主体：予防班）

予防班は、被災者の健康管理について、次の事項の実施を図る。

■被災者の健康管理内容

実施事項	実施内容
良好な衛生状態の保持	○災害による生活環境の激変は、被災者が心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所等を設ける。

実施事項	実施内容
要配慮者への配慮	○要配慮者の心身双方の健康状態には特別の配慮を行い、必要に応じて社会福祉施設への入所、ホームヘルパーの派遣、車いす等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得ながら計画的に実施する。
保健師等による健康管理	○保健師等による巡回健康相談等を実施し、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理（保健指導及び栄養指導）を行う。

第3項 し尿の処理（実施主体：環境衛生班）

町は、被災地におけるし尿の収集処分等、環境衛生の万全を図る。

ただし、被害が甚大のため実施できないときは、他市町村又は県の応援を求める。

1 し尿の収集・処理

町は、次の方法によりし尿の収集・処理を実施する。

■し尿の収集・処理方法

実施区分	実施内容
収集方法	し尿の収集は、被害の規模に応じ許可業者に指示して、集中汲み取りを実施する。
処理方法	し尿の処理は、原則として島尻消防、清掃組合の処理施設において処理するが、必要に応じ、環境保全上支障のない方法で行う。

2 仮設便所等の設置及びし尿処理

町は、避難者の生活に支障が生じることがないように、避難所への仮設便所の設置をできる限り早期に完了する。

また、仮設便所の管理については、必要な消毒剤を確保し、十分な衛生上の配慮を行うとともに、し尿の収集・処理を適切に行う。

3 清掃用薬剤の調達

町は、清掃用薬剤の調達の必要が生じたときは、適切に調達を実施する。

第4項 食品衛生監視活動（実施主体：環境衛生班、県）

町は、本町の被災状況から県が災害時に食品衛生の監視が必要と認めたとき、県の食品衛生監視班が実施する食品衛生監視活動に協力する。

■食品衛生監視活動

- 救護食品の監視指導及び試験検査
- 飲料水の簡易検査
- その他食品に起因する危害発生の防止

第5項 犬等及び特定動物（危険動物）の保護・収容計画

（実施主体：環境衛生班、県）

1 犬及び特定動物（危険動物）対策

町は、必要に応じて犬等収容班を組織し、次の対策を実施する。

■犬及び特定動物（危険動物）対策

実施区分	責任者	実施内容
犬及び負傷動物対策	県（生活衛生課・自然保護・緑化推進課・動物愛護管理センター）及び町	○災害時に必要に応じ、犬等収容班を組織し、狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律、町飼い犬条例に基づき放浪犬及び所有者不明の負傷動物（犬、猫、小鳥等の愛玩動物）の保護及び収容を行う。 ○収容・保管に際し、民間団体への場所又は施設の提供と適正な管理の協力を求める。
特定動物（危険動物）対策	県（自然保護・緑化推進課） （協力機関：町、関係機関）	○動物の愛護及び管理に関する法律に規定する特定動物（危険動物）が逸走した場合は、県の特定動物（危険動物）対策班設置にともない情報収集、関係機関の連絡調整を行う。また、飼養者に対して、人の生命、身体等に対する危害を防止するために必要な措置をとるよう命ずる。 ○所有者不明の場合、県の活動とともに警察及び民間団体に対し、特定動物（危険動物）の捕獲、収容その他必要な措置について、協力を求める。

2 保護・収容動物の公示

町は、保護収容された動物について、県が作成・公示する台帳の作成に協力する。

3 動物の処分

県は、所有者不明犬等、特定動物（危険動物）について、次のとおり処分する。

■動物の処分

区分	実施内容
所有者不明犬等	○狂犬病予防法及び動物の愛護及び管理に関する法律に基づき処分するものとし、収容期間等は災害時の状況に応じて検討する。
特定動物（危険動物）	○人命・身体等の安全を確保するために必要と認めるときは、当該特定動物（危険動物）の殺処分を検討する。 ○実施にあたり、警察、民間団体に対する必要な協力を求める。

第6項 ペットへの対応（実施主体：環境衛生班、関係機関）

町は、災害発生時には、多くの避難者がペットを同伴して避難することが予想されるため、避難場所での混乱を防止し、これら動物の保護や適正な飼養に関し、獣医師会、動物関係団体及びボランティア等と協力して対策を実施する。

特に避難所におけるペットの状況を把握するとともに、避難所敷地内に専用スペースを設置し避難者の生活場所と区分する。また、所有者責任による自己管理を徹底させる。

第20節 行方不明者の搜索、遺体処理及び埋葬計画

町は、災害により行方不明になっている者（生存推定者、生死不明者）の搜索を行い、遺体の収容、処理及び埋葬を円滑に実施する。

行方不明者の搜索及び遺体の収容処理、埋葬等の措置は町長が行う。行方不明者の搜索は消防対策班が警察署と協力して行い、遺体の収容、処理及び埋葬等は住民対策班が担当する。

ただし、災害救助法が適用された場合は、遺体の収容処理は知事が行い、搜索、埋葬は知事の委任により町長が行う。

[施策の体系・実施主体]

施策	実施主体
第1項 行方不明者の搜索	消防対策部、住民対策班
第2項 行方不明者の発見後の収容及び処置	消防対策部、住民対策班
第3項 遺体の安置及び処理	住民対策班
第4項 遺体の埋葬	住民対策班
第5項 行方不明者の搜索等の費用及び期間等	住民対策班

第1項 行方不明者の搜索（実施主体：消防対策部、住民対策班、関係機関）

町は、搜索隊を編成し、関係機関と連携して行方不明者を搜索する。

■行方不明者の搜索方法等

実施事項	実施内容
行方不明者リスト	○住民対策班は庁舎に行方不明者相談所を開設し、届出を受けた行方不明者について別紙様式（行方不明者届出票）を作成する。 ○その際、避難者名簿等と照会し、なお不明な者については、搜索者名簿を作成し、消防本部へ送付する。
搜索隊の設置	○行方不明者の搜索を迅速、的確に行うため、必要に応じ消防対策班に搜索隊を設置し、行方不明者数及び搜索範囲等の状況を考慮し、消防対策班員を中心に各班員をもって編成する。
搜索の方法	○搜索に当たっては、災害の規模、地域、その他の状況を勘案し、関係機関と事前に打ち合わせを行う。

参考資料 7-11 避難者名簿

参考資料 7-18 行方不明者届出票

参考資料 7-19 搜索者名簿

第2項 行方不明者の発見後の収容及び処置

(実施主体：消防対策部、住民対策班、関係機関)

町は、医療機関等と連携し、行方不明者の収容及び処置を行う。

■行方不明者の発見後の収容及び処置

実施事項	実施内容
負傷者の収容	○捜索隊が負傷者及び病人等救護の要するものを発見したとき、又は、警察より救護を要する者の引き渡しを受けたときは、速やかに医療機関に収容する。
遺体の収容	○発見した遺体は、速やかに医師の検案を受け、警察官及び海上保安官による死体検分調書を作成後、遺体の引き渡しを受けたときは、直ちに公民館及び学校等適当な施設に搬送・収容する。 ○その際、住民対策班は遺体調書（別紙様式）を作成する。
医療機関との連携	○捜索に関しては、負傷者の救護及び遺体の検案等が円滑に行われるように、環境衛生班及び医療機関等との連絡を前もってとる。

参考資料 7-20 遺体調書

第3項 遺体の安置及び処理 (実施主体：住民対策班、関係機関、事業者)

町は、発見された遺体については、死体取扱規則（昭和33年国家公安委員会規則）、海上保安庁死体取扱規則（昭和45年）の規定により、警察官又は海上保安官が所要の死体検視調書を作成した後、遺族又は町長に引き渡されるため、町長はその後必要に応じて遺体の処理を行う。

■遺体の安置・処理に関する実施内容

実施事項	実施内容
納棺、仮葬祭用品等の確保	○住民対策班は、町内葬儀業者等の協力を得て、納棺用品、仮葬祭用品等必要な器材を確保するとともに、納棺作業の指導のための要員を確保する。
遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置	○遺体の識別のための処置として行う。
遺体の一時安置所の開設	○住民対策班は、公民館及び学校、寺院等適切な場所を選定し、一時安置所を設置する。 ○その際、住民対策班は一時遺体安置所を開設した旨の広報を実施し、身元の確認及び遺体の引受人を捜索する。
遺体調書及び遺体台帳等の作成	○住民対策班は、死体検分調書等を引き継いだ遺体について「遺体調書」及び「遺体台帳」（別紙様式）を作成するとともに、棺に氏名等を添付する。
遺体の引渡し方法	○遺族その他より遺体の引き取りの申し出があったときは、「遺体調書」「遺体台帳」により整理のうえ引き渡す。

参考資料 7-20 遺体調書

参考資料 7-21 遺体台帳

第4項 遺体の埋葬（実施主体：住民対策班）

身元の判明しない遺体、遺族等が判明していても、災害時の混乱で遺体を引き取ることができないものは、本部長の許可を得て応急的な遺体の火（埋）葬を実施する。その際、住民対策班は、遺体火（埋）葬許可証の発行手続きをとるとともに、遺体埋葬台帳等を作成する。なお、火葬が困難な場合は、県に広域火葬を要請する。

また、納骨は遺族が行うが、身元不明の遺骨は、1年以内に引き取り人が判明しない場合、身元不明書取扱として町長（住民対策班）が実施する。

参考資料 7-22 遺体埋葬台帳

第5項 行方不明者の捜索等の費用及び期間等（実施主体：住民対策班）

被災者の捜索や遺体の処理等についての費用及び期間は次のとおりである。
 ただし、災害救助法が適用された場合は、「本章 第15節 災害救助法適用計画」に基づく。

■災害に遭った者の捜索・救出

条件別	基準内容
対象者	○災害のため現に生命及び身体の危険な状態にある者、又は生死不明の状態にある者に対して行う。
費用	○船艇、その他救出のための機械、器具等の賃借料、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。
期間	○災害発生の日から概ね3日以内とする。

■遺体の捜索

条件別	基準内容
対象者	○災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者に対して行う。
費用	○支出できる費用は、船艇その他捜索のための機械、器具等の借上費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。
期間	○災害発生の日から10日以内とする。

■遺体の処理

条件別	基準内容
対象者	○災害の際死亡した者について、遺体に関する処理（埋葬を除く。）を行う。
処理の範囲	遺体の処理は、次の範囲内において行う。 ○遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処理 ○遺体の一時保存 ○検案
費用	支出する費用は、次に掲げるところによる。 ○遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処理は、1体あたり3,400円以内とする。 ○遺体の一時保存のための費用は、遺体を一時収容するために既存建物を利用する場合は、当該施設等の借上費について通常の実費とし、既存建物を利用できない場合は、1体あたり5,300円以内とする。 ○検案を医師に依頼する場合、当該地域の慣行料金の額以内とする。
期間	○災害発生の日から10日以内とする。

■埋葬

条件別	基準内容
対象者	○埋葬は、災害の際に死亡した者について遺体の応急的処理程度のものを行うものとする。
費用	埋葬は、実際に処理を行う者に対してできる限り次に掲げる現物を支給するものとし、その費用は、1体あたり大人208,700円、小人(12歳未満)167,000円以内とする。 ○棺(付属品を含む) ○埋葬又は火葬の費用(人夫賃を含む) ○骨壺及び骨箱
期間	○災害発生の日から10日以内とする。

第21節 障害物の除去・災害廃棄物処理計画

町は、災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、材木等の障害物、災害廃棄物が日常生活に著しく支障を及ぼしている場合に備え、除去及び処理についての対策を図る。

[施策の体系・実施主体]

施策	実施主体
第1項 障害物の除去	区画整理班
第2項 災害廃棄物の処理	環境衛生班
第3項 ごみの収集・処理	環境衛生班

第1項 障害物の除去（実施主体：区画整理班、事業者）

町又は施設管理者は、自らの応急対策機材を用い、又は状況に応じて建設業者等の協力を得て障害物の除去を行う。

■除去内容及び責任者

区分	除去内容及び責任者
住居又はその周辺の障害物の除去	○住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の障害物の除去は、町長が行う。災害救助法が適用された場合は、知事が実施する。 ○ただし、救助を迅速に行なうため必要があると認めるときは町長が実施する。
公共的施設・場所における障害物除去	○障害物が公共的な施設や場所に流入したときは、それぞれ所管する管理者が除去を行う。

■障害物の除去の対象方法

条件別	内容
除去の対象者	○居室、炊事場等日常生活に欠くことのできない部分、又は玄関等に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ自らの資力をもってしては当該障害物を除去することができない者に対して行う。
対象	○住家が半壊及び床上浸水（土砂のたい積等により、一時的に居住できない状態になった場合を含む）した世帯とする。
費用	○ロープ、スコップ、その他除去のために必要な機械、器具等の賃借料、輸送費及び人夫費とし、1世帯あたり134,300円以内とする。
期間	○災害発生の日から10日以内とする。

■障害物の集積場所

○遊休地、公園、広場	○島尻消防、清掃組合等
------------	-------------

第2項 災害廃棄物の処理（実施主体：環境衛生班）

1 災害廃棄物処理体制の確保

町は、災害発生時に排出される多量の一般廃棄物を速やかに処理するため、国が策定した「災害廃棄物対策指針（平成26年3月）」又はこれに基づきあらかじめ策定した災害廃棄物処理計画を踏まえて処理体制を速やかに確保する。

町のみでは廃棄物処理が困難な場合、情報提供や技術的な助言等を県に要請するとともに、県、国及び関係団体と調整し、広域処理体制を構築する。

2 仮置場、最終処分地の確保

町は、町内で災害廃棄物の仮置場、最終処分地の確保を行うことを原則とするが、それが困難な場合、県内の他市町村での仮置場及び最終処分地の確保について、県に要請する。

3 リサイクルの徹底

町は、災害廃棄物の処理に当たっては、適切な分別を行うことによって可能な限りリサイクルに努めることとし、リサイクルの技術面の指導や対応可能な業者の選定等を県に要請する。

4 環境汚染の未然防止、住民・作業者の健康管理

町は、障害物の除去に当たっては、有毒物質の漏洩やアスベストの飛散防止及び住民、作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。

第3項 ごみの収集・処理（実施主体：環境衛生班）

町は、清掃班を組織し、清掃計画を策定したうえで、ごみの収集・処理を行う。

■ごみ収集・処理方法

実施区分	実施内容
収集方法	○ごみの収集は、被災地及び避難所に委託業者の車両を配車して速やかに行う。 ○ごみの集積地は、地域区長・自治会長と協議して定める。
処理方法	○ごみ処理は、原則として島尻消防、清掃組合及び東部清掃施設組合において処理する。必要に応じ、環境保全上支障のない方法で行う。
清掃用薬剤の調達	○清掃用薬剤の調達が必要な場合、町（環境衛生班）において調達する。

第22節 住宅応急対策計画

町は、災害により住宅を失い又は破損したため居住することができなくなり、自力で住宅を確保することができない者に対し、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理、その他を実施する。

[施策の体系・実施主体]

施策	実施主体
第1項 応急仮設住宅の設置等	総務総括班、土木建設対策班
第2項 住宅の応急修理	土木建設対策班
第3項 公営・民間住宅の確保	総務総括班
第4項 住宅の被災調査	調査班、総務総括班

第1項 応急仮設住宅の設置等（実施主体：総務総括班、土木建設対策班）

町は、次により応急仮設住宅を設置する。ただし、災害救助法が適用されたときは、知事が行う。

■応急仮設住宅の設置要領

区分	設置内容
対象者	○住家が全壊（焼）又は流失し、自らの資力では住宅を得ることができないと町長が認めた者。
設置場所	○設置場所は原則として町有地とするが、やむを得ない場合に限り私有地を借用して設置する。
規模及び費用	1戸あたり規模：29.7m ² (9坪) 構造：1戸建て、長屋建て又はアパート式等状況に応ずる。 設置費用：整地費、建築費、附帯工事費、人夫費、輸送費及び建築事務費の一切の経費を含めて、1戸あたり2,621,000円以内とする。
着工及び供与期間	○応急仮設住宅の設置は、災害発生の日から20日以内に着工する。 ○応急仮設住宅として被災者に供与できる期間は完成の日から建築基準法第85条第3項による期限内（最高2年以内）とする。
要配慮者に配慮した仮設住宅	○応急仮設住宅の建設に当たっては、要配慮者に配慮する。
入居者の選定	○入居者の選定に当たっては、要配慮者の入居を優先する。
運営管理	○入居者の状況に応じた適切な運営管理を行う。 ○応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努める。 ○女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。 ○必要に応じて応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮する。

第2項 住宅の応急修理（実施主体：土木建設対策班）

町は、次により住宅の応急修理を行う。

■住宅応急修理の要領

区分	実施内容
対象者	○災害のため住家が半壊（焼）し、そのまま当面の日常生活を営むことができず、かつ自らの資力では住家の応急修理をすることができないと町長が認めた者。
規模及び費用	○居室、炊事場及び便所等の日常生活に欠くことのできない部分に対して現物をもって行い、その費用は1世帯あたり567,000円以内とする。
期間	○住宅の応急修理は、災害発生の日から1ヶ月以内に完成させる。

第3項 公営・民間住宅の確保（実施主体：総務総括班）

町は、公営住宅及び民間住宅の空家状況の把握に努め、その確保、利用に努める。

■公営・民間住宅を確保するための要領

住宅別	実施内容
公営住宅の確保	○町は、町営住宅の応急仮設住宅としての利用、確保に努める。 ○町営住宅の利用は、災害発生の日から3年間（公営住宅法第24条）に限る。 ○また、一時入居住宅として、正規の入居資格要件の有無を問わない。
民間住宅の確保	○民間の空き家等の賃貸住宅を借り上げ、仮設住宅としての利用、確保に努める。

第4項 住宅の被災調査（実施主体：調査班、総務総括班、関係機関）

町は、罹災証明発行のために、住家の被災状況の調査を行い、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）等に基づき、全壊、大規模半壊、半壊及び一部破損の区分で判定を行う。

県は、町の要請に基づき、全国から調査要員を確保し配置するなどの調整を行う。

1 被害家屋調査

(1) 事前準備

町は、被害家屋調査に際し、次の準備を行う。

■事前準備の内容

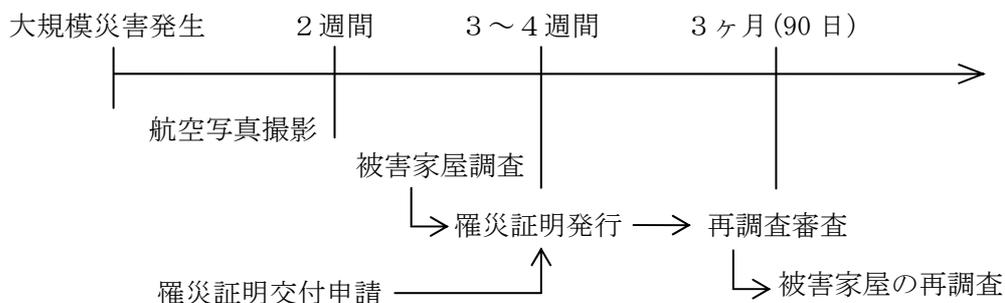
- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○航空写真の撮影 ○調査員の確保（各部各班からの応援、ボランティア建築士、関係機関からの応援職員等） ○調査備品等の準備（調査票、被害状況判定基準書、住宅地図、調査員運搬車両等） |
|---|

(2) 被害家屋の調査の実施

町は、罹災証明を発行するにあたっての家屋被害判定は、「災害の被害認定基準の統一について(昭和43年6月14日結審第115号内閣総理大臣官房審議室長通知平成13年6月28日改正)」等を基に、外観からの目視調査から家屋被害調査票により行う。

参考資料 7-25 住家被害調査票

■被害家屋調査フロー



(3) 応援職員等の派遣要請

町は、中間調査の全体像から、班員のみ又は町職員のみで対応が可能かどうかを判断し、専門職(建築士等)が必要である又は人員が不足すると予想される場合は、応援要請を行う。その際、調査班は、総務総括班に連絡し、他班又は関係機関等へ応援職員の派遣を要請する。

2 被害家屋再調査

町は、先に行った被害家屋調査の判定結果に不服のあった家屋及び物理的に調査ができなかった家屋について、申し出があった場合は被害家屋再調査を行う。

(1) 専門職の派遣要請

町は、再調査については、より専門的な知識等が求められるため、班員のみ又は町職員のみで対応が可能かどうかを判断し、専門職(建築士等)を必要とする場合は、応援要請を行う。その際、調査班は、総務総括班に連絡し、関係機関等へ応援を要請する。

(2) 被害家屋再調査の判定

町は、先に行った調査基準「災害の被害認定基準の統一について(昭和43年6月14日結審第115号内閣総理大臣官房審議室長通知平成13年6月28日改正)」等に基づき、被害家屋再調査の判定を実施し、家屋内部への立ち入り調査から家屋被害再調査票により行う。

参考資料 7-25 住家被害調査票

第23節 二次災害の防止計画

[施策の体系・実施主体]

施策	実施主体
第1項 応急危険度判定	まちづくり班
第2項 被災宅地の危険度判定	土木建設対策班
第3項 降雨等による水害・土砂災害の防止	土木建設対策班
第4項 高潮、波浪等の対策	土木建設対策班

第1項 応急危険度判定（実施主体：まちづくり班、県、関係機関）

1 事前準備

まちづくり班は、次のとおり被害建物の応急危険度判定士の有資格者を確保するとともに、作業体制を確立する。

■有資格者の派遣要請

- 県、他市町村へ派遣を要請する。
- 町内建築関係団体へ派遣を要請する。
- ボランティア募集のための広報等を行う。

■応急危険度判定の作業体制

- 受入れ判定士の名簿作成
- 判定基準の資料準備
- 判定統一のための打ち合わせ等
- 移動方法、担当区域の配分
- 判定を標示する用紙等の準備
- その他必要な事項

2 応急危険度判定の実施

「震災建築物等の被災度判定基準及び復興技術指針」（一般社団法人日本建築防災協会）に従って、目視にて応急危険度判定を行う。

判定の結果は、「危険」「要注意」「調査済」に区分し、3色のステッカー（赤「危険」、黄「要注意」、緑「調査済」）に対処方法等を記載し建物の見やすい場所に貼り付ける。

■判定の内容

- 「危険」：建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、使用及び立ち入りができない
- 「要注意」：建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能である
- 「調査済」：建築物の損傷が少ない場合

3 判定後の措置

町は、判定の結果、「危険」とされた建物は、立ち入り禁止の措置等をとる。

4 建物の解体、撤去

町は、上記により応急危険度を判定し、「危険」と判断された建築物を優先して建物所有者に解体、撤去の措置を促す。また、自力で撤去できないものについては、町長が必要と認めた場合において実施する。

第2項 被災宅地の危険度判定（実施主体：土木建設対策班、県、関係機関）

町は、地震や豪雨等により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被害の拡大による二次災害を防止するため、県及び関係団体の支援を受けて被災宅地の危険度判定を実施する。危険度判定は、「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル（平成26年3月、被災宅地危険度判定連絡協議会）」により実施し、判定結果を表示する。

また、被害状況により被害の拡大が予想される場合は、応急対策や避難勧告・指示等の必要な措置をとる。

第3項 降雨等による水害・土砂災害の防止（実施主体：土木建設対策班、国）

町は、地震後の降雨等による水害や土砂災害発生に備え、二次災害防止施策を講じるとともに、避難対策を実施する。特に津波により海岸保全施設等に被害があった地域では、二次災害の防止に十分留意する。

また、国に対して緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣を要請し、被災状況の迅速な把握、湛水排除など被害の発生及び拡大の防止及び被災地の早期復旧その他災害応急対策に協力を得る。

第4項 高潮、波浪等の対策（実施主体：土木建設対策班、県、国）

町は、高潮、波浪、潮位の変化による浸水を防止するため、県及び国が実施する海岸保全施設等の点検、応急工事及び警戒避難体制等の応急対策に協力する。

第24節 教育対策計画

町は、教育施設又は児童・生徒及び園児の被災により、通常の教育を行うことができない場合は、応急教育の確保を図る。

[施策の体系・実施主体]

施策	実施主体
第1項 応急教育対策	教育総務班、教育委員会
第2項 学校給食対策	教育総務班、教育委員会
第3項 社会教育施設等の対策	生涯学習文化班、スポーツ振興班
第4項 被災児童・生徒の保健管理	予防班
第5項 文化財の保護	生涯学習文化班

第1項 応急教育対策（実施主体：教育総務班、教育委員会）

各実施責任者は、災害時の教育に関する応急対策を実施する。

■災害時の教育に関する実施責任者

実施責任者	実施内容
町長	○町立小中学校及び幼稚園、その他の文教施設の応急復旧 ○知事の補助機関として災害救助法による教科書、教材及び学用品の支給
町教育委員会	○町立小中学校児童・生徒及び町立幼稚園園児に関する応急教育
県知事	○災害救助法の適用事項
県教育委員会	○県立学校、その他の文教施設の災害応急復旧 ○県立学校の生徒に対する応急教育
各学校長（園長）	○災害発生時の学校、園内の応急措置

1 休校（休園）措置

大災害が発生し、又は発生が予想される場合は、各学校長（園長）は町教育委員会と協議し、必要に応じて休校（休園）措置をとる。

休校（休園）措置が登校（登園）前に決定したときは、直ちにその旨を放送（ラジオ等）するなど確実な方法により児童・生徒・園児及び保護者に周知する。

休校（休園）措置が登校（登園）後に決定し、児童・生徒及び園児を帰宅させる場合は、注意事項を十分徹底し、必要に応じて集団下校（降園）又は職員、PTA会員による誘導等を行う。

2 教育施設の確保

学校、園施設が災害により一部損壊し、使用不能となった場合は、安全管理上緊急修理を要する箇所については、応急修理又は補強を施し、学校教育及び幼稚園教育に支障の無いよう万全の措置を講じ、休校（休園）をできる限り避ける。

なお、災害のため学校、園施設が使用できない場合は、次の場所を予定する。

■学校、園施設が使用できない場合の教育施設

- 隣接校
- 公民館等の公共施設
- 前掲施設を使用できない場合は応急仮設校舎（園舎）の建設を検討する。

3 教職員の確保

町教育委員会は、教員の災害等により通常の授業及び保育が行えないときは、代替教員を確保し、授業又は保育に支障をきたさないようにする。必要に応じて一時的に教育組織の編成替え等を行う。

また、教育免許所有者で、現に教員に携わっていない者を臨時に確保することを検討する。

4 教科書及び学用品の給与

町は、被害状況を県教育委員会に報告するとともに、小中学生に対し必要な教科書等を給与する。

■教科書及び学用品の給与

実施区分	実施内容						
給与対象者	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）、又は床上浸水により教科書及び学用品を喪失又は毀損した児童・生徒及び園児で、災害救助法に準じて定める。						
給与の品目、費用	<ul style="list-style-type: none"> ○品目 教科書及び学用品の給与は、被害の実状に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物を支給する。 <ul style="list-style-type: none"> ・教科書及び教材 ・文房具品 ・通学用品 ○費用 <ul style="list-style-type: none"> ・教科書・・・実費 ・文房具及び通学用品 <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>小学校児童</td> <td>一人当たり</td> <td>4,200円</td> </tr> <tr> <td>中学校生徒</td> <td>一人当たり</td> <td>4,500円</td> </tr> </table>	小学校児童	一人当たり	4,200円	中学校生徒	一人当たり	4,500円
小学校児童	一人当たり	4,200円					
中学校生徒	一人当たり	4,500円					
期間	学用品の給与は、災害発生の日から、教科書については1月以内、その他の学用品については、15日以内に完了しなければならない。						

5 被災児童・生徒の転校、編入

教育長は、被災児童・生徒の転校、編入について定める。

第2項 学校給食対策（実施主体：教育総務班、教育委員会）

町教育委員会は、応急給食を必要と認めるときは、教育委員会、県学校給食会及び南部保健所と協議のうえ実施する。

第3項 社会教育施設等の対策（実施主体：生涯学習文化班、スポーツ振興班）

公民館等施設の管理者は、被害状況の把握に努めるとともに被災施設の応急修理を速やかに実施する。

第4項 被災児童・生徒の保健管理（実施主体：予防班）

町は、被災児童・生徒の心の相談を行うため、カウンセリング体制の確立を図る。

第5項 文化財の保護（実施主体：生涯学習文化班）

町教育委員会は、被災文化財について、県文化財審議委員等専門家の意見を参考にして、文化財としての価値を維持するよう、被災文化財個々についての対策を所有者等に指示し指導する。

第25節 労務供給計画

町は、災害時における応急対策実施のため、各実施機関における職員動員等では十分に対応できない困難な事態が発生した場合、労務者及び職員等を確保する。

[施策の体系・実施主体]

施策	実施主体
第1項 職員の派遣・斡旋（相互応援協力計画）	総務総括班
第2項 一般労働者の供給	総務総括班
第3項 従事命令、協力命令	総務総括班

第1項 職員の派遣・斡旋（相互応援協力計画）（実施主体：総務総括班）

町長は災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、次の機関の長に対し、当該指定地方行政機関の職員の派遣を要請する。

なお、派遣要請・斡旋の手続きに当たっては、職員の派遣・要請に関する文書に、必要事項を記載する。

■職員の派遣要請先

- 指定地方行政機関の長（災害対策基本法第29条第2項）
- 他の市町村長（地方自治法第252条の17）

■職員の派遣斡旋

- 知事に対し、指定地方行政機関の職員派遣について斡旋要求（災害対策基本法第30条第1項）
- 知事に対し、地方自治法第252条の17の規定による職員派遣について斡旋要求（災害対策基本法第30条第2項）

■派遣・要請に必要な事項

- 派遣を必要とする理由
- 派遣を要請する職員の職種別人員数
- 派遣を要請する期間
- 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- その他職員の派遣について必要な事項

第2項 一般労働者の供給（実施主体：総務総括班）

町は、次により一般労働者の供給を依頼する。

■一般労働者の供給の方法

供給方法	実施内容
供給手続き	○町長は、那覇公共職業安定所長(ハローワーク)に対し、次の事項を明示して労務者の供給を依頼する。 ・必要労務者数 ・就労場所 ・作業内容(目的又は救助種目) ・労働期間・時間 ・賃金 ・その他必要な事項(人夫雇上げ理由等)
賃金の基準	○賃金の基準は、八重瀬町賃金職員の賃金に災害時の事情等を勘案して決定する。
賃金の支払い	○賃金の支払い方法は、日当制とし、支給事務等はその担当班の所属課が行う。

第3項 従事命令、協力命令 (実施主体：総務総括班)

災害応急対策の実施に伴う人員不足に対し、町長及び知事(県)が必要があると認めた場合は、従事命令、協力命令を発する。

参考資料 7-23 公用令書、公用変更令書及び公用取消令書

■人的公用負担に関する命令の種類と執行者

対象作業	命令区分	根拠法律	執行者
災害応急対策事業(災害応急対策全般)	従事命令	災害対策基本法第65条第1項	町長
		災害対策基本法第65条第2項	警察官、海上保安官
		災害対策基本法第65条第3項	自衛官(町長の権限を行う者がその場にいない場合)
		警察官職務執行法第4条	警察官
		自衛隊法第94条	自衛官(警察官がその場にいない場合)
災害救助作業(災害救助法に基づく救助)	従事命令	災害救助法第7条第1項	知事
	協力命令	災害救助法第8条	
災害応急対策事業(災害救助を除く応急措置)	従事命令	災害対策基本法第71条第1項	知事 町長 (委任を受けた場合)
	協力命令	災害対策基本法第71条第2項	
消防作業	従事命令	消防法第29条第5項	消防吏員又は消防団員
水防作業	従事命令	水防法第17条	水防管理者、水防団長、消防機関の長

注) 知事(知事が町長に権限を委任した場合の町長を含む)の従事命令の執行に際しては、法令等の定める令書を発行する。

■人的公用負担に関する命令対象者

命令区分（作業対象）	対象者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の従事命令（災害応急対策並びに救助作業）	○医師、歯科医師又は薬剤師 ○保健師、助産師又は看護師 ○土木技術者又は建築技術者 ○土木、左官、とび職 ○土木業者、建築業者及びこれらの者の従業者 ○地方鉄道業者及びその従業者 ○軌道経営者及びその従業者 ○船舶運送業者及びその従業者 ○港湾運送業者及びその従業者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の協力命令（災害応急対策並びに救助作業）	○救助を要する者及びその近隣の者
災害対策基本法による町長、警察官、海上保安官の従事命令（災害応急対策全般）	○町区域内の住民、又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
警察官職務執行法による警察官の従事命令（災害緊急対策全般）	○その場に居合わせた者、その事物の管理者、その他関係者
消防法による消防職員、消防団員の従事命令（消防作業）	○火災現場付近にある者
水防法による水防管理者、水防団長、消防機関の長の従事命令（水防作業）	○区域内に居住する者、又は水防の現場にある者

■物的公用負担に関する公用負担の種類と執行者

公用負担の種類	対象物	根拠法律	執行者	備考
使用処分	消防対象物及び土地	消防法第29条第1項	消防吏員 消防団員	
使用制限	上記のうち、延焼のおそれのある場合	消防法第29条第2項	消防長	
一時使用	水防の現場において必要な土地	水防法第21条第1項	水防管理者（町長） 消防機関の長	
使用、収用	土石、材木、その他の資材			
使用	車馬、その他の運搬器具			
処分	工作物、その他の障害物			
保管命令 収用	必要物資の生産、集荷、販売、配給、保管、運送の業者が取り扱う救助に必要な物資	災害救助法第23条の2第1項 災害対策基本法第78条第1項	指定行政機関の長 指定地方行政機関の長	（公用令書交付） 災害救助法第23条の2第2項 災害対策基本法第81条
管理	病院、助産所、診療所、旅館、飲食店	災害救助法第26条第1項	県知事	（公用令書交付） 災害救助法第23条の2第2項
使用	土地、家屋、物資	災害対策基本法第71条、第71条	町長	災害対策基本法第

公用負担の種類	対象物	根拠法律	執行者	備考
保管命令 収用	必要物資の生産、集荷、販売、配給、保管、運送の業者が取り扱う救助に必要な物資	第2項		81条
一時使用	町域内の他人の土地、建物、その他の工作物	災害対策基本法第64条第1項、 第64条第7項	町長 警察官 海上保安官	(応急公用負担 手続) 災害対策基本法施行令第24条
使用、収用	土石、竹木、その他の物件	第64条第7項		
除去、その他の必要な措置	災害を受けた工作物又は物件で応急措置の支障となるもの	災害対策基本法第64条第2項		

■ 傷害・損失等に対する補償等

区分	実施内容
傷害等に対する補償 (災害対策基本法第84条第1項)	○町は、従事命令(警察官又は海上保安官が基本法の規定により、町長の職権を行なった場合も含む)により、当該事務に従事した者が死亡又は負傷し、若しくは疾病となったときは、基本法施行令第36条に規定する基準に従い条例で定めるところにより、その者の遺族、若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償する。
損失等に対する補償 (災害対策基本法第82条第1項)	○町又は県は、従事命令等による処分によって通常生ずべき損失に対して補償を行う。

第26節 民間団体の活用計画

町は、災害の規模が大きく、地域社会の災害応急対策の円滑かつ迅速な処理を行うため、民間団体に協力要請を行う。

なお、大規模な被害、若しくは広範囲にわたる災害の発生等により、本町において処理できない場合、被災をまぬがれた隣接市町村又は知事（県）に協力を要請する。

[施策の体系・実施主体]

施策	実施主体
第1項 民間団体への協力要請	総務総括班

第1項 民間団体への協力要請（実施主体：総務総括班）

町は、次の団体に対し、災害応急対策への協力を要請する。

■協力要請の対象団体

○各自治会	○婦人会、女性団体	○青年団体
○民間事業所	○各種団体	

■協力の要請方法及び実施内容

区分	実施内容
要請の方法	<ul style="list-style-type: none"> ○協力を要する作業に適する団体の長に対し、次の事項を明示して協力要請を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・協力を必要とする理由 ・作業の内容 ・期間 ・従事場所 ・所要人数 ・その他必要な事項
協力を要請する作業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○災害現場における応急措置と患者等の搬出、危険箇所の発見及び連絡等への協力 ○救護所の設置に必要な準備、救護所における患者等の世話等への協力 ○被災者に対する炊き出し、給水への協力 ○警察官等の指示に基づく被災者の誘導、搬出家財等の監視と整理の奉仕 ○関係機関の行う被害調査、警報連絡への協力 ○その他危険の伴わない災害応急処置の応援

第27節 ボランティア受入れ計画

町は、大規模災害時には、町及び防災関係機関の職員だけでは十分な応急対策活動が実施できない事態が予想されるため、関係諸団体との連携のもと、民間ボランティアの参加を求めるとともに、受入れ体制を整備する。

[施策の体系・実施主体]

施策	実施主体
第1項 ボランティア受入れ体制の整備	総務総括班
第2項 ボランティアへの協力要請と活動内容	総務総括班
第3項 ボランティアの活動支援	総務総括班、広報財政班

第1項 ボランティア受入れ体制の整備 (実施主体：総務総括班、関係機関)

町は、社会福祉協議会、日本赤十字社、ボランティア連絡会、他関係機関と連携し、ボランティア活動が円滑に実施されるよう受入れ体制を整備する。

受入れに際しては、高齢者介護や外国語能力等、技能が効果的に活かされるよう配慮するとともに、その活動拠点の提供等支援に努めるものとする。

参考資料 7-24 ボランティア登録名簿

第2項 ボランティアへの協力要請と活動内容 (実施主体：総務総括班)

町は、協力を要する作業に適する団体の長に対し、次の事項を明示して要請する。

■ボランティアの要請方法

○協力を必要とする理由	○従事場所
○作業の内容	○所要人員
○期間	○その他必要とする事項

ボランティアに対し、活動協力を求める。内容は次のとおりである。

■ボランティア活動内容

種別	活動内容
専門ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> ○医療救護（医師、看護師、助産師等） ○無線による情報の収集、伝達（アマチュア無線通信技術者） ○外国人との会話（通訳及び外国人との会話能力を有する者） ○住宅の応急危険度判定（建築士等） ○その他、災害救助活動において専門技能を要する業務
一般ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> ○炊き出し ○清掃及び防疫 ○災害応急対策物資、資材の輸送及び配分 ○被災地外からの応援者に対する地理案内

種別	活動内容
	<ul style="list-style-type: none"> ○軽易な事務補助 ○危険を伴わない軽易な作業 ○避難所における各種支援活動 ○その他、災害救助活動において専門技能を要しない軽易な業務 ○災害ボランティアセンターの運営に関する支援 ○その他必要なボランティア活動

第3項 ボランティアの活動支援（実施主体：総務総括班、広報財政班）

1 ボランティアの活動場所の提供

町及び社会福祉協議会は、ボランティアに対し、次の活動場所を提供する。

■活動拠点の役割

区分	活動拠点の場所	役割
本部	町役場又は他の公共施設	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティアの活動方針の検討 ○全体の活動状況の把握 ○ボランティアニーズの全体的把握 ○ボランティアコーディネーターの派遣調整 ○各組織間の調整（特に行政との連絡調整） ○ボランティア活動支援金の募集、分配
地区活動	町役場 町総合グラウンド 中央公民館 社会福祉施設 その他公共施設	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所等のボランティア活動の統括 ○一般ボランティアの受付、登録 ○一般ボランティアのオリエンテーション（ボランティアの心得、活動マニュアル） ○ボランティアの派遣 ○ボランティアニーズの受け皿、掘り起こしとコーディネーション ○ボランティアの活動記録の分析と次の活動への反映

2 設備機器の提供

町は、ボランティアに対し、町長が必要と認め、かつ本町において提供可能な資機材として、電話、FAX、携帯電話、パソコン、コピー機、事務用品、自動車、自転車等を提供する。

3 情報の提供

町は、県と連携し、行政によって一元化された適切な情報をボランティア組織に提供し、情報の共有化を図る。また、ボランティア組織が必要とする情報に加え、住民に対する災害関連情報、生活情報も同時に提供する。

4 ボランティア保険への加入支援

町は、ボランティア保険の加入に際し、金銭面の支援を検討する。

5 ボランティアに対する支援物資の募集

町は、県と連携し、ボランティアが必要としている物資を、報道機関を通じて報道するなど、ボランティア活動に対する金銭面や物的面の負担を軽減することに努める。

第28節 公共土木施設応急対策計画

町は、災害時における道路及び漁港施設等、公共土木施設の応急対策を実施する。
なお、河川施設は「本章 第9節 水防計画」の各応急対策による。

[施策の体系・実施主体]

施策	実施主体
第1項 公共土木施設応急対策計画	土木建設対策班
第2項 土砂災害応急対策計画	総務総括班、土木建設対策班、広報財政班

第1項 公共土木施設応急対策計画（実施主体：土木建設対策班、各管理者）

災害時における道路、港湾・漁港施設等の応急対策は、それぞれの管轄機関及び管理者が行うものとし、本町は各施設管理者等と調整を図る。

1 施設の防護

道路施設及び港湾・漁港施設の防護について、次の措置を講じる。

■防護に関する各種措置

施設	防護に関する各種措置
道路施設	○本町内の道路に被害が発生した場合は、所管長に報告する。 <報告内容> ・被害の発生した日時及び場所 ・被害の内容及び程度 ・迂回道路の有無 ○自動車の運転者や地区の住民等が、決壊崩落土、橋梁流失等の災害を発見した場合は、直ちに警察及び消防機関に通報し、町長に報告されるよう常時指導・啓発しておく。
漁港施設	○町長は、護岸、岸壁等に被害が発生した場合は、各機関との調整及び所管長に報告する。 <報告内容> ・被害の発生した日時及び場所 ・被害の内容及び程度 ・泊地内での沈没船舶の有無

2 応急措置

各管理者は、次の応急措置を講じる。

■施設管理者の応急措置

施設	措置内容
道路施設	○災害が発生した場合に、全力を挙げて復旧に努めるとともに、迂回道路等の有無を十分調査し、交通の確保を図る。

施設	措置内容
漁港施設	○災害が発生した場合は全力を挙げて応急復旧に努めるとともに、再度災害を防止するため十分な応急措置を行い、背後の民家等を防護する。

3 応急工事

災害時の応急工事を迅速に実施するため、工事体制を確保したうえで応急工事を実施する。

■ 応急工事体制

実施区分	実施内容
要員及び資材の確保	○応急工事実施責任者による必要な事前措置を講じる。 ・ 応急工事に必要な技術者、技能者の現況把握及び緊急時における動員方法。 ・ 地元建設業者の現地把握及び緊急時における調達方法。
応援又は派遣の要請	○応急工事実施責任者は、被害激甚のため応急工事が困難な場合、又は大規模対策を必要とする場合は、他の地方公共団体に対し、応援を求めて応急工事の緊急実施を図る。

■ 応急工事の実施内容

施設	応急工事の実施内容	
道路施設	○被害の状況に応じた仮工事等により、交通確保を図る。また、救助活動及び災害応急対策に必要な道路を重点的に実施する。 <工事内容> ・ 排土作業又は盛り土作業 ・ 仮舗装作業 ・ 障害物の除去 ・ 仮道、棧道、仮橋等の設備設置	
漁港施設	背後地に対する防護	○津波による防波堤の破壊のおそれがある場合は、補強工作を行い、堤防の破壊又は決壊した場合、潮止め工事、拡大防止応急工事を施工する。
	航路、泊地の防護	○河川から土砂流入及び波浪による漂砂等によって航路、泊地が被害を受け、使用不能となった場合は、応急措置として凌漑を行う。
	繫留施設	○岸壁、物揚場等の破壊に対する応急措置は、決壊部分の応急補強工事を行い、破壊拡大を防止する。

第2項 土砂災害応急対策計画

(実施主体：総務総括班、土木建設対策班、広報財政班)

土砂災害には、崖崩れ、山崩れ、地すべり、土石流などの種類があり、これらの危険予想地域には台風や集中豪雨、地震等によって大きな被害を受けることが考えられ、地域ぐるみの十分な注意が必要となる。

町は、土石流や地すべりによる危険、又は急傾斜地による崩壊危険予想及び指定区域があり、今後その他の危険が予想される区域調査と現況把握に努め、対策事業の指定を推進するとともに、警戒避難体制を定めて被害を軽減し、住民の安全を図る。

土砂災害防止体制は「第1章 第1節 組織計画」「第2章 第1節 組織計画」に基づき、各班が緊密な連携のもとに危険区域の総合的な応急対策を実施する。

1 情報の収集及び伝達

町は、次により情報の収集・伝達を行う。

■情報の収集・伝達

実施項目	実施内容
情報伝達の方法	○気象予警報及び危険区域の状況等、災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達は、土砂災害情報システムを活用し、「第1章 第2節 地震情報・津波警報等の伝達計画」、「第2章 第2節 気象警報等の伝達計画」、「本章 第2節 災害状況等の収集・伝達計画」及び「本章 第3節 災害広報計画」により、迅速かつ確実に行う。 ○なお、危険区域の情報の内容は急傾斜地の地表水、わき水、亀裂、竹木等の傾倒、人家等の損壊、住民及び滞在者の数等を報告する。
危険区域の情報連絡員	○危険区域の異常現象及び災害情報を迅速に把握するため、地元自治会の連絡員と密接な連絡をとる。

2 危険区域における警戒体制

(1) 警戒体制の基準及び内容

町は、次により危険区域の警戒体制をとる。

■警戒体制の土壌雨量指数基準

区分	土壌雨量指数基準	
第1警戒体制	大雨注意報（土砂災害）	102
第2警戒体制	大雨警報（土砂災害）	147

■警戒体制の内容

区分	警戒体制
第1警戒体制	危険区域の警戒巡視及び必要に応じて避難準備を行うように広報する。
第2警戒体制	住民に対し、「本章 第3節 災害広報計画」、「同第6節 避難計画」により、災害対策基本法第56条に規定する警告、同法第59条に規定する事前措置、同法第60条に規定する避難の指示等の処置を行う。

(2) 危険区域の警戒及び巡視

危険区域の警戒巡視は、消防対策班、土木建設対策班が行うものとする。

(3) 避難及び救助

災害から住民を保護するために避難の必要が生じた場合は、第3章第6節避難計画により避難の勧告、指示等の処理を行うものとする。

なお、危険区域住民の避難場所は、同計画に定める避難予定場所とする。

(4) その他

その他、危険区域の災害応急対策に当たっては、第3章各節に定める計画を総合的に運用し、万全を期するものとする。

第29節 危険物等災害応急対策計画

町は、危険物による災害については、関係機関相互の密接な連携のもとに、災害の種類、規模、態様に応じた迅速かつ的確な災害応急対策を実施する。

[施策の体系・実施主体]

施策	実施主体
第1項 石油類に関する応急対策	総務総括班、広報財政班、消防対策部
第2項 高圧ガス類に関する応急対策	総務総括班、広報財政班、消防対策部

第1項 石油類に関する応急対策

(実施主体：総務総括班、広報財政班、消防対策部、県、事業者)

石油類に関する応急対策は、次のとおりとする。

■石油類に関する応急対策

実施機関	実施内容
危険物施設	○消防法で定める危険物の製造所等の施設が危険な状態となった場合は、施設の責任者は次の応急措置を行うとともに、消防機関等関係機関に通報する。 ・危険物施設の実態に応じ、危険物の流出又は出火等のおそれのある作業を緊急に停止するとともに、施設の応急点検及び出火等の防止措置をとる。 ・タンク破壊等による漏洩した危険物が流出、拡散しないよう防止措置をとる。 ・従業員及び周辺住民に対する安全措置をとる。
八重瀬町	○町は、施設の責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、避難の指示及び広報活動等を実施する。
沖縄県警察	○警察は、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置及び警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行う。

第2項 高圧ガス類に関する応急対策

(実施主体：総務総括班、広報財政班、消防対策部、県、事業者)

高圧ガス類に関する応急対策は、次のとおりとする。

■高圧ガス類に関する応急対策

実施機関	実施内容
高圧ガス保管施設	○高圧ガス保管施設責任者は、高圧ガス保管施設が危険な状態となった場合、次の応急措置をとるとともに、消防機関等関係機関に通報する。 ・火気の使用を停止し、状況に応じ保安関係以外の電源を切断する。

実施機関	実施内容
	<ul style="list-style-type: none"> ・高圧ガス保管施設が危険な状態になったときは、直ちに製造又は消費等の作業を中止し、施設内のガスを安全な場所に移し、又は大気中に安全に放出し、この作業のために必要な作業員以外のものを退避させる。 ・充填容器等を安全な場所に移す。
八重瀬町	○町は、保管施設の責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、火気使用禁止広報及び避難の指示等を実施する。
沖縄県	<ul style="list-style-type: none"> ○高圧ガス保管施設全部又は一部の使用の停止を命ずる。 ○高圧ガスの製造、引き渡し、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限する。 ○高圧ガス又はこれを充填した容器の廃棄又は所在場所の変更を命ずる。
沖縄県警察	○警察は、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出及び避難措置、警戒区域の設定、交通規制等、災害拡大防止の措置を行う。

参考資料 3-3 危険物等災害の通報連絡系統図

第30節 海上災害応急対策計画

町は、災害対策基本法に定める災害、陸上の危険物貯蔵施設若しくは船舶からの大量の石油類等の危険物の海域への流出、その他の海上災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、関係機関が緊密な連携を保ち、相互協力体制のもとに、人命及び財産の保護、海上安全の確保、海上における治安の維持、流出油の防除、危険物の特性に応じた消火等の措置を講じて住民に及ぼす被害の軽減及び拡大防止対策を図る。

[施策の体系・実施主体]

施策	実施主体
第1項 災害対策連絡調整本部との連携	総務総括班
第2項 海上災害防止対策	総務総括班、消防対策部
第3項 海上災害時の対応	総務総括班、消防対策部
第4項 流出油汚染事故等対策	総務総括班、消防対策部
第5項 災害復旧・復興対策	総務総括班、消防対策部
第6項 海上保安本部による災害応急対策	-

第1項 災害対策連絡調整本部との連携（実施主体：総務総括班、関係機関）

町は、防除活動を円滑かつ効果的に推進するため、第十一管区海上保安本部が設置する連絡調整本部又は現地対策本部と緊密な連絡を保ちながら災害対策を遂行する。

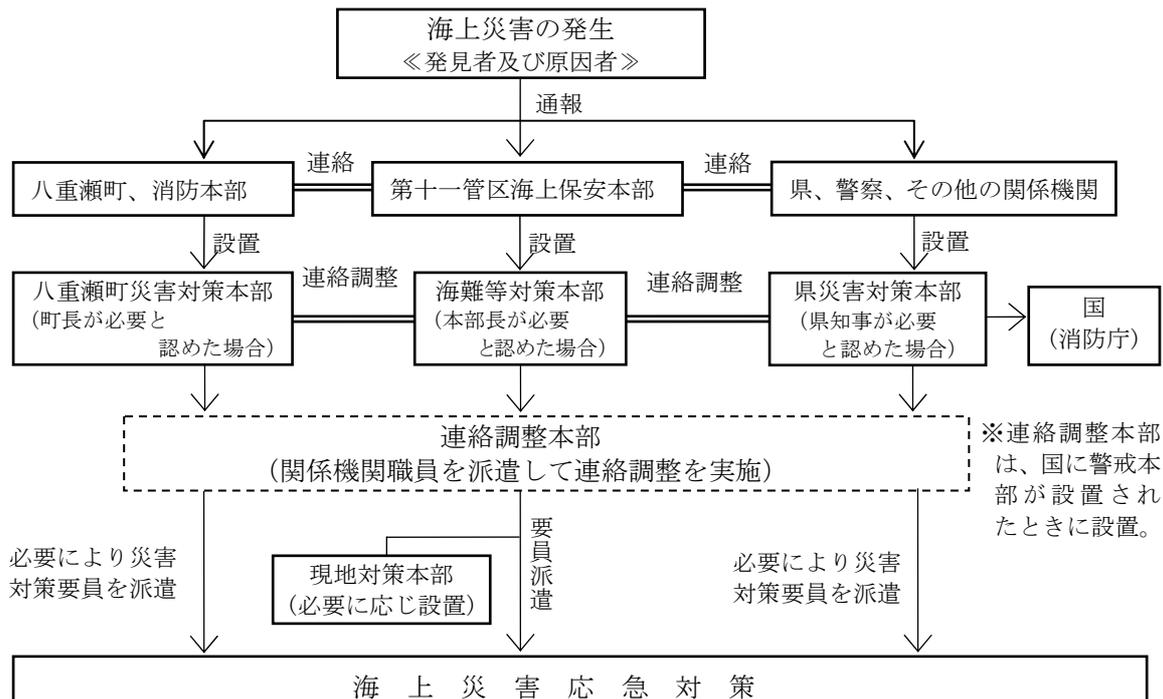
また、現地対策本部に防災責任者を派遣し、災害対策の調整を図る。

海上災害応急対策の実施機関及び海上災害発生時の通報系統は、次のとおりである。

■実施機関

○中城海上保安部	○糸満警察署及び各関係警察署
○第十一管区海上保安本部	○八重瀬町及び近隣市町村
○内閣府沖縄総合事務局	○島尻消防、清掃組合
○沖縄気象台	○日本赤十字社沖縄県支部
○陸上自衛隊第15旅団	○近隣漁業協同組合
○海上自衛隊沖縄基地隊	○排出油防除関連事業所等
○沖縄県	○事故関係企業
○沖縄県警察本部	○その他関係機関及び団体

■海上災害発生時の通報系統



第2項 海上災害防止対策 (実施主体：総務総括班、消防対策部)

町は、港内又は港の境界付近の船舶及び漁港施設等の災害防止のため、災害発生のおそれがある場合は港内を巡視し、船舶及び関係者に対する関連情報の迅速な伝達、早期避難勧告や荒天準備の指導等、必要な措置を講じる。

また、応急対策の必要がある場合は、町長が中城海上保安部に要請し、同部の行う応急対策に協力して活動する。

■被害防止措置事項

- 沿岸住民に対する災害情報の周知・広報
- 沿岸住民に対する警戒区域の設定、火気使用の制限等危険防止のための措置
- 沿岸住民に対する避難の指示及び勧告
- 沿岸及び地先海面の警戒
- 死傷病者の救出、援護（搬送、収容）
- 沿岸漂着の可能性のある油及び沿岸漂着油等の防除措置の実施
- 消火作業及び延焼防止作業
- 防除資機材及び消火資機材の整備
- 事故貯油施設の所有者に対する海上への石油等流出防止措置の指導
- 漂流油等防除に要した経費及び損失補償要求などの資料作成並びに関係者への指導
- その他海上保安官署等の行う応急対策への協力

第3項 海上災害時の対応（実施主体：総務総括班、消防対策部、関係機関）

総務総括班及び消防本部は、船舶及び臨海施設等の火災に対する消防活動、人命等の救護について、中城海上保安部と協力して実施する。また、中城海上保安部に協力し、密接な連携をとりながら流出危険物の防除について応急措置を講じる。

第4項 流出油汚染事故等対策（実施主体：総務総括班、消防対策部、関係機関）

流出油汚染事故について、次のとおり対策を講じる。

■流出油汚染事故等対策

対策別	実施内容
油防除	<ul style="list-style-type: none"> ○油汚染事故等に際して、海上保安庁長官（中城海上保安部長）から「排出された油、有害液体物質、廃棄物その他の除去、その他の海洋汚染を防止するため必要な措置」の要請があった場合は、町が中心となって関係機関、協力団体及びボランティア等に協力を求めて対応する。 ○油汚染事故等の緊急措置については、本町において港湾法及び漁港法に基づき「油濁防止緊急措置マニュアル」を作成し、油防除資機材等を設置する。
漂着油除去	<ul style="list-style-type: none"> ○漂着油の除去作業は、原因者等の防除活動のみでは十分な対応ができない場合、町が中心となって関係機関、協力団体及びボランティア等に協力を求めて対応するものとし原因者不明の漂着油に関しても同様とする。 ○応急対策用資機材については、町で確保するほか、不足するものについては協力者に持参するよう求めるとともに、国や県と密接に連携し、適切な技術指導・協力を求め、迅速な除去に努める。

第5項 災害復旧・復興対策（実施主体：総務総括班、消防対策部、関係機関）

町は、災害による地域の社会経済活動が低下する状況を踏まえ、可能な限り迅速かつ円滑に被災者の生活再建を支援できるように地方公共団体等と連携を図りつつ、被災の復旧・復興対策を講じる。

■復旧・復興対策

区分	実施内容
海洋環境の汚染防止	○災害廃棄物等の処理に当たっては、海洋環境への汚染の未然防止又は拡大防止のため適切な措置を講じる。
海上交通安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○災害復旧・復興に係る工事に関しては、工事作業船等の海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講じる。 ○船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理指導を行う。 ○広範囲にかつ同時に多数の工事関係者により工事が施工される場合は、工事関係者に対して、工事施行区域・工事期間の調整等、事故防止に必要な指導を行う。

第6項 海上保安本部による災害応急対策（実施主体：海上保安部）

1 非常体制の確立

非常体制を確立するため、次の措置を講じる。

■非常体制の確立のための措置

- 管内を非常配備とする。
- 大規模海難等対策本部を設置する。
- 通信体制を強化し、必要ある場合は非常無線通信に協力及び通信の確保に努める。
- 巡視船艇・航空機等により、被害状況調査を実施する。
- 一般船舶の動静を把握し、必要ある場合は避難勧告・出入港の制限等の措置をとる。

2 警報等の伝達

船舶等に対する警報等の伝達措置を図る。

■警報等の伝達措置の内容

伝達状況	措置内容
気象、津波、高潮、波浪等に関する警報及び災害に関する情報の通知を受けたとき	○航行警報、安全通報、標識の掲揚並びに船艇及び航空機による巡回等により直ちに周知するとともに必要に応じ関係事業者にも周知する。
航路障害物の発生、航路標識の異常等船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を知ったとき、又は船舶交通の制限若しくは禁止に関する措置を講じたとき	○速やかに航行警報又は安全通報を行うとともに必要に応じ水路通報により周知する。
大量の油の流出等により、船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれのある事態の発生を知ったとき	○航行警報、安全通報並びに船艇及び航空機による巡回等により速やかに周知する。

3 情報の収集等

災害が予想される又は発災後について、関係機関等と密接な連絡をとるとともに、船艇、航空機等を活用し、積極的に情報収集活動を実施する。

■発災後の情報収集活動の内容

災害が予想される状況	発災後
○在泊船舶の状況（船種別隻数、危険物積載船の荷況、旅客船の運行状況等） ○船舶交通の輻輳状況 ○船だまり等の対応状況 ○被害が予想される地域の周辺海域における船舶交通の状況 ○港湾等における避難者の状況 ○関係機関等の対応状況 ○その他災害応急対策の実施上必要な事項	○海上及び沿岸部における被害状況 ○被災地周辺海域における船舶交通の状況 ○被災地周辺溜域における漂流物等の状況 ○船舶、海洋施設、港湾施設等の被害状況 ○水路、航路標識の異常の有無 ○港湾等における避難者の状況 ○関係機関等の対応状況 ○その他災害応急対策の実施上必要な事項

4 海難救助等

海難救助等を行うに当たっては、災害の種類、規模等に応じて合理的な計画を立て、次に掲げる措置を講じる。

その際、救助・救急活動において使用する資機材については、原則として携行するが、必要に応じて民間の協力等を求めることにより、必要な資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。

■海難救助の内容

事故・火災別	活動内容
船舶の海難、人身事故等が発生したとき	○速やかに巡視船艇・航空機等によりその捜索救助を行う。
船舶火災又は海上火災が発生したとき	○速やかに巡視船艇等によりその消火を行う。 ○必要に応じ地方公共団体に協力を要請する。
危険物が排出されたとき	○その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じ火災の発生防止、航泊禁止措置又は避難勧告を行う。

5 緊急輸送

傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送については、必要に応じ又は要請に基づき、迅速かつ積極的に実施する。

この場合、輸送能力を強化した災害対応型巡視船艇等の活用について配慮する。輸送対象の想定は次のとおりである。

■輸送対象の想定

段階別	段階別	輸送対象
第一段階	避難期	○救助・救急活動及び医療活動の従事者並びに医薬品等人命救助に要する人員及び物資 ○消防、水防活動等災害拡大防止のための人員及び物資 ○政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員等 ○負傷者等の後方医療機関への搬送 ○緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第二段階	輸送機能確保期	○上記（第一段階）の続行 ○食糧、水等生命の維持に必要な物資 ○傷病者及び被災者の被災地外への輸送 ○輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第三段階	応急復旧期	○上記（第二段階）の続行 ○災害復旧に必要な人員及び物資 ○生活必需品

6 物資の無償貸付又は譲与

物資の無償貸付や譲与について要請があったとき、又はその必要性があると認めるときは、「海上災害救助用物品の無償貸付及び譲与に関する省令」（昭和30年運輸省令第10号）に基づき、海上災害救助用物品を被災者に対し無償貸付、又は譲与する。

7 関係機関等の災害応急対策の実施に関する支援

関係機関及び地方公共団体の災害応急対策が円滑に実施されるよう、要請に基づき海上における災害応急対策の実施に支障のない範囲において、陸上における救助・救急活動等について支援する。

8 流出油等の防除

船舶又は海洋施設その他の施設から海上に大量の油等が流出したときは、次に掲げる措置を講じる。

なお、流出油等に係る防除作業は、流出した油等の種類及び性状、拡散状況、気象・海象の状況その他種々の条件によってその手法が異なるため、流出油等の漂流、拡散及び性状の変化の状況について確実な把握並びに漂流予測に努め、流出油等による影響の評価を踏まえて、状況に応じた適切な防除方針を速やかに決定する。また、関係機関と協力して、初動段階において有効な防除勢力の先制集中を図り、もって迅速かつ効率的に流出油等の拡散防止、回収及び処理が実施できるよう留意する。

■流出油等に対する措置

措置別	措置内容
防除措置を講ずべき者が行う 防除措置を効果的にする措置	○巡視船艇等により、流出油等の状況、防除作業の実施状況等を総合的に把握し、作業の分担、作業方法等防除作業の実施に必要な事項について指導を行う。
防除措置を講ずべき者が、流出油等の拡散防止、除去等の措置を講じていないと認められるとき	○防除措置を講ずべきことを命ずる。
緊急に防除措置を講じる必要がある場合において、必要があると認められるとき	○海上災害防止センターに防除措置を講ずべきことを指示し、又は巡視船艇等に応急の防除措置を講じさせるとともに、関係機関等に必要な資機材の確保及び防除措置の実施について協力を要請する。

9 海上交通安全の確保（措置事項）

海上交通安全の確保するため、次の措置を講じる。

■海上交通安全の確保措置

安全確保の必要状況	措置内容
船舶交通の輻輳が予想される海域についての措置	○必要に応じ、船舶交通の整理、指導を行う。（この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める）
海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれのあるとき	○必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。
海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるとき	○速やかに必要な応急措置を講じるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。

安全確保の必要状況	措置内容
船舶交通の混乱を避けるための措置	○災害の概要、港湾・岸壁の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運航に必要なと思われる情報について、無線機等を通じて船舶への情報提供を行う。
水路の水深に異常を生じたときと認められるとき	○必要に応じ検測を行う。 ○応急標識を設置する等により、水路の安全を確保する。
航路標識が損壊し、又は流出したとき	○速やかに復旧に努めるほか、必要に応じ応急標識の設置に努める。

10 警戒区域の設定

人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認められるときは、災害対策基本法第63条第1項及び同条第2項の定めるところによる警戒区域を設定し、巡視船艇等により船舶等に対して区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行う。

また、警戒区域を設定したときは、直ちに最寄りの市町村長にその旨を通知する。

11 治安の維持

海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じて巡視船艇等により次に掲げる措置を講じる。

■治安の維持のための措置

- 災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行う。
- 警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行う。

12 危険物の保安措置

危険物の保安についての措置を講じる。

■危険物の保安措置

- 危険物積載船舶については、必要に応じて移動を命じ、又は航行の制限若しくは禁止を行う。
- 危険物荷役中の船舶については、荷役の中止等事故防止のために必要な指導を行う。
- 危険物施設については、危険物流出等の事故を防止するために必要な指導を行う。

13 非常処置

沿岸海域において排出された大量の特定油等により海岸が著しく汚染され、海洋環境の保全に著しい障害を及ぼし、人の健康を害し、財産に重大な損害を与えるおそれのある場合において、緊急にこれらの障害を防止するため排出油の防除措置を講じる必要があるときは、油が積載されていた船舶の破壊、油の焼却、現場付近海域にある財産の処分等の応急非常措置をとる。

第31節 航空機事故災害応急対策計画

町は、町域において墜落事故等が発生した場合には、県及び防災関係機関、空港管理者等と連携を図りながら、速やかに応急活動を実施する。

[施策の体系・実施主体]

施策	実施主体
第1項 事故発生のお知らせ	総務総括班、消防対策部、関係各班
第2項 県への応援要請	総務総括班

第1項 事故発生のお知らせ (実施主体：総務総括班、消防対策部、関係各班、関係機関)

航空事故の発生を知ったときは、事故の状況及び被害の規模等を収集し、把握した範囲から直ちに県及び防災関係機関に連絡する。

事故に伴い火災が発生したとき又は救助を要するときは、消火救難活動を実施する。

死傷者が発生した場合、町内医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣して応急措置を実施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じて、救護所、負傷者の収容所及び遺体収容所の設置又は手配を行う。

第2項 県への応援要請 (実施主体：総務総括班、県)

災害の規模が大きく町のみで対応できない場合は、応援協定に基づき県に応援を要請する。また、必要に応じて県に対して自衛隊の派遣要請を依頼する。

第32節 ライフライン等施設応急対策計画

町は、災害によるライフライン（電気、通信、ガス、上・下水道）の応急対策について、迅速、適切な対応を図る。

[施策の体系・実施主体]

施策	実施主体
第1項 電力施設災害応急対策計画	-
第2項 ガス施設災害応急対策計画	-
第3項 上水道施設災害応急対策計画	上水道対策班
第4項 下水道施設災害応急対策計画	土木建設対策班
第5項 電気通信施設応急対策計画	-

第1項 電力施設災害応急対策計画（実施主体：事業者）

電力施設に関する災害応急対策については、「沖縄電力(株)防災業務計画」に基づき応急・復旧に努める。

■実施連絡機関

機関の名称	所在地	電話
沖縄電力(株)那覇支店	那覇市旭町 114-4	098-993-7777

第2項 ガス施設災害応急対策計画（液化石油ガス施設）

（実施主体：事業者）

ガス施設に関する災害応急対策については、町内にガスを供給している関係事業者の定める保安規程により各事業者が実施する。

なお、同規程は、ガス供給施設の工事、維持及び運用に関して保安を確保し、かつ災害その他の非常にとるべき措置等について定める。

1 連絡体制

液化石油ガス販売事業所（以下「販売店」という。）は、自ら供給している消費者等から事故発生のお知らせがあったときは、速やかに現地に赴くと同時に、LP ガス協会の支部長、消防機関、警察に連絡する。休日及び夜間における連絡は、各消防機関とその管内の販売店が協議して定める。

2 出動体制及び条件

出動体制及び出動条件は次に示すとおりである。

■出動体制及び条件

対応の種類	担当	実施内容
消費者等からのガス漏れの通報等	販売店	直ちに現場に急行し、応急措置を行う。
通報通知による対応ができない場合（特別な事情等）、又は現場到着までに時間を要するとき	販売店	事故現場に近い販売店に応援出動を依頼する。
事故の状況による消防機関の出動さらなる応援の必要要請	供給 販売店	所轄の消防機関に出動を要請し、さらに必要な応援は支部長に応援出動を要請及び適切な対応によりガス漏れを止める。
供給販売店等から要請を受けた場合	支部長	直に出動班を編制し、出動人員、日時、場所等を確認し、事故処理に必要な事項を指示する。
他販売店から応援出動の依頼又は支部長から出動指示があった場合	販売店	何時でも出動できるよう、あらかじめ人員及び資機材等を整備しておく。

■出動条件

- 出動者は、緊急措置を的確に行う能力を有する者（有資格者）とする。
- 出動者は、必ず所定のヘルメット及び腕章を着用する。
- 出動の際には、必要な資機材を必ず携行し、事故処理に遺漏のないようにする。

3 事故の処理

ガス施設の事故に対する処理等は、次に示すとおりである。

■事故の処理

- 事故現場における処理は、警察、消防機関の承諾を得て行い、地域住民の避難、救出等事故の拡大防止に努める。
- 整備点検調査を行い、事故原因を究明する。

第3項 上水道施設災害応急対策計画

（実施主体：南部水道企業団、上水道対策班）

1 復旧の実施

南部水道企業団は、上水道施設の復旧に当たっては、給水区域の早期拡大を図るため、配水調整等によって断水区域をできるだけ少なくするとともに、復旧優先順位を設けるなど効率的に復旧作業を進める。

また、被災者に対しては、給水車、備蓄飲料水、簡易浄水装置、雑用水源等の活用など、速やかに緊急給水を実施する。

■復旧活動の実施内容

実施機関	実施内容
取水・導水施設の復旧	浄水活動に大きな支障を及ぼす取水・導水施設の被害は、最優先で復旧を行う。
浄水施設の復旧	浄水施設の被害のうち、施設の機能に重要な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧を行う。
管路の復旧	管路の復旧に当たっては、随時、配水系統等の変更を行いながら、あらかじめ定めた順位に基づき被害の程度や復旧の難易、被害箇所の重要度及び、浄水場・ポンプ場の運用状況等を考慮して、給水拡大のために最も有効な管路から順次復旧を行う。
給水装置の復旧	○公道内の給水装置 公道内の給水装置の復旧は、配水管復旧及び通水と平行して実施する。 ○一般住宅等の給水装置 一般住宅等の給水装置の復旧は、その所有者等から修繕の申込みがあったものについて実施する。その場合において緊急度の高い医療施設、人口透析治療施設、冷却水を必要とする発電所等を優先して実施する。

2 広域支援の要請

町は、災害の状況により必要な要請を県に行い、県は水道事業者による相互支援の状況を踏まえつつ、県内の水道事業者等及び関係団体に対して広域的な支援の要請をするとともに、これらの者による支援活動に関する調整を行う。

また、南部水道企業団は、外部からの支援者の円滑な活動を確保するため、上水道施設及び道路の図面の配布、携帯電話等の連絡手段の確保状況の確認等を行う。

3 災害広報

応急復旧の公平感を確保するため、復旧の順序や地区ごとの復旧完了予定時期について広報に努める。

■実施連絡機関

機関の名称	所在地	電話番号
八重瀬町役場	八重瀬町字東風平 1188	098-998-2200
南部水道企業団	八重瀬町東風平 1473 番地 2	098-998-2151

第4項 下水道施設災害応急対策計画 (実施主体：土木建設対策班)

下水道施設に被害が発生した場合においては、主要施設から順次復旧を図る。復旧順序については、処理場、ポンプ場、幹線管渠等の主要施設の復旧を優先し、その後枝線管渠、取付管等の復旧を行う。

■復旧活動の実施内容

施設別	実施内容
処理場・ポンプ場の復旧	処理場・ポンプ場において停電が発生した場合は、各所で保有する非常用発電機等により排水機能を確保し、電力の復旧とともに、速やかに主要施設の機能回復を図る。
管渠施設の復旧	管渠施設に破損及び流下機能の低下等の被害が発生した場合は、既設マンホールを利用したバイパス管の設置や代替管を利用して復旧に努める。

■実施連絡機関

機関の名称	所在地	電話
八重瀬町役場	八重瀬町字東風平 1188	098-998-2200

第5項 電気通信施設応急対策計画（実施主体：事業者）

災害時における電気通信手段確保のための応急対策は、災害が発生又は発生のおそれがあると認めるとき、NTT 西日本沖縄支店の防災業務計画に基づき、沖縄支店に災害対策本部が設置され、実施される。ただし、状況により情報連絡室の設置や電気通信施設の復旧処理にあたる等、必要に応じ町災害対策本部と協議のうえ、実施する。

■実施連絡機関

機関の名称	所在地	電話
NTT 西日本沖縄支店	浦添市城間 4-35-1	098-871-2820

第33節 農林水産物応急対策計画

町は、災害時における農林水産物及び家畜の災害応急対策を行い、これら農林水産経営の安定を図る。

[施策の体系・実施主体]

施策	実施主体
第1項 災害事前・事後対策	産業対策班
第2項 農産物応急対策	産業対策班
第3項 家畜応急対策	産業対策班
第4項 水産物応急対策	産業対策班

第1項 災害事前・事後対策（実施主体：産業対策班）

町は、次のとおり事前・事後対策を実施するとともに、各関係機関への周知及び農家等への指導を行う。

区分	実施事項
事前対策	町は、台風等により農産物に甚大な被害を及ぼすおそれがあるときは、直ちに事前対策を確立し、広報車等を通じて周知徹底を図るとともに、自治会並びに関係団体を通じて事前対策について指導を行う。
事後対策	町は、台風等災害の発生により農産物に甚大な被害を受けたときは、直ちに事後対策を確立し、広報車等を通じて周知徹底を図るとともに、自治会並びに関係団体を通じて事後対策について指導を行う。

第2項 農産物応急対策（実施主体：産業対策班）

1 種苗対策

町は、災害により農産物の播きかえ及び植え替えを必要とする場合は、農業協同組合に必要種苗の確保を要請するとともに県に報告する。

町長の要請を受けた農業協同組合は、直ちに要請をとりまとめ、上部機関の連合会等に種苗の購買を発注して必要量を確保する。

2 病虫害防除対策

町は、災害による病虫害防除のための緊急防除対策を速やかに講じ、自治会並びに農業団体に対し、具体的な防除を指示する。特に必要と認めたときは、緊急防除指導班（経済課、農業委員会、農業協同組合、担当普及員、経済連原料指導員）を編成し、現地指導の徹底を図る。

なお、緊急防除を実施する必要があるときは、関係機関の防除機（大型防除機）を使用するものとし、また、緊急に農薬の必要を生じた場合は、農業協同組合に対し手持ち農薬の緊急供給を依頼する。

第3項 家畜応急対策（実施主体：産業対策班）

家畜及び飼料に対する応急対策は、次のとおりである。

■家畜応急対策

対策種別	実施内容
家畜の管理	浸水、崖崩れ等の災害が予想される時、又は発生したときは、飼育者において家畜を安全な場所に避難させるものとし、この場合の避難場所の選定、避難方法について必要があるときは、町においてあらかじめ計画しておく。
家畜の防疫	家畜伝染病に対処するため、災害地域の家畜及び畜舎に対して、町は県（中央家畜保健衛生所）の協力を得て家畜防疫班及び家畜診療班を組織し、必要な防疫を実施する。災害による死亡家畜については、家畜の飼養者をして町に届出を行わせるとともに県の家畜防疫員の指示により遺体の埋却又は焼却を行わせる。 ○被災家畜に伝染病の疑いがある場合又は伝染病の発生のおそれがあると認められる場合には、町は県に防疫班の派遣を要請し、緊急予防措置をとる。 ○災害のため正常な家畜の診療が受けられない場合は、町は沖縄県農業共済組合連合会や診療獣医師に対し診療班の派遣を要請する。
飼料の確保	災害により飼料の確保が困難となったときは、町は各畜産関係組合等の要請に基づき、県又は町内の農業協同組合に対し、必要量の確保及び供給について斡旋を要請する。

第4項 水産物応急対策（実施主体：産業対策班）

水産物に対する応急対策は、次のとおりである。

■水産物応急対策

対策種別	実施内容
水産養殖用の種苗・飼料等の確保	災害により、水産養殖種苗の供給、補給の必要を生じた場合、町長は県に要請を行い確保する。
魚病等の防除指導	災害による水産養殖物に、魚病発生のおそれがある場合、又は発生のまん延防止のため、町長は県に要請するとともに、水産試験研究機関の指導を受け対策を図る。

第34節 道路事故災害応急対策計画

[施策の体系・実施主体]

	施策	実施主体
第1項	発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	総務総括班
第2項	救助・応急、医療及び消火活動	消防対策部、総務総括班
第3項	道路、橋梁等の応急措置	土木建設対策班

第1項 発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

(実施主体：総務総括班、県)

町は、多重衝突や道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、人的被害の状況を把握し、県へ連絡するとともに、応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性を連絡する。また、県は被害状況を把握するとともに、総務省消防庁・国土交通省及び関係省庁に連絡する。

糸満警察署は、被害に関する情報を把握し、県警察本部を通じ警察庁に連絡する。

第2項 救助・応急、医療及び消火活動 (実施主体：消防対策部、総務総括班)

町は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じて関係機関に応援を要請する。

なお、救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するが、町は必要に応じ民間からの協力等により必要な資材を確保して、効率的な活動を行う。

第3項 道路、橋梁等の応急措置 (実施主体：土木建設対策班)

町は、道路・橋梁等に被害が生じた場合は、緊急輸送の確保に必要な道路等から優先的に、その被害状況に応じて排土作業、盛土作業、仮舗装作業、障害物の除去作業及び仮橋の設置等の応急工事により、一応の交通の確保を図る。

また、所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合、当該施設を所有する者に直ちに応急措置を講じるよう通報する。

第35節 林野火災対策計画

町は、林野火災の発生と拡大を防止するため、予防と次の応急対策を講じる。

[施策の体系・実施主体]

施策	実施主体
第1項 異常気象時の警戒	消防本部
第2項 林野火災の発生（発見時）、拡大時の通報連絡	総務総括班、消防本部
第3項 林野火災の消火活動	総務総括班、消防本部

第1項 異常気象時の警戒（実施主体：消防本部）

異常乾燥及び強風時は、火災警報の発令とともに警戒態勢を強化する。

■警戒態勢の内容

- 町防災行政無線により、火災予防広報を実施する。
- 消防車、広報車等により巡回広報を実施する。
- 林野参加者に対する火気注意を徹底する。
- 消防職員による巡回警戒を強化する。
- 消防職員、団員の自宅待機、又は一部招集を指令する。

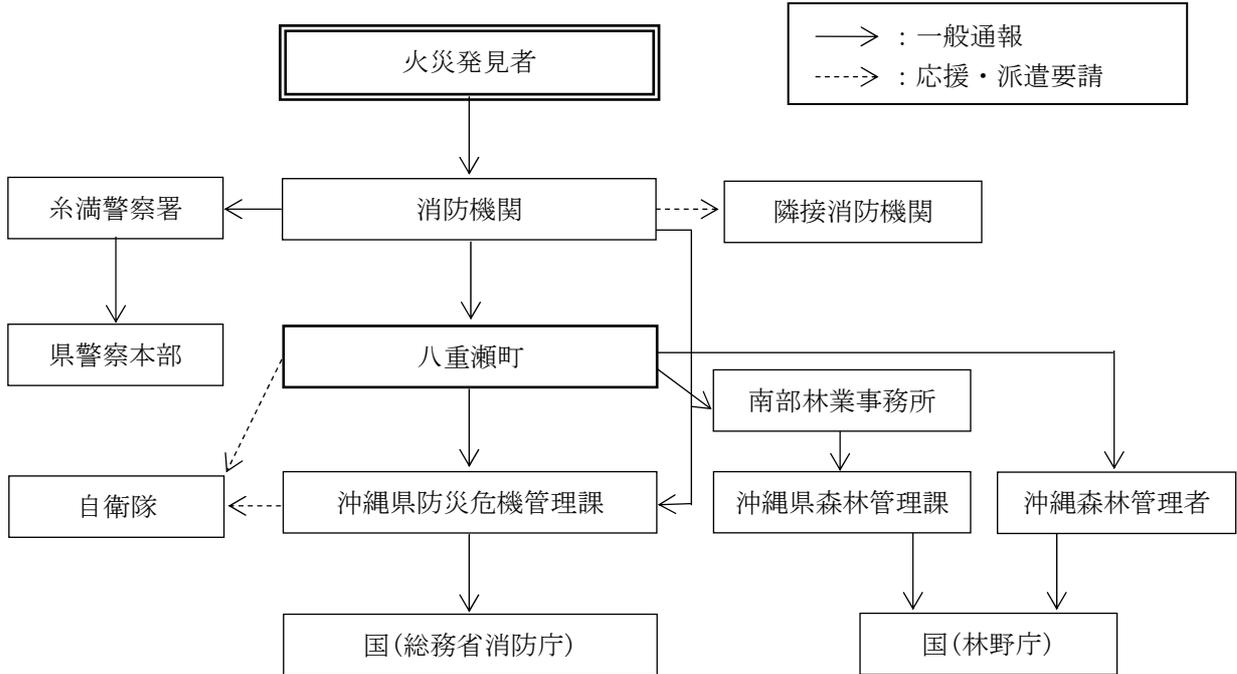
第2項 林野火災の発生（発見時）、拡大時の通報連絡

（実施主体：総務総括班、消防本部）

林野火災が発生し、拡大するおそれがある場合は、関係機関に通報連絡等を行う。

通報連絡の内容は、火災発生日時、火災現場の状況、被害の程度、対応措置の概況等とする。

■通報連絡系統図



第3項 林野火災の消火活動 (実施主体：消防本部、総務総括班)

1 消火体制及び消火活動

林野火災の消火体制及び消火活動の内容は、次のとおりである。

■消火体制

実施事項	実施内容
現場指揮本部の設置	林野火災時に応援消防隊及びその他消火に協力する者が、統一的な指揮のもとに円滑な消火活動ができる態勢を確立するため、火災の状況に応じ現場指揮本部を設置する。
関係者の協力	林野火災が発生したときは、山林、原野の所有者及び付近の住民等は、消防機関に協力する。
消火活動	林野火災の消火活動においては、火勢の状況及び気象状況並びに地理、地勢等に応じた消火活動を行う。

■消火活動内容

消火活動別	実施内容
直接攻撃	火たたき、覆土、撤土、除去による消火、ポンプによる注水消火等。
間接攻撃	直接攻撃によって防御できない場合、林野の一部を犠牲にして防御線、防火線を築き、火災の延焼を遅らせる。
迎火攻撃	迎火攻撃は指揮者の指示により、人員を十分に配置し、防火線の幅員を充分にとり燃焼方向に対して一斉に点火する。その際には、飛火に注意する。
残火処理	残火処理は、焼失線（周囲）から徐々に内面に入り、飛火点に向かって処理し、特に老木、根株、空洞木等の着火後を見回り完全に消火する。

消火活動別	実施内容
飛火警戒	飛火による第2、第3火災の発生を防止するもので、防御に当たっては多くの人員を必要とするため、地域住民の協力で飛火警戒を行う。
空中消火	ヘリコプターによる消火方法であり、消火基地を設け現場指揮本部と密接に情報交換し、空中消火隊の指揮運用を行う。 また、地上消火隊と相互に連携をとり消火にあたる。 なお、ヘリコプターによる消火基地設置等に当たっては、「本章 第4節 自衛隊災害派遣要請計画」に基づいて実施する。

2 応援要請

町は、火災現場の偵察又は空中消火活動の必要があると認められるときは、県を通じて、速やかに空中消火用ヘリコプターの出動を要請するとともに、水利等の確保を行う。

火災の規模が大きく町で対応できないときは、「沖縄県消防広域応援協定」に基づき、近隣市町村等に応援を要請する。

火災の規模、被害状況等から自衛隊の派遣要請が必要と判断した場合は、速やかに県に対して、災害派遣要請を行うとともに、自衛隊の集結地、自衛隊ヘリコプターの臨時場外離発着場の確保及び化学消火薬剤等資機材の準備を行う。

第4部 災害復旧・復興計画

第1章 災害復旧・復興計画

第1章 災害復旧・復興計画

第1節 公共施設災害復旧計画

町は、本町がおかれている災害に対する各種の特性と原因を検討し、被災した施設の被害程度に応じて復旧事業計画を立て、被災施設の原型復旧に併せて、再度災害の発生を防止し、施設の新設改良を図る。

なお、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他の執行機関、指定公共機関、その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者が実施する。

[施策の体系・実施主体]

施策	実施主体
第1項 災害復旧事業計画の作成	総務課、企画財政課、関係各課
第2項 施設災害復旧事業の実施	総務課、企画財政課、関係各課

第1項 災害復旧事業計画の作成（実施主体：総務課、企画財政課、関係各課）

計画は、災害応急対策計画に基づく応急復旧終了後、被害の程度を十分調査検討してその都度作成、実施するが、その主たるものは次のとおりである。

■災害復旧事業計画の種類

- 公共土木施設災害復旧計画
 - ・河川施設復旧事業計画
 - ・海岸施設復旧事業計画
 - ・道路施設復旧事業計画
 - ・砂防施設復旧事業計画
 - ・地すべり防止施設復旧事業計画
 - ・急傾斜地崩壊防止施設復旧事業計画
 - ・下水道施設復旧事業計画
 - ・港湾施設復旧事業計画
 - ・林地荒廃防止施設復旧事業計画
 - ・漁港施設復旧事業計画
 - ・公園災害復旧事業計画
- 水道施設復旧事業計画
- 農林水産業施設災害復旧事業計画 ※農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- 都市災害復旧事業計画
- 住宅災害復旧事業計画
- 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- 公立学校施設災害復旧事業計画

- 社会教育施設災害復旧事業計画
- 文化財災害復旧事業計画
- その他災害復旧事業計画

第2項 施設災害復旧事業の実施（実施主体：総務課、企画財政課、関係各課）

1 国の財政措置の把握

災害のために被害を受けた公共施設等の災害復旧事業に関する国の財政措置を十分把握し、これらの特別措置等を勘案して迅速な復旧を図る。

2 災害復旧事業の実施に必要な措置

■災害復旧事業の実施に必要な措置

区分	実施内容
激甚災害特別援助法に基づく激甚災害の指定促進	○著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合は、町又は県において被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう努める。
緊急災害査定促進	○災害が発生した場合、町及び県は被害状況を速やかに調査把握し、緊急に災害査定が行われるように公共施設の災害復旧事業が迅速に行われるよう努める。
災害復旧資金の確保措置	○町及び県は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、この負担すべき財源を確保するため所要の措置を講じる等、災害復旧事業の早期実施を図る。

3 県による復旧工事の代行

町は、国の緊急災害対策本部が設置される災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けて、町の工事実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があるときは、県に対し町に代わって工事を行うよう要請する。

第2節 被災者生活への支援計画

町は、被災者等の生活再建に向けて住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般、また、女性の悩み相談・暴力被害者支援等きめ細かな支援を講じる。

[施策の体系・実施主体]

施策	実施主体
第1項 住民サポートセンターの開設	社会福祉課、関係各課
第2項 罹災証明書の発行	総務課、税務課、消防本部
第3項 被災者台帳の作成	総務課、税務課
第4項 住宅復旧計画	総務課、企画財政課、土木建設課
第5項 生業資金の貸付	企画財政課、社会福祉課
第6項 被災世帯に対する住宅融資	企画財政課、社会福祉課、児童家庭課
第7項 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給	社会福祉課、児童家庭課
第8項 災害義援物資・義援金品の募集及び配分	社会福祉課、児童家庭課
第9項 町税の徴収猶予及び減免	税務課
第10項 職業の斡旋	総務課
第11項 被災者生活再建支援法の適用計画	総務課
第12項 地震保険や共済制度の活用	総務課
第13項 その他の被災者支援	総務課

第1項 住民サポートセンターの開設

(実施主体：社会福祉課、関係各課、県、国、関係機関)

町は、被災者の抱える相談や問い合わせに対応するため、国・県及びその他関係機関と連携し、町役場本庁舎及び被災地の地区公民館等に住民サポートセンター（仮称）を開設する。

開設に当たっては、被災者の便宜を考慮し、できるだけ関係機関を一堂に集め、総合的、横断的に対処するよう努める。

なお、住民サポートセンターにおける相談内容（例）は次のとおりである。

■相談内容（例）

- 倒壊家屋の解体・撤去、危険度判定
- 各種資格証の再発行等手続（年金証書、健康保険証等）
- 罹災証明の発行手続
- 仮設住宅の入居
- 災害援護資金に関すること
- 被災に伴う税金の減免措置
- 医療、保健（精神保健を含む）
- その他必要な事項

第2項 罹災証明書の発行（実施主体：総務課、税務課、消防本部）

1 罹災証明書の交付

罹災証明書の発行については、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた家屋について、被害家屋調査の結果を踏まえて申し出により、次の項目の「罹災証明」を行う。

- | | | | | | |
|-----------|------|------|--------|--------|--------|
| ① 全壊 | ② 流失 | ③ 半壊 | ④ 床上浸水 | ⑤ 一部破損 | ⑥ 床下浸水 |
| ⑦ 災害による全焼 | ⑧ 半焼 | ⑨ 水損 | | | |

2 大規模災害時の対応（被害調査班が結成された場合）

(1) 罹災証明書の発給に関する広報

被害調査班は、防災行政無線や広報車、マスコミ等を通じて罹災証明書の発行場所や発行開始時期等の広報を行う。

(2) 罹災証明書の発行

罹災証明書の発行は、「第3部 第3章 第22節 第4項住宅の被災調査」による。
また、罹災証明書の発行に当たっては、証明手数料は徴収しない。

(3) その他の罹災証明（被害調査班が結成されない場合にも適用する）

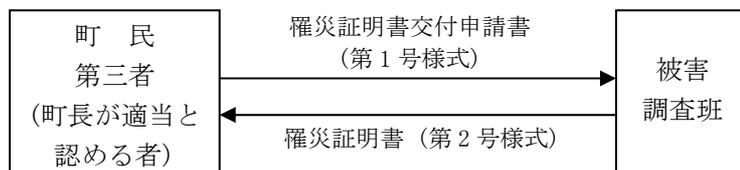
畑等その他の罹災証明は、被害調査を所管する班が発行する。

(4) 判定結果に関する相談・再調査の受付

判定結果に不服があった家屋及び中間調査が物理的にできなかった家屋について、災害発生の日から90日以内の期間に限り、再調査を申し出ることができる。

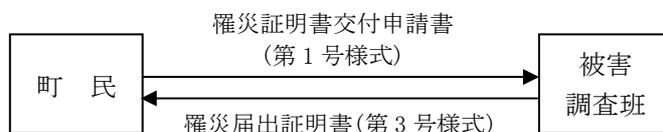
(5) 未確認・期限切れの受付

町が調査確認できず、期限内に所定の手続きをしなかったものについては、原則として証明書の発行は行わないが、写真や第三者（自治会等）の証明書によって罹災を証明することが可能でかつ町長が認めた場合に限り証明書の発行手続きを行うことができる。



(6) 罹災届出証明書

未確認・期限切れの発行について、第三者等による証明が不可能な場合において必要があるときは、町長が行う「罹災届出証明書」で対応する。



第3項 被災者台帳の作成（実施主体：総務課、税務課）

町は、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳（以下「被災者台帳」という。）を作成する。

町は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名等の情報を内部で目的外利用し、又は関係都道府県知事等に対し必要な情報の提供を求めることができる。

町は、被災者の援護の実施に必要な限度で、被災者台帳に記載し、又は記録された情報（以下「台帳情報」という。）を、内部で目的外利用できる。

町は、被災者の援護の実施に必要な限度で、他の地方公共団体に台帳情報を提供できる。

なお、被災者台帳には、被災者に関する次の事項を記載し、又は記録する。

■被災者台帳に記載する事項

- 氏名
- 生年月日
- 性別
- 住所又は居所
- 住家の被害その他町長が定める種類の災害
- 援護の実施の状況
- 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

参考資料 7-28 被災者台帳

第4項 住宅復旧計画（実施主体：総務課、企画財政課、土木建設課）

災害時における住宅の復旧対策は、次によるものとする。

1 災害住宅融資

(1) 災害復興住宅資金

町及び県は、被災地の滅失家屋の状況を調査し、沖縄振興開発金融公庫法令に規定する災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、罹災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう、借入手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施して、災害復興資金の借入促進を図る。

なお、町は、この場合、資金融資が早急に行われるよう、罹災者が公庫に対して負うべき債務を保証するよう努める。

- 災害復興住宅資金
- 地すべり等関連住宅資金
- 宅地防災工事資金

(2) 個人住宅（特別貸付）建設資金

町長は、災害による住宅の被害が発生した場合には、罹災者に対し、沖縄振興開発

金融公庫による個人住宅（特別貸付）建設資金の災害罹災者貸付制度の内容を周知する。

なお、罹災者が借入れを希望する際には「罹災証明書」を交付する。

2 災害公営住宅の建設

町は、大規模な災害が発生し、住宅に多大な被害が生じた場合、低所得被災世帯のため国庫補助等を受けて災害公営住宅の建設に努める。

第5項 生業資金の貸付（実施主体：企画財政課、社会福祉課）

被災した生活困窮者等の再起のため、必要な事業資金その他少額融資の貸付資金を確保するため、次の資金等の導入に努める。

1 災害弔慰金の支給等

町は、災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律（以下「弔慰金法」という。）による災害援護資金を貸し付ける。

■弔慰金法による災害弔慰金

実施主体	八重瀬町（条例の定めるところにより実施）
対象災害	自然災害であって、県内において災害救助法が適用される市町村が1以上ある場合の災害とする
貸付対象	対象災害により、負傷又は住居、家財に被害を受けた者
貸付限度額	350万円 被害の種類、程度により区分（世帯主の1ヶ月以上の負傷150万円、家財の3分の1以上の損害150万円、住居の全壊350万円）
所得制限	前年の所得が市町村民税の課税標準で730万円（4人世帯の場合）未満
利率	年3%（据置期間中は無利子）
据置期間	3年（特別の場合5年）
償還期間	10年（据置期間を含む）
償還方法	年賦又は半年賦
貸付原資負担	国（2/3）、県（1/3）

2 生活福祉資金の災害援護資金

社会福祉協議会は、低所得世帯に対し、災害を受けたことによる困窮から自立更正するのに必要な経費として貸し付ける。なお、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付け対象とならない。

■生活福祉資金の災害援護資金

貸付限度	1,500,000円
据置期間	貸付の日から1年以内
償還期限	7年以内
貸付利子	3%

3 国民金融公庫資金

- | | |
|----------|---------------|
| ○更正資金 | ○遺族国債担保貸付金 |
| ○恩給担保貸付金 | ○引揚者国庫債券担保貸付金 |

第6項 被災世帯に対する住宅融資

(実施主体：企画財政課、社会福祉課、児童家庭課)

町は、低所得世帯あるいは母子世帯で災害により住宅を失い、又は破損等のため居住することができなくなった場合、住宅を補修し又は非住家を住家に改造する等のため資金を必要とする世帯に対して、次の資金を融資する。

- (1) 弔慰金法の災害援護資金
- (2) 生活福祉資金の災害援護資金又は住宅資金
- (3) 母子福祉資金の住宅資金

第7項 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給

(実施主体：社会福祉課、児童家庭課)

町は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害により死亡した住民の遺族に対し災害弔慰金を支給する。

また、災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害が出た場合、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害障害見舞金を支給する。

■災害弔慰金の支給

実施主体	八重瀬町
対象災害	いわゆる自然災害（弔慰金法第2条）であって、住家の滅失した世帯が5世帯以上の災害、及び県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害とする
支給対象	対象災害により死亡した者の遺族に対して支給する
弔慰金の額	○生計維持者が死亡した場合 500万円 ○その他の者が死亡した場合 250万円
費用の負担	国（1/2）、県（1/4）、町（1/4）

■災害障害見舞金の支給

実施主体	八重瀬町
対象災害	いわゆる自然災害（弔慰金法第2条）であって、住家の滅失した世帯が5世帯以上の災害、及び県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害とする
支給対象	対象災害により精神又は身体に次に掲げる障害を受けた者に対して支給する <ul style="list-style-type: none"> ・両眼が失明した者 ・そしゃく及び言語の機能を廃した者 ・神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する者

	<ul style="list-style-type: none"> ・胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する者 ・両上肢をひじ関節以上で失った者 ・両上肢の用を全廃した者 ・両下肢をひざ関節以上で失った者 ・両下肢の用を全廃した者 ・精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が、前各号と同程度以上と認められる者
見舞金の額	<ul style="list-style-type: none"> ○生計維持者が障害を受けた場合 250 万円 ○その他の者が障害を受けた場合 125 万円
費用の負担	国 (1/2)、県 (1/4)、町 (1/4)

第8項 災害義援物資・義援金の募集及び配分

(実施主体：社会福祉課、児童家庭課)

義援物資・義援金の募集、輸送及び配分は、町災害対策本部が配分計画を立てて行う。ただし、被害が他市町村にわたる場合は、県が次の機関からなる協議会を編成し、各機関が共同又は協力して災害義援物資・義援金の募集、輸送、配分を行う。

(構成機関) 日本赤十字社沖縄県支部、県社会福祉協議会、県市長会、県町村会、沖縄タイムス、琉球新報、沖縄婦人連合会、その他県単位の各種団体。

1 義援物資

(1) 義援物資の受入れ

町は、関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、受入れ物資を明確にし、報道機関を通じて国民に公表する。また、義援物資の受付記録を作成し、必要があれば寄託者に受領証（別紙様式）を作成する。

参考資料 7-16 義援金品等受領証

(2) 義援物資の保管・仕分け・輸送

町は、義援物資の保管・仕分けを行い、輸送についてはボランティア等の協力を得て行うものとする。

(3) 義援物資の配布

義援物資の配布は、町災害対策本部が協議のうえ決定し、被災者に対し迅速かつ適正に配布する。特に、食糧品で保存がきかないものは、他に優先して配布する。

2 義援金

(1) 義援金の受入れ・配分

町は、被害の状況等を把握し、義援金の募集を行うか否かを検討し決定する。

ア 町は、義援金の受付窓口を開設し、直接義援金を受け付ける。義援金の受入れに際して受付記録を作成し、保管の手続きを行うとともに、寄託者に受領証（別紙様式）を発行する。

イ 県が設置する義援金配分委員会より受領した義援金は、配分計画に基づく配分率及び配分方法により、被災者に配分する。

参考資料 7-16 義援金品等受領証

(2) 義援金の保管

町は、義援金の保管に際して、被災者に配分するまでの間、町指定金融機関に「当該災害に関する義援金受付専用口座」をつくり、受払簿を作成し、管理・保管する。

第9項 町税の徴収猶予及び減免（実施主体：税務課）

町長は、地方税法、八重瀬町税条例に基づき、被災者の状況により町税の徴収猶予及び減免を行う。

減免を受けようとする者は、納期限前7日までに必要事項を記載し、その事実を証する書類を添付した申請書を町長に提出しなければならない。

第10項 職業の斡旋（実施主体：総務課）

公共職業安定所は、災害のため転職又は一時的に就職を希望し、本人の技能、経験、健康状態、その他の状況から判断し就職可能な者を対象に職業を斡旋する。

町長は、被災者が遠隔地に居住する等、その他の事由により公共職業安定所に出頭することができない被災者について、公共職業安定所長の指示より、被災者の求職申込みを公共職業安定所長に取次ぐ。公共職業安定所長は、町長の求職取次ぎに基づき、状況により被災地に出向いて職業相談を実施する。

第11項 被災者生活再建支援法の適用計画（実施主体：総務課）

自然災害時における被災者の生活再建に関する支援について、被災者生活再建支援法に基づき、支援金の支給事務については、県から被災者生活再建支援基金へ全部委託、また基金から町へ一部委託し、実施する。

参考資料 3-11 被災者生活再建支援制度について

1 支援法の適用

支援法の適用基準等は次のとおりである。

■支援法の適用基準及び対象世帯

区分	基準内容
適用基準	暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波等の自然災害により生じた被害が次のいずれかに該当するに至った場合（火災・事故等人為的な原因により生じた被害は含まれないが、当該起因が自然現象によるものは対象となりうる）を支援法適用の対象とする

区分	基準内容
	①災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害（同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む）が発生した市町村における自然災害 ②10以上の世帯の住宅が全壊した市町村における自然災害 ③100以上の世帯の住宅が全壊した都道府県における自然災害 ④5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満のもので①～③に定める区域に隣接するものにかかる自然災害）
対象世帯	自然災害による対象世帯 ①居住する住宅が全壊した世帯、又は居住する住宅が半壊し、その住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、その住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により、その住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯 ②火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することと、その他の事由により居住する住宅が居住不能のものとなり、かつその状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯 ③居住する住宅が半壊し、構造耐力上必要な部分（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号に規定する構造耐力上必要な部分をいう。）の補修を含む大規模な補修を行わなければその住宅に居住することが困難であると認められる世帯（上記①、②の世帯を除く。）

2 住宅の被害認定

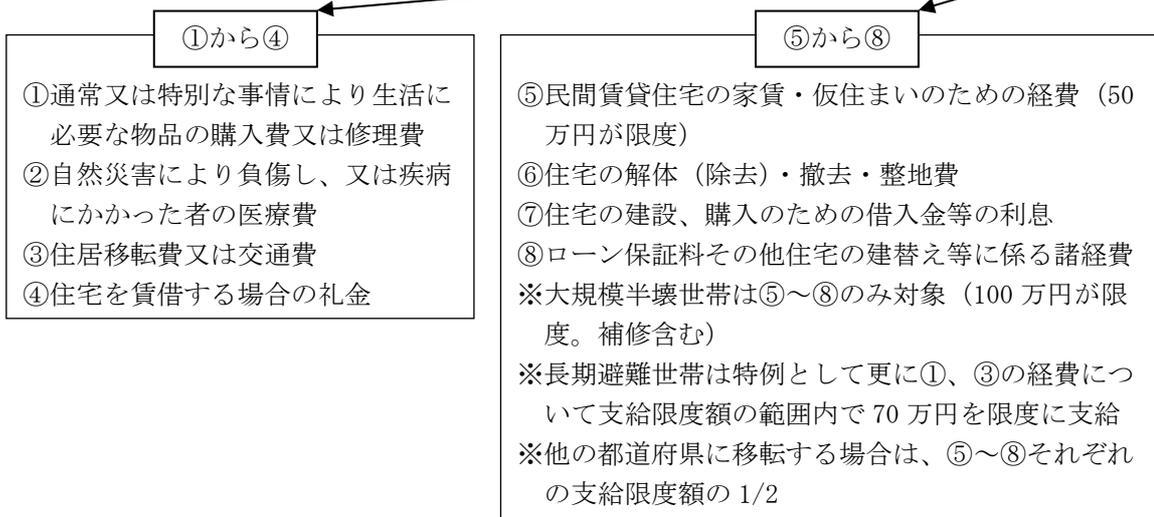
被害認定は、認定基準「災害の被害認定基準について（平成13年6月28日内閣府政策統括官（防災担当通知）」により町が行い、県がその取りまとめを行う。

3 支援金の支給限度額

支援金の支給限度額は、次のとおりである。

■支援金の支給限度額

世帯主の年収、年齢等	世帯種別	支給限度額	①から④	⑤から⑧
年収 ≤ 500 万円	複数	300 万円	100 万円	200 万円
	単数	225 万円	75 万円	150 万円
世帯主が 45 歳以上又は要援護世帯 で 500 万円 < 年収 ≤ 700 万円 世帯主が 60 歳以上又は要援護世帯 で 700 万円 < 年収 ≤ 800 万円	複数	150 万円	50 万円	100 万円
	単数	112.5 万円	37.5 万円	75 万円



4 町の事務体制

町の事務体制は次の表のとおりとする。また、県・被災者生活再建支援基金の事務体制は、「沖縄県地域防災計画」に基づくものとする。

■町の事務体制

事務分掌		
必要な事務	各団体で行う事務	委託を受けて行う事務
○制度の周知 ○その他各事務に係る付帯事務	○住宅の被害認定 ○罹災証明書等必要書類の発行 ○被災世帯の支給申請等に係る窓口業務 ○支給申請書の受付・確認等 ○支給申請書等のとりまとめ ○使途実績報告書の受付・確認等	○支援金の支給（被災者の口座振込による場合を除く） ○支援金の返還に係る請求書の交付 ○支援金の納付に係る請求書の交付 ○加算金の納付に係る請求書の交付 ○延滞金の納付に係る請求書の交付 ○返還される支援金、加算金及び延滞金の受領並びに基金への送金

5 その他

収入額の算定、支援金支給申請の手続き、その他については、県の指導に基づき被災者生活再建支援法・同施行令、同施行規則、事務次官通達等により行うものとする。

第12項 地震保険や共済制度の活用（実施主体：総務課）

地震保険や共済制度は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とした制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段であることから、町はそれらの制度の普及促進に努める。

第13項 その他の被災者支援（実施主体：総務課）

1 借地借家制度の特例適用

町長は、必要と認めるときは「罹災都市借地借家臨時処理法」の適用手続きをとる。

2 住宅供給

町長は、必要と認めるときは、全壊家屋被災者を町営住宅に入居させるなど住宅の確保を図る。

第3節 農漁業及び中小企業等への支援計画

町は、災害時の被災農漁業者及び中小企業者に対する融資対策を行う。

[施策の体系・実施主体]

施策	実施主体
第1項 農業関係	農林水産課
第2項 水産関係	農林水産課
第3項 中小企業関係	観光振興課

第1項 農業関係（実施主体：農林水産課）

災害により農業者が被害を受け経営に打撃を受けた場合に、低利の資金を融資することによって、農業経営の安定を図ることを目的として、天災融資制度、沖縄振興開発金融公庫等の金融制度による救済制度が設けられている。

天災融資法の発動及び激甚災害法が適用されることとなった場合は、天災資金の活用推進、また、農業協同組合の系統金融の活用を図るよう指導、推進する。

その他に「沖縄県農業災害対策特別資金利子補給金等補助金交付要綱」に基づく関係資金があるため、これらの災害金融制度の活用を図るよう推進する。

第2項 水産関係（実施主体：農林水産課）

被害漁業者の施設（漁船・漁具）、漁獲物及び漁業用資材並びに漁業協同組合等の管理する共同利用施設、又は在庫品に対する被害については、天災融資法を適用し、災害復旧を容易にらしめ、被害漁業の経営の安定を図るよう推進する。

また、沖縄振興開発金融公庫の漁業基盤整備資金及び漁船資金等を積極的に利用するとともに、系統金融の活用を図るよう指導、推進する。

■農漁業関係の融資

- 天災融資法による災害経営資金及び災害事業資金
- 沖縄振興開発金融公庫資金による災害資金
- 農業経営維持安定資金

第3項 中小企業関係（実施主体：観光振興課）

被害を受けた中小企業に対する融資及び斡旋は次のとおりである。

■中小企業関係の融資及び斡旋

- 中小企業金融公庫資金
- 商工組合中央金庫資金
- 国民金融公庫資金
- 中小企業信用保険公庫資金
- 環境衛生金融公庫資金

第4節 復興の基本方針

町は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。

[施策の体系・実施主体]

施策	実施主体
第1項 復興計画の作成	総務課、関係各課
第2項 がれき処理	住民環境課
第3項 防災まちづくり	総務課、まちづくり課、関係各課
第4項 特定大規模災害時の復興方針等	総務課、関係各課

第1項 復興計画の作成（実施主体：総務課、関係各課）

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害において、被災地域の再建を速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。

特に、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

また、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行うものとし、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。また、併せて要配慮者の参画を促進する。

第2項 がれき処理（実施主体：住民環境課）

発生した災害廃棄物の種類、性状（土砂、ヘドロ、汚染物等）等を勘案し、その発生量を推計した上で、事前に策定しておいた災害廃棄物処理計画及び一般廃棄物処理計画を適切に見直すとともに、見直し後の計画に基づき、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬及び処分を行い、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。

また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用することとする。

なお、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講じる。

第3項 防災まちづくり（実施主体：総務課、まちづくり課、関係各課）

防災まちづくりに当たっては、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾等骨格的な都市基盤施設及び防災安全区の整備、ライフラインの耐震化、建築物や公共施設の耐震化・不燃化、耐震性貯水槽の設備設置を基本的な目標とする。

また、復興のため、市街地の整備改善が必要な場合には、「被災市街地復興特別措置法」等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から防災まちづくりの方向について、できるだけ速やかに住民の合意を得るよう努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

なお、住民との合意形成に当たっては、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう環境整備に努める。

第4項 特定大規模災害時の復興方針等（実施主体：総務課、関係各課）

大規模災害からの復興に関する法律（以下「復興法」という。）に規定する特定大規模災害を受け、国の復興基本方針が定められた場合は、必要に応じて次の措置を講じる。

- (1) 必要に応じて県と共同して国の復興基本方針等に即した復興計画を策定し、また、復興協議会を組織して復興整備事業の許認可の緩和等の特別措置の適用を受け、市街地開発事業、土地改良事業等を実施する。
- (2) 復興計画の作成や復興整備事業の実施等に必要な人員が中長期的に不足する場合は、復興法に基づき、関係地方行政機関の長に対して職員の派遣を要請する。

第5部 南海トラフ地震防災対策推進計画

- 第1章 総則
- 第2章 関係者との連携協力の確保
- 第3章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項
- 第4章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画
- 第5章 防災訓練計画
- 第6章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

第1章 総則

第1節 計画の目的

第1項 計画策定の背景

東日本大震災の教訓を踏まえ、いかなる大規模な地震・津波が発生した場合にも、人命だけは何としても守るとともに、我が国の経済社会が致命傷を負わないようハード・ソフト両面からの総合的対策の実施による防災・減災の徹底を図ることを目的として、平成25年12月、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成25年法律第87号。以下「法」という)」が施行された(従来の「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)」を改正)。

これを受け、中央防災会議は、平成26年3月28日、国の南海トラフ地震防災対策の推進に関する基本の方針、及び基本的な施策に関する事項、施策の目標及び達成期間、災害応急対策の実施に関する基本の方針等を定めた「南海トラフ地震防災対策推進基本計画(以下「基本計画」という。))」を公表した。

基本計画では、全国707市町村(平成26年3月末現在)が「南海トラフ地震防災対策推進地域(以下「推進地域」という。))」に指定され、これらの市町村及び関係都府県においては、所定の事項を定めた「南海トラフ地震防災対策推進計画(以下「推進計画」という。))」を策定することが義務付けられた。

本町においても、推進地域として指定されたことを受け、推進計画を策定するものである。

第2項 計画の目的

この計画は、法第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、本町域内における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

なお、本計画は、社会環境の変化及び施設整備の強化等に応じ、検討を加え、実態に即したものとす。

第2節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

南海トラフ地震発生時において、本町域に係る公共的団体その他防災上重要な施設の管理者(以下「防災関係機関」という。)の処理すべき事務又は業務の大綱は、第1部第1章第5節「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に定めるところによるものとする。

第2章 関係者との連携協力の確保

第1節 資機材、人員等の配備手配

町は、被害状況が甚大であるなど町単独では十分な応急措置が実施できないと認めるときは、第3部第3章第5節「広域応援要請計画」に定めるところにより、県や隣接市町村、その他機関に対し、人材派遣や資機材提供等の応援を要請する。

第2節 物資の備蓄・調達

町は、被害想定等を基に、防災活動等のために必要な食糧、飲料水、生活必需品等に関する備蓄・調達計画をあらかじめ作成しておくとともに、地震発生後においては、防災関係機関や協定締結した民間団体等との連携・協力のもと、この備蓄・調達計画を実行するものとする。

なお、詳細については、第2部第2章第3節第5項「食糧等備蓄計画」、及び第3部第3章第16節「給水計画」、同17節「食糧供給計画」、同18節「生活必需品供給計画」に定めるところによるものとする。

第3節 自衛隊の災害派遣

町（町長）は、第3部第3章第4節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところにより、県（知事）に対し、自衛隊の災害派遣を要請する。

なお、地震発生後の災害派遣活動が円滑に行えるよう、派遣部隊等の受け入れ体制のほか、救助・救急、応急医療、緊急輸送等の災害派遣活動の具体的内容について、あらかじめ自衛隊と調整しておくものとする。

第4節 帰宅困難者への対応

町は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進めるものとする。

また、帰宅困難者が大量に発生することが想定される場合は、帰宅困難者に対する一時滞在施設等の確保対策について、施設管理者等と連携して検討を進める。

第3章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

第1節 津波からの防護

港川漁港の管理者（県）は、津波による被害を防止・軽減するため、堤防・水門等の点検や自動化・遠隔操作化、補強等を推進する。

また、地震発生時に多数の水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制（水門等の閉鎖に係る操作員の安全確保も含む）、手順や平常時の管理方法等について定めるものとする。

内水排除施設等については、発災に備えて、施設の管理上必要な操作、非常用発電装置の準備、点検その他所要の被災防止措置を講ずるものとする。

第2節 津波に関する情報の伝達等

気象庁の発表する津波警報等が、防災関係機関相互及び町（災害対策本部）内部において確実に情報が伝達されるよう、その伝達経路及び方法をあらかじめ定めるとともに、関係者に周知するものとする。

なお、詳細については、第3部第1章第2節「地震情報・津波警報等の伝達計画」に定めるところによるものとする。

第3節 避難指示等の発令基準

津波警報等を覚知したとき、若しくは強い地震（震度4程度以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認めたときは、直ちに危険区域内の住民に対して避難勧告又は指示を発令し、住民等の避難を促す。

なお、詳細については、第3部第3章第6節第1項「避難勧告・指示等の発令等」に定めるところによるものとする。

第4節 避難対策等

第1項 地域住民等の避難誘導

別途策定する「八重瀬町津波避難計画」に基づき、津波浸水想定区域等に対し、避難指示を発令するとともに、あらかじめ指定した津波浸水想定区域外の安全な避難場所等へ住民等を誘導する。避難誘導にあたっては、誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、予想される津波到達時間も考慮しつつ、交通規制の実施、高齢者・障がい者・外国

人等の要配慮者の避難支援、及び観光客等を含めた避難対象区域内の全ての避難誘導を行う。

なお、詳細については、第2部第1章第5節「津波避難体制等の整備」、及び第3部第3章第6節「避難計画」、同第7節「観光客等対策計画」、同第8節「要配慮者対策計画」に定めるところによるものとする。

第2項 避難場所及び避難所の運営・安全確保

津波により住家を失った被災者に対し避難所を供与し、居住の確保、食糧、衣料、医薬品、保健医療サービスの提供、生活環境の整備に必要な措置を講ずる。

特に発災直後においては、避難してきた住民等を混乱することなく円滑に避難所内に受け入れられるとともに、以降も秩序あるルールを設定するなど、安全・快適な避難生活環境が維持されるように努める。

なお、詳細については、第3部第3章第6節第3項「避難所の開設及び運営管理」に定めるところによるものとする。

第5節 関係機関がとるべき活動

以下の関係機関等がとるべき措置については、第3部第3章「共通の災害応急対策計画」の各節に定めるところによるものとする。

- (1) 消防機関 → 第10節「消防計画」、第11節「救出計画」
- (2) 上水道施設管理者 → 第16節「給水計画」
- (3) 電気、ガス等のライフライン事業者 → 第32節「ライフライン等施設応急対策計画」
- (4) 道路管理者 → 第13節「交通輸送計画」

第6節 迅速な救助・救急活動

消防機関等による救助・救急活動に関しては、第3部第3章第11節「救出計画」、第12節「医療救護計画」に定めるところによるものとする。

第4章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

町は、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条に規定する「地震防災緊急事業五箇年計画」に基づき、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行う。

具体的な事業施行にあたっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮する。

第1節 建築物、構造物等の耐震化

建築物、構造物等の耐震化については、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）」に基づく「沖縄県耐震改修促進計画」によるものとする。

また、建築物の新築に際しても、防災上の重要度に応じた耐震対策を推進する。

第2節 避難場所の整備

避難場所は、津波による浸水想定区域外の高台や避難施設等とし、避難後も孤立せず、津波の状況に応じてさらに安全な場所へ移動できる場所の指定や整備を行う。

- (1) 沖縄県策定の「海拔表示等に係るガイドライン」に基づく、海拔表示、津波避難場所・津波避難ビルの表示の整備
- (2) 住民、観光客等への周知徹底を図るための避難場所の案内標識等の整備
- (3) 非常電源付きの照明設備・放送施設の整備
- (4) 周辺における耐震・耐火建築物の整備及び緑化促進
- (5) 施設内のバリアフリー化、複数の進入口の整備

第3節 避難経路の整備

最寄りの避難場所への移動途上の安全確保を図るとともに、要配慮者にもわかりやすく、円滑に移動できるための施設を整備する。

- (1) 沿道における耐震・耐火建築物の整備及び緑化促進
- (2) 落下物・倒壊物等を防止するための安全対策
- (3) 誘導標識、誘導灯の設置
- (4) 避難経路上のバリアフリー化

第5章 防災訓練計画

第2部第1章第2節第1項「防災訓練計画」に定めるところにより、防災活動要領の習熟、防災関係機関の連携の強化、防災意識の高揚、技術の習得等を目的とした防災訓練を計画的に実施する。

第1節 総合防災訓練

町は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携するとともに、地域住民等の協力と参加を得て、推進地域に係る大規模な地震・津波災害の発生を想定した総合防災訓練を年1回以上実施する。この場合において、関係機関等と共同して訓練を行うよう配慮するとともに、要配慮者を含む多様な住民等の協力及び参加が得られるよう留意する。

第2節 個別目標別の防災訓練

町は、必要に応じて、次のような個別の目標を設けた防災訓練を実施する。

- (1) 地震・津波の発生時刻や規模について様々な条件設定を行い、初動体制の確立、通信連絡体制の確保、組織間の連携確保、被災現場への派遣等について行うテーマ別訓練
- (2) 広域応援に際しての受入れ・応援派遣等に訓練
- (3) 傷病者等を念頭にした救出・医療訓練
- (4) 避難所における要配慮者や女性のニーズに配慮した生活支援訓練
- (5) 物資集配拠点における集配訓練
- (6) 民間企業・ボランティア等との連携訓練
- (7) 避難行動要支援者等の避難支援、観光客・外国人等の避難誘導訓練
- (8) 学校施設等における通信連絡体制の確保と避難誘導訓練

第3節 防災訓練の評価等

訓練終了後に訓練の評価を行い、応急対策上の問題点や改善点等今後の課題を整理するとともに、必要に応じて体制等の改善を行い、次回以降の防災訓練はもとより、地域防災計画等の修正や防災対策の充実強化に反映させる。

また、防災訓練は、逐年その訓練内容を高度かつ実践的なものとするよう努めるものとする。

第6章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

町は、防災関係機関、自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。防災教育については、以下に掲げる事項の他、第2部第1章第2節第2項「地震・津波知識の普及・啓発に関する計画」に定めるところによるものとする。

第1節 町職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する町職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行う。

なお、教育内容については、次の事項を含むものとする。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 南海トラフ地震が発生した場合に具体的に採るべき行動に関する知識
- (4) 南海トラフ地震が発生した場合に職員が果たすべき役割
- (5) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題
- (7) 家庭内での地震防災対策の内容
- (8) 緊急地震速報を見聞きした場合に具体的に取るべき行動に関する知識

第2節 地域住民等に対する教育・啓発

町は、関係機関と協力して、地域の実情にあわせたより具体的な手法により、住民の自助努力を促し、地域防災力の向上を図ることに留意しながら、実践的な教育、啓発を行う。この場合、地域の自主防災組織の育成及びその活用、各種の商工団体、PTA、その他の公共的団体等の協力を得るなどの多様な手段を用い、できるだけ住民等の立場を考慮した具体的な教育・広報を行うように配慮する。

なお、教育・啓発の内容については、次の事項を含むものとする。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 南海トラフ地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- (4) 正確な情報入手の方法
- (5) 防災関係機関が講じる災害応急対策等の内容
- (6) 各地域における避難対象地域、土砂災害危険箇所等に関する知識
- (7) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識

- (8) 地域住民等自らが実施し得る、生活必需品の備蓄（7日分以上）、家具の固定、出火防止等、平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- (9) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施内容

第3節 学校等における防災教育

町は、学校等と協力して、児童、生徒等に対する教育を実施する。また、学校等が行う児童、生徒等に対する教育に関し、必要な指導及び助言を行う。

教育方法については、学校等の実態に応じた具体的な手法により、実践的な教育を行い、内容については、次の事項を含むものとする。

- (1) 過去の地震及び津波災害の実態
- (2) 津波の発生の仕組み、高潮、高波との違い
- (3) 地震・津波が発生した場合の対処の仕方
- (4) 地域の防災マップの作成に保護者、地域住民と共に取り組み、自分の家や学校、地域の様子を知ること
- (5) 緊急地震速報を見聞きした場合の対処の仕方

第4節 防災上重要な施設管理者に対する教育

町は、防災上重要な施設の管理者に対する研修の実施に配慮することとする。

また、防災上重要な施設の管理者は、本町及び県が実施する研修に参加するよう努めることとする。

第5節 相談窓口の設置

町は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図る。

第6節 観光客等に対する広報等

現地の地理に不案内な観光客等に対しては、パンフレットやチラシの配布、避難誘導看板の設置等、避難対象地域や避難場所、避難経路等を周知するための広報を適切に行う。

參考資料

参考資料

1 災害危険箇所

- 1-1 急傾斜地崩壊危険箇所..... 資料-1
- 1-2 地すべり危険箇所..... 資料-1
- 1-3 海岸保全区域..... 資料-2

2 防災施設等

- 2-1 避難所・避難場所一覧..... 資料-3
- 2-2 危険物施設等一覧..... 資料-5
- 2-3 無線通信施設一覧..... 資料-6
- 2-4 指定ヘリポート一覧..... 資料-6
- 2-5 町有車両一覧..... 資料-6
- 2-6 応急給水用車両・資機材の種別及びタンク容量等..... 資料-7
- 2-7 町内医療機関一覧..... 資料-7
- 2-8 町内文化財一覧表..... 資料-8

3 災害応急活動体制等

- 3-1 消防体制及び施設等..... 資料-9
- 3-2 防災関係機関の収集情報・連絡系統..... 資料-10
- 3-3 危険物等災害の通報連絡系統図..... 資料-11
- 3-4 県内防災関係機関一覧表..... 資料-12
- 3-5 ヘリポートの準備要領..... 資料-17
- 3-6 避難勧告等情報の伝達ルート及び手段..... 資料-18
- 3-7 沖縄県の通報連絡等救急医療対策系統図..... 資料-19
- 3-8 南部地区医師会・災害時医療救急班連絡系統図..... 資料-20
- 3-9 緊急輸送道路ネットワーク計画図..... 資料-21
- 3-10 災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準... 資料-22
- 3-11 被災者生活再建支援制度について..... 資料-28
- 3-12 不発弾処理業務の流れ..... 資料-30

4 条例等

- 4-1 八重瀬町防災会議条例..... 資料-31
- 4-2 八重瀬町災害対策本部条例..... 資料-33
- 4-3 八重瀬町罹災証明書等交付規程..... 資料-34

5 基準

- 5-1 気象庁震度階級関連解説表..... 資料-35
- 5-2 特別警報・警報・注意報発表基準..... 資料-38

6 応援協定

6-1	九州・山口9県災害時相互応援協定等.....	資料-39
6-2	九州・山口9県災害時相互応援協定運営要領.....	資料-41
6-3	高知県香南市・沖縄県八重瀬町防災応援協定書.....	資料-43
6-4	災害時の情報交換及び応援に関する協定.....	資料-45
6-5	八重瀬町商工会災害時応援協定書.....	資料-47

7 様式

7-1	災害対策配備要員指名名簿.....	資料-49
7-2	災害対策配備要員名簿.....	資料-50
7-3	災害概況調査票.....	資料-51
7-4	災害即報様式.....	資料-52
7-5	災害報告様式.....	資料-54
7-6	災害即報記入要領.....	資料-63
7-7	被害状況判定基準.....	資料-64
7-8	災害調査票.....	資料-67
7-9	避難勧告等発令情報（市町村用）.....	資料-68
7-10	避難者カード.....	資料-69
7-11	避難者名簿.....	資料-70
7-12	避難場所・避難所の設置基準.....	資料-71
7-13	自衛隊災害派遣要請依頼書.....	資料-72
7-14	食糧品等受払簿.....	資料-74
7-15	生活必需品等の供給状況.....	資料-75
7-16	義援金品等受領証.....	資料-76
7-17	車両通行止・緊急通行車両標章及び証明書.....	資料-77
7-18	行方不明者届出票.....	資料-78
7-19	捜索者名簿.....	資料-79
7-20	遺体調書.....	資料-80
7-21	遺体台帳.....	資料-81
7-22	遺体埋葬台帳.....	資料-82
7-23	公用令書、公用変更令書及び公用取消令書.....	資料-83
7-24	ボランティア登録名簿.....	資料-85
7-25	住家被害調査票.....	資料-86
7-26	罹災証明書等.....	資料-105
7-27	避難行動要支援者名簿.....	資料-109
7-28	被災者台帳.....	資料-110

1 災害危険箇所

1-1 急傾斜地崩壊危険箇所

(1) 急傾斜地崩壊危険箇所 I

被害想定区域内に人家が5戸以上（5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の要配慮者関連施設等のある場所を含む。）ある箇所。

（自然斜面）

番号	所管土木事務所名	箇所番号	位置	地形			区域内の保全対象			急傾斜地崩壊危険区域の指定	土砂災害警戒区域	
				傾斜(度)	長さ(m)	高さ(m)	人家(戸)	公共的建物	公共施設		指定年月日	告示番号
228	南部土木事務所	I-246	糸満市武富並びに八重瀬町字友寄及び宜次	39	400	11.0	24	保育園1	市道690m 道路60m	H5. 3. 23	H24. 9. 28	第467号

（資料：平成27年度沖縄県水防計画）

(2) 急傾斜地崩壊危険箇所 II

被害想定区域内に人家が1～4戸ある箇所。

（自然斜面）

番号	所管土木事務所名	箇所番号	箇所名	位置		地形			区域内の保全対象	急傾斜地崩壊危険区域の指定	土砂災害警戒区域	
				大字	小字	傾斜(度)	長さ(m)	高さ(m)			人家(戸)	指定年月日
697	南部土木事務所	II-232	外間	外間	外間原	60	44	9.8	4	無	H24. 9. 28	第467号

（資料：平成27年度沖縄県水防計画）

1-2 地すべり危険箇所

番号	所管土木事務所名	区域名	面積(ha)	地すべり指定地の有無	区域内の保全対象			土砂災害警戒区域			
					人家(戸)	耕地(ha)	公共的施設の 種類及び数	指定年月日	告示番号		
							道路			建物	
84	南部土木事務所	糸満市武富並びに八重瀬町字友寄及び宜次	16.0	無	33	2.4	市道2, 130m			H24. 9. 28	第467号

（資料：平成27年度沖縄県水防計画）

1-3 海岸保全区域

(1) 重要水防区域内で危険と予想される区域（河川）

番号	所管土木事務所名	水系名	河川名	区域		予想される危険	予想される被害の程度					
				流路延長(km)	区域		家屋(棟)	耕地(ha)	人口(人)	面積(ha)		
40	南部土木事務所	国場川	長堂川	3.7	南風原町山川～国場川合流点	2.0	八重瀬町外間	溢水	310	21.0	1270	36.9
41	〃	報得川	報得川	9.3	八重瀬町東風平東原～河口	2.5	八重瀬町東風平東原～八重瀬町世名城	〃	107	11.6	549	14.3

(資料：平成27年度沖縄県水防計画)

(2) 重要水防区域外で危険と予想される区域（河川）

番号	所管土木事務所名	水系名	河川名	区域		予想される危険	予想される被害の程度					
				流路延長(km)	区域		家屋(棟)	耕地(ha)	人口(人)	面積(ha)		
8	南部土木事務所	雄樋川	雄樋川	2.7	河口より上流2.7km～河口	0.4	八重瀬町港川	溢水	0	2.0	0	2.6

(資料：平成27年度沖縄県水防計画)

2 防災施設等

2-1 避難所・避難場所一覧

(1) 指定避難所

地区	No	施設名称	住所	電話番号	収容可能面積(m ²)	収容人数(人) ※人/3m ²	備考
東風平小学校区	1	八重瀬町社会福祉会館	八重瀬町字東風平1318-1	998-4000	277.9	93	要配慮者優先
	2	八重瀬町保健センター	八重瀬町字東風平1318-3	998-1149	264.6	88	要配慮者優先
	3	東風平小学校	八重瀬町字東風平304	998-2105	939.2	313	
	4	東風平中学校	八重瀬町字東風平267	998-2107	1,192.5	398	
	5	中央公民館	八重瀬町字東風平1014	998-8383	574.1	191	要配慮者優先
白川小学校区	6	東風平運動公園	八重瀬町字東風平1076	988-2140	4,096.0	1,365	
	7	白川小学校	八重瀬町字小城551	998-7548	819.0	273	
具志頭小学校区	8	具志頭運動公園	八重瀬町字具志頭1300	998-8365	46.2	15	
	9	具志頭農村環境改善センター	八重瀬町字具志頭1	998-2200	503.8	168	要配慮者優先
	10	具志頭小学校	八重瀬町字具志頭666	998-2216	710.5	237	
	11	具志頭中学校	八重瀬町字具志頭690	998-2220	941.0	314	
	12	具志頭社会体育館	八重瀬町字具志頭1	998-6635	1,575.0	525	
新城小学校区	13	新城小学校	八重瀬町字新城1381	998-2203	661.5	221	

※「5 中央公民館」については、H30度に建て替え計画があることから、耐震性は立て替え後で評価した。なお、収容可能面積は現行施設の数値である。

※要配慮者の施設については、現行の位置づけを踏襲した。

※東風平運動公園は白川小学校区の避難者数を踏まえ、白川小学校区とした。

(2) 指定緊急避難場所

地区名	No	施設名称	住所	電話番号	避難可否 津波時	避難可否 洪水時	避難可否 土砂災害時	避難可否 地震時	備考
東風平地区	1	東風平運動公園	八重瀬町字東風平 1076	988-2140	○	○	○	○	
	2	屋宜原中央公園	八重瀬町字屋宜原 45 街区	-	○	○	○	○	
	3	八重瀬町社会福祉会館	八重瀬町字東風平 1318-1	998-4000	○	○	○	○	
	4	八重瀬町保健センター	八重瀬町字東風平 1318-3	998-1149	○	○	○	○	
	5	東風平小学校	八重瀬町字東風平 304	998-2105	○	○	○	○	
	6	東風平中学校	八重瀬町字東風平 267	998-2107	○	○	○	○	
	7	中央公民館	八重瀬町字東風平 1014	998-8383	○	○	○	○	
	8	南部工業高等学校運動場	八重瀬町字富盛 1338	998-2313	○	○	○	○	
	9	八重瀬公園	八重瀬町字富盛 1607	-	○	○	○	○	
	10	南部商業高等学校運動場	八重瀬町字友寄 850	988-2401	○	○	○	○	
	11	西部プラザ公園	八重瀬町字当銘 282	-	○	○	○	○	
	12	白川小学校	八重瀬町字小城 551	998-7548	○	○	○	○	
具志頭地区	13	具志頭運動公園	八重瀬町字具志頭 1300	998-8365	○	○	○	○	
	14	具志頭農村環境改善センター	八重瀬町字具志頭 1	998-2200	○	○	○	○	
	15	具志頭小学校	八重瀬町字具志頭 666	998-2216	○	○	○	○	
	16	具志頭中学校	八重瀬町字具志頭 690	998-2220	○	○	○	○	
	17	向陽高等学校運動場	八重瀬町字港川 150	998-9324	○	○	○	○	津波時：一部浸水深 0.01～0.3mあり
	18	具志頭社会体育館	八重瀬町字具志頭 1	998-6635	○	○	○	○	
	19	新城小学校	八重瀬町字新城 1381	998-2203	○	○	○	○	

2-2 危険物施設等一覧

(1) 危険物給油取扱所（ガソリンスタンド）

単位：リットル

事業所名	所在地	ガソリン	軽油	灯油	重油	備考
おきなわ農協給油所（東風平）	八重瀬町字伊覇45-1	25,000	10,000	10,000		
おきなわ農協給油所（具志頭）	八重瀬町字大頓1397	25,000	10,000	10,000		
具志頭給油所	八重瀬町字具志頭631	25,000	10,000	5,000		
八重瀬長毛給油所	八重瀬町字長毛222-1	5,000	5,000	5,000		
東風平SS	八重瀬町字宜次709	39,000	10,000	10,000		
八重瀬SS	八重瀬町字東風平1025-1	25,000	10,000	5,000	10,000	
那覇ゴルフ倶楽部	八重瀬町字富盛2270	574	574			
陸上自衛隊八重瀬分屯地	八重瀬町字富盛2608	1,200	10,000			

(2) 地下タンク貯蔵所

単位：リットル

事業所名	所在地	ガソリン	軽油	灯油	重油	備考
航空自衛隊与座分屯地	八重瀬町字富盛2656-1		1,500			
陸上自衛隊八重瀬分屯地	八重瀬町字富盛2608		10,000			
第十一管区海上保安庁	八重瀬町字与世名城1219		1,000			
南部徳洲会病院	八重瀬町字外間171-1				18,000	

(3) 屋外タンク貯蔵所

単位：リットル

事業所名	所在地	ガソリン	軽油	灯油	重油	備考
陸上自衛隊八重瀬分屯地	八重瀬町字富盛2608		18,000			

(4) 一般取扱所

単位：リットル

事業所名	所在地	ガソリン	軽油	灯油	重油	備考
陸上自衛隊八重瀬分屯地	八重瀬町字富盛2608	600	35,200		800	

(5) 移動タンク貯蔵所

単位：リットル

事業所名	所在地	ガソリン	軽油	灯油	重油	備考
おきなわ農協給油所（東風平）	八重瀬町字伊覇45-1		3,000			
おきなわ農協給油所（具志頭）	八重瀬町字大頓1397		3,000		4,000	
具志頭給油所	八重瀬町字具志頭631		1,000		4,000	
八重瀬長毛給油所	八重瀬町字長毛222-1		3,000			
東風平SS	八重瀬町字宜次709		3,000		1,000	
八重瀬SS	八重瀬町字東風平1025-1		1,000	1,000	6,000	
オリジン物産	八重瀬町字高良267-2		3,000			

2-3 無線通信施設一覧

(1) 消防無線通信施設

呼出名称	種別	設置場所	所在地	電話
しましろうほんぶ	基地局 1 移動局 11	島尻消防本部	南城市玉城字屋嘉部194	098-948-2512
しましろうぐしかみ	基地局 1 移動局 5	具志頭出張所	八重瀬町字後原349-1	098-998-5866
しましろうさしき	基地局 1 移動局 4	佐敷出張所	南城市佐敷字佐敷493-5	098-947-0124

(2) 沖縄地方非常無線通信協議会構成機関

機関名	所在地	電話番号	災害応急時電話番号
沖縄県	那覇市泉崎1-2-2	866-2111	801-9830
沖縄総合事務局	那覇市おもろまち2-1-1	866-0031	801-9831
第十一管区海上保安本部	那覇市港町2-11-1	866-0083	801-9832
沖縄气象台	那覇市樋川1-15-15	833-4288	801-9833
那覇空港事務所	那覇市鏡水344	857-1101	801-9834
沖縄食糧事務所	那覇市西2-16-6	866-0155	801-9835
沖縄総合通信事務所	那覇市旭町1-9	865-2300	801-9836
陸上自衛隊第15旅団	那覇市鏡水679	857-1155	801-9837
沖縄県警察本部	那覇市泉崎1-2-1	862-0110	801-9838
那覇航空交通官制部	那覇市鏡水334	858-8201	801-9839
那覇市役所	那覇市泉崎1-1-1	867-0111	801-9840
那覇市消防本部	那覇市泉崎1-1-1	867-0119	801-9841
日本赤十字社沖縄県本部	那覇市古波蔵3-7-25	835-1177	801-9842
NHK沖縄放送局	豊見城市高安1019	850-0817	801-9843
沖縄電力株式会社	浦添市字牧港1074-3	877-2341	801-9844

2-4 指定ヘリポート一覧

	施設名称	所在地	電話番号	備考
1	東風平陸上競技場	字東風平1074	998-2140	
2	具志頭陸上競技場	字具志頭1300	998-8365	
3	東風平中学校運動場	字東風平267	998-2104	

2-5 町有車両一覧

平成26年4月現在

車種別	普通・小型 乗用車	軽乗 用車	普通・小型 貨物車	軽貨 物車	乗合 自動車	オート バイ	身体障がい 者輸送車	合計
台数	25	18	13	9	8	1	0	74

2-6 応急給水用車両・資機材の種別及びタンク容量等

消防車両	台数	概要
水槽付ポンプ自動車	3	2,000ℓ
小型ポンプ付水槽車	3	10,000ℓ 6,000ℓ 4,000ℓ
指令車	1	
救急車	5	高規格車両4台
連絡車	5	後方支援・広報車両等
救助工作車 水難救助車	3	各種事故事例に対応する資機材装備
その他車両	2	資機材運搬車、人員輸送車
合計	22台	

2-7 町内医療機関一覧

医療機関名	所在地	電話番号
耳鼻咽喉科やえせクリニック	字伊覇 304	998-1212
やえせ眼科	字伊覇 65-27	998-1188
いちょう内科あしとみ	字宜次 706-4	998-9999
こちんだ歯科クリニック	字東風平 396-1-101	998-8715
ナガシマ歯科医院	字具志頭 342-9	998-1088
やえせ歯科	字伊覇 273-6 八重の結 1階	998-7171
なかま歯科医院	字具志頭 636-6	998-1234
なんぶ歯科医院	字東風平 11	998-5371
上地歯科医院	字宜次 706-4	998-2355
東風平第一医院	字友寄 42	998-6987
ちゅら歯科	字伊覇 309	998-0648
中村内科胃腸科	字具志頭 154-9	840-7778
東風平クリニック	字伊覇 254-3 メゾンあらかき 2(1階)	998-6636
南部徳洲会病院	外間 171-1	998-3221

2-8 町内文化財一覧

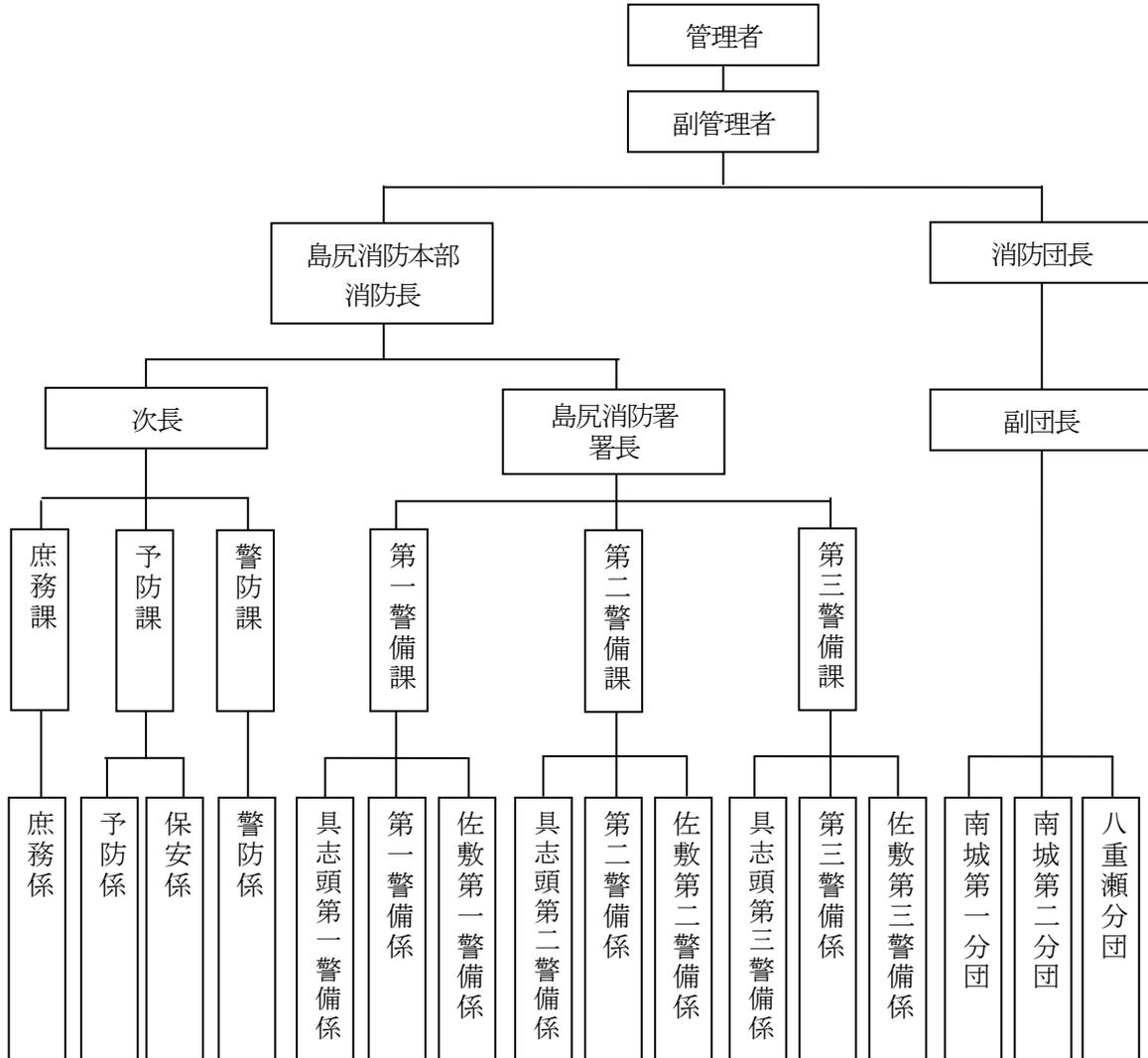
種 別	名 称	所在地	
県指定文化財	富盛の石彫大獅子	字富盛	
町指定文化財	世名城のガジュマル	字世名城	
	当銘のガジュマル	字当銘	
	当銘・小城の共有龕	字当銘・小城	
	ゆったちじょうの御嶽	字具志頭	
	慶座井	字仲座	
有形文化財	上江門家	字安里	
有形民俗文化財	伊覇の石獅子	字伊覇	
	東風平 東の石獅子	字東風平	
	東風平 西の石獅子	字東風平	
	東風平 南の石獅子	字東風平	
	東風平 北の石獅子	字東風平	
	志多伯 夫婦獅子	字志多伯	
	志多伯 南の獅子	字志多伯	
	志多伯 西の獅子	字志多伯	
	小城 小城の石獅子	字小城	
	宜次 北東の石獅子	字宜次	
	宜次 北の石獅子	字宜次	
	新城 東の石獅子	字新城	
	新城 南の石獅子	字新城	
	史跡・名勝・天然記念物	港川フィッシャー遺跡	字長毛
		八重瀬グスク	字富盛
多々名グスク		字玻名城	
上城グスク		字仲座	
具志頭グスク		字具志頭	
新城グスク		字新城	
勢理グスク		字富盛	
テミグラグスク		字当銘	
高良上の井泉		字高良	
屋富祖井		字具志頭	
世持井		字仲座	
真嘉戸井		字新城	
伊舎堂墓(南風原按司と花城親方墓)		字具志頭	
玻名城のお宮		字玻名城	
南の御嶽		字港川	
孝神堂		字安里	
唐の船御嶽		字長毛	
志多伯神谷の門構え		字志多伯	
第一野線病院壕		字富盛	
クラシンウジョウの壕		字具志頭	
ヌヌマチガマ		字具志頭	
ガラビ壕		字新城	
自然橋		字具志頭	
字具志頭の福木並木		字具志頭	

3 災害応急活動体制等

3-1 消防体制及び施設等

(1) 消防本部・団組織図

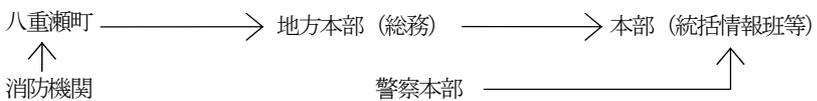
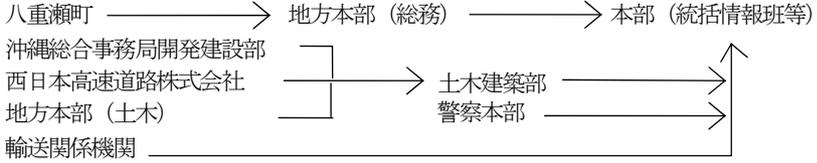
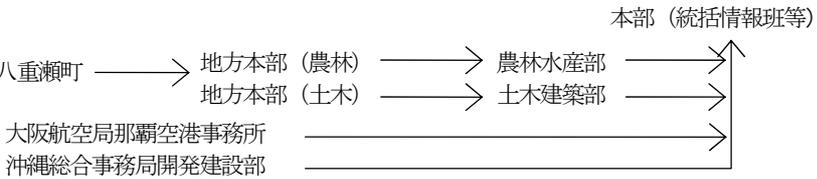
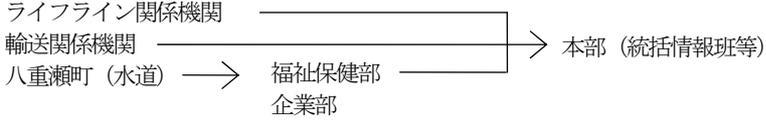
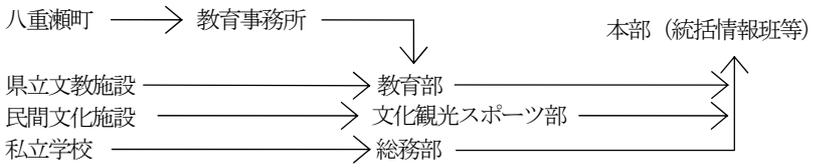
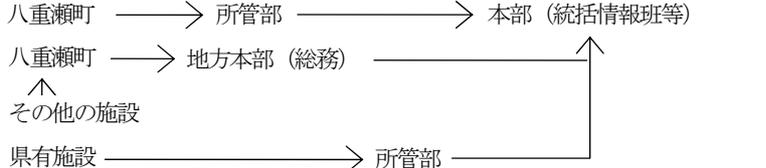
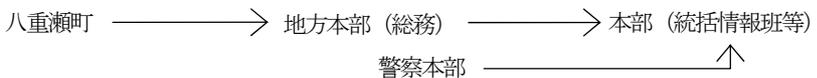
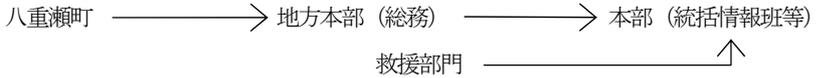
平成26年4月1日現在



(2) 消防施設 (庁舎)

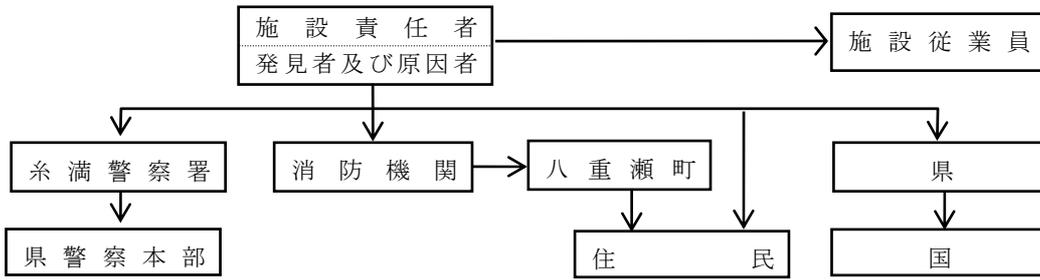
施設名	島尻消防本部・本署	島尻消防具志頭出張所	佐敷出張所
所在地	南城市玉城字屋嘉部194番地	八重瀬字後原349-1	南城市佐敷字佐敷493-5
構造	鉄筋コンクリート構造	鉄筋コンクリート構造	鉄筋コンクリート構造
建築面積	1,550.763㎡	238.07㎡	355㎡
延面積	2,544.690㎡	244.45㎡	355㎡
使用年月日	平成8年4月10日	昭和52年3月	昭和58年5月

3-2 防災関係機関の収集情報・連絡系統

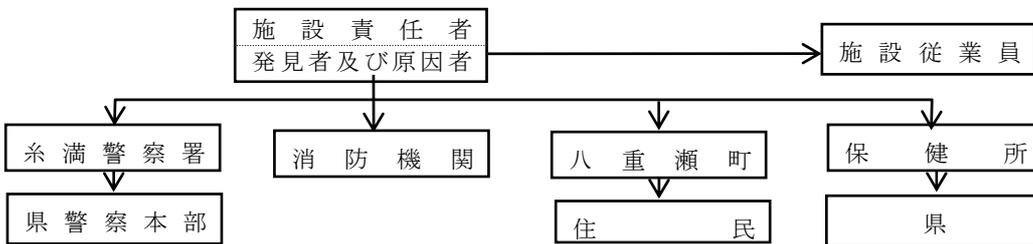
情報・連絡内容	情報収集・連絡系統図
1 被害・復旧の状況	
①人的被害、住居被害、火災状況	
②道路状況、交通状況	
③防波堤・岸壁・航路・泊地等の港湾施設、堤防・護岸・海岸等の海岸施設、滑走路・エプロン等の空港施設の状況	
④ライフライン、輸送機関状況	
⑤文教施設関係情報	
⑥その他の施設の状況	
2 対策の実施状況	
①住民の避難状況	
②救援物資、避難所の運営、ボランティア受け入れ状況	
③その他の対策状況	

3-3 危険物等災害の通報連絡系統図

(1) 石油類、高圧ガス類、火薬類



(2) 毒物劇物



3-4 県内防災関係機関一覧表

(1) 指定地方行政機関

機関名	防災担当	所在地	電話番号
九州管区警察局	災害対策官	〒812-8573 福岡市博多区東公園 7-7	092-622-5000
沖縄総合事務局	総務部総務課	〒900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第2 地方合同庁舎 2 号館	098-866-0059
九州厚生局沖縄分室	庶務課	〒900-0022 那覇市樋川 1-15-15	098-853-7350
沖縄森林管理署	総務課	〒900-0033 那覇市久米 2-5-7	098-868-8829
沖縄防衛局	地方調整課	〒904-0203 嘉手納町字嘉手納 290-9	098-921-8212
那覇産業保安監督事務所	保管監督課	〒900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1	098-866-6474
第十一管区海上保安本部	環境防災課	〒900-8530 那覇市港町 2-11-1	098-867-0118
沖縄気象台	業務課	〒900-8517 那覇市樋川 1-15-15	098-833-4283
沖縄総合通信事務所	総務課	〒900-8795 那覇市東町 26-29 4F	098-865-2301
沖縄労働局	総務部企画室	〒900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1	098-868-4403
九州地方環境事務所 那覇自然環境事務所	野生生物企画官	〒900-0027 那覇市山下町 5-21	098-858-5824
大阪航空局 那覇空港事務所	空港保安防災課	〒900-0143 那覇市安次嶺 531-3	098-859-5110

(2) 自衛隊

機関名	防災担当	所在地	電話番号
陸上自衛隊第 15 旅団	司令部第 3 部	〒901-0142 那覇市鏡水 679	098-857-1155

(3) 沖縄県

機関名	防災担当	所在地	電話番号
知事公室	秘書課	〒900-8570 那覇市泉崎 1-2-2	098-866-2080
総務部	総務私学課	〃	098-866-2074
企画部	企画調整課	〃	098-866-2026
環境生活部	環境政策課	〃	098-866-2183
福祉保健部	福祉保健企画課	〃	098-866-2164
農林水産部	農林水産企画課	〃	098-866-2254
商工労働部	産業政策課	〃	098-866-2330
文化観光スポーツ部	観光政策課	〃	098-866-2763
土木建築部	土木企画課	〃	098-866-2384
出納事務局	会計課	〃	098-866-2471
企業局	総務企画課	〃	098-866-2803
病院事業局	県立病院課	〃	098-866-2832
教育庁	総務課	〃	098-866-2705
監査委員	事務局	〃	098-864-2530
労働委員会	調整審査課	〃	098-866-2551
人事委員会	総務課	〃	098-866-2544
県議会事務局	総務課	〃	098-866-2572

機関名	防災担当	所在地	電話番号
北部合同庁舎	北部土木事務所	〒905-0015 名護市大南 1-13-11	0980-53-1255
中部合同庁舎	中部土木事務所	〒904-2155 沖縄市美原 1-6-34	098-894-6510
南部合同庁舎	南部土木事務所	〒900-0029 那覇市旭町 116-37	098-866-1129

(4) 沖縄県警察

機関名	防災担当	所在地	電話番号
沖縄県警察本部	警備第二課	〒900-0021 那覇市泉崎 1-2-2	098-862-0110
糸満警察署		〒901-0305 糸満市西崎 1-4-2	098-995-0110

(5) 市町村

機関名	防災担当	所在地	電話番号
那覇市	市民防災室	〒900-0004 那覇市泉崎 1-1-1	098-861-1102
宜野湾市	市民防災室	〒901-2203 宜野湾市字野嵩 1-1-1	098-892-3151
石垣市	総務課	〒907-0012 石垣市美崎町 14	0980-82-1216
浦添市	防災危機管理室	〒901-2114 浦添市字安波茶 1-1-1	098-876-1190
名護市	総務課	〒905-0014 名護市字港 1-1-1	0980-53-1213
糸満市	市民生活課	〒901-0361 糸満市字潮崎町 1-1	098-840-8245
沖縄市	総務課	〒904-0014 沖縄市仲宗根町 26-1	098-939-7773
豊見城市	総務課	〒901-0292 豊見城市字翁長 854-1	098-850-0024
うるま市	総務課	〒904-2215 うるま市みどり町 1-1-1	098-973-0606
宮古島市	総務課	〒906-8501 宮古島市平良西里 186	0980-72-3751
南城市	総務課	〒901-1206 南城市玉城字富里 143	098-948-7111
国頭村	総務課	〒905-1411 国頭村字辺土名 121	0980-41-2101
大宜味村	総務課	〒905-1305 大宜味村字大兼久 157	0980-44-3001
東村	総務財政課	〒905-1292 東村字平良 804	0980-43-2201
今帰仁村	総務課	〒905-0401 今帰仁村字仲宗根 219	0980-56-2101
本部町	総務課	〒905-0292 本部町字東 5	0980-47-2101
恩納村	総務課	〒904-0411 恩納村字恩納 2451	098-966-1200
宜野座村	総務課	〒904-1302 宜野座村字宜野座 296	098-968-5111
金武町	総務課	〒904-1201 金武町字金武 1	098-968-2111
伊江村	総務課	〒905-0502 伊江村字東江前 38	0980-49-2001
読谷村	総務課	〒904-0301 読谷村字座喜味 2901	098-982-9201
嘉手納町	総務課	〒904-0203 嘉手納町字嘉手納 588	098-956-1111
北谷町	総務課	〒904-0105 北谷町字桑江 226	098-936-1234
北中城村	総務課	〒901-2311 北中城村字喜舎場 426-2	098-935-2233
中城村	総務課	〒901-2406 中城村字当間 176	098-895-2131
西原町	総務課	〒903-0220 西原町字与那城 140-1	098-945-5011
与那原町	総務課	〒901-1302 与那原町字上与那原 16	098-945-2201
南風原町	総務課	〒901-1111 南風原町字兼城 686	098-889-4415
久米島町	総務課	〒901-3108 久米島町字比嘉 2870	098-985-7121
八重瀬町	総務課	〒901-0492 八重瀬町字東風平 1188	098-998-2200
渡嘉敷村	総務課	〒901-3501 渡嘉敷村字渡嘉敷 183	098-987-2321
座間味村	総務課	〒901-3402 座間味村字座間味 109	098-987-2311
粟国村	総務課	〒901-3702 粟国村字東 367	098-988-2016

機関名	防災担当	所在地	電話番号
渡名喜村	総務課	〒901-3601 渡名喜村 1917-3	098-989-2002
南大東村	総務課	〒901-3805 南大東村字南 144-1	0980-22-2001
北大東村	総務課	〒901-3902 北大東村字中野 218	0980-23-4001
伊平屋村	総務課	〒905-0703 伊平屋村字我喜屋 251	0980-46-2001
伊是名村	総務課	〒905-0603 伊是名村字仲田 1203	0980-45-2001
多良間村	総務財政課	〒906-0602 多良間村字仲筋 99-2	0980-79-2619
竹富町	総務課	〒907-0012 石垣市美崎町 11	0980-82-6191
与那国町	総務財政課	〒907-1801 与那国町字与那国 129	0980-87-3579

(消防本部)

消防本部名 (構成)	所在地	電話番号
那覇市	〒900-0004 那覇市銘苅 2-3-8	098-867-0119
沖縄市	〒904-2153 沖縄市美里 5-29-1	098-929-1192
浦添市	〒901-2102 浦添市前田 2-14-1	098-875-0119
宜野湾市	〒901-2203 宜野湾市字野嵩 677	098-892-2299
名護市	〒905-0021 名護市字東江 5-2-29	0980-52-2121
うるま市	〒904-2224 うるま市字大田 44-1	098-973-4838
糸満市	〒901-0325 糸満市字大里 962	098-992-3661
石垣市	〒907-0023 石垣市字石垣 420-1	0980-82-4050
宮古島市	〒906-0013 宮古島市平良字下里 1792-6	0980-72-0943
豊見城市	〒901-0242 豊見城市字高安 339-1	098-850-3105
久米島町	〒901-3121 久米島町字嘉手苅 970	098-985-3281
本部町・今帰仁村消防組合消防本部 (本部町、今帰仁村)	〒905-0212 本部町字大浜 850-3	0980-47-7119
島尻消防清掃組合消防本部 (八重瀬町、南城市)	〒901-0619 南城市玉城字屋嘉部 194	098-948-1778
東部消防組合消防本部 (与那原町、南風原町、西原町)	〒901-1103 南風原町字与那覇 226	098-945-2200
比謝川行政事務組合ニライ消防本部 (読谷村、嘉手納町、北谷町)	〒904-0202 嘉手納町字屋良 1220	098-956-9914
中城・北中城消防組合消防本部 (中城村、北中城村)	〒901-2314 北中城村字大城 404	098-935-4748
金武地区消防衛生組合消防本部 (金武町、恩納村、宜野座村)	〒904-1201 金武町字金武 7745	098-968-2020
国頭地区行政事務組合消防本部 (国頭村、大宜味村、東村)	〒905-1411 国頭村字辺土名 1727	0980-41-5100

(6) 指定公共機関

機関名	防災担当	所在地	電話番号
NTT西日本(株) 沖縄支店	設備部 災害対策室	〒901-2133 浦添市城間 4-35-2	098-871-2820
(株)NTTドコモ九州 沖縄支店	MMビジネス 営業担当部	〒900-0015 那覇市久茂地 1-12-12	098-833-7615

機関名	防災担当	所在地	電話番号
KDD I 沖縄株式会社	総務部	〒900-0034 那覇市東町 4-1	098-865-3365
日本銀行 那覇支店	総務課	〒900-0006 那覇市おもろまち 1-2-1	098-869-0136
日本赤十字社 沖縄県支部	事業推進課	〒902-0076 那覇市与儀 1-3-1 複合管理棟 5F	098-835-1180
日本放送協会 沖縄放送局	企画総務	〒900-8535 那覇市おもろまち 2-6-21	098-865-2222
沖縄電力(株)	防災室	〒901-2602 浦添市牧港 5-2-1	098-877-2341
西日本高速道路(株) 九州支社沖縄管理事務所	工務課	〒901-2101 浦添市字西原 4-41-1	098-870-5952
日本郵便(株) 沖縄支社	総務部	〒900-8797 那覇市東町 26-29	098-865-2245

(7) 指定地方公共機関

機関名	防災担当	所在地	電話番号
(一社) 沖縄県南部地区医師会	事務局	〒901-0411 八重瀬町字友寄 891-1	098-998-8572
(公社) 沖縄県看護協会	事務局	〒901-1103 南風原町与那覇 460	098-888-3155
(一社) 沖縄県バス協会	事務局	〒900-0021 那覇市泉崎 1-20-1	098-867-2316
琉球海運(株)	事務局	〒900-0036 那覇市西 1-24-11	098-868-8161
日本トランスオーシャン航空 (株)	企画部	〒900-0027 那覇市山下町 3-24	098-857-2112
沖縄都市モノレール(株)	—	〒901-0143 那覇市字安次嶺 377-2	098-859-2630
(一社) 沖縄県高圧ガス保安協会	—	〒901-0152 那覇市小禄 1831-1	098-858-9562
(一社) 沖縄県婦人連合会	—	〒902-0066 那覇市大道 172	098-884-5333
沖縄セルラー電話(株)	—	〒900-8540 那覇市松山 1-2-1	098-869-1001
(一社) 沖縄県薬剤師会	—	〒901-1105 南風原町新川 218-10	098-963-8930
(社福) 沖縄県社会福祉協議会	—	〒903-8603 那覇市首里石嶺町4-373-1	098-887-2000
(一財) 沖縄観光コンベンション ビューロー	—	〒901-0152 那覇市字小禄 1831-1 沖縄産業支援センター2F	098-859-6123
(公社) 沖縄県トラック協会	—	〒900-0001 那覇市港町 2-5-23	098-863-0280

(8) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

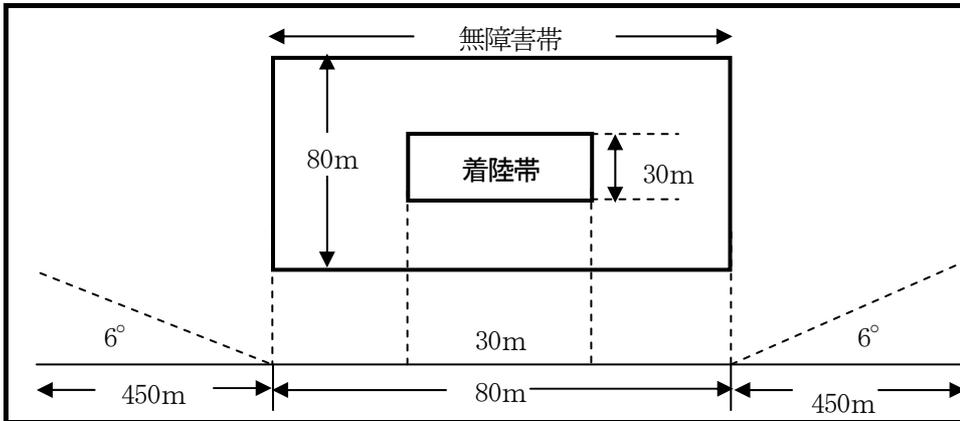
機関名	所在地	電話番号
(公財) 沖縄県国際交流・人材育成財団	〒901-2221 宜野湾市伊佐 4-2-16	098-942-9212
沖縄県ホテル旅館生活衛生同業組合	〒900-0035 那覇市通堂町 2-1	098-861-4166
(一社) 沖縄県歯科医師会	〒901-2134 浦添市港川 1-36-3	098-877-1811
(公社) 沖縄県獣医師会	〒900-0024 那覇市古波蔵 112	098-853-8001
(一社) 沖縄県建設業協会	〒901-2131 浦添市牧港 5-6-8	098-876-5211
沖縄県土地改良事業団体連合会	〒901-1112 南風原町本部 453-3	098-888-4522
沖縄県農業協同組合	〒900-0023 那覇市楚辺 2-33-18	098-831-5555
沖縄県漁業協同組合連合会	〒900-0016 那覇市前島 3-25-39 沖縄県水産会館 1階	098-860-2600

機関名	所在地	電話番号
沖縄県森林組合連合会	〒901-1101 南風原町字大名 95-1	098-888-0676
沖縄県商工会連合会	〒901-0152 那覇市小禄 1831-1 沖縄産業支援センター6F	098-859-6150
八重瀬町商工会	〒901-0512 島尻郡八重瀬町具志頭 1 具志頭農村環境改善センター1F	098-998-4142
(一社) 沖縄県ハイヤー・タクシー協会	〒900-0021 那覇市泉崎 2-103-4	098-855-1344
(公財) 沖縄県交通安全協会連合会	〒901-0225 豊見城市豊崎 3-57	098-851-7900
沖縄県石油商業組合 沖縄県石油業協同組合	〒900-0003 那覇市字安謝 664 沖縄トヨタビル 3F	098-998-1871

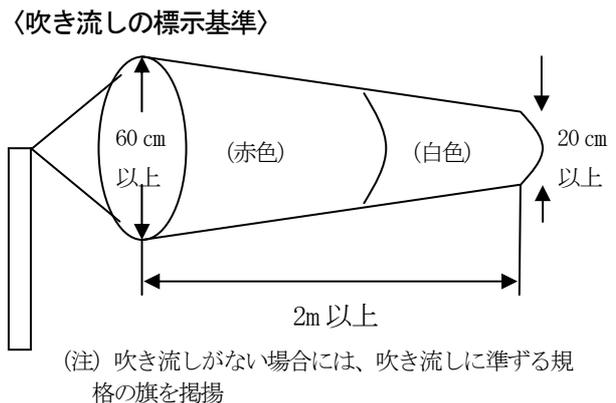
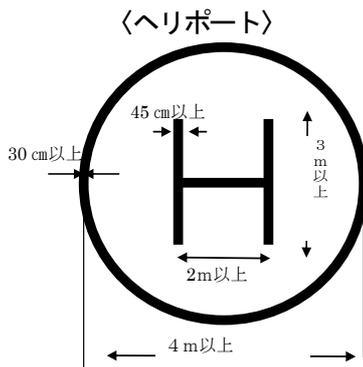
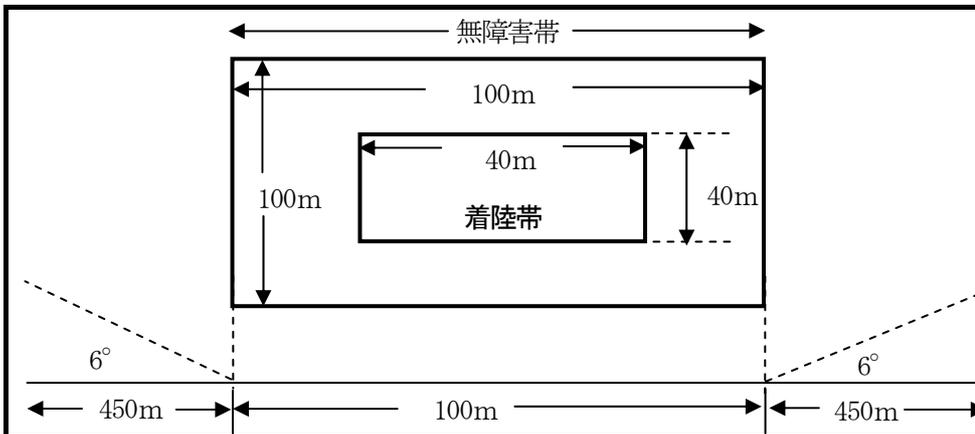
3-5 ヘリポートの準備要領

(1) ヘリポートの設置

① 中型機 (UH-60JA) の場合



② 大型機 (V-107, CH-47J) の場合

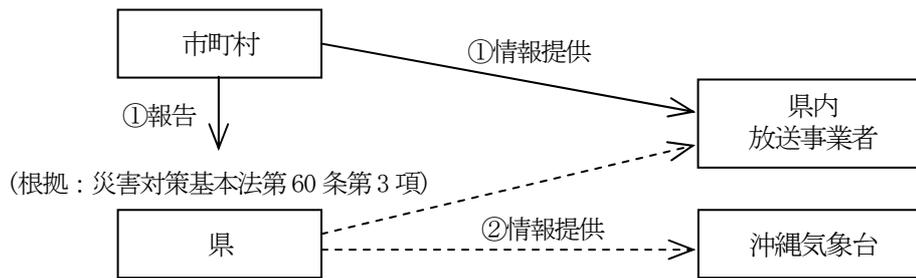


(2) 受入れ時の準備

- 離着陸地点には、H記号を風と閉校方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向き、風速の判定ができるよう吹き流しを掲揚する。
- 風圧により巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。
- 砂塵が舞い上がる場合においては、散水を行う。
- ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離着陸について広報を行う。
- 物資を搭載する場合は、その形状及び重量を把握の上、事前に自衛隊と調整を行う。
- 離着陸時においては、ヘリポートには関係者以外立ち入らせない。
- 着陸帯の地盤は堅固で平坦であること。

3-6 避難勧告等情報の伝達ルート及び手段

1 伝達ルート



- (1) 原則、市町村から県及び放送業者双方へ同時に情報を伝達することができるよう伝達ルートを確保する。
- (2) 直接、市町村から放送局への伝達が実行不可能な場合等には、県を経由した伝達ルートを確保する。
- (3) 県は、市町村から避難勧告等を行ったことについて、報告を受けた場合は、放送事業者に対して、市町村から報告があったことについて情報提供を行うことができるよう伝達ルートを確保する。
- (4) 避難勧告の指示等を行った市町村が多数ある場合は、報告のあった市町村分について、県が随時取りまとめ、放送業者に情報提供を行うことができるように伝達ルートを確保する。

2 伝達手段

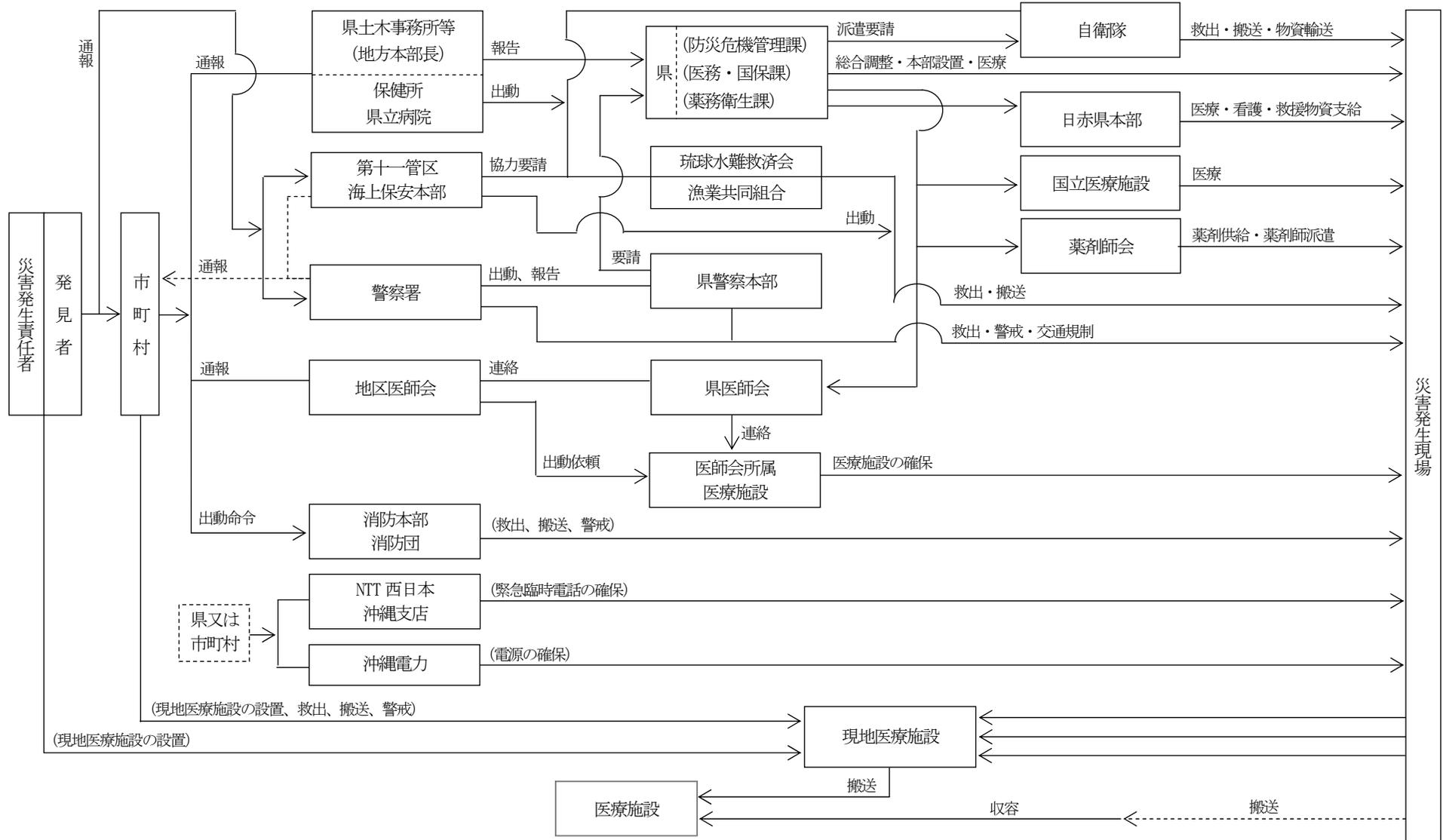
- (1) 原則として、伝達手段はFAX及び電話とする。
- (2) 市町村は、迅速にFAX送信が行えるよう、あらかじめ県及び放送事業者のFAX番号等をFAXに登録しておき一斉送信できるようにしておく。
- (3) 県は、市町村から避難勧告等の報告をFAX及び電話により受けた場合は、県から放送事業者及び沖縄気象台に対して、その旨を速やかにFAX及び電話により連絡する。
- (4) 市町村及び県は、災害時の状況によりFAXでの伝達手段が困難な場合は、電話による伝達も可能とする。
- (5) 市町村及び県は、上記(4)により情報を伝達した場合は、FAXによる情報伝達が可能となったとき、同一情報を速やかにFAXで放送業者に提供しなければならない。

[通信回線]

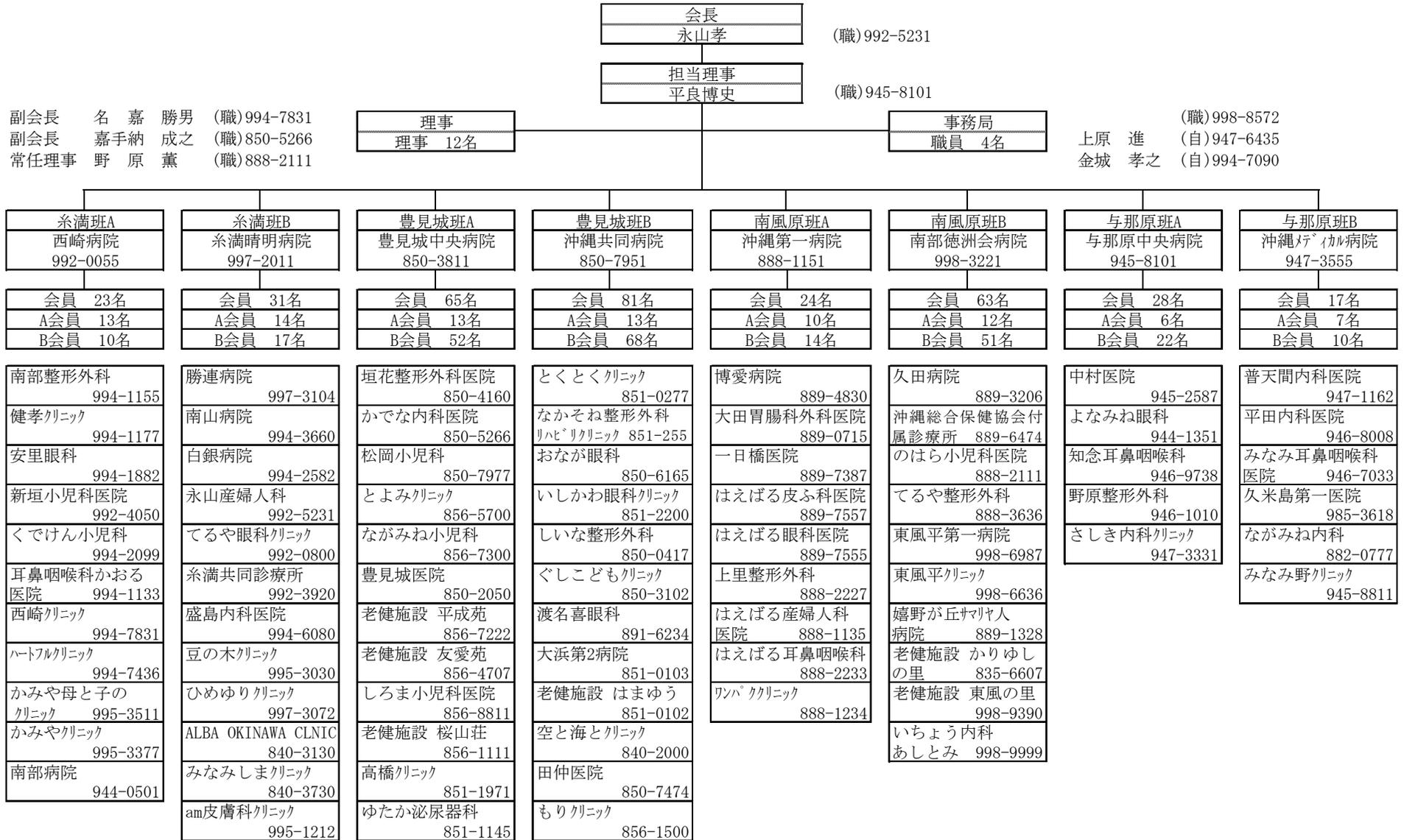
- ①沖縄県総合行政情報通信ネットワーク
- ②公衆回線
- ③非常通信ルート

3-7 沖縄県の通報連絡等救急医療対策系統図

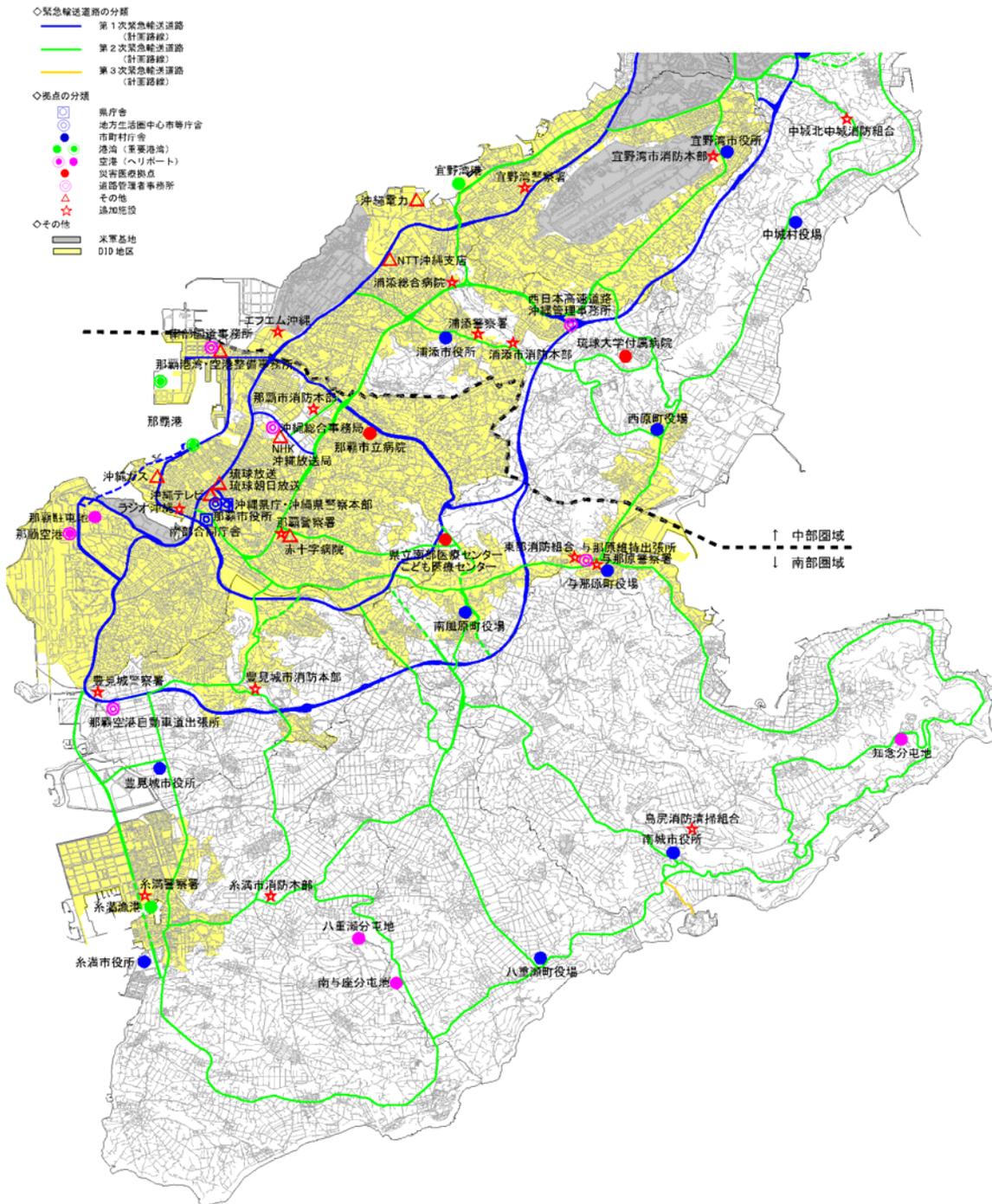
資料-19



3-8 南部地区医師会・災害時医療救急班連絡系統図



3-9 緊急輸送道路ネットワーク計画図



資料：沖縄県緊急輸送道路ネットワーク計画（沖縄本島：南部圏域）

道路名	管理者	区間
国道(指) 国道 331 号	沖縄総合事務局	沖縄県豊見城市～与那原町
国道(指外) 国道 507 号	沖縄県	沖縄県八重瀬町～那覇市
国道(指外) 国道 507 号津嘉山 BP	沖縄県	沖縄県那覇市～八重瀬町
主要地方道 糸満与那原線	沖縄県	沖縄県糸満市～八重瀬町
一般県道 県道 15 号線	沖縄県	沖縄県八重瀬町
一般県道 県道 52 号線	沖縄県	沖縄県糸満市～八重瀬町

3-10 災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準

災害救助法施行細則

改正 平成27年5月15日規則第48号

別表第1（第2条関係）

救助の種類	救助の程度、方法及び期間
避難所の供与	<p>(1) 避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものとする。</p> <p>(2) 避難所は、学校、公民館等既存建物の利用を原則とし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施する。</p> <p>(3) 避難所設置のため支出できる費用は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>ア 避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費</p> <p>イ 消耗器材費</p> <p>ウ 建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費</p> <p>エ 光熱水費及び仮設便所等の設置費</p> <p>(4) 避難所設置のため支出できる費用は、次の額の範囲内とする。ただし、高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって、避難所での生活において特別な配慮を必要とするものに供与する福祉避難所を設置したときは、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算できる。</p> <p>（基本額） 避難所設置費 1人1日当たり 320円</p> <p>（加算額） 冬季（10月から翌年3月まで）については、別に定める額</p> <p>(5) 避難所を開設できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。</p>
応急仮設住宅の供与	<p>(1) 応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流失し居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができないものに供与するものとする。</p> <p>(2) 応急仮設住宅の1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを標準とし、その設置のため支出できる費用は、2,621,000円以内とする。</p> <p>(3) 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができる。この場合の1施設当たりの規模及びその設置のために支出できる費用は、(2)にかかわらず別に定めるところによる。</p> <p>(4) 高齢者等であって、日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与し、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設を応急仮設住宅として設置できる。</p> <p>(5) 応急仮設住宅の設置については、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置しなければならない。</p> <p>(6) 応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これらを供与することができる。</p> <p>(7) 応急仮設住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第3項又は第4項に規定する期限までとする。</p> <p>(8) 応急仮設住宅がその目的を達したときは、その処分について厚生労働大臣の承諾を受けなければならない。</p>

救助の種類	救助の程度、方法及び期間																													
炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	<p>(1) 炊き出しその他による食品の給与</p> <p>ア 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者、住家に被害を受けて炊事のできない者及び住家に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要がある者に対して行うものとする。</p> <p>イ 炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。</p> <p>ウ 炊き出しその他による食品の給与のため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり1,080円以内とする。</p> <p>エ 炊き出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とし、できる限り短期間にとどめるものとする。</p> <p>オ 住家の被害により、被災者が一時縁故地等へ避難する場合の応急的必要な食品は、3日分以内の現物を支給する。</p> <p>(2) 飲料水の供給</p> <p>ア 飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。</p> <p>イ 飲料水の供給のため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とする。</p> <p>ウ 飲料水を供給できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。</p>																													
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	<p>(1) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）、船舶の遭難等により生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。</p> <p>(2) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。</p> <p>ア 被服、寝具及び身の回りの品</p> <p>イ 炊事用具及び食器</p> <p>ウ 日用品</p> <p>エ 光熱材料</p> <p>(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額の範囲内とする。</p> <p>なお、季別は、災害発生の日をもって決定する。</p> <p>ア 住宅の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯</p> <table border="1" data-bbox="432 1653 1366 1937"> <thead> <tr> <th rowspan="2">季別</th> <th rowspan="2">世帯区分 期間</th> <th>1人世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> <th>4人世帯</th> <th>5人世帯</th> <th rowspan="2">6人以上1人を増すごとに加算する額</th> </tr> <tr> <th>円</th> <th>円</th> <th>円</th> <th>円</th> <th>円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夏季</td> <td>4月から9月まで</td> <td>18,300</td> <td>23,500</td> <td>34,600</td> <td>41,500</td> <td>52,600</td> <td>7,700</td> </tr> <tr> <td>冬季</td> <td>10月から翌年3月まで</td> <td>30,200</td> <td>39,200</td> <td>54,600</td> <td>63,800</td> <td>80,300</td> <td>11,000</td> </tr> </tbody> </table>	季別	世帯区分 期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額	円	円	円	円	円	夏季	4月から9月まで	18,300	23,500	34,600	41,500	52,600	7,700	冬季	10月から翌年3月まで	30,200	39,200	54,600	63,800	80,300	11,000
季別	世帯区分 期間			1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯		6人以上1人を増すごとに加算する額																				
		円	円	円	円	円																								
夏季	4月から9月まで	18,300	23,500	34,600	41,500	52,600	7,700																							
冬季	10月から翌年3月まで	30,200	39,200	54,600	63,800	80,300	11,000																							

救助の種類	救助の程度、方法及び期間							
被服、寝具その他生活必需品の 給与又は貸与	イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯							
	季別	世帯 区分 期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1 人を増す ごとに加 算する額
	夏季	4月から9月 まで	円 6,000	円 8,000	円 12,000	円 14,600	円 18,500	円 2,600
	冬季	10月から翌 年3月まで	円 9,700	円 12,600	円 17,900	円 21,200	円 26,800	円 3,500
(4) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。								
医療及び助産	<p>(1) 医療は、災害のため医療の途を失った者に対して応急的に処置するものとする。</p> <p>(2) 医療は、救護班によって行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院又は診療所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）を含む。）において医療（施術者が行うことができる範囲の施術を含む。）を行うことができる。</p> <p>(3) 医療は、次の範囲内において行う。</p> <p>ア 診療</p> <p>イ 薬剤又は治療材料の支給</p> <p>ウ 処置、手術その他の治療及び施術</p> <p>エ 病院又は診療所への収容</p> <p>オ 看護</p> <p>(4) 医療のため支出できる費用は、救護班による場合は、使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は、国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は、協定料金の額以内とする。</p> <p>(5) 医療を行うことができる期間は、災害発生の日から14日以内とする。</p> <p>(6) 助産は、災害発生の日の以前又は以後の7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者に対して行うものとする。</p> <p>(7) 助産は、次の範囲内において行う。</p> <p>ア 分べんの介助</p> <p>イ 分べん前及び分べん後の処置</p> <p>ウ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給</p> <p>(8) 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額とする。</p> <p>(9) 助産を実施できる期間は、分べんした日から7日以内とする。</p>							
災害にかかった者の救出	<p>(1) 災害にかかった者の救出は、災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものとする。</p> <p>(2) 災害にかかった者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とする。</p> <p>(3) 災害にかかった者の救出の期間は、災害発生の日から3日以内とする。</p>							

救助の種類	救助の程度、方法及び期間
災害にかかった住宅の応急修理	<p>(1) 住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊若しくは半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものとする。</p> <p>(2) 住宅の応急修理の規模は、居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のため支出できる費用は、1世帯当たり 567,000 円以内とする。</p> <p>(3) 住宅の応急修理は、災害発生の日から1月以内に完了しなければならない。</p>
生業に必要な資金の貸与	<p>(1) 生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行うものとする。</p> <p>(2) 生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械、器具又は資材等を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みの確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与するものとする。</p> <p>(3) 生業に必要な資金として貸与できる金額は、次の額の範囲内とする。 ア 生業費 1件当たり 30,000 円 イ 就職支度費 1件当たり 15,000 円</p> <p>(4) 生業に必要な資金は、次に掲げる条件により貸与する。 ア 貸与期間 2年以内 イ 利子 無利子</p> <p>(5) 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から1月以内に完了しなければならない。</p> <p>(6) 生業に必要な資金の貸与については、生活福祉資金貸付制度による資金の活用を図るものとする。</p>
学用品の給与	<p>(1) 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものとする。</p> <p>(2) 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物により行う。 ア 教科書 イ 文房具 ウ 通学用品</p> <p>(3) 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とする。 ア 教科書代 （ア）小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費 （イ）高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費 イ 文房具費及び通学用品費 小学校児童 1人当たり 4,200 円 中学校生徒 1人当たり 4,500 円 高等学校等生徒 1人当たり 4,900 円</p> <p>(4) 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については1月以内、その他の学用品については15日以内に完了しなければならない。</p>

救助の種類	救助の程度、方法及び期間
死体の捜索	<p>(1) 死体の捜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものとする。</p> <p>(2) 死体の捜索のため支出できる費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とする。</p> <p>(3) 死体の捜索は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。</p>
死体の処理	<p>(1) 死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものとする。</p> <p>(2) 死体の処理は、次の範囲内において行う。</p> <p>ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置</p> <p>イ 死体の一時保存</p> <p>ウ 検案</p> <p>(3) 検案は、原則として救護班によって行う。</p> <p>(4) 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによる。</p> <p>ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、1体当たり3,400円以内とする。</p> <p>イ 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は1体当たり5,300円以内とする。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるとき、当該地域における通常の実費を加算することができる。</p> <p>ウ 救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。</p> <p>(5) 死体の処理の期間は、災害発生の日から10日以内とする。</p>
埋葬	<p>(1) 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものとする。</p> <p>(2) 埋葬は、原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行う。</p> <p>ア 棺（附属品を含む。）</p> <p>イ 埋葬又は火葬の費用（賃金職員等雇上費を含む。）</p> <p>ウ 骨つぼ及び骨箱</p> <p>(3) 埋葬のため支出できる費用は、1体当たり大人（12歳以上）208,700円小人（12歳未満）167,000円以内とする。</p> <p>(4) 埋葬することができる期間は、災害発生の日から10日以内とする。</p>
障害物の除去	<p>(1) 障害物（災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものをいう。以下同じ。）の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行うものとする。</p> <p>(2) 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員雇上費等とし、1世帯当たり134,300円以内とする。</p> <p>(3) 障害物の除去は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。</p>

救助の種類	救助の程度、方法及び期間
救助のための輸送及び賃金職員等雇上費	<p>(1) 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 被災者の避難 イ 医療及び助産 ウ 災害にかかった者の救出 エ 飲料水の供給 オ 救済用物資の整理配分 カ 死体の搜索 キ 死体の処理 <p>(2) 救助のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。</p> <p>(3) 救助のための輸送及び賃金職員等の雇上費が認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間とする。</p>

別表第2 (第10条関係)

法第7条第5項の規定により実費弁償の対象となる者の種類	実費弁償の方法及び程度
政令第4条第1号から第4号までに掲げる者	<p>(1) 日当</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 医師及び歯科医師 1人1日当たり 24,700円以内 イ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 1人1日当たり 15,900円以内 ウ 保健師、助産師、看護師及び准看護師 1人1日当たり 17,000円以内 エ 救急救命士 1人1日当たり 14,100円以内 オ 土木技術者及び建築技術者 1人1日当たり 15,700円以内 カ 大工 1人1日当たり 19,800円以内 キ 左官 1人1日当たり 20,000円以内 ク とび職 1人1日当たり 22,100円以内 <p>(2) 時間外勤務手当 職種ごとに、(1)のアからクまでに定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して算定した額以内とする。</p> <p>(3) 旅費 職種ごとに、(1)のアからクまでに定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して沖縄県職員の旅費に関する条例(昭和47年沖縄県条例第49号)において定める額以内とする。</p>
政令第4条第5号から第10号までに掲げる者	業者のその地域における慣行料金による支出実績に、手数料としてその100分の3の額を加算した額以内とする。

3-11 被災者生活再建支援制度について

被災者生活再建支援制度について

1 制度の概要

この制度は、被災者生活再建支援法に基づき自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

2 対象災害

自然災害(暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象)により生ずる被害で、次のいずれかに該当した場合に対象となる(施行令第1条第1号～第3号)。

- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村
- ② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
- ③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
- ④ ①又は②市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満限定)
- ⑤ ①～③区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満限定)
- ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、
 - ・ 5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)
 - ・ 2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口5万人未満に限る)

3 対象世帯

- ① 全壊世帯：住宅が全壊した世帯
- ② 解体世帯：住宅が半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した世帯(半壊解体世帯・敷地被害解体世帯)
- ③ 長期避難世帯：災害による危険継続で住宅に居住不能な状態が長期間継続中の世帯
- ④ 大規模半壊世帯：住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住が困難な世帯

4 支給額

支援金の対象となる経費は、(A)基礎支援金と(B)加算支援金に区分され、定額支給される。

区分	(A) 基礎支援金		(B) 加算支援金		合計
	被害の程度	支給額	再建方法	支給額	
複数世帯	全壊 解体 長期避難	100万円	a 建設・購入	200万円	300万円
			b 補修	100万円	200万円
			c 賃借	50万円	150万円
	大規模半壊	50万円	a 建設・購入	200万円	250万円
			b 補修	100万円	150万円
			c 賃借	50万円	100万円

区分	(A) 基礎支援金		(B) 加算支援金		合計
	被害の程度	支給額	再建方法	支給額	
単数世帯	全壊 解体 長期避難	75万円	a 建設・購入	150万円	225万円
			b 補修	75万円	150万円
			c 賃借	37.5万円	112.5万円
	大規模半壊	37.5万円	a 建設・購入	150万円	187.5万円
			b 補修	75万円	112.5万円
			c 賃借	37.5万円	75万円

※ 単数世帯は、複数世帯の3/4の金額

※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合、加算支援金(複数世帯の事例)の支給額は合計で200(補修の場合は100)万円

5 事務取扱等

(1) 申請関係

- ① 申請窓口：市町村
- ② 添付書類：(A)基礎支援金 罹災証明書、住民票 等
(B)加算支援金 契約書(住宅の購入、賃借等) 等
- ③ 申請期間：(A)基礎支援金 災害発生日から13月以内
(B)加算支援金 災害発生日から37月以内

(2) 法人の概要

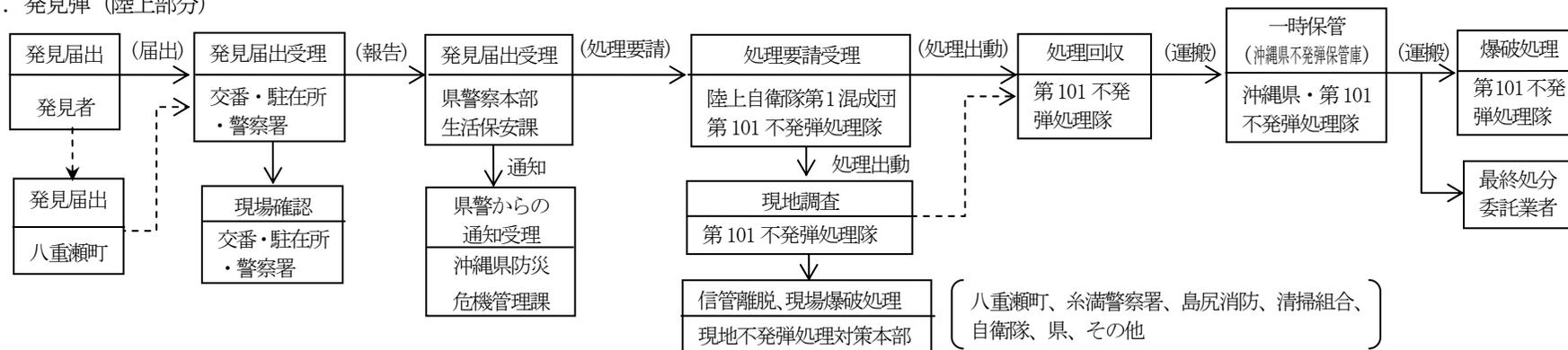
国が(財)都道府県会館を被災者生活再建支援法人として指定。都道府県より支給事務の委託を受け、支援金の支給及び却下の決定、支援金の支給等の業務を行う。

(3) 被災者生活再建支援基金の原資

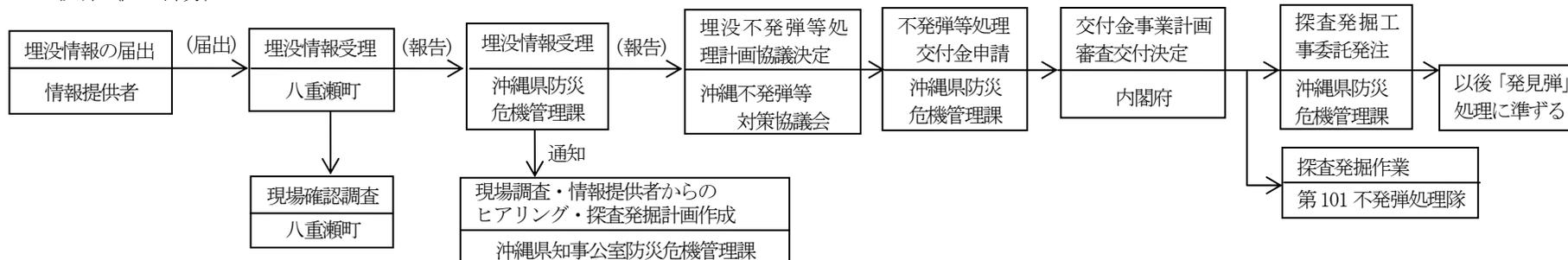
全都道府県から法人に対して総額1,480億円の基金を拠出(本県拠出額：17億8,196万1千円)。負担割合(国：地方=1：1。ただし東日本大震災分は国：地方=8：2)

3-1-2 不発弾処理業務の流れ

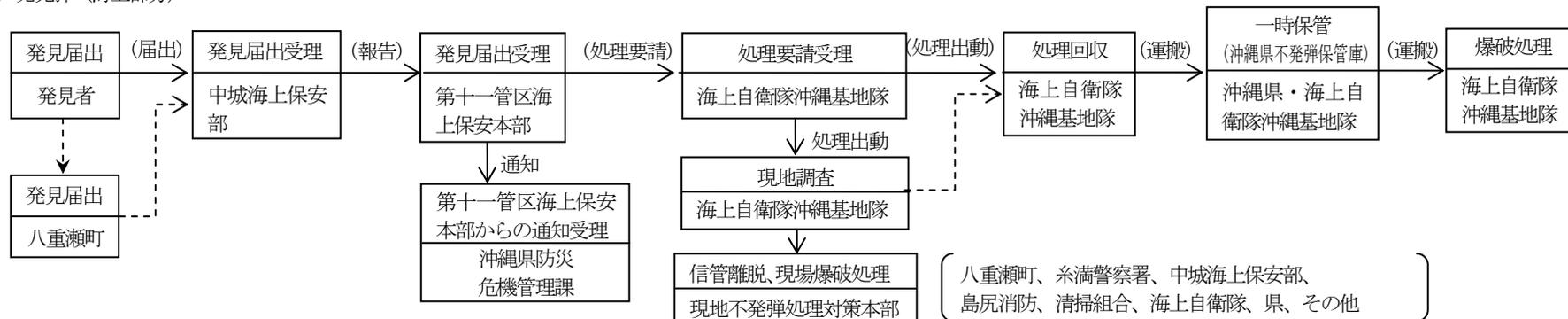
1. 発見弾（陸上部分）



2. 埋没弾（陸上部分）



3. 発見弾（海上部分）



4 条例等

4-1 八重瀬町防災会議条例

平成 18 年 1 月 1 日 条例第 15 号

改正 平成 24 年 9 月 13 日 条例第 19 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、八重瀬町防災会議（以下「防災会議」という。）の組織及び所掌事務を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 八重瀬町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前 2 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 沖縄県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (3) 沖縄県警察官のうちから町長が任命する者
 - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 島尻消防清掃組合長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
- 6 前項第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 4 号、第 7 号及び第 8 号の委員の定数は、それぞれ 1 人、1 人、1 人、3 人、1 人及び 1 人とする。
- 7 第 5 号第 7 号及び第 8 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、沖縄県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職

員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附則

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附則（平成24年9月13日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

■八重瀬町防災会議委員

期間 平成28年2月16日～平成30年2月15日

No	機関名	職名	委員種別	備考
1	八重瀬町	町長	会長	
2	沖縄気象台	業務課長	1号委員	
3	沖縄県	南部土木事務所長	2号委員	
4	糸満警察署	警備課長	3号委員	
5	八重瀬町	副町長	4号委員	
6	八重瀬町	総務課長	4号委員	
7	八重瀬町	児童家庭課長	4号委員	
8	八重瀬町	教育長	5号委員	
9	島尻消防、清掃組合	消防長	6号委員	
10	島尻消防、清掃組合	消防団長	6号委員	
11	沖縄電力(株)	理事那覇支店長	7号委員	
12	新城区自主防災組織	会長	8号委員	

4-2 八重瀬町災害対策本部条例

平成 18 年 1 月 1 日 条例第 16 号
改正 平成 24 年 9 月 13 日 条例第 20 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、八重瀬町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附則

この条例は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

附則（平成 24 年 9 月 13 日条例第 20 号）

この条例は、公布の日から施行する。

4-3 八重瀬町罹災証明書等交付規程

(趣旨)

第1条 この告示は、水害、風災、地震、その他の災害（以下「災害」という。）によって生じた被害（以下「罹災物件」という。）の証明書の交付基準について必要な事項を定めるものとする。

(証明書の申請)

第2条 罹災証明書の交付を受けようとする者は、罹災証明書交付申請書（様式第1号）に被害状況の写真及び位置図を添えて、町長に申請しなければならない。

(証明書の交付)

第3条 町長は、罹災者又はその他町長が適当と認める者（以下「申請者」という。）から、前条に掲げる申請書が提出されたときは、次の各号に掲げる審査を経て当該各号に定める証明書を交付するものとする。

- (1) 罹災証明書（様式第2号） 罹災物件を確実な証拠により確認することができる場合。
- (2) 罹災届出証明書（様式第3号） 前号の確認ができない場合に交付する。

2 町長は、同一罹災物件について、罹災者から再度罹災証明書等の交付申請を受けたときは、前項の審査を省略して、交付することができる。

(証明書の交付簿)

第4条 町長は、第3条の規定により罹災証明書を申請者に交付するときは、証明書交付簿（様式第4号）に記載しなければならない。

(交付の特例)

第5条 罹災証明書等の様式がその提出先において特に定めがある場合には、当該証明書等への証明をもって前条第1項各号の交付に代えることができる。

(証明事項)

第6条 罹災証明書等で証明する事項は、災害による罹災に関する事項とし、被害額については証明しないものとする。

(補則)

第7条 この告示の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

5 基準

5-1 気象庁震度階級関連解説表

平成 21 年 3 月 31 日改定

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

●木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注 1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注 2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注 3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

●鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注 1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注 2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

●地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂※1 や液状化※2 が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強	ある。	
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※3。
7		

- ※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。
 ※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。
 ※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

●ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

- ※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

●大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にはいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

- ※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

5-2 特別警報・警報・注意報発表基準

1. 特別警報発表基準一覧表

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合

2. 警報・注意報発表基準一覧表

発表官署 沖縄気象台

南城市	府県予報	沖縄本島地方		
	一次細分区域	本島中南部		
	市町村等をまとめた地域	南部		
警報	大雨	(浸水害)	雨量基準 平坦地：1時間雨量 70mm 平坦地以外：1時間雨量 80mm	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準 147	
	洪水		雨量基準 平坦地：1時間雨量 70mm 平坦地以外：1時間雨量 80mm	
			流域雨量指数基準 報得川流域=18	
			複合基準 -	
			指定河川洪水予報による基準 -	
	暴風	平均風速	陸上 25m/s 太平洋側 25m/s	
	波浪	有義波高	6.0m	
	高潮	潮位	2.0m	
	注意報	大雨	雨量基準	1時間雨量 40mm
土壌雨量指数基準			102	
洪水		雨量基準	1時間雨量 40mm	
		流域雨量指数基準	報得川流域=11	
		複合基準	-	
		指定河川洪水予報による基準	-	
強風		平均風速	陸上 15m/s 太平洋側 15m/s	
波浪		有義波高	2.5m	
高潮		潮位	1.3m	
雷		落雷等により被害が予想される場合		
濃霧		視程	陸上	100m
			海上	500m
乾燥		最小湿度 50%で、実効湿度 60%		
低温	最低気温 5℃以下			
霜	最低気温 5℃以下			
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	110mm	

※土壌雨量指数基準：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。土壌雨量指数基準値は、1km 四方ごとに設定しているが、上記の土壌雨量指数基準は、八重瀬町における基準値の最低値を示している。

※大雨、波浪、高潮の警報・注意報、暴風警報、強風注意報および記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略している。また、濃霧注意報、乾燥注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略している。

6 応援協定

6-1 九州・山口9県災害時相互応援協定等

(趣旨)

第1条 この協定は、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、及び山口県（以下「九州・山口9県という。」）において、大規模な災害が発生し、被災県独自では十分に応急措置ができない場合において、九州・山口9県相互間の応援を円滑に行うために必要な事項について定めるものとする。

(応援項目)

第2条 応援項目は、次のとおりとする。

- 一 災害応急措置に必要な職員の派遣
- 二 食料、飲料水及び生活必需品の提供
- 三 避難・収容施設及び住宅の提供
- 四 緊急輸送路及び輸送手段の確保
- 五 医療支援
- 六 その他の災害応急措置の応援のため必要な事項

(協定の運用体制)

第3条 本協定の円滑な運用を図るため、幹事県及び副幹事県をおく。

- 2 幹事県は、本協定の定めるところにより、協定運用の総合調整にあたる。
- 3 副幹事県は、幹事県が被災等によりその事務を遂行できない場合において、幹事県の事務を代行する。
- 4 幹事県及び副幹事県は、別に定める九州・山口9県の輪番によるものとし、その任期は1年とする。
- 5 各県は本協定の運用に関する総合連絡担当部局及び前条各号に定める応援項目ごとの担当部局をあらかじめ定め、災害が発生したときは、総合連絡担当部局を通じ速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

(応援要請手続等)

第4条 応援を受けようとする被災県は、災害の状況及び必要とする応援内容を明らかにして、直ちに電話又は、ファクシミリ等により関係県に対して応援を要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

- 2 前項の応援要請を受けた県は、実施しようとする応援内容を被災県に通知するものとする。
- 3 前2項の規定による応援要請に係わる手続き等の細目は、第2条各号に定める応援項目ごとに定める。
- 4 被災県は、第1項の規定により関係県に対して個別に応援要請をするいとまがないときは、幹事県に対して一括して応援を要請できるものとする。
- 5 幹事県は、前項の規定により応援要請を一括して受けたときは、速やかに各県に通報し、

実施しようとする応援内容を取りまとめ、被災県に通知するものとする。

- 6 被災県以外の県は、災害の実態に照らし特に緊急を要し、第1項又は第4項の要請ができない状況にあると判断されるときは、同項の要請を待たないで、幹事県の調整の下に必要な応援を行うことができるものとする。この場合には、同項の要請があったものとみなす。

(応援部隊の指導等)

第5条 応援部隊は、応援措置の実施については、応援を受ける県の指揮の下に行動するものとする。

- 2 応援を受けるべき被災県が指揮不能の場合は、応援部隊は幹事県の調整の下に行動するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた県の負担とする。

- 2 応援を受けた県が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた県から要請があった場合には、応援した県は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

(平常時の各県の任務)

第7条 幹事県は、他の条項において定めるもののほか、次の各号に定める事項を行う。

- 一 各県における関係部局の連絡先、応援能力等応援要請時に必要となる資料を取りまとめて保管するとともに、各県からの連絡により、それらを更新し、各県へ提供すること。
 - 二 各県間の会合の開催等により、情報及び資料の交換等を主催すること。
 - 三 他の広域防災応援協定の幹事県等との情報交換等を行うこと。
 - 四 前各号に定めるもののほか、協定の円滑な運用を図るために必要な事務。
- 2 第3条第5項に定める各県の担当部局は、年1回、応援の実施のため必要な事項を相互に確認し、各県内の関係機関に必要な情報を提供するものとする。

(その他)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、各県が協議して定める。

(適用)

第9条 この協定は、平成7年11月8日から適用する。

この協定の締結を証するため、各県知事記名押印のうえ、各1通を保管する。

平成7年11月8日

福岡県知事	佐賀県知事	長崎県知事	熊本県知事	山口県知事
大分県知事	宮崎県知事	鹿児島県知事	沖縄県知事	

6-2 九州・山口9県災害時相互応援協定運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、九州・山口9県災害時相互応援協定（以下「協定」という。）に運営に関し、必要な総括的事項を定めるものとする。

(幹事県及び副幹事県等)

第2条 協定第3条第4項の規定に基づき定める幹事県及び副幹事県の輪番は、会計年度ごとに別表に第1のとおりとする。

2 幹事県及び副幹事県が共に被災した場合は、各県は、協議の上、必要に応じ速やかに時期幹事県又は副幹事県を臨時の幹事となる県として選定するものとする。

(各県の総合連絡担当部局)

第3条 協定第3条第5項の規定に基づき定める協定の運用に関する各県の総合連絡担当部局は別表第2のとおりとする。

2 前項の総合連絡担当部局は、協定第2条第6号に定める事項を併せて担当することとする。

(応援要請に係わる手続き等の細目)

第4条 協定第4条各項（第3項を除く。）の規定に基づく応援の要請、通知等は、原則として各県の総合連絡担当部局を通じて行うものとする。

2 協定第4条第3項の規定に基づく応援要請に係わる手続き等の細目は、協定第2条第1号から第5号までに規定するものについては応援内容ごとに別に定める実施要領等による。

3 被災県は、協定第2条第6号に規定する事項について応援を要請しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにして要請を行うものとする。

一 協定第2条第2項から第5号までの応援項目以外に係わる物資の提供、資機材の貸与等（以下「その他の物的応援」という。）を要請しようとする場合にあっては、必要とする物資、資機材等の種類、数量、搬入時期、場所及び輸送手段

二 その他の物的応援以外の応援を要請しようとする場合にあっては、必要とする応援の具体的内容

4 前項の要請を受けた関係者は、次の各号に掲げる事項を明らかにして被災県に対して通知を行うものとする。

一 その他の物的応援を実施しようとする場合にあっては、提供、貸与等の対象となる物資、資機材等の種類、数量、搬入時期、場所、及び搬送手段

二 その他物的応援以外の応援を実施しようとする場合にあっては、応援の具体的内容

(経費の負担基準)

第5条 協定第6条第1項の規定に基づき応援を受けた県が負担すべき経費の基準は、次の各号に定めるところによる。

一 職員の派遣に係わる次の経費

- ア 応援をした県が定める規定により算定した応援に係わる職員の旅費の額及び諸手当
 - イ その他応援を受けた県と応援をした県が協議して定めた経費
 - 二 提供を受けた物資の購入費及び輸送費
 - 三 貸与を受けた資機材の借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
 - 四 提供を受けた施設の借上料（被災者が負担すべきものを除く。）
 - 五 前各号に係わる応援以外の応援を受けた場合にあっては、当該応援に要した経費
- 2 協定第6条第2項の規定に基づき応援した県が応援に要した経費を一時繰替支弁した場合は、前項の基準により算定した額を応援を受けた県に請求するものとする。この場合において、両県が前項の基準により難いと認めるときは、別に協議の上前項の基準によることなく負担関係を定めることを妨げないものとする。

附則

この要領は、平成7年11月8日から施行する。

別表第1 幹事県及び副幹事県の任期及び輪番

任期	幹事県	副幹事県
平成7年度	福岡県	長崎県
平成8年度	佐賀県	熊本県
平成9年度	長崎県	大分県
平成10年度	熊本県	宮崎県
平成11年度	大分県	鹿児島県
平成12年度	宮崎県	沖縄県
平成13年度	鹿児島県	山口県
平成14年度	沖縄県	福岡県
平成15年度	山口県	佐賀県

注) 平成16年度以降は、上記輪番を繰り返すものとする。

別表第2 各県の総合連絡担当部局

福岡県	総務部	消防防災課
佐賀県	総務部	消防防災課
長崎県	総務部	消防防災課
熊本県	総務部	消防防災課
大分県	生活環境課	消防防災課
宮崎県	総務部	消防防災課
鹿児島県	総務部	消防防災課
沖縄県	文化環境部	消防防災課
山口県	総務部	消防防災課

6-3 高知県香南市・沖縄県八重瀬町防災応援協定書

姉妹都市交流を提携している高知県香南市・沖縄県八重瀬町（以下「関係市町」という。）は、災害対策基本法第8条第2項第12号の規定に基づき、災害時の相互援助活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、関係市町のいずれかの地域において、災害（災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。）が発生し、または発生する恐れがあると認めるとき、関係市町が相互援助活動を行うことで、応急対策および復旧対策が円滑に遂行されることを目的とする。

（援助の種類）

第2条 援助の種類および内容は、次のとおりとする。

- （1）食糧、飲料水、生活必需品およびその提供に必要な資機材の提供
- （2）被災者の救出、医療、防疫および施設等の応急復旧等に必要な資機材および物資の提供
- （3）消火、救援、医療、防疫その他応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- （4）被災者を一時収容するための施設の提供
- （5）被災児童生徒の受け入れ
- （6）ボランティアの斡旋
- （7）前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

（援助の手続）

第3条 援助を要請しようとする市町（以下「被災市町」という。）は、次に掲げる事項を明らかにし電話等により要請する。なお、後日速やかに文書を送付するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）必要とする物資等の種類及び数量又は容量
- （3）必要とする職員の職種と人数及び期間
- （4）援助場所と経路
- （5）前各号に掲げるもののほか特に希望する事項

（援助の実施）

第4条 援助の要請を受けた市町（以下「援助市町」という。）は、誠意をもってこれを実施するものとする。

（自主的援助活動）

第5条 地震等大規模災害時において、通信手段の途絶により、被災市町からの援助要請がないときにおいても、援助市長は、被災市町の被害状況を把握するため、速やかに情報収集活動を実施するものとする。

2 前項の情報収集により、被災市町の被害が甚大であり援助が必要と判断される場合は、第3条の要請を待たずに自主的な援助活動を実施するものとする。ただし、この場合においては、第3条に規定する要請がなされたものとする。

(経費の負担)

第6条 援助に要した経費のうち、提供できる物資等は、援助市町が負担するものとし、他の経費は被災市町の負担を原則とする。ただし、特別な事情が生じたときは、関係市町で別途協議して定めるものとする。

(災害補償等)

第7条 第3条に掲げる要請に対して従事した者が、その業務により、死亡もしくは負傷し、また疾病にかかった場合における災害補償は、要請市町が負担するものとする。

(連帯責任者及び情報交換)

第8条 この協定が円滑にできるよう関係市町は、防災担当課長を連絡責任者とするとともに、地域防災計画、備蓄物資の品目及び数量その他必要な情報を年1回交換するものとする。

(その他)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項、またはこの協定に定めない事項については、関係市町が協議して定めるものとする。

2 この協定のないように疑義が生じた場合も前項と同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、関係市町が記名のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成19年1月18日

高知県香南市野市町西野 2706 番地
香南市長

沖縄県島尻郡八重瀬町東風平 1188
八重瀬町長

6-4 災害時の情報交換及び応援に関する協定

内閣府沖縄総合事務局長（以下「甲」という。）と、八重瀬町長（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、八重瀬町の地域について災害が発生又は災害が発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換（以下「情報交換」という。）に関する事項について定め、もって、迅速かつ円滑な災害対策の実施に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- （1）八重瀬町で重大な被害が発生又は重大な被害が発生するおそれがある場合
- （2）八重瀬町災害対策本部が設置された場合
- （3）その他甲又は乙が必要と判断した場合

（情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- （1）一般被害状況に関すること
- （2）公共土木施設（河川・砂防・海岸・道路・公園・下水道施設等）の被害状況に関すること
- （3）その他甲又は乙が必要とする事項

（情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合又は甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（応援の要請）

第5条 災害が発生又は災害が発生するおそれがある場合、乙は必要に応じ甲へ口頭又は電話等により応援要請を行い、事後速やかに文書にて応援要請を提出するものとする。

2 甲は、前項の要請を受け応援を行う場合は、乙に応援する旨を口頭又は電話等により伝え、事後速やかに文書にて応援内容を通知するものとする。

（応援の実施）

第6条 甲は、応援に当たり乙からの応援要請に対して、災害対策用資器材及び人員配備等の状況を勘案し、可能な応援を行うものとする。

(経費の負担)

第7条 甲及び乙の経費の負担は、次のとおりとする。

(1) 第4条に規定する派遣を行った場合の経費の負担については、甲の負担とする。

(2) 第5条に規定する応援を行った場合の経費の負担については、原則として乙の負担とする。ただし、乙に負担を求める事が困難又は不適當な場合は、相互に協議するものとする。

(平素の協力)

第8条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

(協議)

第9条 本協定に疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定は、2通作成し、甲乙押印の上各1通を所有する。

平成26年10月3日

甲 内閣府沖縄総合事務局長

乙 八重瀬町長

6-5 八重瀬町商工会災害時応援協定書

八重瀬町（以下「甲」という。）と八重瀬町商工会（以下「乙」という。）とは、八重瀬町内において地震災害、風水害、その他の災害（以下「応急対策業務」という。）が発生し又は発生するおそれがある場合の応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、八重瀬町において、災害時の応急対策業務の実施に関し、甲が乙に対して協力を要請する場合の必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、応急対策業務を実施する必要があると認めたときは、乙に協力を要請することができる。

2 乙は、甲から協力要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に協力するものとする。

3 甲からの協力要請は、文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により行い、その後速やかに文書により行うことができる。

（応急対策業務）

第3条 甲が乙に対して協力を要請する応急対策業務の内容は、次のとおりとする。

- （1）公共土木施設等の被害情報の収集並びに簡易な障害物の除去及び危険箇所の表示
- （2）障害物の除去（簡易なものを除く）及び応急対策業務
- （3）その他、甲が必要とする業務

（協力体制の整備）

第4条 乙は、甲からの協力要請に迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ、地区ごとに協力体制を整備し、その内容を甲に報告するものとする。

（応急業務実施者）

第5条 乙は、第2条の規定による要請を受けたときは、直ちに応急対策業務を実施する者（以下「応急業務実施者」という。）を選定し、甲に報告するものとする。

（応急対策業務の指示）

第6条 応急業務実施者は、甲の指示を受けて応急対策業務を実施するものとする。

（応急対策業務の報告）

第7条 応急業務実施者は、甲の指示を受けて応急対策業務を実施したときは、当該業務の完了後速やかに、その実施した業務内容等を甲に報告するものとする。

(費用の請求及び支払)

第8条 乙は、前条に基づく業務の終了後、当該業務に要した人件費及び所有する建設資機材費を除いた実費用を呼応に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を精査確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

(損害負担)

第9条 第3条の規定に基づき生じた損害は、甲乙協議して定めるものとする。

(従事者の災害補償)

第10条 甲は、第5条の規定に基づき、応急措置等に従事した者が、その業務により死亡、負傷、若しくは疾病にかかったときは、沖縄県市町村総合事務組合に定めるところに準じて、これを補償するものとする。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者からの損害補償を受けたときの同一事故については、甲はこれらの額の限度において補償の責を免れる。

(資料の交換)

第11条 甲乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、随時次の資料を交換するものとする。

- (1) 八重瀬町地域防災計画
- (2) 連絡担当者の氏名及び連絡方法等
- (3) この協定に賛同する乙の会員業者の名簿
- (4) この協定による応急対策業務等について協力できる人員及び資機材等の保有状況

(有効期間)

第12条 この協定は、締結の口からその効力を有するものとし、1ヶ月前までに甲乙又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は持続するものとする。

(協議)

第13条 本協定の実施に関し必要な事項、本協定に定めない事項又は本協定に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成20年4月1日

甲 八重瀬町長
乙 八重瀬町商工会 会長

7 様式

7-1 災害対策配備要員指名名簿

自宅電話		自宅電話	
携帯電話		携帯電話	
住 所		住 所	
備 考		備 考	

課長等	課長氏名		係長氏名	
	自宅電話		自宅電話	
	携帯電話		携帯電話	
	住 所		住 所	
	備 考		備 考	

第一配備要員	氏 名		氏 名	
	自宅電話		自宅電話	
	携帯電話		携帯電話	
	住 所		住 所	
	備 考		備 考	
	氏 名		氏 名	
	自宅電話		自宅電話	
	携帯電話		携帯電話	
住 所		住 所		
備 考		備 考		

第二配備要員	氏 名		氏 名	
	自宅電話		自宅電話	
	携帯電話		携帯電話	
	住 所		住 所	
	備 考		備 考	
	氏 名		氏 名	
	自宅電話		自宅電話	
	携帯電話		携帯電話	
住 所		住 所		
備 考		備 考		

第三配備要員 (全職員)	氏 名		氏 名	
	自宅電話		自宅電話	
	携帯電話		携帯電話	
	住 所		住 所	
	備 考		備 考	
	氏 名		氏 名	
	自宅電話		自宅電話	
	携帯電話		携帯電話	
住 所		住 所		
備 考		備 考		

7-2 災害対策配備要員名簿

災害対策配備要員名簿

総務対策部長 殿

課長

みだしのことについて、下記のとおり配備したので報告する。

No.	職名	氏名	配備日時				備考
			時	分	～	時	
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

※ 記入については、災害警戒本部及び災害対策本部に配備されている者、又は主管課長等から出勤命令があり、かつ災害対策要員として従事したものに限り。(通常業務の延長としての業務対策は含まない。)

7-3 災害概況調査票

災害概況調査票（参集後に各自で記入すること）

総務対策部 整理番号

●報告者氏名						
●災害対策部班名			部	班		
●参集報告						
参集日時		年	月	日	時	分
●見聞情報（参集時に見聞した情報）						
・ 自宅付近の状況（あなたの自宅の住所等も記入すること）						
・ 道路の状況						
・ 建物被害の状況						
・ 救助者の有無						
・ 火災の発生状況						
・ その他気付いたこと						
火災や人命に関わる場合は、直接消防本部及び総務対策部総務1班に連絡する						
●地図・略図						

7-4 災害即報様式

災害即報様式第1号

災 害 概 況 即 報

報告日時	年 月 日 時 分
市町村名	
報告者名	

災害名 (第 報)

災 害 の 概 況	発生場所		発生日時	年 月 日 時 分		
被 害 の 状 況	死傷者	死 傷 人	不 明 人	住家	全壊 棟	一部破損 棟
		負傷者 人	計 人		半壊 棟	床上浸水 棟
応 急 対 策 の 状 況						

(注) 第一報については、原則として、覚知30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)記入して報告すれば足りること。)

災害即報様式第2号

被害状況即報

市町村名			区分			被害			
災害名 報告番号			災害名 第 報 (月 日 時現在)			田	流失・埋没	ha	
							冠水	ha	
報告者名						畑	流失・埋没	ha	
							冠水	ha	
区分			被害			その他	文教施設	箇所	
							病院	箇所	
人的被害						その他	道路	箇所	
							橋りょう	箇所	
死者			人			その他	河川	箇所	
							港湾	箇所	
行方不明			人			その他	砂防	箇所	
							清掃施設	箇所	
負傷者			重傷			その他	崖くずれ	箇所	
							軽傷	人	
全壊			棟			その他	鉄道不通	箇所	
							被害船舶隻		
半壊			棟			その他	水道戸		
							水道	戸	
一部破損			棟			その他	電話回線		
							電話	戸	
床上浸水			棟			その他	ガス戸		
							ガス	戸	
床下浸水			棟			その他	ブロック塀等	箇所	
							ブロック塀等	箇所	
非住家			公共建物			火災発生	り災世帯数	世帯	
							り災者数	人	
その他			棟			火災発生	建物	件	
							危険物	件	
						火災発生	その他	件	
							その他	件	

区分			被害			災害対策本部設置・措置状況					
公立文教施設			千円						1.設置 平成 年 月 日		
農林水産業施設			千円						2.廃止 平成 年 月 日		
公共土木施設			千円						3.避難状況		
その他の公共施設			千円						4.応援要請の概要		
小計			千円						5.応急措置の概要		
その他			千円						6.救助活動の概要		
農産被害			千円			災害救助法の適用					
林産被害			千円						有・無		
畜産被害			千円			消防職員出動延人数					
水産被害			千円			人					
商工被害			千円			消防団員出動延人数					
その他			千円			人					
被害総額			千円			消防機関の活動状況					
備考			災害発生場所								
			災害発生年月日								
			災害の種類概況								
			消防機関の活動状況								

注1) 被害額は省略できるものとする。

注2) 119番通報の件数は10件単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入すること。

7-5 災害報告様式

災害報告様式第1号

災害確定報告

市町村名			区分			被害		
災害名 確定年月日		災害名 月 日 時確定		田	流失・埋没	ha		
					冠水	ha		
報告者名				畑	流失・埋没	ha		
					冠水	ha		
区分			被害			文教施設		
人的被害			死者 人			箇所		
行方不明			人			病院		
負傷者			重傷 人			道路		
			軽傷 人			橋りょう		
全壊			棟			河川		
世帯			人			港湾		
半壊			棟			砂防		
世帯			人			清掃施設		
一部破損			棟			崖くずれ		
世帯			人			鉄道不通		
床上浸水			棟			被害船舶		
世帯			人			水道戸		
床下浸水			棟			電話回線		
世帯			人			電気戸		
非住家			公共建物 棟			ガス戸		
			その他 棟			ブロック塀等 箇所		
			火災発生			り 災 世帯数 世帯		
						り 災者数 人		
						建物 件		
						危険物 件		
						その他 件		
区分			被害			公立文教施設		
						千円		
						農林水産業施設		
						千円		
						公共土木施設		
						千円		
						その他の公共施設		
						千円		
						小計		
						千円		
その他			農産被害			千円		
			林産被害			千円		
			畜産被害			千円		
			水産被害			千円		
			商工被害			千円		
			その他			千円		
被害総額			千円			災害救助法の適用		
						有・無		
						消防職員出動延人数 人		
						消防団員出動延人数 人		
備考			災害発生場所					
			災害発生年月日					
			災害の種類概況					
			消防機関の活動状況					

資料-54

注1) 被害額は省略できるものとする。

注2) 119番通報の件数は10件単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入すること。

災害報告様式第1号（補助表1）

公立文教施設被害

市町村名(八重瀬町)

学校名	位置	被害程度	被害金額	備考
			千円	
計				

注)「位置」欄は、市町村の字名を記入する。

災害報告様式第1号（補助表2）

農林水産業施設被害

市町村名(八重瀬町)

被害施設名	位置	被害程度	被害金額	備考
			千円	
計				

注1) この表は、農林水産業施設災害復旧事業国庫補助の暫定措置に関する法律による補助対象となる施設について記入する。

2)「被害施設名」の欄は、農地かんがい排水施設、農道、林道、漁港等の名称を記入する。

災害報告様式第1号（補助表3）

公立土木施設被害

市町村名(八重瀬町)

管理者（市町村）	被害施設名	位置	被害程度	被害金額	備考
八重瀬町				千円	
計					

注1) この表は、公共土木施設災害復旧事業国庫負担法による国庫負担の対象となる施設について記入する。

2) 「管理者」の欄は、施設を管理する国、県、市町村の団体名ごとに記入する。

3) 「災害施設名」の欄は、路線名、河川名、港湾名、海岸名、橋梁名、砂防設備等を記入する。

資料-56

災害報告様式第1号（補助表4）

その他の公共施設被害

市町村名(八重瀬町)

管理者（市町村）	被害施設名	位置	被害程度	被害金額	備考
				千円	

農 産 被 害

1. 農作物等被害

市町村名(八重瀬町)

農作物等名	総栽培面積	被害面積	被害減収量	単価	被害金額	備 考
	ha	ha	t	円	千円	
計						

2. 施設被害

被害施設名	被害数量	被害程度	被害金額	備 考
			千円	

注) 「被害施設名」の欄は、農林水産業施設以外の施設、例えばビニールハウス等を記入する。

林 産 被 害

1. 林産物等被害

市町村名(八重瀬町)

林産物等名	被害数量	被害金額	備 考
		千円	

2. 施設被害

被害施設名	被害数量	被害金額	備 考
		千円	

注1)「林産物等名」の欄は、木材、薪炭、しいたけ、竹、苗木等林産物名を記入する。

2)「被害施設名」の欄は、農林水産業施設以外の施設、例えば天然林、人工林、苗畑等を記入する。

畜 産 被 害

1. 家畜等及び蚕繭被害

市町村名(八重瀬町)

家畜等及び蚕繭被害	被害数量	単価	被害金額	備 考
		円	千円	

2. 施設被害

被 害 施 設 名	被 害 数 量	被 害 程 度	被 害 金 額	備 考
			千円	

注) 「被害施設名」の欄は、農林水産業施設以外の施設、例えば畜舎等を記入する。

水 産 被 害

市町村名(八重瀬町)

1. 船舶被害

規 模	隻数	被害程度	被害金額	備 考
トン			千円	

2. 漁具被害水産物等被害

種 類	被害数量	被害金額	備 考
		千円	

3. 施設被害

被害施設名	被害数量	被害程度	被害金額	備 考
			千円	

注1) 漁船被害の「被害程度」の欄は、滅失、大破、中破、小破等を記入する。

2) 施設被害の「被害施設名」の欄は、農林水産業施設以外の施設、例えば養殖施設等を記入する。

商 工 被 害

市町村名(八重瀬町)

被害種類	被害数量	被害金額	備 考
		千円	
計			

注) 「被害種類」の欄は、店舗、工業原材料、商品、機械器具等を記入する。

災 害 年 報

災害報告様式第2号

市町村名 (八重瀬町)

区分		災害名	発生年月日						計
人的被害	死者	人							
	行方不明者	人							
	負傷	重傷	人						
		軽傷	人						
住居被害	全壊	棟							
		世帯							
		人							
	半壊	棟							
		世帯							
		人							
	一部破損	棟							
		世帯							
	床上浸水	棟							
		世帯							
		人							
		棟							
床下浸水	世帯								
	人								
非住家	公共建物	棟							
	その他	棟							
その他の	田	流失、埋没	ha						
		その他	ha						
	畑	流水、埋没	ha						
		冠水	ha						
	文教施設	箇所							
	病院	箇所							
	道路	箇所							
	橋	箇所							
	河川	箇所							
	港湾	箇所							
	砂防	箇所							
	清掃施設	箇所							
	崖崩れ	箇所							
	鉄道不通	箇所							
	被害船舶	隻							
	水道	戸							
	電話	回線							
	電気	戸							
	ガス	戸							
	ブロック塀等	箇所							
建物	件								
危険物	件								
その他	件								
り	災害世帯数	世帯							
り	災害者数	人							
公	公共文教施設	千円							
農	林水産業施設	千円							
公	共土木施設	千円							
そ	の他の公共施設	千円							
その他の	農産被害	千円							
	林産被害	千円							
	畜産被害	千円							
	水産被害	千円							
	商工被害	千円							
そ	の他の	千円							
被	害総額	千円							
災害対策本部	設置散	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分			
		月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分			
災	害救助法適用	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無			
消	防職員出動延人数	人							
消	防団員出動延人数	人							

7-6 災害即報記入要領

《災害即報様式第1号の記入要領》

災害の概況	発生場所 発生日時	当該災害が発生した具体的な地名（地域名）及び日時を記入すること。	
	災害種別概況	風水害	降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
		地震	地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
		火山噴火	噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
	その他これらに類する災害の概況		
被害の状況	当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。その際、特に人的被害及び住家の被害に重点を置くこと。		
応急対策の状況	当該災害に対して、市町村（消防機関含む。）及び都道府県が講じた措置について具体的に記入すること。特に、住民に対して避難の勧告・指示を行った場合には、その日時、範囲、避難者の数等について記入すること。		

《災害即報様式第2号の記入要領》

各被害欄	原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、電話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。		
災害対策本部設置の状況	本部設置の有無及び設置の場合においては設置及び廃止の日時を報告するものとする。		
避難の状況	避難の勧告又は指示をした者、対象となった区域及び人員、避難場所、避難の勧告をした日時、避難の方法その他、必要事項について報告するものとする。		
応援要請	応援を要請した市町村名、人員、作業内容の概要、期間その他の必要な事項について報告するものとする。		
応急措置の概要	消防、水防その他の応急措置について概要を報告するものとする。		
救急活動の概要	被災者に対する救助活動について概要を報告するものとする。		
備考欄	災害の発生場所	被害を生じた市町村名又は地域名	
	災害の発生日時	被害を生じた日時又は期間	
	災害の種類概況	台風、大雨、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過	
	消防機関の活動状況	消防、水防、救急、救助、避難誘導等の活動状況	

7-7 被害状況判定基準

被害区分		判定基準
1 人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者、又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、1ヶ月以上の治療を要する見込みのものとする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、1ヶ月未満で治療できる見込みのものとする。
2 住家の被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	棟数	建造物の単位で1つの建築物をいう。 主屋より延べ面積の小さい付属物が付着している場合（同一棟でなくても同じ宅地内にあるもので、非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場）は、同一棟と見なす。
	世帯	生計を1つにしている実際の生活単位をいう。 例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいる者については、これを1世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても生活が別であれば分けて扱うものとする。
	全壊	住家が喪失したもので、具体的には住家の損壊もしくは流失した部分の面積が、その住家の延床面積の70%以上に達したもので、又は住家の主要構成要素の経済的被害をその住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。
	半壊	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できるもので、具体的には、損壊部分はその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害をその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したものと及び全壊、半壊には該当しないが、土砂、竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
3 非住家被害	非住家	住家以外の建物で、他の被害区分に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	非住家被害	全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。
4 田畑の被害	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため耕作が不能となったものとする。
	田の冠水	稲の先端がみえなくなる程度に水に浸かったものとする。
	畑の流失・埋没、冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。

被害区分	判定基準
文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
病院	医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条に規定する患者 20 人以上の収容施設を有する病院とする。
道路	道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。
橋りょう	道路を連絡するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
河川	河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川またはこれらのものの維持管理に必要な堤防、護岸、水利、床上その他の施設若しくは沿岸を保全するために防衛することを必要とする河岸とする。
港湾	港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、または港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
砂防	砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防施設は、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
崖くずれ	山崩れ及び崖崩れのうち、人家、道路等に影響を及ぼすものとする。
船舶被害	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
電話	災害により通話不能になった電話の回線数とする。
水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
電気	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。
ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石堀の箇所数とする。
罹災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常的生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。
罹災者	罹災世帯の構成員とする。
火災発生	地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。
公立文教施設	公共の文教施設とする。
農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。
公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象になる施設をいい、具体的には河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
その他の公共施設	公立土木施設、農林水産施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用または公共の用に供する施設とする。
公共施設被害市町村	公立文教施設、農林水産施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。

5
その他の被害

被害区分	判 定 基 準
林 産 被 害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
畜 産 被 害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
水 産 被 害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば漁具、漁船、水産物等の被害とする。
商 工 被 害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

7-8 災害調査票

災害調査票

(調査行政区名：)

災害名		
災害発生年月日		
調査員	調査年月日	
	課名	
	氏名	

注意事項

- 1 本調査は本部長からの指示後、3日以内に完了、報告を目指すものとする。
- 2 各欄に掲げる項目で該当するものは○で囲む。但し、浸水の場合は浸水程度を記入。
- 3 備考欄に具体的な被害状況を記入。

所在地 世帯主氏名 及び店舗・事務所名	建物の用途	主たる被害の原因	被害区分				その他	人的被害	備考
			住家		非住家				
			浸水	損壊	公共建物	その他			
	住宅・店舗・事務所・工場・その他	浸水・土砂・風災・火災・震災・その他	床上 (cm) 床下	全壊 半壊 一部	全壊 半壊 一部	全壊 半壊 一部	電気・水道・ガス・電話・地すべり等		
	住宅・店舗・事務所・工場・その他	浸水・土砂・風災・火災・震災・その他	床上 (cm) 床下	全壊 半壊 一部	全壊 半壊 一部	全壊 半壊 一部	電気・水道・ガス・電話・地すべり等		
	住宅・店舗・事務所・工場・その他	浸水・土砂・風災・火災・震災・その他	床上 (cm) 床下	全壊 半壊 一部	全壊 半壊 一部	全壊 半壊 一部	電気・水道・ガス・電話・地すべり等		
	住宅・店舗・事務所・工場・その他	浸水・土砂・風災・火災・震災・その他	床上 (cm) 床下	全壊 半壊 一部	全壊 半壊 一部	全壊 半壊 一部	電気・水道・ガス・電話・地すべり等		
	住宅・店舗・事務所・工場・その他	浸水・土砂・風災・火災・震災・その他	床上 (cm) 床下	全壊 半壊 一部	全壊 半壊 一部	全壊 半壊 一部	電気・水道・ガス・電話・地すべり等		
	住宅・店舗・事務所・工場・その他	浸水・土砂・風災・火災・震災・その他	床上 (cm) 床下	全壊 半壊 一部	全壊 半壊 一部	全壊 半壊 一部	電気・水道・ガス・電話・地すべり等		
	住宅・店舗・事務所・工場・その他	浸水・土砂・風災・火災・震災・その他	床上 (cm) 床下	全壊 半壊 一部	全壊 半壊 一部	全壊 半壊 一部	電気・水道・ガス・電話・地すべり等		
	住宅・店舗・事務所・工場・その他	浸水・土砂・風災・火災・震災・その他	床上 (cm) 床下	全壊 半壊 一部	全壊 半壊 一部	全壊 半壊 一部	電気・水道・ガス・電話・地すべり等		

7-9 避難勧告等発令情報

別紙様式1

避難勧告等発令情報（市町村用）

市・町・村

送付日時： 月 日 時 分

1 避難情報の別（番号を○印で囲む）

① 避難準備情報（根拠：地域防災計画等）

「避難勧告」より前の段階で発令され、避難に時間を要する高齢者や障がい者等に避難開始を、その他の人々に避難準備を求めるものである。

② 避難勧告（根拠：災害対策基本法第60条）

「勧告」とは、その地域の居住者等を拘束するものではないが、居住者等が「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め又は促す行為。

③ 避難指示（根拠：災害対策基本法第60条）

「指示」とは、被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、居住者等を避難のため立ち退かせるものである。

2 発令日時 月 日 時 分

3 対象地域等

	対象地域（字・区）	世帯数、人数	（フリガナ） 避難所	避難理由※1 （①～⑦）
①		世帯 人		
②		世帯 人		
③		世帯 人		
④		世帯 人		
⑤		世帯 人		

※1 避難理由（該当理由が複数ある場合は、該当の数字分記入すること）

- ①大雨による浸水の危険があるため
- ②大雨による土砂災害の危険があるため
- ③地震による土砂災害の危険があるため
- ④地震による家屋崩壊の危険があるため
- ⑤地震による津波発生のおそれがあるため
- ⑥地震による津波警報が発表されたため
- ⑦その他（ ）

発信者の課・職・氏名

電話（公衆回線）

FAX（公衆回線）

電話（防災無線）

FAX（防災無線）

※2 防災無線とは、県総合行政情報通信ネットワークの無線通信回線

7-10 避難者カード

整理番号 ()

避難者カード

収容避難所		担当職員	
-------	--	------	--

住 所					
氏 名	続柄	性別	年齢	入所日	備 考

● 離散家族

氏 名	続柄	性別	年齢	入所日	備 考

※ 世帯ごとに作成すること。

7-12 避難場所・避難所の設置基準

区分	分類定義	指定・整備	備考
広域避難場所	大地震時に周辺地区からの避難者を収容し、地震後発生する市街地火災や危険物、建物崩壊等から避難者の生命を保護するために必要な面積を有し、ボランティア等の活動拠点となる公園、緑地、学校のグラウンド、団地の広場等をいう。	○総面積 10ha 以上の公園、緑地、グラウンド、校庭、公共空地等で、市街地火災からの輻射熱に対して安全な面積が確保できること。 ○収容人口は、広域避難場所の形状、避難滞在時間、避難時の行動などの利用形態等を勘案して、安全な面積に対し1人あたり1㎡を確保して算定すること。	本町には、総面積 10ha 以上の公園等の敷地がないため、ある程度の面積を有し、市街地火災等からの輻射熱に対して安全が確保できる公園等の敷地とする。
一時避難場所	広域避難場所へ避難する前の中継地点で、避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は集団を形成する場所とし、集合した人々の安全がある程度確保されるスペースをもつ公園、緑地、団地の広場等をいう。	○学校のグラウンド、境内、公園緑地、団地の広場等で、集合する避難者の安全がある程度確保されるスペースを有すること。 ○一定の地域単位に臨時応急的に集団を形成するので、集合する人々の生活圏と関連した場所とすること。	
避難路	広域避難場所へ通じる道路又は緑道であって、避難圏域内の住民を当該広域避難場所に迅速かつ安全に避難させるための道路等をいう。	○広域避難場所に通じる道路又は緑道であること。 ○震災時に一部普通となる場合に備え、代替の避難路にも配慮すること。	
避難所	小規模災害 火災や危険物等による局地的な災害により、家屋等が現に被害を受けた者又は受けるおそれがある者を一時的に公民館など既存建物等に収容し保護する所である。	○宿泊、給食等の生活機能が確保できる施設である。 ○原則として自治会単位と指定設置する。 ○耐震、耐火構想の公共建築物（学校、公民館等）を利用する。	避難者の範囲：災害・住家被害等を受けた者、受けるおそれのある者で、緊急に避難する必要があるときを含む。
	大規模災害 地震等の大規模災害による家屋の崩壊、焼失など現に被害を受けた者又は受けるおそれがある者を一時的に学校等既存の公共建物等に収容し保護する所である。	○収容基準は、概ね 3.3㎡あたり 2人とする。	
津波災害時の避難場所	緊急避難ビル 地震後急速に来襲する津波から避難者の生命を一時的に確保するため緊急避難する場所をいう。	○津波危険予想区域の避難時における緊急性を考慮し、避難距離が特に短い場所とする。 ○3階以上の建物や高台等の高所で、安全な場所を確保する。	既存の建物や場所から高所を確認。
	収容避難所 津波による災害から避難者を安全に収容し保護するために、必要な面積と施設を有する二次的広域避難場所である。	○地形等、津波による安全性と生活機能を確保し、避難所として利用可能な施設及び場所とする。	

7-13 自衛隊災害派遣要請依頼書

災害派遣要請書

第 号
年 月 日

沖縄県知事 様

八重瀬町長 印

自衛隊の災害派遣要請について（要求）

みだしのことについて、自衛隊法第 83 条第 1 項の規定による自衛隊の派遣を、下記のとおり要求します。

記

1 災害の状況及び派遣を要請する事由

(1) 災害の状況

(2) 派遣を要請する事由

2 派遣を希望する期間

年 月 日（ 時 分）から災害応急対策の実施が終了するまでの間

3 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 活動希望区域

(2) 活動内容

4 その他参考となるべき事項

災害派遣撤収要請書

第 号
年 月 日

沖縄県知事 様

八重瀬町長 印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収について

年 月 日付け 号により要求した自衛隊の災害派遣要請について、下記のとおり撤収要請を依頼します。

記

- 1 撤収要請日時
年 月 日 時 分
- 2 派遣された部隊
- 3 派遣人員及び従事作業の内容
- 4 その他参考となるべき事項

7-15 生活必需品等の供給状況

生活必需品等の供給状況

作成者					整理番号			
住家被害区分	世帯主氏名及び住所	世帯構成人員	供給月日	供給物資				供給額計
		人		品名				円
				単価				
		人		品名				円
				単価				
		人		品名				円
				単価				
		人		品名				円
				単価				
		人		品名				円
				単価				
		人		品名				円
				単価				
		人		品名				円
				単価				
		人		品名				円
				単価				

※「住家被害区分」欄に、全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水の別を記入すること。
 「供給物質」欄に、品名、単価及び数量を記入すること。

7-16 義援金品等受領証

義 援 金 品 等 受 領 証

(整理番号)

金 額 　　¥ _____

品 名	数 量	備 考

以上の通り受領いたしました。
ご厚意に厚くお礼申し上げます。

年 月 日

_____ 殿

八重瀬町災害対策本部長

八重瀬町長

印

7-17 車両通行止・緊急通行車両標章及び証明書

【様式1】〈車両通行止〉



- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは、1 cmとする。
- 3 図示の長さの単位はcmとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

【様式2】〈緊急通行車両標章〉



- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」、及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分は、白色、地は銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施す。
- 3 図示の長さの単位はcmとする。

【様式3】〈証明書〉

第	号		年	月	日
緊急通行車両確認証明書					
知事印 公安委員会印					
番号標に標示されている番号					
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)					
使用者	住所	() 局 番			
	氏名				
通行日時					
通行経路		出発地	目的地		
備考					

※ 用紙は、日本工業規格A5とする。

7-18 行方不明者届出票

行方不明者届出票		届出月日			
		受付番号			
		受付者氏名			
種別	1 行方不明者 2 身元不明遺体 3 その他				
氏名		性別		年齢	
本籍					
現住所					
死体の現場					
届出人 (氏名) (住所) (電話) (行方不明者等との続柄)					
識別事項 (着衣、所持品、身長、体格等)					

7-19 搜索者名簿

搜索者名簿

整理 番号	届出 年月日	搜索者				
		住所	氏名	年齢	身長	着衣その他の特徴
		届出人				
		住所	氏名	搜索者との関係	備考	
		搜索備考欄				
整理 番号	届出 年月日	搜索者				
		住所	氏名	年齢	身長	着衣その他の特徴
		届出人				
		住所	氏名	搜索者との関係	備考	
		搜索備考欄				
整理 番号	届出 年月日	搜索者				
		住所	氏名	年齢	身長	着衣その他の特徴
		届出人				
		住所	氏名	搜索者との関係	備考	
		搜索備考欄				

7-20 遺体調書

遺 体 調 書

		番 号				
搜索収容者						
遺体の種別		1 身元不明遺体 2 遺体引受人のいない遺体 3 その他				
遺体発見日時		年 月 日 時 分頃				
遺体発見場所						
遺体の身元	本 籍					
	住 所					
	氏 名		性 別	男 ・ 女	年 齢	歳 位
	識別事項（着衣、所持品、身長、体格等）					
遺族その他関係者	現住所	連絡先 ()				
	氏 名	(死亡者との続柄)				
	遺体の引受け	可 ・ 不可 (引渡し： 年 月 日)				
	遺骨の引取り	可 ・ 不可 (引渡し： 年 月 日)				
検視 (検分) 日 時	月 日 時 分	検視 (検分) 者				
検 案 日 時	月 日 時 分	検 案 医 師				
火葬許可証 公 布 日	年 月 日	火 葬 日	年 月 日			
(所持品の処理)				(備考)		

※ 複数の安置所を開設した場合、番号が重複しないよう番号の先頭に安置所名を明記する。

7-23 公用令書、公用変更令書及び公用取消令書

様式第1号

管理 使用 第 号 収用 <p style="text-align: center;">公 用 令 書</p> <p style="text-align: center;">住所 氏名</p> 災害対策基本法第71条の規定に基づき、次のとおり（管理・使用・収用）を使用する。							
平成 年 月 日 八重瀬町長 印							
名称	数量	所在場所	範囲	期間	引渡月日	引渡場所	備考

様式第2号

保管第 号 <p style="text-align: center;">公 用 令 書</p> <p style="text-align: center;">住所 氏名</p> 災害対策基本法第71条の規定に基づき、次のとおり物資保管する。				
平成 年 月 日 八重瀬町長 印				
保管すべき物資の種類	数量	保管すべき場所	保管すべき期間	備考

様式第 3 号

従事 協力 第 号 <div style="text-align: center;">公 用 令 書</div> <div style="text-align: right;">住所 氏名</div> 災害対策基本法第 71 条の規定に基づき、次のとおり（従事・協力）する。	
平成 年 月 日 八重瀬町長 印	
従事（協力）すべき業務	
従事（協力）すべき場所	
従事（協力）すべき期間	
出頭すべき日時	
出張すべき場所	
備 考	

様式第 4 号

変更第 号 <div style="text-align: center;">公 用 令 書</div> <div style="text-align: right;">住所 氏名</div> 災害対策基本法第 71 条の規定に基づく公用令書（ 年 月 日第 号）に係る処分を次のとおり変更したので、同法施行令第 34 条第 1 項の規定によりこれを交付する。	
平成 年 月 日 八重瀬町長 印	
変更した処分の内容	

7-25 住家被害調査票

住家被害調査票 (木造・プレハブ)

整理番号

住家所在地			
所有者		調査日	年 月 日
居住者		調査員氏名	
連絡先等			

〈1〉

○一見して	※該当する場合は口にチェックし調査終了。該当しない場合 〈2〉へ進む。 ・住家全部が倒壊 (= 全壊判定。) <input type="checkbox"/> ・住家の一部の階が全部倒壊 (= 全壊判定。) <input type="checkbox"/>
-------	--

〈2〉

(1) 傾斜	※測定結果を下表に記入し、該当するものの口にチェックする。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>測定箇所</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>平均</td> </tr> <tr> <td>水平距離(mm)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> ・傾斜の状況(スケッチ等) [チェック欄:()内は下げ振り 1200mm の場合の例] ・1/20 以上(60mm 以上) = 全壊判定 <input type="checkbox"/> ・1/60 以上 1/20 未満(20mm 以上 60mm 未満) = 損害割合 15%とし、(2)へ進む。 <input type="checkbox"/> ・1/60mm 未満(20mm 未満) = 傾斜判定は行わず、(2)へ進む <input type="checkbox"/>	測定箇所							平均	水平距離(mm)							
測定箇所							平均										
水平距離(mm)																	

(2) 部位の破損状況(傾斜が 1/20 未満の場合に行う。)

①屋根(10%)	・損傷屋根面割合 <input type="text"/> …(ア) ・損傷程度(%) <input type="text"/> …(イ) (↑各々10, 25, 50, 75, 100 のいずれかの数値を記入。) ・(ア)×(イ) <input type="text"/> 合計 …(ウ) ・よって、屋根全体の損害割合…(ウ)×0.1(構成比) = <input type="text"/> %…A																								
②柱 (又は耐力壁) (30%)	□柱の損傷で判定する場合 ・損傷柱の状況 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>程度 (エ)</td> <td>柱の本数(本) (オ)</td> <td>$\frac{(エ) \times (オ)}{\Sigma オ(オの縦計)}$</td> </tr> <tr> <td>無・軽微</td> <td></td> <td>←この欄には「軽微・無被害の柱」の本数を記入。</td> </tr> <tr> <td>10%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>25%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>50%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>75%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>100%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>…(カ)</td> </tr> </table> ※(カ)が75%以上である場合、全壊判定 <input type="checkbox"/> ・よって、柱全体の損害割合…(カ)×0.3(構成比) = <input type="text"/> %…B1	程度 (エ)	柱の本数(本) (オ)	$\frac{(エ) \times (オ)}{\Sigma オ(オの縦計)}$	無・軽微		←この欄には「軽微・無被害の柱」の本数を記入。	10%			25%			50%			75%			100%			合計		…(カ)
程度 (エ)	柱の本数(本) (オ)	$\frac{(エ) \times (オ)}{\Sigma オ(オの縦計)}$																							
無・軽微		←この欄には「軽微・無被害の柱」の本数を記入。																							
10%																									
25%																									
50%																									
75%																									
100%																									
合計		…(カ)																							

住家所在地			
所有者		調査日	年 月 日
居住者		調査員氏名	
連絡先等			

〈3〉

(1) 傾斜 ※測定結果を下表に記入し、該当するものの口にチェックする。

測定箇所							平均
水平距離(mm)							

・傾斜の状況(スケッチ等)

[チェック欄:()内は下げ振り 1200mm の場合の例]

・1/20 以上(60mm 以上) = 全壊判定

・1/60 以上 1/20 未満(20mm 以上 60mm 未満) 損害割合 15%とし、(2)へ進む。

・1/60mm 未満(20mm 未満) = 傾斜判定は行わず、(2)へ進む

(2) 部位の破損状況(傾斜が 1/20 未満の場合に行う。)

①屋根(10%)

・損傷屋根面割合 …(ア)

・損傷程度(%) …(イ)
(↑各々10, 25, 50, 75, 100 のいずれかの数値を記入。)

・(ア)×(イ) 合 計 …(ウ)

・よって、屋根全体の損害割合…(ウ)×0.1(構成比) = %…A

②柱 (又は耐力壁) (20%)

柱の損傷で判定する場合

程度 (エ)	柱の本数(本) (オ)	$\frac{(エ) \times (オ)}{\sum \text{オ(オの縦計)}}$
無・軽微		←この欄には「軽微・無被害の柱」の本数を記入。
10%		
25%		
50%		
75%		
100%		
合 計		…(カ)

※(カ)が 75%以上である場合、全壊判定

・よって、柱全体の損害割合…(カ)×0.2(構成比) = %…B1

耐力壁の損傷で判定する場合

・損傷外壁面割合 …(キ)

・損傷程度 …(ク)
(↑各々10, 25, 50, 75, 100 のいずれかの数値を記入。)

・(キ)×(ク) 合 計 …(ケ)

※(ケ)が 75%以上である場合、全壊判定

・よって、耐力壁全体の損害割合…(ケ)×0.2(構成比) = %…B2

③床(+階段) (10%)	<ul style="list-style-type: none"> ・損傷床(階段)割合 <input style="width: 100px;" type="text"/> …(コ) ・損傷程度(%) <input style="width: 100px;" type="text"/> …(サ) (↑各々10, 25, 50, 75, 100のいずれかの数値を記入。) ・(ア)×(イ) <input style="width: 100px;" type="text"/> 合 計 …(シ) ・よって、床(階段)全体の損害割合…(シ)×0.1(構成比) = <input style="width: 80px;" type="text"/> %…C 																								
④外壁(15%)	<ul style="list-style-type: none"> ・損傷外壁面割合 <input style="width: 100px;" type="text"/> …(ス) ・損傷程度(%) <input style="width: 100px;" type="text"/> …(セ) (↑各々10, 25, 50, 75, 100のいずれかの数値を記入。) ・(ス)×(セ) <input style="width: 100px;" type="text"/> 合 計 …(ソ) ・よって、外壁全体の損害割合…(ソ)×0.15(構成比) = <input style="width: 80px;" type="text"/> %…D 																								
⑤内壁(15%)	<ul style="list-style-type: none"> ・損傷内壁面割合 <input style="width: 100px;" type="text"/> …(タ) ・損傷程度(%) <input style="width: 100px;" type="text"/> …(チ) (↑各々10, 25, 50, 75, 100のいずれかの数値を記入。) ・(タ)×(チ) <input style="width: 100px;" type="text"/> 合 計 …(ツ) ・よって、内壁全体の損害割合…(ツ)×0.1(構成比) = <input style="width: 80px;" type="text"/> %…E 																								
⑥天井(5%)	<ul style="list-style-type: none"> ・損傷内壁面割合 <input style="width: 100px;" type="text"/> …(テ) ・損傷程度(%) <input style="width: 100px;" type="text"/> …(ト) (↑各々10, 25, 50, 75, 100のいずれかの数値を記入。) ・(テ)×(ト) <input style="width: 100px;" type="text"/> 合 計 …(ナ) ・よって、天井全体の損害割合…(ナ)×0.5(構成比) = <input style="width: 80px;" type="text"/> %…F 																								
⑦建具(10%)	<p>□柱の損傷で判定する場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">程度 (ニ)</th> <th style="width: 20%;">柱の本数(本) (ヌ)</th> <th style="width: 60%;">(ニ)×(ヌ) Σヌ(ヌの縦計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無・軽微</td> <td></td> <td>←この欄には「軽微・無被害の建具」の本数を記入。</td> </tr> <tr> <td>10%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>25%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>50%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>75%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>100%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td>…(ネ)</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・よって、建具全体の損害割合…(ネ)×0.1(構成比) = <input style="width: 80px;" type="text"/> %…G 	程度 (ニ)	柱の本数(本) (ヌ)	(ニ)×(ヌ) Σヌ(ヌの縦計)	無・軽微		←この欄には「軽微・無被害の建具」の本数を記入。	10%			25%			50%			75%			100%			合 計		…(ネ)
程度 (ニ)	柱の本数(本) (ヌ)	(ニ)×(ヌ) Σヌ(ヌの縦計)																							
無・軽微		←この欄には「軽微・無被害の建具」の本数を記入。																							
10%																									
25%																									
50%																									
75%																									
100%																									
合 計		…(ネ)																							

⑧基礎 (10%)	<p>・外周基礎長 <input style="width: 100px;" type="text"/> m …(ノ)</p> <p>・損傷基礎長 <input style="width: 100px;" type="text"/> m …(ハ)</p> <p style="margin-left: 100px;">(ハ) ÷ (ノ) × 100 = <input style="width: 100px;" type="text"/> % …(ヒ)</p> <p style="text-align: right;">※(ヒ)が75%以上である場合、全壊判定。 <input type="checkbox"/></p> <p>・よって、基礎全体の損害割合…(ソ) × 0.1 (構成比) = <input style="width: 100px;" type="text"/> % …H</p>
⑨設備 (5%)	<p>・設備の損傷を具体的に記入する。</p> <p>・よって、設備全体の損害割合… <input style="width: 100px;" type="text"/> % …J</p>
⑩集計	<p><input type="checkbox"/> 傾斜が 1/60 以上の 1/20 未満のとき</p> <p>・傾斜 (15%) + A + C + D + E + F + G + I = <input style="width: 100px;" type="text"/> % …J</p> <p>・A + (B1 又は B2) + C + D + E + F + G + H + I <input style="width: 100px;" type="text"/> % …K</p> <p>・J と K を比較した結果、大きい数値は <input style="width: 100px;" type="text"/> % = 住家全体の損害割合</p> <hr/> <p><input type="checkbox"/> 傾斜が 1/60 未満のとき</p> <p>・A + (B1 又は B2) + C + D + E + F + G + H + I <input style="width: 100px;" type="text"/> % = 住家全体の損害割合</p>
⑪特記事項	

(注1) 計算は、その都度小数第1位を四捨五入する。

(注2) 損傷面の割合は、全体を「1」として算定する。

住家所在地			
所有者		調査日	年 月 日
居住者		調査員氏名	
連絡先等			

〈1〉

○一見して	※該当する場合は口にチェックし調査終了。該当しない場合 〈2〉 へ進む。 ・住家全部が倒壊（＝全壊判定。） <input type="checkbox"/> ・住家の一部の階が全部倒壊（＝全壊判定。） <input type="checkbox"/>
-------	---

〈2〉

(1) 傾斜	※測定結果を下表に記入し、該当するものの口にチェックする。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>測定箇所</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>平均</td> </tr> <tr> <td>水平距離(mm)</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table> ・傾斜の状況（スケッチ等） [チェック欄：()内は下げ振り 1200mm の場合の例] ・1/30 以上(40mm 以上)＝全壊判定 <input type="checkbox"/> ・1/60 以上 1/30 未満(20mm 以上 40mm 未満)損害割合 20%とし、(2)へ進む。 <input type="checkbox"/> ・1/60mm 未満(20mm 未満)＝傾斜判定は行わず、(2)へ進む <input type="checkbox"/>	測定箇所								平均	水平距離(mm)								
測定箇所								平均											
水平距離(mm)																			

(2) 部位の破損状況（傾斜が 1/30 未満の場合に行う。）

①-1. 柱 (60%)	□柱の損傷で判定する場合 ・損傷柱の状況 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>程度 (エ)</th> <th>柱の本数(本) (オ)</th> <th>$\frac{(エ) \times (オ)}{\Sigma \text{オ(オの縦計)}}$</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無・軽微</td> <td></td> <td>←この欄には「軽微・無被害の柱」の本数を記入。</td> </tr> <tr> <td>10%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>25%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>50%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>75%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>100%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>・・・(ウ)</td> </tr> </tbody> </table> ※(カ)が75%以上である場合、全壊判定 <input type="checkbox"/> ・よって、柱全体の損害割合・・・(ウ)×0.6(構成比) = <input type="text"/> %・・・A1	程度 (エ)	柱の本数(本) (オ)	$\frac{(エ) \times (オ)}{\Sigma \text{オ(オの縦計)}}$	無・軽微		←この欄には「軽微・無被害の柱」の本数を記入。	10%			25%			50%			75%			100%			合計		・・・(ウ)
程度 (エ)	柱の本数(本) (オ)	$\frac{(エ) \times (オ)}{\Sigma \text{オ(オの縦計)}}$																							
無・軽微		←この欄には「軽微・無被害の柱」の本数を記入。																							
10%																									
25%																									
50%																									
75%																									
100%																									
合計		・・・(ウ)																							
①-2. 外壁 (90%)	□外壁の損傷で判定する場合 ・損傷外壁面割合 <input type="text"/> ……(エ) (↑各々10, 25, 50, 75, 100 のいずれかの数値を記入。) ・損傷程度 <input type="text"/> ……(オ) 合計 ・(エ)×(オ) <input type="text"/> ……(カ) ・よって、外壁全体の損害割合・・・(カ)×0.9(構成比) = <input type="text"/> %・・・A2																								

住家所在地			
所有者		調査日	年 月 日
居住者		調査員氏名	
連絡先等			

〈3〉

(1) 傾斜

※測定結果を下表に記入し、該当するものの口にチェックする。

測定箇所							平均
水平距離(mm)							

・傾斜の状況(スケッチ等)

[チェック欄:()内は下げ振り 1200mm の場合の例]

・1/30 以上(40mm 以上) = 全壊判定

・1/60 以上 30 未満(20mm 以上 60mm 未満) 損害割合 20%とし、(2)へ進む。

・1/60mm 未満(20mm 未満) = 傾斜判定は行わず、(2)へ進む

(2) 部位の破損状況(傾斜が 1/30 未満の場合に行う。)

①柱
(又は耐力壁)
(50%)

□柱の損傷で判定する場合

・損傷柱の状況

程度 (エ)	柱の本数(本) (オ)	$\frac{(エ) \times (オ)}{\Sigma オ(オの縦計)}$
無・軽微		←この欄には「軽微・無被害の柱」の本数を記入。
10%		
25%		
50%		
75%		
100%		
合計		…(ウ)

※(カ)が 75%以上である場合、全壊判定

・よって、柱全体の損害割合…(ウ)×0.6(構成比) = %…A1

□耐力壁の損傷で判定する場合

・損傷耐力壁面割合 …(エ)

・損傷程度(%) …(オ)

(↑各々10, 25, 50, 75, 100 のいずれかの数値を記入。)

(なお、鉄骨造の場合は 10, 25, 50, 75, 100 のいずれかの数値を記入。)

合計

・(エ)×(オ) …(カ)

※(ケ)が 75%以上である場合、全壊判定

・よって、耐力壁全体の損害割合…(カ)×0.5(構成比) = %…A2

②床・梁(10%)

・損傷床・梁割合 …(キ)

・損傷程度(%) …(ク)

(↑各々10, 25, 50, 75, 100 のいずれかの数値を記入。)

※梁の破損率 75%場合以上であれば全壊判定

合計

・(キ)×(ク)

・よって、床・梁全体の損害割合…(ク)×0.1(構成比) = %…B

③外部仕上・雑壁・屋根等 (10%)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 損傷仕上等割合 <input style="width: 100px;" type="text"/> …(コ) ・ 損傷程度(%) <input style="width: 100px;" type="text"/> …(サ) (↑各々10, 25, 50, 75, 100 のいずれかの数値を記入。) ・ (コ)×(サ) <input style="width: 100px;" type="text"/> 合 計 …(シ) <p style="text-align: right;">※(ケ)が75%以上である場合、全壊判定。 <input type="checkbox"/></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ よって、外部仕上等全体の損害割合…(シ)×0.1(構成比) = <input style="width: 80px;" type="text"/> %…C 																								
④内部仕上・天井等(10%)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 損傷仕上等割合 <input style="width: 100px;" type="text"/> …(ス) ・ 損傷程度(%) <input style="width: 100px;" type="text"/> …(セ) (↑各々10, 25, 50, 75, 100 のいずれかの数値を記入。) ・ (ス)×(セ) <input style="width: 100px;" type="text"/> 合 計 …(ソ) <p style="text-align: right;">※(ケ)が75%以上である場合、全壊判定。 <input type="checkbox"/></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ よって、内部仕上等全体の損害割合…(ソ)×0.1(構成比) = <input style="width: 80px;" type="text"/> %…D 																								
⑤建具(10%)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 損傷建具の状況 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">程度 (タ)</th> <th style="width: 30%;">柱の本数(本) (チ)</th> <th style="width: 50%;">(タ)×(チ) Σチ(チの縦計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無・軽微</td> <td></td> <td>←この欄には「軽微・無被害の建具」の本数を記入。</td> </tr> <tr> <td>10%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>25%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>50%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>75%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>100%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td>…(ツ)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※(カ)が75%以上である場合、全壊判定 <input type="checkbox"/></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ よって、建具全体の損害割合…(ツ)×0.1(構成比) = <input style="width: 80px;" type="text"/> %…E 	程度 (タ)	柱の本数(本) (チ)	(タ)×(チ) Σチ(チの縦計)	無・軽微		←この欄には「軽微・無被害の建具」の本数を記入。	10%			25%			50%			75%			100%			合 計		…(ツ)
程度 (タ)	柱の本数(本) (チ)	(タ)×(チ) Σチ(チの縦計)																							
無・軽微		←この欄には「軽微・無被害の建具」の本数を記入。																							
10%																									
25%																									
50%																									
75%																									
100%																									
合 計		…(ツ)																							
⑥設備等 (+外部階段) (10%)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設備の損傷を具体的に記入する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ よって、設備全体の損害割合… <input style="width: 80px;" type="text"/> %…F 																								

⑦集計	<p>□傾斜が 1/60 以上の 1/30 未満のとき</p> <p style="margin-left: 40px;">・ 傾斜 (20%) + C + D + E + F = %・・・G</p> <p style="margin-left: 40px;">・ (A1 又は A2) + B + C + D + E + F = %・・・H</p> <p>G と H を比較した結果、大きい数値は %=住家全体の損害割合</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>□傾斜が 1/60 未満のとき</p> <p>(A1 又は A2) + B + C + D + E + F = %=住家全体の損害割合</p>
⑧特記事項	

(注 1) 計算は、その都度小数第 1 位を四捨五入する。

(注 2) 損傷面の割合は、全体を「1」として算定する。

住家所在地			
所有者	調査日	年	月 日
居住者	調査員氏名		
連絡先等			

〈1〉

○浸水	※該当する場合は口にチェックする。 ・浸水が床上まで達していない(調査終了。) <input type="checkbox"/> ・浸水が床上まで達している(= 〈2〉へ進む。) <input type="checkbox"/> ・浸水被害に加え、物理的な被害が生じている(=混合被害調査表へ進む。) <input type="checkbox"/>
-----	--

〈2〉

部位の破損状況	
①屋根(10%)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 損傷屋根面割合 <input style="width: 100px;" type="text"/> …(ア) ・ 損傷程度(%) <input style="width: 100px;" type="text"/> …(イ) (↑各々25 または 50 のいずれかの数値を記入。) ・ (ア)×(イ) <input style="width: 100px;" type="text"/> 合 計 …(ウ) ・ よって、内部仕上等全体の損害割合…(ウ)×0.1(構成比) = <input style="width: 80px;" type="text"/> %…a
②床(+階段)(10%)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 損傷床(階段)割合 <input style="width: 100px;" type="text"/> …(エ) ・ 損傷程度(%) <input style="width: 100px;" type="text"/> …(オ) (↑各々25 または 50 のいずれかの数値を記入。) ・ (エ)×(オ) <input style="width: 100px;" type="text"/> 合 計 …(カ) ・ よって、床(階段)全体の損害割合…(カ)×0.1(構成比) <input style="width: 80px;" type="text"/> %…c
③外壁(15%)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 損傷外壁面割合 <input style="width: 100px;" type="text"/> …(キ) ・ 損傷程度(%) <input style="width: 100px;" type="text"/> …(ク) (↑各々50 または 100 のいずれかの数値を記入。) ・ (キ)×(ク) <input style="width: 100px;" type="text"/> 合 計 …(カ) ・ よって、外壁全体の損害割合…(ケ)×0.15(構成比) <input style="width: 80px;" type="text"/> %…d
④内壁(15%)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 損傷内壁面割合 <input style="width: 100px;" type="text"/> …(コ) ・ 損傷程度(%) <input style="width: 100px;" type="text"/> …(サ) (↑各々30 または 100 のいずれかの数値を記入。) ・ (コ)×(サ) <input style="width: 100px;" type="text"/> 合 計 …(シ) ・ よって、外壁全体の損害割合…(シ)×0.15(構成比) <input style="width: 80px;" type="text"/> %…e

⑤天井 (5%)

・ 損傷天井面割合 ... (ス)

・ 損傷程度 (%) ... (セ)
(↑各々30 または 100 のいずれかの数値を記入。)

・ (ス) × (セ) 合 計 ... (ソ)

・ よって、天井全体の損害割合... (ソ) × 0.05 (構成比) %... f

⑥建具 (10%)

・ 損傷建具の状況

程度 (タ)	柱の本数(本) (チ)	$\frac{(タ) \times (チ)}{\Sigma チ(チの縦計)}$
無・軽微		←この欄には「軽微・無被害の建具」の本数を記入。
15%		
100%		
合 計		... (ツ)

・ よって、建具全体の損害割合... (ツ) × 0.1 (構成比) = %... g

⑦設備 (5%)

・ 設備の損傷を具体的に記入する。

・ よって、設備全体の損傷割合... %... i

⑧集計

浸水被害のみの場合

$A+c+d+e+f+g+i=$ %= 住家全体の損害割合

混合被害の場合(比較して大きい数値をとる)

比較表

屋根	A 対 a	
柱(又は耐震壁)及び基礎対傾斜	(B1 又は B2) + H 対 傾斜...	
床(+階段)	C 対 c...	
外壁	D 対 d...	
内壁	E 対 e...	
天井	F 対 f...	
建具	G 対 g...	
設備	I 対 i...	

%= 住家全体の損害割合

⑨特記事項

(注1) 計算は、その都度小数第1位を四捨五入する。

(注2) 損傷面の割合は、全体を「1」として算定する。

③床(+階段) (10%)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 損傷床(階段)割合 <input style="width: 100px;" type="text"/> …(コ) ・ 損傷程度(%) <input style="width: 100px;" type="text"/> …(サ) (↑各々10, 25, 50, 75, 100のいずれかの数値を記入。) ・ (キ)×(ク) <input style="width: 100px;" type="text"/> 合 計 …(シ) ・ よって、床(階段)全体の損害割合…(シ)×0.1(構成比) = <input style="width: 50px;" type="text"/> %…C 																								
④外壁(15%)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 損傷外壁面割合 <input style="width: 100px;" type="text"/> …(ス) ・ 損傷程度(%) <input style="width: 100px;" type="text"/> …(セ) (↑各々10, 25, 50, 75, 100のいずれかの数値を記入。) ・ (ス)×(セ) <input style="width: 100px;" type="text"/> 合 計 …(ソ) ・ よって、外壁全体の損害割合…(ソ)×0.15(構成比) = <input style="width: 50px;" type="text"/> %…D 																								
⑤内壁(15%)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 損傷内壁面割合 <input style="width: 100px;" type="text"/> …(タ) ・ 損傷程度(%) <input style="width: 100px;" type="text"/> …(チ) (↑各々10, 25, 50, 75, 100のいずれかの数値を記入。) ・ (タ)×(チ) <input style="width: 100px;" type="text"/> 合 計 …(ツ) ・ よって、内壁全体の損害割合…(ツ)×0.15(構成比) = <input style="width: 50px;" type="text"/> %…E 																								
⑥天井(5%)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 損傷天井面割合 <input style="width: 100px;" type="text"/> …(テ) ・ 損傷程度(%) <input style="width: 100px;" type="text"/> …(ト) (↑各々10, 25, 50, 75, 100のいずれかの数値を記入。) ・ (テ)×(ト) <input style="width: 100px;" type="text"/> 合 計 …(ナ) ・ よって、外壁全体の損害割合…(ソ)×0.05(構成比) = <input style="width: 50px;" type="text"/> %…F 																								
⑦建具(10%)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 損傷建具の状況 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">程度 (ニ)</th> <th style="width: 30%;">柱の本数(本) (ヌ)</th> <th style="width: 50%;">(ニ)×(ヌ) Σヌ(ヌの縦計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無・軽微</td> <td></td> <td>←この欄には「軽微・無被害の建具」の本数を記入。</td> </tr> <tr> <td>15%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>25%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>50%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>75%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>100%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td>…(ネ)</td> </tr> </tbody> </table> ・ よって、建具全体の損害割合…(ネ)×0.1(構成比) = <input style="width: 50px;" type="text"/> %…G 	程度 (ニ)	柱の本数(本) (ヌ)	(ニ)×(ヌ) Σヌ(ヌの縦計)	無・軽微		←この欄には「軽微・無被害の建具」の本数を記入。	15%			25%			50%			75%			100%			合 計		…(ネ)
程度 (ニ)	柱の本数(本) (ヌ)	(ニ)×(ヌ) Σヌ(ヌの縦計)																							
無・軽微		←この欄には「軽微・無被害の建具」の本数を記入。																							
15%																									
25%																									
50%																									
75%																									
100%																									
合 計		…(ネ)																							

⑧基礎(10%)	<p>・外周基礎長 <input style="width: 100px;" type="text"/> m …(ノ)</p> <p>・損傷基礎長 <input style="width: 100px;" type="text"/> m …(ハ)</p> <p style="margin-left: 40px;">(ハ)÷(ノ)×100= <input style="width: 100px;" type="text"/> %…(ヒ)</p> <p style="margin-left: 100px;">※(ヒ)が75%以上である場合、全壊判定。 <input type="checkbox"/></p> <p>・よって、基礎全体の損害割合…(ヒ)×0.1(構成比)= <input style="width: 100px;" type="text"/> %…H</p>
⑨設備(5%)	<p><input type="checkbox"/>設備の損傷を具体的に記入する。</p> <p>・よって、設備全体の損害割合… <input style="width: 100px;" type="text"/> %…I</p>
⑩特記事項	

(注1) 計算は、その都度小数第1位を四捨五入する。
(注2) 損傷面の割合は、全体を「1」として算定する。

⑤集計	<input type="checkbox"/> 浸水被害のみの場合 $b+d+e+f=$ <input style="width: 100px;" type="text"/> %= 住家全体の損傷割合 <input type="checkbox"/> 混合被害の場合(比較して大きい数値をとる) 比較表 <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="padding: 5px;">柱(又は耐震壁)及び床・梁対傾斜</td> <td style="padding: 5px;">(A1 又は A2) + (B+b) 対傾斜・・・</td> <td style="width: 100px; height: 20px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">外部仕上・雑壁・屋根</td> <td style="padding: 5px;">C ・・・</td> <td style="width: 100px; height: 20px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">内部仕上・雑壁・屋根</td> <td style="padding: 5px;">D 対 d・・・</td> <td style="width: 100px; height: 20px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">建具</td> <td style="padding: 5px;">E 対 e・・・</td> <td style="width: 100px; height: 20px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">設備等(外部階段含む。)</td> <td style="padding: 5px;">F 対 f・・・</td> <td style="width: 100px; height: 20px;"></td> </tr> </table> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> <input style="width: 100px;" type="text"/> %= 住家全体の損傷割合 </div>	柱(又は耐震壁)及び床・梁対傾斜	(A1 又は A2) + (B+b) 対傾斜・・・		外部仕上・雑壁・屋根	C ・・・		内部仕上・雑壁・屋根	D 対 d・・・		建具	E 対 e・・・		設備等(外部階段含む。)	F 対 f・・・	
柱(又は耐震壁)及び床・梁対傾斜	(A1 又は A2) + (B+b) 対傾斜・・・															
外部仕上・雑壁・屋根	C ・・・															
内部仕上・雑壁・屋根	D 対 d・・・															
建具	E 対 e・・・															
設備等(外部階段含む。)	F 対 f・・・															
⑥特記事項																

(注1) 計算は、その都度小数第1位を四捨五入する。
(注2) 損傷面の割合は、全体を「1」として算定する。

住家所在地			
所有者		調査日	年 月 日
居住者		調査員氏名	
連絡先等			

〈構造種別〉 鉄骨造 鉄筋コンクリート造

(3)

(1) 傾斜

※測定結果を下表に記入し、該当するものの口にチェックする。

測定箇所							平均
水平距離(mm)							

・傾斜の状況(スケッチ等)

[チェック欄:()内は下げ振り 1200mm の場合の例]

・1/30 以上(40mm 以上) = 全壊判定

・1/60 以上 30 未満(20mm 以上 40mm 未満) 損害割合 20%とし、(2)へ進む。

・1/60mm 未満(20mm 未満) = 傾斜判定は行わず、(2)へ進む

(2) 部位の破損状況(傾斜が 1/30 未満の場合に行う。)

①柱
(又は耐力壁)
(50%)

柱の損傷で判定する場合

・損傷柱の状況

程度 (ア)	柱の本数(本) (イ)	$\frac{(ア) \times (イ)}{\Sigma (イ)}$ (イの縦計)
無・軽微		←この欄には「軽微・無被害の柱」の本数を記入。
10%		
25%		
50%		
75%		
100%		
合計		…(ウ)

※(ウ)が 75%以上である場合、全壊判定。

・よって、柱全体の損害割合…(ウ) × 0.5(構成比) = %…A1

耐力壁の損傷で判定する場合

・損傷耐力壁面割合 …(エ)

・損傷程度(%) …(オ)
(↑各々10, 25, 50, 75, 100 のいずれかの数値を記入。)

合計 …(カ)

※鉄筋コンクリート造の場合のみ(カ)が 75%以上である場合、全壊判定。

・よって、耐力壁全体の損害割合…(カ) × 0.5(構成比) = %…A2

③外部仕上・雑壁・屋根等 (10%)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 損傷仕上等割合 <input style="width: 100px;" type="text"/> …(コ) ・ 損傷程度(%) <input style="width: 100px;" type="text"/> …(サ) (↑各々10, 25, 50, 75, 100 のいずれかの数値を記入。) ・ (コ)×(サ) <input style="width: 100px;" type="text"/> 合 計 …(シ) ・ よって、外部仕上等全体の損害割合…(シ)×0.1(構成比) = <input style="width: 100px;" type="text"/> %…C 																								
④内部仕上・天井等(10%)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 損傷仕上等割合 <input style="width: 100px;" type="text"/> …(ス) ・ 損傷程度(%) <input style="width: 100px;" type="text"/> …(セ) (↑各々10, 25, 50, 75, 100 のいずれかの数値を記入。) ・ (ス)×(セ) <input style="width: 100px;" type="text"/> 合 計 …(ソ) ・ よって、内部仕上等全体の損害割合…(ソ)×0.1(構成比) <input style="width: 100px;" type="text"/> %…D 																								
⑤建具(10%)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 損傷建具の状況 <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">程度 (タ)</th> <th style="width: 25%;">柱の本数(本) (チ)</th> <th style="width: 60%;">(タ)×(チ) Σチ(チの縦計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無・軽微</td> <td></td> <td>←この欄には「軽微・無被害の建具」の本数を記入。</td> </tr> <tr> <td>10%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>25%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>50%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>75%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>100%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td>…(ウ)</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ よって、建具全体の損害割合…(ウ)×0.1(構成比) = <input style="width: 100px;" type="text"/> %…E 	程度 (タ)	柱の本数(本) (チ)	(タ)×(チ) Σチ(チの縦計)	無・軽微		←この欄には「軽微・無被害の建具」の本数を記入。	10%			25%			50%			75%			100%			合 計		…(ウ)
程度 (タ)	柱の本数(本) (チ)	(タ)×(チ) Σチ(チの縦計)																							
無・軽微		←この欄には「軽微・無被害の建具」の本数を記入。																							
10%																									
25%																									
50%																									
75%																									
100%																									
合 計		…(ウ)																							
⑥設備等 (+外部階段) (10%)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設備の損傷を具体的に記入する。 ・ よって、設備全体の損害割合… <input style="width: 100px;" type="text"/> %…F 																								
⑦特記事項																									

(注1) 計算は、その都度小数第1位を四捨五入する。

(注2) 損傷面の割合は、全体を「1」として算定する。

7-26 罹災証明書等

(第1号様式)

<h2 style="margin: 0;">罹災証明書交付申請書</h2>	
平成 年 月 日	
八重瀬町長 殿	
申請者	住所 _____ 氏名 _____ 印
下記のとおり罹災したことを証明願います。	
罹災日時	平成 年 月 日 午前・午後 時 分 ごろ
罹災場所	八重瀬町字 ()
罹災物件	建物(住家・非住家)・家財・車両・その他
罹災原因	落雷・台風(号)・洪水・浸水・その他()
罹災程度	()
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> 1. 位置図 2. 写真 3. その他

(第3号様式)

罹災届出証明書

平成 年 月 日

殿

罹災日	平成 年 月 日
罹災場所	()
罹災物件	建物(住家・非住家)・家財・車両・その他
罹災原因	落雷・台風(号)・洪水・浸水・その他()
罹災程度	

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

八重瀬町長

(第4号様式)

受付 番号	受 付 年 月 日	証明区分	申 請 者 住 所	氏 名	交付 枚数	摘 要
1		1・2	八重瀬町字			
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						

(注) 証明区分の欄は、罹災証明であれば1を、罹災届出証明であればを、○で囲むこと。

八重瀬町地域防災計画

(平成 27 年度修正)

発行 八重瀬町防災会議

事務局 八重瀬町総務課

島尻郡八重瀬町字具志頭 659 番地

電話 (098) 998-2200

F A X (098) 998-4745